

## 復興フォローアップ委員会（第3回）次第

日 時：平成20年3月23日（日）13:30～15:30

場 所：ラッセホール 地下1階 リリーの間

### 1 開 会

### 2 挨拶

### 3 議 事

#### （協議事項）

- (1) 震災の教訓の再整理について  
ワーキングチームの検討状況報告

- (2) 高齢者自立支援・まちのにぎわいづくりについて  
平成19年度復興フォローアッププロジェクト報告

#### （報告事項）

- (1) 復興の成果を県政に生かす3か年推進方策の取組状況について

### 4 閉 会

#### 配布資料

- |     |                              |
|-----|------------------------------|
| 資料1 | 阪神・淡路大震災の教訓の再整理 検討状況報告(たたき台) |
| 資料2 | 平成19年度復興フォローアッププロジェクト報告(案)   |
| 参考1 | 復興の成果を県政に生かす3か年推進方策の取組状況     |
| 参考2 | 平成20年度震災復興関連施策について           |

## 平成19年度復興フォローアップ委員会委員名簿

フォローアップ委員会（本委員会）〔 〃 : 座長、 〃 : 副座長〕

氏 名	所 属 ・ 職
磯辺 康子	神戸新聞社編集委員
市川 禮子	社会福祉法人きらくえん理事長
梶本 日出夫	神戸市副市長
加藤 恵正	兵庫県立大学教授
角野 幸博	関西学院大学教授
河野 昌弘	西宮市副市長
小林 郁雄	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表
立木 茂雄	同志社大学教授
地主 敏樹	神戸大学大学院教授
野崎 隆一	神戸まちづくり研究所理事
牧 紀男	京都大学防災研究所准教授
松原 一郎	関西大学教授
室崎 益輝	総務省消防庁消防研究センター所長
善積 康子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)主任研究員

〃 はワーキングチームメンバー（リーダーは室崎委員）

高齢者自立支援専門委員会〔 〃 : 委員長、 〃 : 副委員長〕

氏 名	所 属 ・ 職
市川 禮子	社会福祉法人きらくえん理事長
河合 由紀子	わ・輪・W a 尼崎代表
神崎 初美	兵庫県立大学地域ケア開発研究所准教授
佐藤 寿一	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会事務局次長
立木 茂雄	同志社大学教授
谷澤 義弘	兵庫県医師会常任理事
松原 一郎	関西大学教授
室崎 千重	県立福祉のまちづくり工学研究所特別研究員
山添 令子	コープこうべ生活文化・福祉部統括部長

まちのにぎわいづくり専門委員会〔 〃 : 委員長、 〃 : 副委員長〕

氏 名	所 属 ・ 職
東 朋治	(株)神戸ながたティ・エム・オー総括マネージャー
大西 研	西宮商工会議所事務局長
加藤 恵正	兵庫県立大学教授
角野 幸博	関西学院大学教授
小林 郁雄	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表
濱田 恵三	ジア・デザイン神戸所長
樋口 信子	樋口都市設計代表
古川 潤	(株)ラジオ関西代表取締役社長
森崎 清登	近畿タクシー(株)代表取締役社長

顧問

氏 名	所 属 ・ 職
新野幸次郎	神戸都市問題研究所理事長
野尻 武敏	ひょうご震災記念21世紀研究機構会長

# 阪神・淡路大震災の教訓の再整理 検討状況報告（たたき台）（案）

平成20年3月

復興フォローアップ委員会 ワーキングチーム





## 目次

I 震災の教訓の再整理の趣旨	1	⑥ 住宅の再建	24
1 目的	1	⑦ 住家の被害認定	25
2 考え方	1	⑧ 広域的な廃棄物処理	26
II 再整理の方針	2	(3) メッセージ3 心身の健康、生活資金、生きがいなどのくらしの回復	27
1 基本方針	2	① 生活の再建	28
2 整理の骨格	2	② 健康づくり	29
3 発信イメージ	3	③ こころのケア	30
【教訓項目一覧】	4	④ 子ども達のこころのケア	31
⑤ 災害時の学校運営	32	⑤ 災害時の学校運営	32
⑥ 生きがいづくり	33	⑥ 生きがいづくり	33
⑦ 芸術文化・スポーツ	34	⑦ 芸術文化・スポーツ	34
⑧ 要援護者の生活支援	35	⑧ 要援護者の生活支援	35
⑨ 県外避難者	36	⑨ 県外避難者	36
III 教訓の内容	5	(4) メッセージ4 地域経済の活性化としごとの確保	37
1 いのち＝自助、共助、公助で、被害を最小限に抑え、被災者の命を守る。		① 中小企業・地場産業の復興	38
(1) メッセージ1 命を守ること、命を救うことの大切さ	6	② 事業継続計画（BCP）	39
① 住宅の耐震化	7	③ まちのにぎわいづくり	40
② 自ら守る命と地域	8	④ 被災地の雇用確保	41
③ 公的機関の使命	9	⑤ 新しい働き方	42
④ 災害医療体制	10	⑥ 被災地での資金循環	43
⑤ 情報の把握・伝達	11	3 創る＝ひとと地域の活力を取り戻し、災害に強いひと・まち・文化を築く。	
⑥ 被災者への情報提供	12	(5) メッセージ5 人をつなぎ互いを助ける地域コミュニティ	44
⑦ 被災者相談	13	① 地域コミュニティの役割	45
⑧ 災害直後の要援護者の避難支援	14	② 家族のきずなと地域の支え	46
⑨ 行政と報道機関の連携	15	③ 高齢者の見守り	47
⑩ 救援物資	16	(6) メッセージ6 住民が主体となり、地域の特性を生かしたまちづくり	48
⑪ ライフライン・交通インフラ	17	① 住民主体のまちづくり	49
2 暮らす＝被災者・被災地の生活条件を整え、その自立を支援する。		② 専門家によるまちづくり支援	50
(2) メッセージ2 生活拠点となる住まいの確保	18	③ 面的整備事業	51
① 避難所	19	④ まちなみの景観保全	52
② 応急仮設住宅	20	⑤ 被災文化財の修復	53
③ 恒久的な住まい	21	⑥ 災害に強いまちづくり	54
④ 新しい住まい方	22		
⑤ 被災マンションの再建	23		

(7) メッセージ7 震災の経験と教訓の語り継ぎ	55
① 災害時に対応できる人材の育成	56
② 防災教育	57
③ 発信・語り継ぎ・研究	58

4 支える＝今後の高齢社会、成熟社会、減災社会を支える仕組みをつくる。

(8) メッセージ8 平時からの危機管理体制の構築	59
① 実戦的な危機管理	60
② 地域の防災力	61
③ 全国からの応援	62
④ 国際防災協力	63

(9) メッセージ9 被災地の主体的な復興を支える社会制度の整備	64
① 復興体制・復興計画	65
② 復興財政	66
③ 復興基金	67

(10) メッセージ10 公民協働の新しい社会システムの構築	68
① ボランティア活動	69
② 中間支援組織	70
③ 企業等と地域のパートナーシップ	71
④ 公と民の協働関係	72

IV 復旧・復興のステージごとの取組の整理表	73
------------------------	----

【参考】

これまでの審議状況	83
今後のスケジュール	83
ワーキングチームメンバー	83

# 1 震災の教訓の再整理の趣旨

## 1 目的

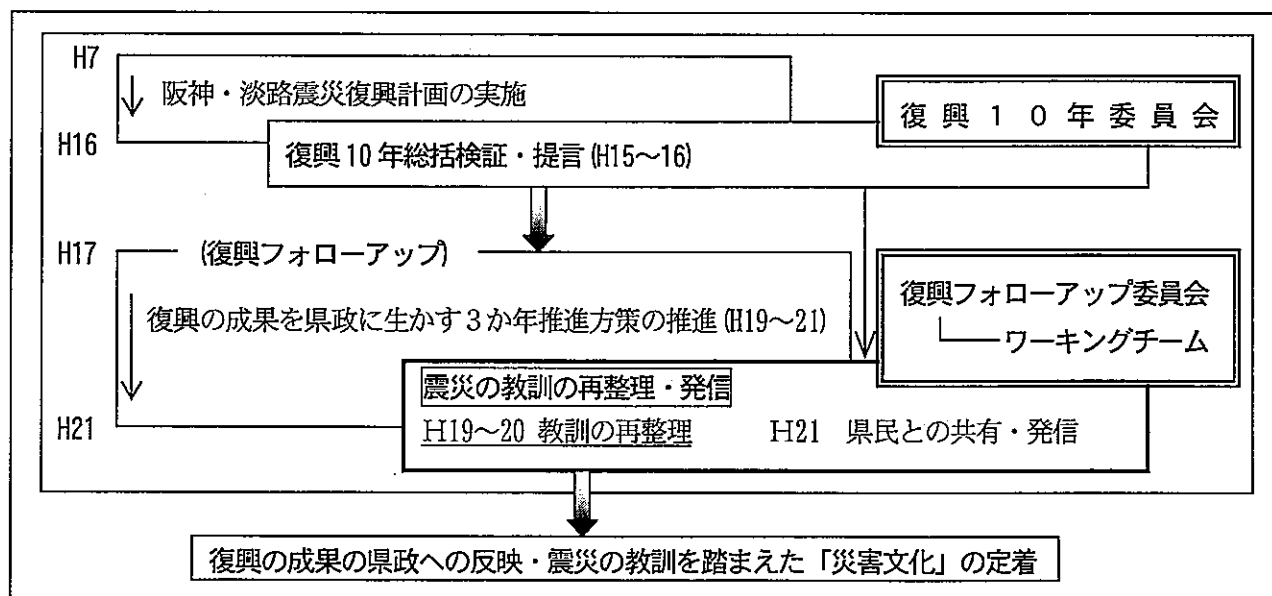
復興 10 年総括検証などで示された多岐にわたる震災の経験と教訓の中から、その後の自然災害での検証も踏まえ、今後の社会に根づかせていかねばならない重要な事項を抽出し、現時点での阪神・淡路大震災の教訓の全体像について、行政だけでなく多くの人々に分かりやすく、利用しやすいように再整理し、発信する。

これにより、これらの教訓を語り継ぎ、社会の仕組みや生活の文化に根づかせていこうとする行政や地域・団体、個々の人々の取組に資するものとする。

### 【復興 10 年総括検証の意義】

阪神・淡路大震災からの 10 年間の取組について、「何ができて、何ができなかったのか、何故できなかったのか」を確かめ、その結果や教訓を国内外に発信するため、6 分野 54 テーマについて、初動対応期から本格復興期までのフェーズを追って、また、行政のみならず、県民、企業、団体、NPO/NGO の取組について、多角的、総括的な検証を実施し、その報告は、全 4 千 5 百ページに及んだ。

この検証は、「特定の災害で、総合的、体系的な検証がなされるのは世界にも例がない」とされ、今後の減災、復興対策の充実に大いに寄与するものと期待されている。



## 2 考え方

### (震災で多くの教訓を学んだ)

近代都市の脆弱性を浮き彫りにしたこの震災で、我々は、6,434 名もの尊い命とかけがえのない多くの物を失ったが、その初動対応から復興過程に及ぶ全領域にわたって、少子高齢社会を先取りした様々な課題が明らかになった。

それとともに、「安全・安心の原則」を最優先にすることや、災害に対する事前の備えを十分に講じておくこと、地域コミュニティを再生させ、共生社会を平素から築き上げておくことの重要性など、多くの教訓を学んだ。

### (震災の経験と教訓の風化への懸念)

しかし、新潟県で中越地震（平成 16 年）からわずか 3 年後に中越沖地震が発生したように、我が国が地震の活動期に入っているにもかかわらず、年月の経過とともに、震災の経験と教訓が風化しているのではないかと懸念される調査結果なども発表されている。

### (震災の教訓の整理の必要性)

近い将来には、東南海・南海地震などの発生が確実視されており、改めて国民一人ひとりが震災の経験と教訓に思いを馳せ、社会の仕組みや個人の生活を改め、文化として社会に根づかせていかなければならない。

そういう意味でも、我が国の戦後最悪の震災である阪神・淡路大震災の経験と教訓を広く国民が認識することが重要である。

兵庫県は、震災から 5 年を迎えるにあたり「震災対策国際総合検証事業」を実施するとともに、10 年を節目に「復興 10 年総括検証・提言事業」を実施し、それまでの取組を通じて、何ができて、何ができなかったのか、なぜできなかったのかを確かめ、459 の提言を行った。

こうした検証作業を礎に、兵庫県民をはじめ、一般国民に分かりやすく震災の教訓を整理し発信することが、いま求められている。

### (教訓の整理の意義)

震災の教訓の整理は、言うなれば、21 世紀の社会のグランドデザイン、将来像を示すものである。阪神・淡路大震災を経験して明らかになった 21 世紀の少子高齢社会における課題について、今後の方向性を示すことは、今後の社会づくりや大規模災害に備えた減災、復興対策の充実に生かせるものであり、非常に意義のある取組である。

## II 再整理の方針

### 1 基本方針

阪神・淡路大震災の被災地では、被災者自らや、行政をはじめとした様々な主体が、震災復興に取り組んできた。震災直後からの初動対応に始まり、応急・復旧、そして復興と、その時々数多くの課題への対応が求められた。そして、私たちは、あの震災で多大な犠牲を払いながらも、数多くのことを経験し、教訓を学んだ。この成果を無駄にすることなく、今後の社会づくりや毎日の暮らしに生かしていくためには、防災など専門セクションに携わる人だけでなく、広く一般の人々に共有してもらう必要がある。

今回の再整理では、このような考え方から、あまたある阪神・淡路大震災の教訓をできるだけ絞り込み、その全体の大筋を示すこと、行政施策だけでなく、被災者の取組や、震災を経験したことがない人に是非知ってもらいたいことを大切にできるように心がける。

より多くの人々が、家族の一員として、或いは自治体や企業、地域・団体などの一員として、共に生きる安全・安心な地域づくりのために、社会の仕組みを変え、日々の暮らし方を変えていくことに役立つよう、メッセージ性と具体性をもたせるように努める。

阪神・淡路大震災以降も、自然災害が多発しており、教訓は着実に進化している。その後の震災で、阪神・淡路の教訓がどう生かされ、変化したのか、そして未だ解決できていない課題はなにか、これらについても言及するように努める。

#### 基本方針

##### 1 一般国民が分かりやすく、利用しやすく整理

- 行政だけでなく国民・被災者も分かりやすく、利用しやすいものとする。

##### 2 内容を絞り込み、教訓の全体像を分かりやすく整理

- 内容を絞り込み、教訓の全体像とそれぞれの教訓の段階や体系性を分かりやすくする。

##### 3 教訓にメッセージ性や具体性をもたせて整理

- 教訓の内容は、事実の把握だけでなく、今後の地域づくり、社会づくりに生かすことができ、実践できるよう、メッセージ性や具体性をもたせる。

##### 4 進化する教訓の観点から、その後の自然災害も含めて整理

- 阪神・淡路の課題が、被災地でどう処理され、社会の仕組みや地域活動に生かされたか。
- その後の自然災害で阪神・淡路の教訓がどう生かされ、状況に応じ変化したのか、阪神・淡路の教訓との違いはどのようなことか。
- 未だ具体の解決方策が見いだせていない課題も含め、明らかにする。

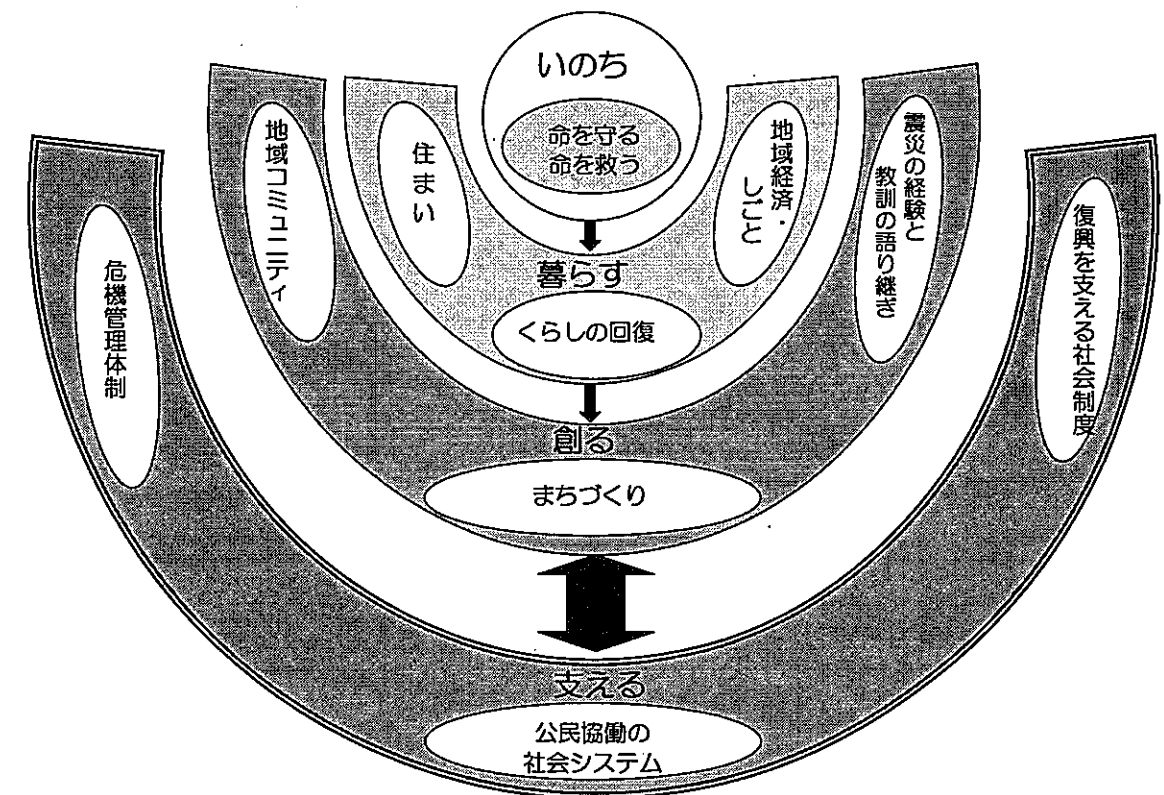
### 2 整理の骨格

- 相互の関係を明らかにした4つの切り口と10本の柱で全体フレームを示す。
- 柱ごとの重要な教訓項目を絞り込む。

#### 【4つの切り口】

根幹である命を守る取組から、命を全うし、地域をつくり、そして将来の社会の仕組みづくりまで、被災者の関心事の推移に着目した4つの切り口を設ける。

- ① いのち=より多くの人々の命を守り、救うための“いのち”の教訓
- ② 暮らす=つないだ命を大切に、生活を再建し、社会が支えていく“暮らす”の教訓
- ③ 創る=単に旧に復するだけでなく、ひとと地域が活力を取り戻し、災害に強いひと・まち・文化を築いていく“創る”の教訓
- ④ 支える=これらの被災者・被災地の取組について、対症療法ではなく、事前に用意をされた制度・体制をもって円滑ならしめる“支える”の教訓



【10本の柱と教訓項目(57項目)】 (教訓項目一覧は4頁のとおり)

**1 いのち＝自助、共助、公助で、被害を最小限に抑え、被災者の命を守る。**

近隣住民も含めた的確な救出救助活動や被害把握・情報伝達によって、被災者の命を守り、被害を最小限に抑える。

(1) 命を守ること、命を救うことの大切さ (11項目)

**2 暮らす＝被災者・被災地の生活条件を整え、その自立を支援する。**

被災者が、住まい、心身の健康や生活資金などの暮らし、仕事の面で、自分の身の回りの生活条件を整え、自立していくことを支援する。

(2) 生活拠点となる住まいの確保 (8項目)  
 (3) 心身の健康、生活資金、生きがいなどの暮らしの回復 (9項目)  
 (4) 地域経済の活性化としごとの確保 (6項目)

**3 創る＝ひとと地域の活力を取り戻し、災害に強いひと・まち・文化を築く。**

地域コミュニティ機能の充実やまちづくりを進め、震災の経験と教訓の語り継ぎにより、災害に強く活力あるひと・まち・文化を築く。

(5) 人をつなぎ互いを助ける地域コミュニティ (3項目)  
 (6) 住民が主体となり、地域の特性を生かしたまちづくり (6項目)  
 (7) 震災の経験と教訓の語り継ぎ (3項目)

**4 支える＝今後の高齢社会、成熟社会、減災社会を支える仕組みをつくる。**

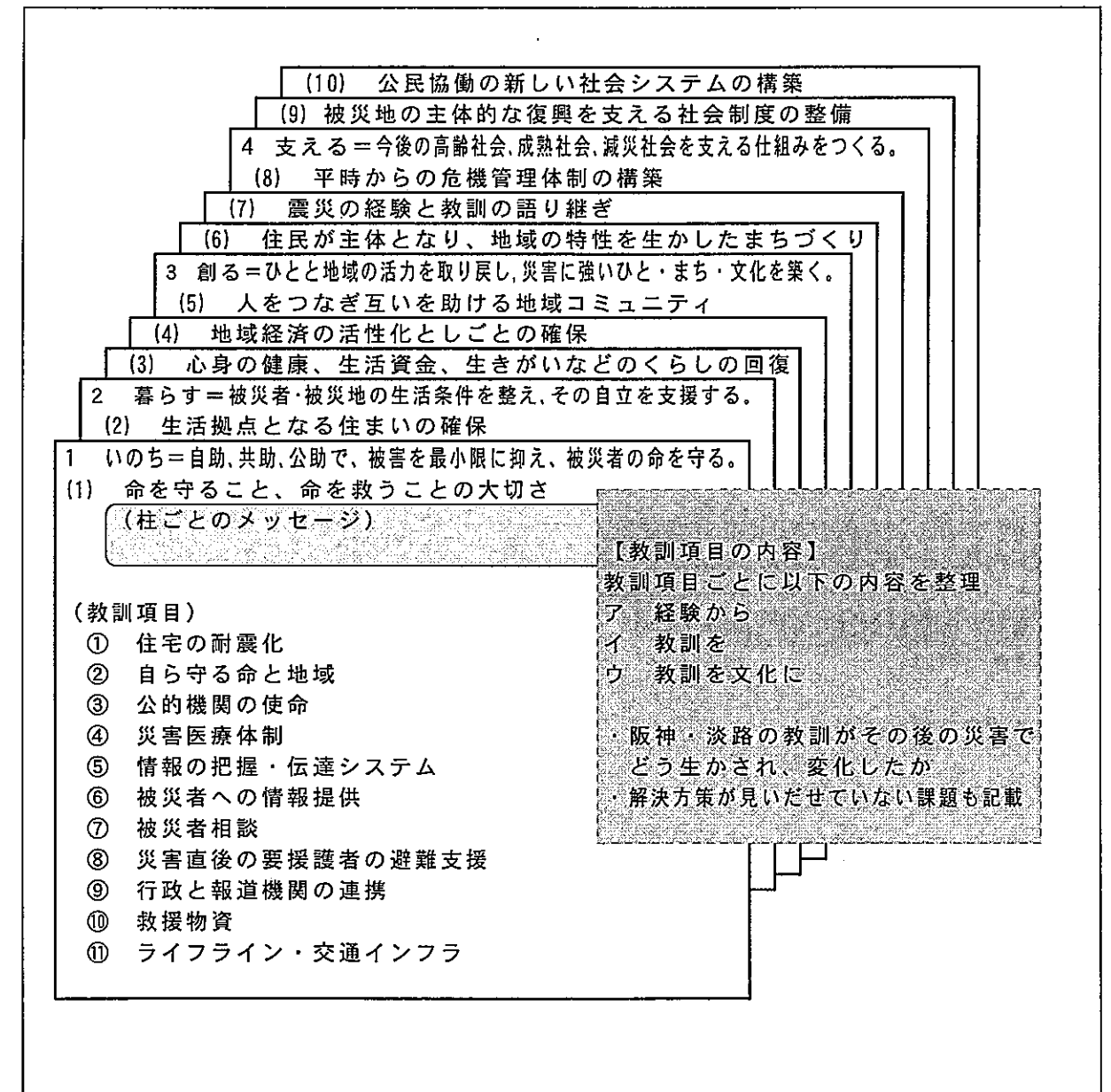
震災の経験と教訓を踏まえて、今後の自然災害に対する備えや、復興に向けた行政と住民の体制づくり、公民協働を基本とする社会の仕組みづくりを進める。

(8) 平時からの危機管理体制の構築 (4項目)  
 (9) 被災地の主体的な復興を支える社会制度の整備 (3項目)  
 (10) 公民協働の新しい社会システムの構築 (4項目)

3 発信イメージ

10本の柱ごとのメッセージと教訓項目を組み合わせ、一般にも教訓の全体像と具体的な重要な教訓が分かりやすい冊子として、いわゆるMOOK(雑誌と書籍をあわせた性格を持つ刊行物)を作成する。

柱ごとのメッセージ+教訓項目とその内容(3~11項目)×10本



1 いのち＝自助、共助、公助で、被害を最小限に抑え、被災者の命を守る。

(1) 命を守ること、命を救うことの大切さ [11] (P6)

- ① 住宅の耐震化 (P7)
- ② 自ら守る命と地域 (P8)
- ③ 公的機関の使命 (P9)
- ④ 災害医療体制 (P10)
- ⑤ 情報の把握・伝達 (P11)
- ⑥ 被災者への情報提供 (P12)
- ⑦ 被災者相談 (P13)
- ⑧ 災害直後の要援護者の避難支援 (P14)
- ⑨ 行政と報道機関の連携 (P15)
- ⑩ 救援物資 (P16)
- ⑪ ライフライン・交通インフラ (P17)

2 暮らす＝被災者・被災地の生活条件を整え、その自立を支援する。

(2) 生活拠点となる住まいの確保 [8] (P18)

- ① 避難所 (P19)
- ② 応急仮設住宅 (P20)
- ③ 恒久的な住まい (P21)
- ④ 新しい住まい方 (P22)
- ⑤ 被災マンションの再建 (P23)
- ⑥ 住宅の再建 (P24)
- ⑦ 住家の被害認定 (P25)
- ⑧ 広域的な廃棄物処理 (P26)

(3) 心身の健康、生活資金、生きがいなどのくらしの回復 [9] (P27)

- ① 生活の再建 (P28)

- ② 健康づくり (P29)

- ③ こころのケア (P30)

- ④ 子ども達のこころのケア (P31)

- ⑤ 災害時の学校運営 (P32)

- ⑥ 生きがいづくり (P33)

- ⑦ 芸術文化・スポーツ (P34)

- ⑧ 要援護者の生活支援 (P35)

- ⑨ 県外避難者 (P36)

(4) 地域経済の活性化としごとの確保 [6] (P37)

- ① 中小企業・地場産業の復興 (P38)
- ② 事業継続計画 (BCP) (P39)
- ③ まちのにぎわいづくり (P40)
- ④ 被災地の雇用確保 (P41)
- ⑤ 新しい働き方 (P42)
- ⑥ 被災地での資金循環 (P43)

3 創る＝ひとと地域の活力を取り戻し、災害に強いひと・まち・文化を築く。

(5) 人をつなぎ互いを助ける地域コミュニティ [3] (P44)

- ① 地域コミュニティの役割 (P45)
- ② 家族のきずなと地域の支え (P46)
- ③ 高齢者の見守り (P47)

(6) 住民が主体となり、地域の特性を生かしたまちづくり [6] (P48)

- ① 住民主体のまちづくり (P49)
- ② 専門家によるまちづくり支援 (P50)

- ③ 面的整備事業 (P51)

- ④ まちなみの景観保全 (P52)

- ⑤ 被災文化財の修復 (P53)

- ⑥ 災害に強いまちづくり (P54)

(7) 震災の経験と教訓の語り継ぎ [3] (P55)

- ① 災害時に対応できる人材の育成 (P56)
- ② 防災教育 (P57)
- ③ 発信・語り継ぎ・研究 (P58)

4 支える＝今後の高齢社会、成熟社会、減災社会を支える仕組みをつくる。

(8) 平時からの危機管理体制の構築 [4] (P59)

- ① 実戦的な危機管理 (P60)
- ② 地域の防災力 (P61)
- ③ 全国からの応援 (P62)
- ④ 国際防災協力 (P63)

(9) 被災地の主体的な復興を支える社会制度の整備 [3] (P64)

- ① 復興体制・復興計画 (P65)
- ② 復興財政 (P66)
- ③ 復興基金 (P67)

(10) 公民協働の新しい社会システムの構築 [4] (P68)

- ① ボランティア活動 (P69)
- ② 中間支援組織 (P70)
- ③ 企業等と地域のパートナーシップ (P71)
- ④ 公と民の協働関係 (P72)

### III 教訓の内容



## メッセージ1 命を守ること、命を救うことの大切さ

阪神・淡路大震災の最大の教訓は、何よりもまず「命を守る」「命を救う」ことの大切さだった。

### （震災の教訓の原点は「命を守る」「命を救う」）

阪神・淡路大震災では、公式発表だけで6,434人もの尊い命が失われた。国内の自然災害で戦後最悪の犠牲に直面し、私たちは「命の大切さ」を再確認した。「命を守る」「命を救う」ための努力を不断に続けることが、大震災の最大の教訓である。

「防ぎうる犠牲」を生まないために、私たちは何をすべきか。まず、建物の倒壊による死を防ぐため、建物の耐震化を進めることが重要であることはいままでのまではない。さらに、巨大災害に対応し得る公的機関の連携、救急医療体制の確立、救助を求める被災者と救助する側の資源を迅速に結びつける情報伝達システムの整備が不可欠だろう。

### （住宅の耐震化が不可欠）

耐震化では、住宅や公共施設の耐震改修を早急に進めなければならない。阪神・淡路大震災では、多くの被災者が住宅の倒壊による窒息死・圧死で命を奪われたが、その後も、全国の耐震化は十分に進んでいない。行政による耐震診断・耐震改修への補助事業の取組はある程度進んでいるが、まだ十分に機能していない。「住宅が命を奪う」という悲劇を生まないために、なお一層耐震化を推進する努力が必要である。

兵庫県内では震災後、三木市の実大三次元耐震損壊実験施設など、耐震化の技術開発に役立つ施設ができているが、こうした施設を生かした住民への情報提供、啓発をさらに進める必要がある。

### （防災関係機関と住民レベルの両方の救出救助活動が重要）

大災害では、消防、警察、自衛隊などの公的機関は即座には現場に駆けつけられないため、被災者をすぐに救助することは難しい。このため、救助体制では、近隣コミュニティに加えて、地域事業所、災害救助のNPO・ボランティアなどによる住民レベルの助け合いシステムが重要である。しかし、公的機関は「住民の命を守る」という使命を、どんなときでも忘れてはならない。阪神・淡路大震災を機に、広域応援部隊として緊急消防援助隊（消防）、広域緊急援助隊（警察）が発足し、自衛隊法の改正なども行われたが、広域連携や救助技術の高度化をさらに進める必要がある。

### （救出された命を守る災害救急医療体制の更なる充実が必要）

災害救急医療体制の確立においても、関係機関の連携が欠かせない。阪神・淡路大震災を機に、DMAT（災害派遣医療チーム）の整備、各医療機関の連携、ドクターヘリによる負傷者搬送など、災害救急医療体制の整備が進み、トリアージなどの対応も進化しているが、今後の広域的・複合的な災害に備え、さらなる対応が必要になっている。

### （情報伝達システムが被災者救出のポイント）

災害直後は、救助や援護を必要とする人の所在確認が不可欠である。高齢者や障害者、外国人など、災害時に何らかの支援を必要とする人々の安否確認はもちろん、災害全体の状況把握、行政機関同士あるいは行政から被災者への情報伝達システムの確立が欠かせない。そのためには、行政とマスコミの連携による適切な情報伝達も求められる。さらに、地域コミュニティレベルの情報収集や情報伝達の強化も必要である。コミュニティの結びつきを基礎にした「要援護者カルテ」「要援護者マップ」の作成などの取り組みを、さらに広げていかねばならない。

### （災害関連死を防ぐために）

阪神・淡路大震災の大きな教訓は、災害直接の救命だけでなく、「災害関連死を生まない」（災害で助かった命を守る）ことだった。避難所などで、高齢者・障害者や持病を抱える要援護者の支援を意識して応急対応にあたることはもちろん、病院や福祉施設への優先給水・物資補給などが重要である。それらを可能にする意味でも、ライフラインや交通基盤の早期回復が求められる。避難所、あるいは自宅にとどまる要援護者に対し、医師や看護師の派遣を含めたケア体制の充実と強化を図らねばならない。これらは、広域災害になればなるほど行政機関だけで対応できるものではなく、NPOやボランティア、企業などとの密接な連携が必要である。

### 【中越地震・能登半島地震での命を守る取組】

平成16年の新潟県中越地震では、死者68人のうち、震災後の体調悪化などによる「関連死」が7割以上を占め、改めて「助かった命をどう守るか」が問われた。大きな余震が多発したために、建物の中に避難することを恐れ、車中で寝泊まりする被災者が多く、肺塞栓症（エコノミークラス症候群）による死亡例が相次いだ。また、中山間地を襲った災害だったため、多くの集落が孤立し、直後の救命・救助、情報伝達に課題を残した。都市型災害である阪神・淡路大震災とは異なる教訓が示された。

平成19年の能登半島地震では、大きな被害を受けた石川県輪島市の門前町が「要援護者マップ」を事前に整備しており、地震発生から約5時間で高齢者の安否を確認することができた。



(1) 命を守るごと、命を救うごとの大切さ

① 住宅の耐震化

地震から命や財産を守るには、まずは住まいの耐震化から

阪神・淡路大震災では、命を守るシエルトアのはずの住宅が凶器となった。しかし、住宅の耐震化などの備えは進んでいない。堅牢な建物であっても、東南海・南海地震等で想定される長周期の横揺れによる家具の転倒で圧死する危険が想定される。

経験から

○住宅が命を奪った

阪神・淡路大震災では、不幸にして6434人も尊い生命が奪われた。特に倒壊した家屋や家具の下敷きになった犠牲者は、直接死による死者の8割強を占めた。

また、倒壊した建物の95%は耐震基準を満たしていなかったと言われている。(平成17年版防災白書)

○家具も凶器に

大震災時、建物内では家財が飛び交い、タンスなどの家具は転倒。その下敷きになって圧死・窒息死するケースや強い衝撃によって筋肉などの組織がつぶされ種々の症状を起こすクラッシュシンδροームで死亡するケースが多数見られた。

教訓を

○住宅の耐震化が急務

山崎断層地震や東南海・南海地震の発生が危惧される中、住まいの耐震化が急がれるが、住民の認識はまだ十分ではなく、耐震化が進んでいない。

○すぐにでもできる家具転倒防止

地震の揺れによる家具の転倒、高い所にある物の落下などで、住宅の中も危険である。また、建物の外へ逃げる時の障害にもなる。普段から住宅内の家具の転倒防止などの安全点検を行うことが大切である。

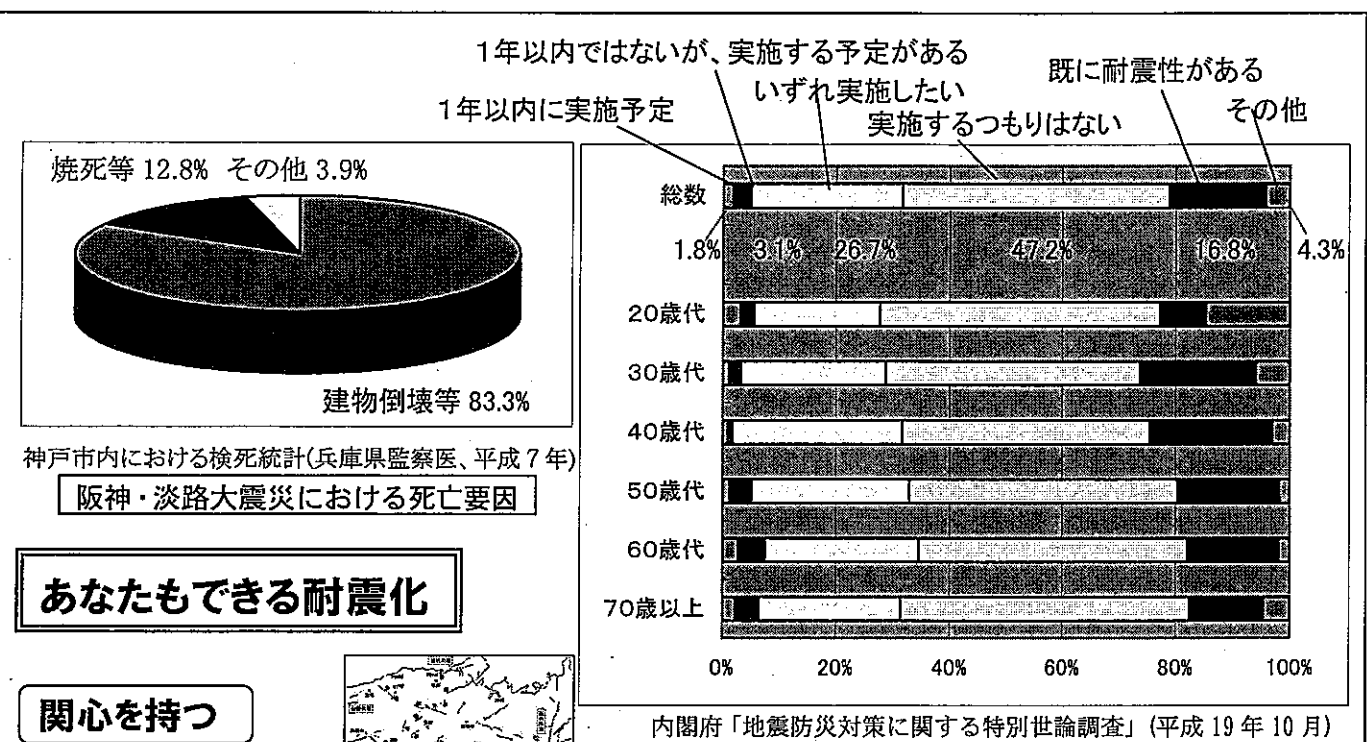
教訓を文化に

○耐震化を支援する仕組み

大震災を契機として、耐震化の重要性が強く認識され、国や自治体では耐震化に向けた支援制度が生まれ広がってきている。

○生活に「備え」の意識改革を

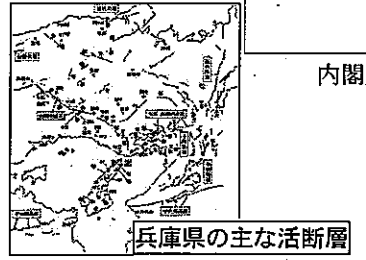
- 起こってしまってからでは手遅れ。地震はいつどこで起こるか分からない。日常的に自分と家族の命を守る「備え」を怠ってはならない。
- 我が家は地震に強いのか弱いのかを知る。
- 利用できる支援制度を使って、我が家を補強する。
- 普段からシロアリに注意するなどメンテナンスを怠らない。
- 家具の転倒防止をする。
- 大きな家具の近くに寝ない。



あなたもできる耐震化

関心を持つ

地震いつ、どこで起こるかわかりません。

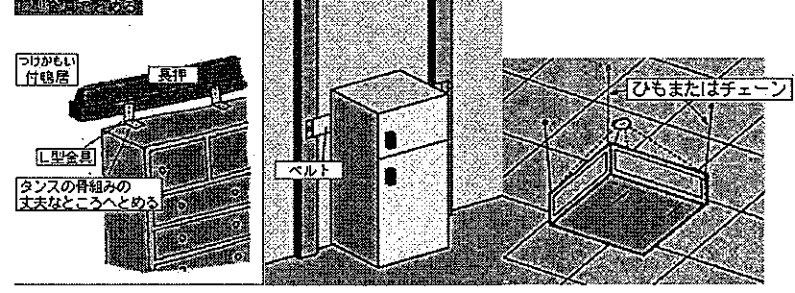


住宅の診断・点検

住宅の耐震診断を利用したり、家具が危険でないか点検しましょう。

家具の転倒防止

タンスや冷蔵庫などの転倒防止をしましょう。



- タンスや冷蔵庫は金具やベルトで柱・壁に固定しましょう。
- 天井からの照明も、ひもやチェーンで固定しましょう。

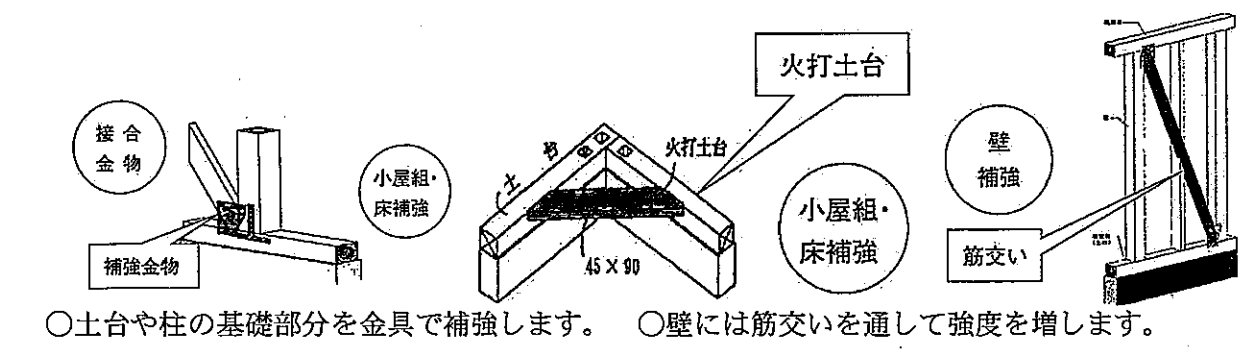
専門家による耐震診断

兵庫県の市町では建築士を派遣する簡易耐震診断を実施しています。

耐震改修工事計画作成

耐震改修工事の実施

兵庫県では耐震改修計画作成、耐震工事に補助しています。



○土台や柱の基礎部分を金具で補強します。 ○壁には筋交いを通して強度を増します。

(1) 命を守ることに、命を救うことの大切さ

② 自ら守る命と地域

消防や警察は即座には現場に駆けつけられない。自分たちの命は自分たちで守る

阪神・淡路大震災では、消防や警察は膨大な現場を抱え、即座には駆けつけることができなかつた。このため、直後の人命救助や消火は住民が助け合うしかなかった。大災害時の救助や消火は消防、警察、自衛隊の使命であるが(1)③で記述)、災害直後は地域の人々が助け合う。そして地域でできない部分を公的機関が担うというように、地域コミュニティと公的機関が、それぞれ持つ力を最大限に発揮できるようにする必要がある。そのためには、まず一人ひとりが大災害の備えを実践しなければならない。

経験から

○消防や警察が即座には現場に駆けつけられなかった

消防、警察は、膨大な現場を抱え、道路の不通や多数の火災、家屋倒壊のため交通を遮断され、即座には現場に駆けつけることができなかつた。

○住民も備えを怠っていたが、近隣同士で多くの人々を救出

住民も十分な備えができていなかった。しかし、救助資機材が不足する中、震災直後から各所で、地域住民や地元の仕事所も加わった救助活動、消火が展開された。助けを必要としていた方の約8割、2万7千人を家族や近隣者が救出したといわれている。見事に延焼を食い止めた事例もあった。また、大震災にもかかわらず略奪やパニックは余り起こらず、総じて被災者の行動は冷静だった。

教訓を

○まず自分と家族を守る

大規模地震では誰もが自宅や学校、職場、外出先で犠牲者となり得ることを自覚し、災害が発生しても慌てず、適切な行動がとれるよう、災害や地域の状況を学ぶことが大切である。火を使う設備の点検、石油などの可燃物の管理、水や食料・医薬品を備え、家族の連絡方法や避難先を確認しておく必要がある。また、他の人々も大変な状況にあることを理解し、節度ある行動をとる必要がある。

○災害直後、住民の助け合いが命を救う

大災害直後に命を救い、自力で避難できない人々を安全な場所に避難させたのは、近隣の人々だった。普段から地域でそうした関係を築き、防災資機材を備え、訓練し、力を結集し、救助や初期消火を行えるようにしておく必要がある。

教訓を文化に

○一人ひとりの備えの実践

一人ひとりが、大規模地震に備えなければならぬ。自分の命と暮らしに直結するリスクとして、地域の被害想定を知っておくことも求められる。

○地域で多くの人を救う取組が実践

自主防災組織に参画し、また新たに結成し、地域コミュニティの防災力を高めることが求められる。公的な防災機関や近隣事業所の防災組織とも連携し、地域の防災力を高めるなどの活動が実践されつつある。

自分が生きる(死なない)。そして駆けつけた公的機関や災害救助NPO・ボランティアの支援も受け、取り残された人々を救助する。発災前の被害抑止にもつとめ、行政と一体となり、地域の防災力をさらに高める取組が求められる。

**阪神・淡路大震災で救出された方の状況**

要救助者約3.5万人のうち **約8千人** 近隣住民等により救出

[河田恵昭「大規模地震災害による人的被害の予測」「自然災害科学VOL. 16, No.1」(1997), p. 8]による。

**自助** 一人ひとりの備えの実践、まず自分が生きる

**公助** 消防、警察、自衛隊など

**共助** 地域コミュニティの防災力を高める、直後の救出・消火活動、ボランティア防災、自主防災

**自分たちの命と地域コミュニティを守るための取組**

**【被害に見舞われないための工夫】**  
 - 災害を知り・まちを知り・人を知る  
 ○地震のメカニズムや被害の態様など災害の仕組みを学ぶ  
 ○過去の地震の状況、今後の想定を知る  
 ○地域の災害の危険性を把握する(ハザードマップ)  
 ○まちの様子、家屋の老朽度、人口構成、コミュニティリーダー、要援護者の把握 など

**【被害に遭ってしまったときのための備え】**  
 ○食料、水、医薬品の備蓄、避難経路・連絡方法の確認  
 ○地域の自主防災組織の結成、活動の充実  
 ○防災訓練の実施、防災資機材の備蓄 など

**【いざというときに落ち着いて対応できる能力】**  
 ○自らと家族の安全確保  
 ○情報は正確に把握し、地域で共有・伝達  
 ○火が出たら、すぐ消火。救出・救護はすみやかに  
 ○落ち着いて、みんなで避難  
 ○水・食料は分け合って など

**災害のとき、たとえばの知恵**  
 「スーパー都市災害から生き残る」河田恵昭著より

- 電車では真ん中の車両に乗り、中央部の座席に座るか、つり革に掴まる
- 大都市では、地下に限らず、情報途絶が起こりやすい場所はなるべく避ける。
- 懐中電灯は各部屋に一つずつ
- 携帯ラジオは安いものでいいから何個でも
- 家具や倒壊する建物が凶器となる揺れが落ち着くまでなるべく安全な場所で動かない
- 座布団やかばんで頭を保護し、机やテーブル、近くならトイレに潜り込む
- 入浴中など家の中の狭い部屋なら出口を確保しそのまま動かない
- 住宅街を歩いていたら、車に気をつけ道の真ん中へ
- エレベーターではすべての階のボタンを押し止まったらひとまず外へ
- 車で揺れを感じたら、ハザードランプをつけ減速。追突を避け路肩に近づく
- 海や砂浜にいたらすぐ高台へ避難

(1) 命を守ること、命を救うことの大切さ

③ 公的機関の使命

防災機関の広域連携体制と高度な救助技術が多くのの人々を救う

阪神・淡路大震災では、災害の規模は被災地の対応能力を遙かに超えており、消防や警察、自衛隊など公的な防災関係機関が、全国から駆けつけ、懸命の救助活動を展開した。防災関係機関は、巨大地震など大規模災害に備えた救助技術を向上させるとともに、広域的な応援体制を充実し、それぞれの機関が連携した活動を強化する必要がある。

経験から

○被災地の防災機関だけでは対応できず

人命救助や消火に向かった消防署員、警察官がその途中で、または作業中に次々と新たな救助を求められ、膨大な現場を抱えた。家屋倒壊などで交通を遮断され、移動にも困難を窮めたため、被災地の防災機関のマンパワーだけで対応できなかつた。

○全国からの消防、警察、自衛隊の応援  
救助現場では混乱も

被害状況の把握に手間取り、自衛隊や広域消防への要請が遅れたが、消防や警察、自衛隊が全国から駆けつけた。被災地内外のこれらの人々の懸命な活動により、救助活動を軌道に乗せることができた。

しかし、救助の現場では、地元と広域応援の消防、市町災害対策本部、警察、自衛隊、重機を提供する企業などが協力する必要があつたが、その調整に手間取つた。消火活動では、応援隊が共用できる無線回線が限られ、指揮が混乱したり、消火栓用の工具やホースの規格が異なり、

混成部隊の活動に支障が生じたりした。

教訓を

○広域連携の強化と救助活動の標準化

大規模で広範囲に及ぶ災害では、負傷者の手当、重篤者の搬送など緊急活動を被災自治体だけではできない。市町あるいは県域を越えて効果的に応援を行う広域的な体制を強化する必要がある。

○各機関の救助技術の高度化

消防や警察など防災関係機関は、大規模災害時の役割や活動を十分認識し、被災現場での連携活動の習熟や技術の高度化に努める必要がある。

教訓を文化に

○公的機関の連携体制が進展

平成7年に大規模災害時の広域応援部隊として緊急消防援助隊（消防）と広域緊急援助隊が（警察）が発足した。災害対策基本法が改正され、自衛隊への派遣要請での市町村権限、災害派遣時の自衛官の権限が強化された。

消防・救急無線の全国共通波が3波に増やされ、消防ホースの媒介金具や各消防の形式の統一など、実務面での取組も進んでいる。

神戸市は激甚災害の初動時、関係機関が一体的に活動するため、区ごとに警察、自衛隊、日本赤十字が参画した「災害時初動対応チーム」を編成するなど、身近な自治体での連携も試みられている。

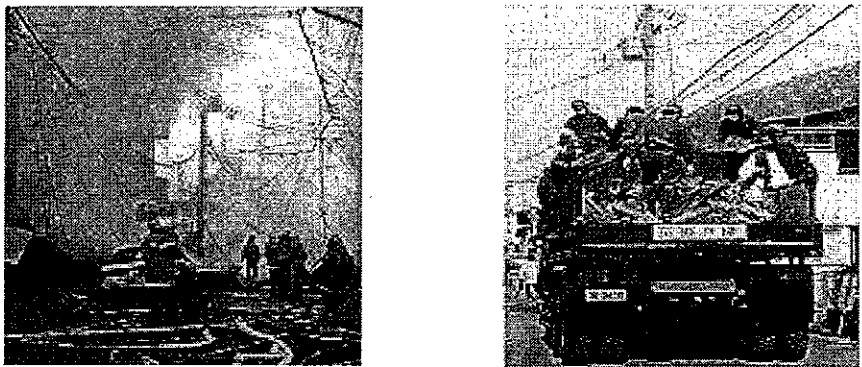
○救助・救急技術の進展

閉所での救助技術やガレキの下での医療など、大規模災害時に効果的な救助・救助を行う技術の開発や技能の習熟も進みつつあり、JR福知山線列車事故でも生かされた。これらを受けて「ガレキ救助訓練施設」も整備された。

○ 阪神・淡路大震災での消防、警察、自衛隊の主な広域応援の状況

消防	1月25日まで2,000人以上の応援体制を維持した。3月末までに41都道府県、451消防本部から延32,400人の消防隊員が応援活動を実施。広域航空消防応援は、15団体延379機2,171人が出動し、情報収集や救急・人員搬送を行った。（平成7年消防白書）
警察	機動隊員など約5,500人が兵庫県内に派遣され、県警察と一体となり約16,000人体制で各種装備し、被災者の救出救助活動、行方不明者の捜索などに当たった。ヘリコプター、パトカー、移動交番車など約200台、白バイ、捜索用車両など約80台が投入された。（平成7年警察白書）
自衛隊	陸上、海上、航空各自衛隊員延約220万人、車両延約34万両、航空機延約13,000機、艦艇延約680隻を派遣し、行方不明者の捜索・救助、遺体の収容、救護所の設置、医療支援、給水・給食支援、天幕の設置、倒壊家屋処理などを実施し、4月27日までに撤収した。（平成8年防災白書）

（出典） 内閣府「阪神・淡路大震災の総括・検証に係る調査」・内閣府HPより



○ ガレキ救助訓練施設（兵庫県立広域防災センター）

「狭隘な閉鎖空間」を再現し、大規模な災害発生時に備え、救助・医療などの関係機関が連携したガレキ救助の訓練を行う。

□ 想定される主な連携機関：消防・警察・自衛隊、DMAT、国際緊急援助隊、救助犬

- ① 生存者探索技術の高度化
- ② 閉所救助技術の向上・ガレキの下の医療的的確な実施
- ③ 関係機関の連携訓練の活性化



（訓練での想定被害、救出対象例）

- 阪神・淡路大震災などの家屋やビルの倒壊、土砂崩れ現場、大規模な交通事故現場
- ・ ガレキに埋没した要救助者
- ・ 転倒、座屈ビル（形態を留めている）内の要救助者
- ・ ガレキ下の自動車・列車内の要救助者
- ・ 狭隘空間に挟まれ・閉じ込められた要救助者



(1) 命を守ることに、命を救うことの大切さ

② 災害医療体制

災害医療教育と救急医療体制の強化が被災者の命を救う

震災直後の医療機関は、建物・設備が大きな損傷を受け、近代的な病院として機能することができない中で、殺到する患者への対応と、医療機関相互の連携システムの未熟や地震災害時に特徴的な疾病への知識不足など、課題を残した。しかし、この経験は、その後の災害時の救急救助活動において、教訓として活かされている。

経験から

○現場での救急医療が未確立だった

震災時は、救急医を救出現場に派遣して、現場から医療処理を行う概念が未確立であった。

また、医療機関相互の連携はシステム化されておらず、ヘリコプターによる救急患者搬送はほとんど活用されなかった。

○医療機関の連携に支障

県の救急医療情報システムにおいては、主な医療機関の空床情報などが集約されることとなっていたが、電話の輻輳のため、被災地内の医療機関との連絡ができず、使用できなかった。

○災害医療に関する知識が不十分

震災当時、建物崩壊時に特徴的な病態である挫滅症候群（クラッシュシンδροム）や粉塵吸入に関する知識も不十分であり、

傷病者の重傷度判断等に課題を残した。

教訓を

○災害に緊急対応できる体制の充実強化が重要

24時間いつでも災害に対して緊急対応でき、被災地域内の傷病者の受け入れ等が可能な体制を持つことが重要である。

○災害医療研究・教育・研修が必要

医師・看護師等、医療に関わる者を対象とした災害医療研究・教育・研修の充実が必要である。

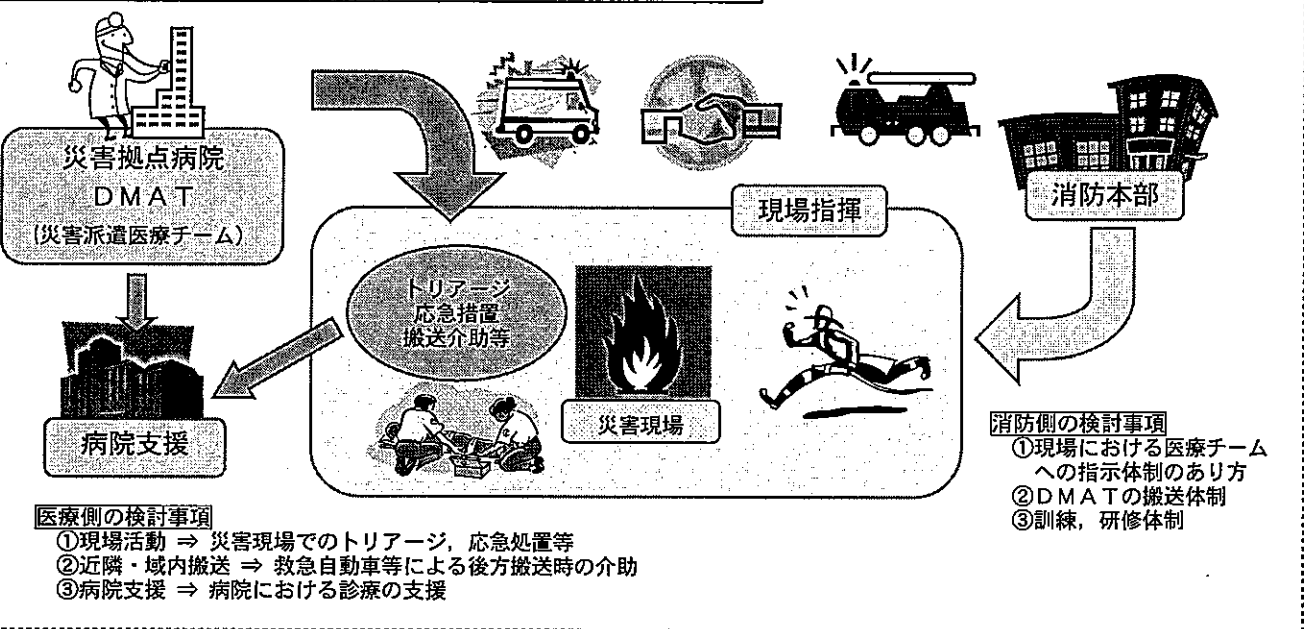
教訓を文化に

○災害拠点病院の整備や災害派遣医療チーム（DMAT）の養成が進展

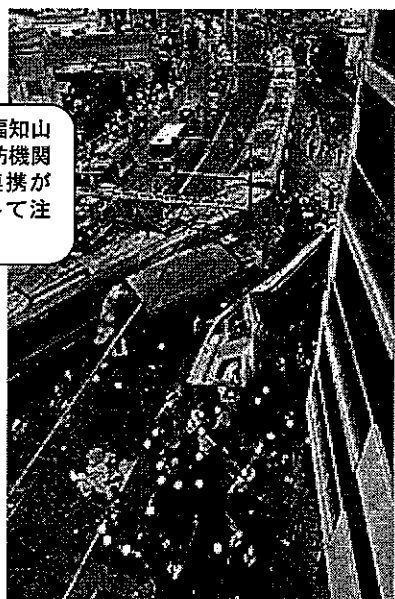
○消防と医療の連携強化の進展

震災以降の災害、事故現場においては、DMATの出勤、ドクターヘリによる早期救助活動など、消防機関と医療機関との連携による的確な救急救助活動が大きな成果をあげている。  
平成17年発生のJR福知山線列車事故では、緊急消防援助隊の活動、災害医療センター等による現場でのトリアージや「がれきの下の医療」、ヘリコプターによる重症患者の搬送などが迅速に展開された。

災害時の医療機関と消防機関の連携について（イメージ）



災害拠点病院として平成16年8月に兵庫県災害医療センターがオープン



平成17年のJR福知山線列車事故は、消防機関と医療チームの連携が図られた事例として注目された。

兵庫の取組

□広域災害・救急医療情報システムの整備

救急医療情報システムの機能強化が図られ、双方向性端末の設置、専用電話回線の利用等が行われた。平成15年度にはインターネット化し、県民への情報提供、災害時における近隣府県等との広域的対応や双方向での情報活用が可能となった。また、中小規模災害の情報提供を該当圏域医療機関に迅速に提供するシステムも整備された。

□災害医療研究・教育・研修の推進

震災後、神戸大学、兵庫医科大学に「災害・救急医療講座」が設けられた。さらに、神戸東部新都心にWHO神戸センターやこころのケアセンター等が設置され、調査研究・研修基盤が整った。兵庫県では、災害時のキーパーソンとなるべき、災害医療コーディネーターを指名し、災害時の医療リーダーの育成に努めている。

また、トリアージや挫滅症候群、広域災害・救急医療情報システムへの理解等を図るために、災害医療従事者研修等を定期的に実施している。

※トリアージとは・・・

災害時・非常時の診察・治療に「病気やケガの緊急度や重症度」を判定して、治療や後方搬送の優先順位を決めること

(1) 命を守るということ、命を救うことの大切さ

⑤ 情報の把握・伝達

被害情報の迅速な把握と関係機関への伝達が被害の拡大を防ぐ

阪神・淡路大震災では、通信手段が途絶し、市町との連絡が十分できなかったため、被害の全容を把握することができなかった。大規模災害時に人命を救出し被害の拡大を防ぐためには、被害状況を速やかに把握・推測した上で、人命救助要員をどこに何人派遣要請するといった迅速な意思決定を行うことが不可欠である。このため、初動対応を支える防災情報システムを確立し、防災関係機関との連携強化や情報の共有化を図ることが必要である。

経験から

○通信手段が途絶えた

県の情報収集は、市町からの被害報告が前提となっていた。しかし、緊急時に情報交換の主力となる電話回線は麻痺状態で、被災市町も人員が整っていないため、県への報告はスムーズになされなかった。非常通信手段としての衛星通信ネットワークも、県庁内に設置された自家発電装置が、高架水槽の水漏れによる冷却水停止のため発電不能となり、一時的に使用不能となった。

○被害の全容がつかめず意思決定に支障

市町や警察、自衛隊とは断続的に連絡がとれたものの、入ってくる情報は、断片的なものだった。このため、どこどのような被害が出ているのか、被災のエリアはどこなのかといった被害の全容がつかめず、震災直後の意思決定に大きな支障となった。

教訓を

○被害が大きいと情報が入ってこない

災害の規模が大きくなるほど、被災地からの情報発信が遅れが生じ、支援に必要な要員や物資の数量を判断することが困難になる。このことを基本に、市町からの被害報告を待つのでなく、県が市町に働きかけ情報を収集することが大切である。

○多重の情報収集ルートが必要

大規模災害では、通信手段が途絶し、関係機関との連絡がつかなくなる可能性が高いことを前提に対策を講じておかなければならない。このため、被災地の被害情報を確実に収集するために、電話回線とは別に、県独自の情報収集ルートをしかも複数確保しておく必要がある。こうした取組により、被害状況の全容を大まかにでも把握し、推測することが可能になれば、災害対策の意思決定は迅速化し、初動対応は向上する。

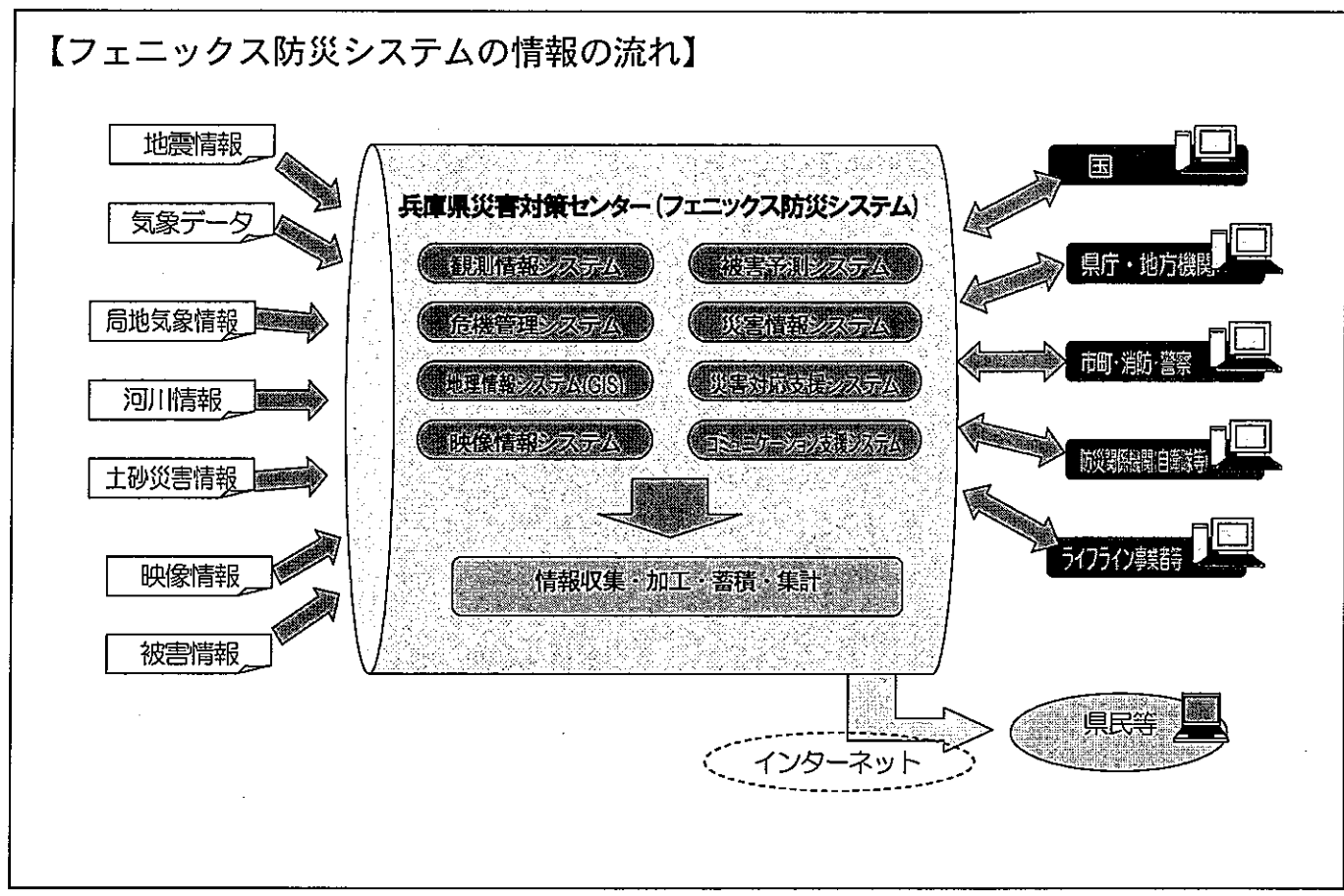
教訓を文化に

○防災情報システムの進展

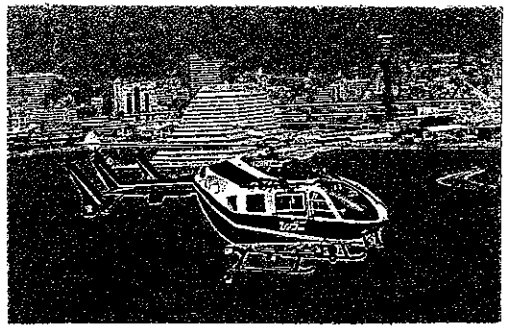
的確な初動対応を行うためには、市町からの支援要請の有無にかかわらず、被害の全容を速やかに推定し、県の災害対策の意思決定と具体的措置を行う必要がある。このため、被害予測から初動対応を導き出せるような防災情報システムを防災関係機関が共有することが求められる。

○多様な情報チャンネルづくりを

被災地情報を収集するためには、多様なチャンネルを持つことが不可欠であり、その仕組みを構築することが重要である。例えば、住民が被害状況を携帯電話などを使って書き込めるシステムをつくるなど、被害状況の把握システムを今後充実させていくことが求められる。住民の取組を進める上でも、地震の揺れを直前に広く一般に知らせる「緊急地震速報」は、大きなインパクトがあり、その活用が今後の課題である。



**【情報がないところほど、被害が大きい】**  
新潟県中越地震では、山間地での斜面崩壊等が多発し、道路の寸断により、孤立集落が多数発生した。  
小千谷市塩谷地域では、道路の寸断で車両の移動ができなかった上、固定電話、携帯電話が不通となった。このため、住民が数時間かけてバイクと徒歩で消防本部まで駆けつけ、救助要請を行ったり、地面に文字を書き、ヘリコプターに救助を求めざるを得なかった。こうした努力の結果、自衛隊がようやく地震翌日に救助に駆けつけた。



【県消防防災ヘリコプター】

- 兵庫の取組**
- フェニックス防災システム  
あらゆる災害に迅速に対応するため、災害情報や気象観測情報の収集・提供、被害予測等の機能を備えた実践的システムとして運用されている。インターネットや携帯電話を利用して、県民にも情報を提供している。
  - ヘリコプターテレビ電送システム  
県消防防災ヘリコプターに搭載した機上撮影装置からのテレビ電送映像を県災害対策センターで受信し、被災地等の状況をリアルタイムに把握する。
  - テレビ電話システム  
災害発生時、テレビ電話を用いて、県と各市町の災害対策本部等との間で情報交換を図る。

(1) 命を守ることに、命を救うことの大切さ

⑥ 被災者への情報提供

被災者の多様なニーズに応えることが被災者の不安を和らげる

被災者の情報ニーズは、震災直後の安否情報、交通情報、住宅情報、生活支援情報へとめまぐるしく変化していった。中でも、生活の分野は幅が広く、長期にわたって情報ニーズの中心となった。的確な情報提供が被災者の不安を和らげ、自立につながる。

経験から

○報道機関の奮闘

報道機関は、大量のスタッフによる取材を元に被災者や被災地の実態をきめ細かく伝えた。悲惨な状況に被災者の苦悩もあつたが、全国民に被災地への関心を集中させた。被災地内向けには、地域防災計画の放送協定に基づく地元放送局からの安否情報・生活情報、全国初の災害情報発信として開設した臨時FM放送局からの発信、新聞も紙面の臨時工夫が凝らされ、被災者向け情報が連日報道された。

○外国人県民への情報発信など、NPOの試み

メディアだけでは届かない被災者に、情報を届けるボランティアが生まれた。情報活用レポートと合わせてきめ細かく伝えられた。とりわけ、外国人に対しては、多言語で情報発信を行う外国人地情報センターや、コミュニティ放送局「FMわいわい」の取組が生まれた。

○情報の宅配便

情報を発信しても、被災者が受信し、理解してもらわねば意味がない。災害時、テレビもラジオもない、新聞も読まない人もいる。こうした実態を背景に、避難所には緊急パトロール隊、仮設住宅へは生活支援アドバイザー、復興住宅には生活復興相談員、被災地全域にフェニックス推進員など、情報提供を担う支援者が配置され、情報の浸透の面で成果を挙げた。

教訓を

○情報が必要な人ほど受信力が弱い

元気な人は、支援情報をかき集めて、生活再建に生かしていく。一方で、高齢者や障害者、外国人など支援情報が必要な人ほど入ってくる情報が少なかったり、情報が理解できない場合が多い。こうした実情があることが明らかになった。

○人から人へのローテクに効果

必要な人に必要な情報を届けるには、口伝えで情報を伝え、相談にも応じ、情報の活用をサポートするといった原始的な手法が効果的であった。効率は悪いが、浸透性に勝るローテク手法が評価された。

教訓を文化に

○全国の災害でコミュニティ放送局が活躍

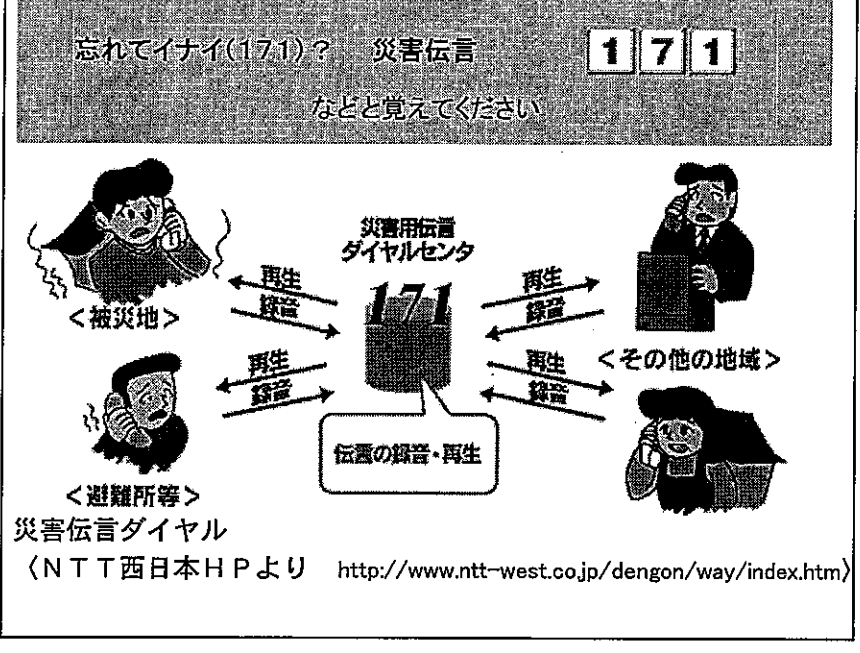
地域限定型メディアであるコミュニティ放送局は、震災を契機に災害時における有用性がクローズアップされた。

○情報弱者対策の広がり

手話通訳センターの開設や盲ろう者向け通訳・介助員の派遣が進められている。また、近畿圏2府4県3政令市の国際交流協会が大規模災害時に外国人をサポートする支援ネットワークを構築するなど、情報弱者を支援する取組が広がっている。

災害用伝言ダイヤル

「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言の録音・再生を行ってください。



臨時電話に長蛇の列



行列の中から情報が伝わる

【コミュニティFMの広がり】

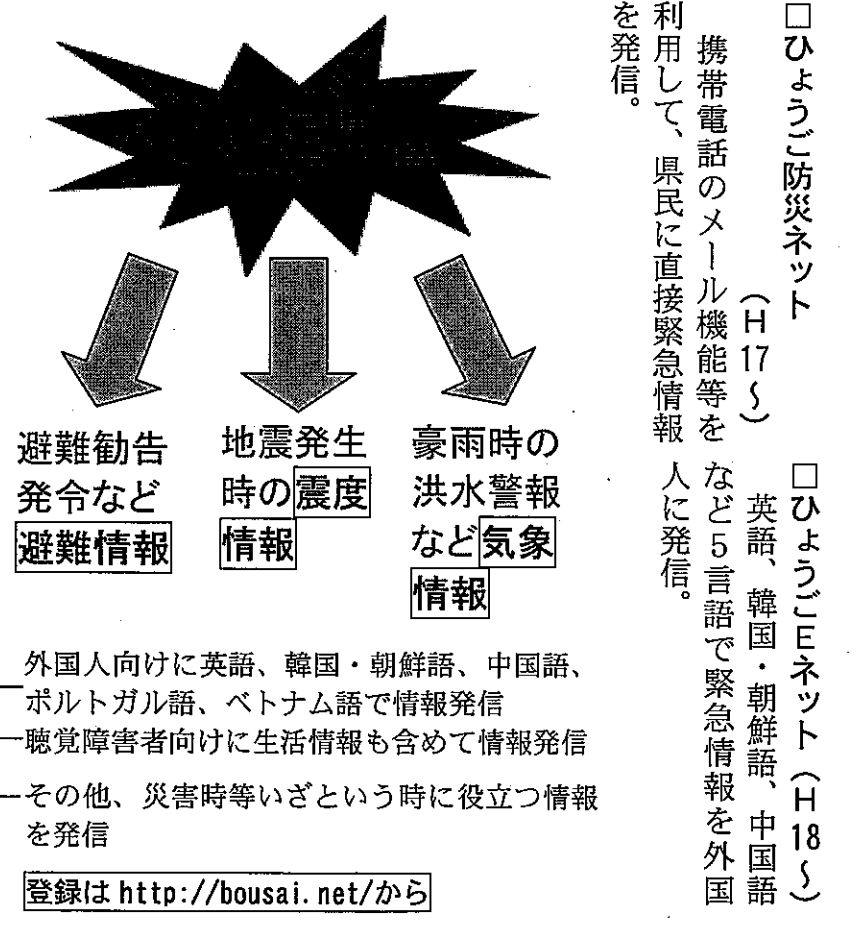
有珠山噴火の際に開局した「FMレイクトピア」、新潟県中越・中越沖地震での「FMながおか」、「柏崎コミュニティ放送」などが被災者への情報提供で活躍した。

ひょうご防災ネット

【県民局と市町】

1. 神戸地域
2. 阪神南地域
3. 阪神北地域
4. 東播磨地域
5. 北播磨地域
6. 中播磨地域
7. 西播磨地域
8. 但馬地域
9. 丹波地域
10. 淡路地域

multilingual websites  
兵庫県立聴覚障害者情報センター  
兵庫県住宅再建共済制度  
兵庫県災害対策センター



兵庫の取組



(1) 命を守ることに、命を救うことの大切さ

被災者相談

相談は被災者ニーズの裏返し。利用しやすいワンストップ窓口を

災害時、被災者に予期し得なかったような様々な課題が噴出する。焼失してしまった家の敷地の隣家との境界問題や、災害が契機となった離婚問題、不測の障害を受けた介護や福祉の問題など。こうした被災者の悩みを解決に導く相談は、重要な支援策のひとつである。その反面、相談窓口で吐露される悩みには、被災者の生活実態や率直な心情があり、被災者ニーズが詰まっている。相談をひとつの施策モニターと捉え、こうしたニーズを施策に反映させるといふ意識を平時から持つことが重要である。

経験から

○混迷から生まれたワンストップ相談

被災者の不安は、県や市町への問い合わせや相談の殺到に表れた。県では、発災一週間後の1月24日県職員と多府県からの応援職員で24時間対応する「情報センター」を開設。同日、福祉分野の相談に応ずる「被災者福祉なんでも相談」、県立女性センターによる「こころの相談」、兵庫県国際交流協会の「緊急外国人県民特別相談」が立ち上がり、翌25日には、生活科学センターの「消費生活特別相談」、27日に県と弁護士会、建築士会、宅地建物取引業協会等の共同で「総合住宅相談所」が開設された。2ヶ月後の3月15日には、相談業務を場所も機能も集約し、文字通りワンストップの「震災復興総合相談センター」を開設し、専門員を配置した23分野の相談が開設された。

○ボランティアな相談活動が広がる

1月26日弁護士会は電話緊急相談を開始。2月からは弁護士会館での面接による相談を実施。後に建築士や土地家屋調査士、税理士等各種の専門家を結集して阪神・淡路まちづくり支援機構を立ち上げ、震災後の住民のまちづくり等復興事業の推進に大きく寄与した。

また、外国人の不安解消をめざした「外国人地震情報センター」、「兵庫県定住外国人生活復興センター」、「神戸YMCAクロスカルチュラルセンター」などは、役所や病院への付き添い、引越など生活上の課題解決も支援し、相談だけでなくきめ細かなサポートを合わせて展開した。

教訓を

○被災者が利用しやすいワンストップ相談  
被災者が抱える悩みは、住まいの問題から介護、福祉の問題、土地や家屋を巡る法律問題等々多岐に亘る。人によつて抱える課題はひとつとは限らない。災害時、ややもするとどこに相談してよいか分からず途方に暮れたり、「たらい回し」

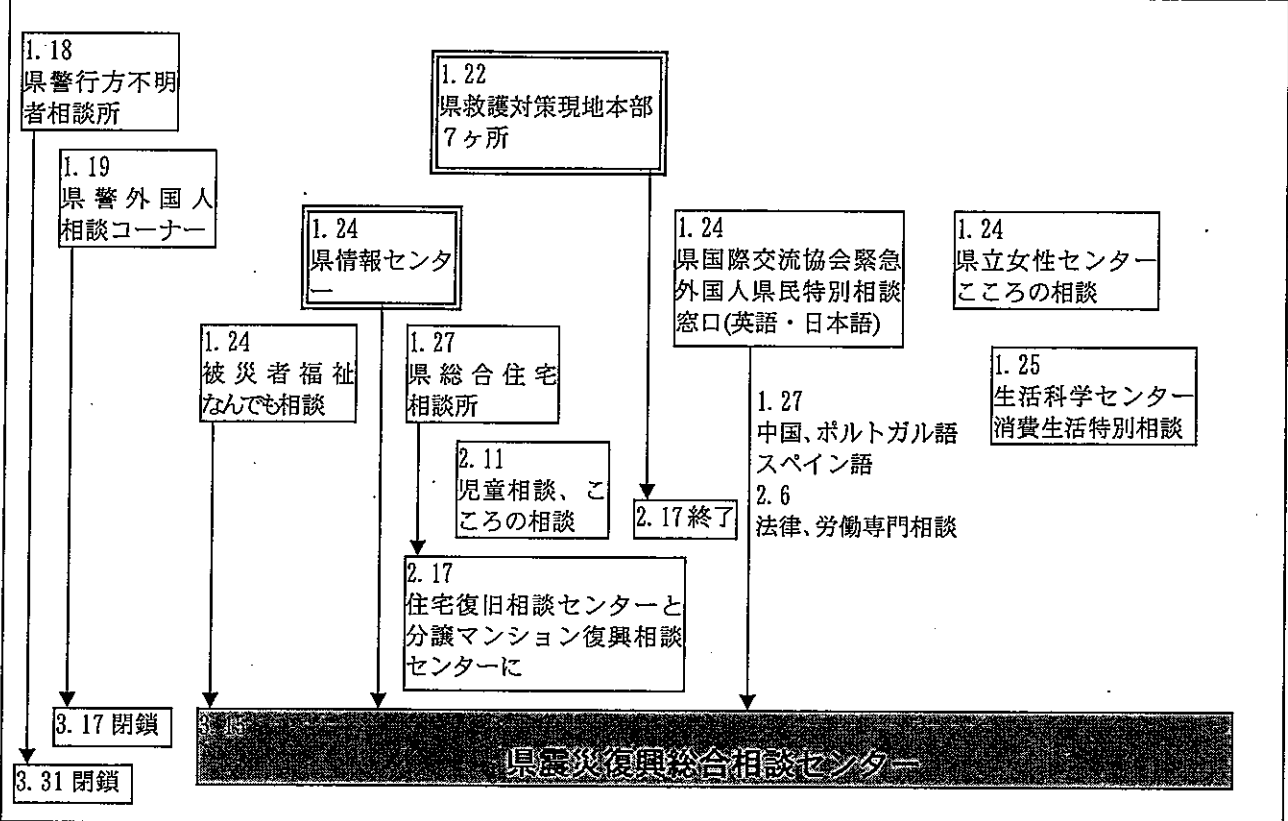
○相談窓口は被災者ニーズ把握の窓口

相談や苦情はニーズの裏返しである。相談窓口があるということが被災者の安心につながることは言うまでもないが相談は被災者が抱える課題やニーズ生活実態を把握する上で有用な機会となる。相談内容を施策に生かす姿勢が求められる。

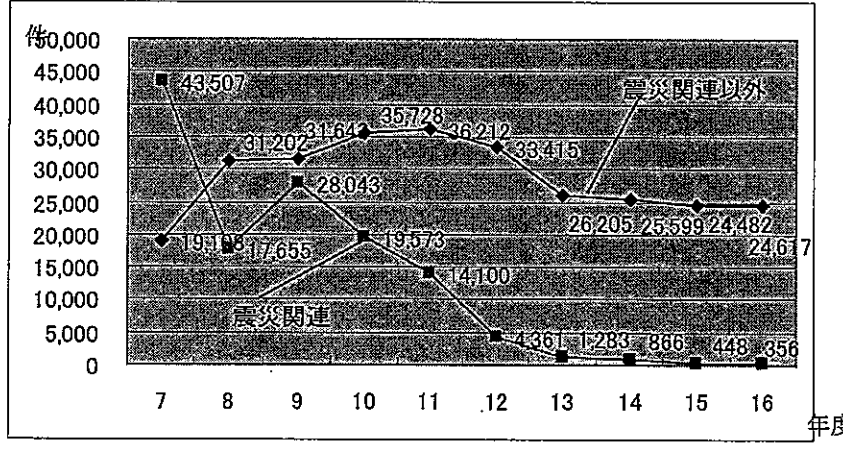
教訓を文化に

○平時から相談を施策にむすぶ意識を  
相談窓口を訪れる人は、しゃべったことで気が楽になったり、説明を聞いて納得したり、納得できないまでも自分自身で解決する気持ちになるなど様々であるが、その中には、住民の生活実態や住民の率直な意識が垣間見えるはずである。相談には、新しい施策のネタや施策の改善点が潜んでいる可能性がある。平時から相談を施策にむすぶ意識が求められる。

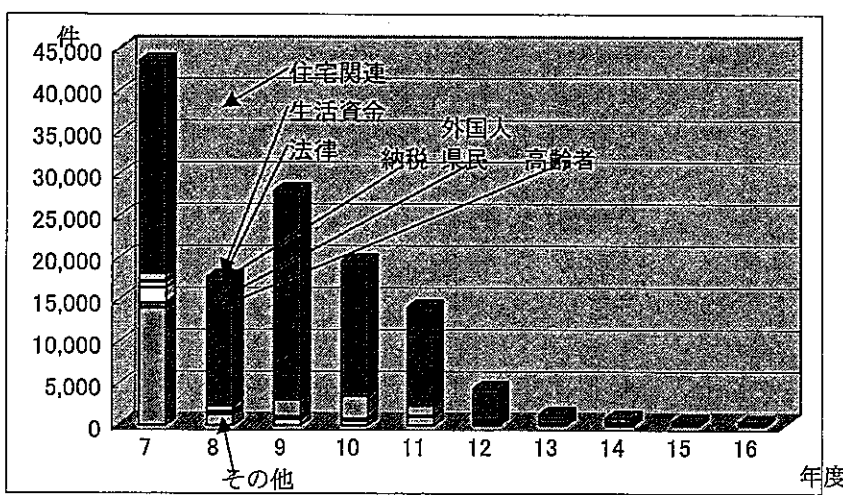
震災直後の相談機能の展開



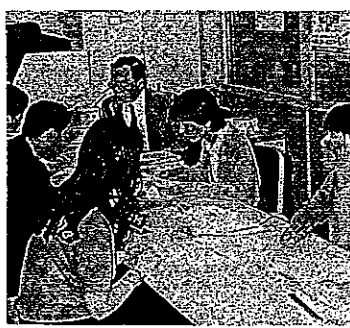
総合相談センターの相談件数の推移



震災関連相談の内容別件数の推移



震災復興相談



(住宅総合相談所)



(フェニックスプラザ)



(震災復興総合相談センター)

※その他は分類右脳名案件及び労働、交通事故、医療、消費生活、こころ等の分野

(1) 命を守るということ、命を救うことの大切さ

⑧ 災害直後の要援護者の避難支援

地域住民の避難誘導が一人ひとりの要援護者の命を守る

阪神・淡路大震災では、高齢者や障害者等、いわゆる「災害時要援護者」と呼ばれる方々に対する安否確認や状況把握など、支援のあり方について多くの課題が明らかになった。

また、近年の自然災害においては、高齢者の被害が大きな割合を占めており、要援護者対策の強化は喫緊の課題となっている。今後は、要援護者の所在情報等を予め共有し、誰が誰をどこへ避難させるか決めておくなど、事前準備を徹底する必要がある。

経験から

○要援護者対策の準備が不十分

阪神・淡路大震災では、高齢者や障害者等の安否確認に手間取ったほか、避難所へスムーズに避難することができない事例もあった。

○要援護者の被災割合が高い

近年の自然災害では、高齢者等の被害が大きな割合を占めている。例えば、平成16年台風第23号災害では、兵庫県内の死者26名のうち、高齢者が半数を占め、避難できないまま自宅で溺死したと思われるケースも見られるなど、要援護者への情報伝達や避難誘導等における課題が明らかになった。

教訓を

○地域での情報共有と支援体制が重要

災害時に要援護者の安否確認、避難支援を的確に行うためには、平常時から対象者の所在情報等を事前に把握し、災害時に、それらの情報を活用できるように準備しておく必要がある。

災害発生直後、迅速に要援護者の安否確認等を行うことができるのは、地域住民や地元の自主防災組織等である。

このため、地域内で、要援護者の情報を共有して、災害時の情報提供、安否確認、避難支援等を行う体制を構築することが必要である。

教訓を文化に

○誰が、誰を、どこへの役割分担構築を

いつ起きるか分からない自然災害に備えて、誰が、どの要援護者を、どこへ避

難させるのか、あらかじめ役割分担を決めておくことが不可欠である。そのため、行政と地域住民、そして支援を受ける要援護者の三者が、地域の要援護者マップやカルテを作り共有するなど、地域全体で取り組んでいくことが求められている。輪島市門前町では、マップづくりを進め、地域で活用されてきた結果、能登半島地震の際には、速やかな安否確認や避難支援を行うことができた。

兵庫の取組

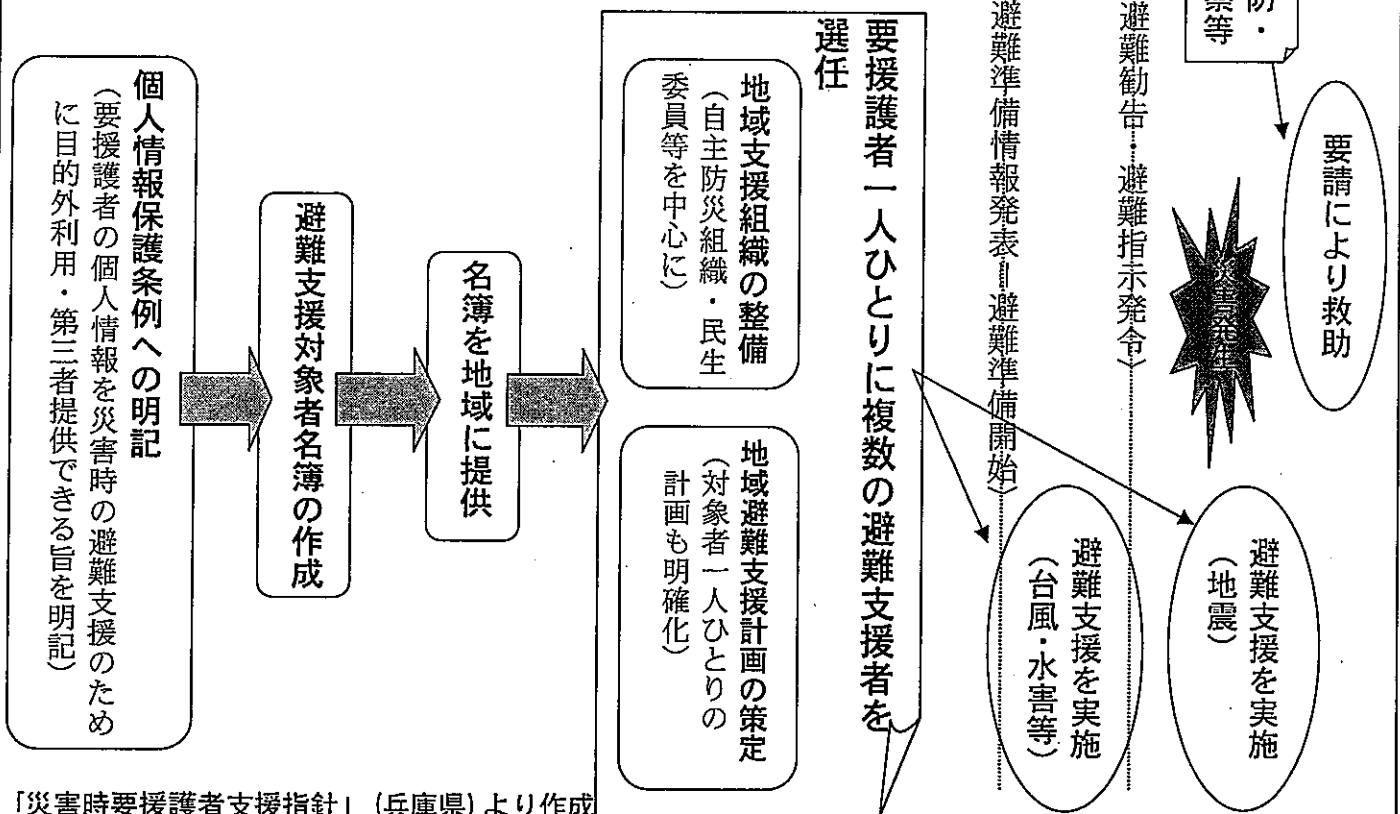
□台風第23号災害を踏まえた取組  
豊岡市や西脇市等では、平成16年の台風第23号災害の経験を踏まえ、本人の同意を得て要援護者の情報を地域で共有する取組が進められている。

□災害時要援護者支援モデル事業  
東南海・南海地震による津波被害が想定されている淡路3市において、要援護者に対する情報提供、避難支援等の促進を図るモデル事業を実施する。

【個人情報と避難支援の問題】

市町村が個人情報を避難支援のために利用することや、民生委員・自主防災組織等に提供することは、災害時の人命救助に直結していることから、個人情報保護に配慮しながら、個人情報保護条例の改正などの方法により、要援護者情報の避難支援のための利用や第三者提供に積極的に取り組むことが望まれる。

災害時要援護者避難支援のイメージ



「災害時要援護者支援指針」(兵庫県)より作成

【要援護者マップの作成と活用】

平成19年3月の能登半島地震で、石川県輪島市門前町は甚大な被害を受けたが、死者や行方不明者は出ず、地震発生後5時間程度で全ての高齢者の安否が確認できた。こうした迅速な対応は、阪神・淡路大震災以降、民生委員が要援護者のマップを作成し、毎年更新して、社会福祉協議会と市(健康福祉課)とで共有するという地道な取組を継続してきた成果として注目されている。マップは、平常時には、見守り活動に活用されており、これが災害時の活用に使われたと言える。



(1) 命を守ることに、命を救うことの大切さ

◎ 行政と報道機関の連携

行政と報道機関の連携で被災者ニーズに応える情報提供

阪神・淡路大震災では、初動時に行政による情報収集が機能せず、報道機関への対応も困難となり、混乱をきわめた。災害時に住民等へ迅速、的確に情報を提供するためには、日頃から災害対応を行う行政と被災地内外に情報を伝える報道機関が相互に理解を深め、連携のルールを定めておき、災害時には、それぞれの使命を果たしつつ、被災者のニーズに応えることが求められる。

経験から

○行政と報道機関の間に様々な摩擦

震災初期、県や市町では被災情報を迅速に把握・発表できなかった。また、情報が入り始めると、内容の錯綜が生じた。報道機関は、行政からの情報が乏しい中、各社ごとに大量のスタッフを投入し、自主的、ゲリラ的な取材を展開した。その情報は多岐にわたり、被災者への情報提供に威力を発揮した。一方、被災地と首都圏で報道量に大きな差があり、温度差が指摘されたりした。

教訓を

○行政と報道機関の共同が重要

行政機関は、災害時に報道機関の機能が最大限に発揮できるように、初動期の広報体制をはじめ、取材対応や情報発信の仕組みを事前に構築する必要がある。報道機関側も、発災直後における問い合わせの集中の自制、応援に入る取材人員の管理、サイレントタイムの設定など、緊急業務に支障をきたさない方策を研究する必要がある。

教訓を文化に

○災害広報は重要な災害対応業務に

阪神・淡路大震災以降、兵庫県では、報道機関との連携を強化する対策が講じられた(概要左図参照)。各自自治体の地域防災計画でも、災害広報を重要な業務として位置づけ、報道機関等への積極的な情報発信に努めることとされている。災害時等に、情報が効果的に伝達されるよう、行政と報道機関が相互理解を深め、情報発信内容や方法、対応体制等について十分検討しておく必要がある。

○災害報道に関する調査・研究の推進

行政機関と報道機関の議論の場として、兵庫県立人と防災未来センターに研究会が設けられ、災害時の取材集中による自治体の物理的負担や、行政対応への批判的分析など、実態に即して課題等の調査・研究を行っている。発災のたびに指摘されるメディアスクラム(集団過熱取材)の問題、災害対策本部の公開の是非など、取材する側と取材される側の双方が納得できる方策を探るため、平常時より、積極的な議論・研究を重ね、対策の充実を図る必要がある。

○行政と報道機関が協力して情報提供

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づきNHK、サンテレビ、AM神戸、KISSIFMに放送を要請。生活情報を中心に延べ212回放送された。またNHKの協力を得て、災害放送専用の臨時FM放送局が開設された。

○震災当日、行政は多くの被災情報を入手できず、公表できなかった

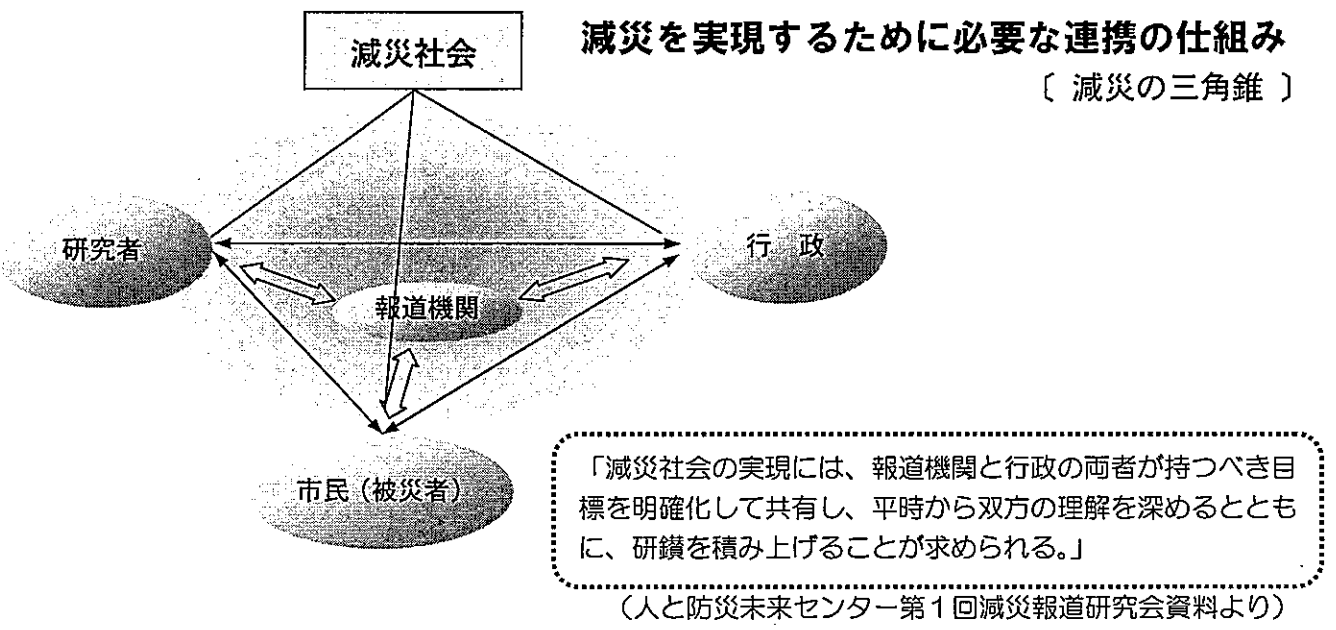
阪神・淡路大震災当日の記者発表資料(兵庫県広報課)

兵庫県災害対策本部			
項目	11:00	11:30	12:00
1. 被害状況			
死者	24名	178名	289名
行方不明	163名	431名	251名
重傷	-	370名	345名
家屋倒壊	-	87名	1,087名
2. 警察、自衛隊活動状況			

この日はパソコンも机の上から落下し、プリンターとのケーブルも引きちぎれて、とても使えなかったため、当然手書きである。当日12時時点で、県災害対策本部が把握していた死者は200人、行方不明331人以上となっており、両者をあわせても531人と、発災から6時間が経過しても、状況把握はこの程度であった。当時の混乱を窺い知る資料の一つである。

減災を実現するために必要な連携の仕組み

[ 減災の三角錐 ]



※減災報道研究会とは・・・取材する側と取材される側が議論する場として、平成17年に前身の災害報道研究会が発足。この研究会には記者やディレクター、自治体の広報・災害担当者などが参画。19年5月、「減災」という目標に向かって研究活動をより活発にするため、会の名称を「減災報道研究会」と改め、新たな体制で議論がスタート。

兵庫県における災害時の報道機関との連携を強化する対策

- ① 取材対応と情報発信について定めた危機管理広報マニュアルの作成
- ② 災害時における広報体制の整備 (災害広報責任者や本部事務局広報班等)
- ③ 災害対策センター内での報道機関室の設置
- ④ ラジオ関西の既設専用回線の活用による県庁からの防災情報の発信
- ⑤ 放送協定締結先の拡大や報道要請に関する協定の締結 など

(1) 命を守ることに、命を救うことの大切さ

⑩ 救援物資

救援物資のルールづくりが被災地の混乱を防ぐ

阪神・淡路大震災では、全国から多数の救援物資が届けられ、被災者の避難生活を支えた。しかし、救援物資の受け入れや仕分け、輸送手段が整っていないため、配布に時間がかかり、多大な労力や資源が投入された。その後の自然災害の被災地の中には、一般からの救援物資を受け入れない方針を示している自治体もある。今後の大規模災害に備えて、救援物資に関する社会的なルールづくりが求められている。

経験から

○物資の受け入れに大混乱

被災地が広域であったため、県も物資の保管基地を4か所設けた。トラックが昼夜を問わず全国から押し寄せ、被災地は大渋滞となった。基地では、荷物を降ろし品目ごとに仕分ける作業や、避難所ごとの分配作業に追われた。この作業には、トラックの運転手も協力し、県、市町の職員や、消防団、ボランティアなどが連日不眠不休で取り組んだ。

○善意が被災地ニーズにあっていたか

被災地のニーズとは合致していない物資も見られた。一梱包に種類類もの品物が入っている場合や賞味期限切れの食料もあり、効率的な管理が困難であった。

教訓を

○物資受け入れの事前準備が重要

膨大な救援物資をトラックで搬入し、避難所ごとに仕分けした上で、改めてトラックで搬出するためには、屋根のある広大な作業ヤードが必要になる。このため、どの施設を保管基地にするか、被災地外での基地の設置も含めて、予め想定し準備しておく必要がある。また、物流を支える運送事業者やノウハウを持ったボランティアなど、関係機関と平素から調整しておく必要がある。

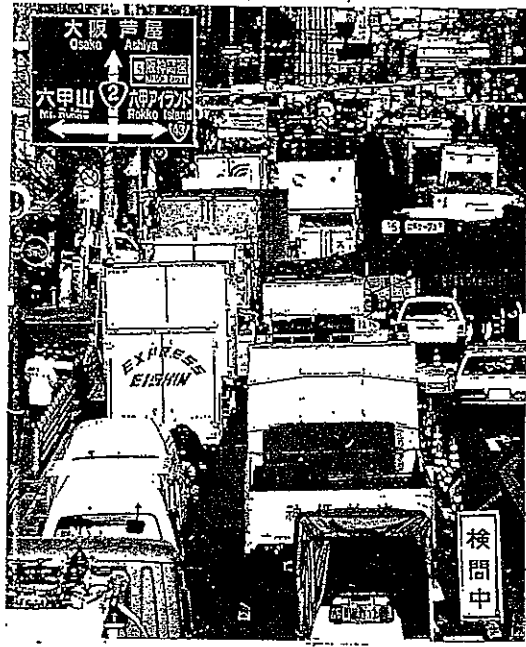
○送り手側のモラルが大切

救援物資は、善意によるものとはいえ、受け入れる被災地に大きな影響を与えるため、真に必要な物資を提供するように、送り手側にも、モラルが求められる。

教訓を文化に

○救援物資に関するルールづくりを

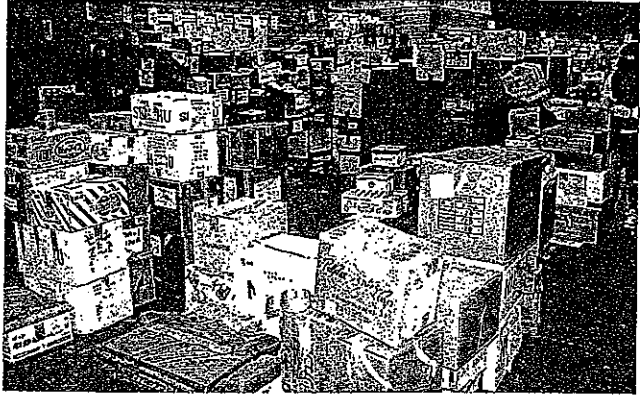
度重なる震災を経験して、国では、緊急物資の備蓄や調達の考え方を整理し、物資が効率的に避難所へ配布されるよう、ITの活用による輸送体制の整備も含めて、検討が進められている。この検討の中で、救援物資については、被災地ニーズにあった支援が重要であり、ニーズに合わない支援より義援金による支援を行うべきことを住民に啓発することの必要性が確認されており、震災を経験して、長岡市のように受け入れないことを決定した自治体も出てきている。また、救援物資の申し出があった場合に登録を行い、後日改めて受け入れに付いて案内する方法も広がっている。緊急物資に関する社会的なルールづくりが今後進展していくことが望まれる。



▲高速道路が寸断されたため、幹線道路には救援物資を運ぶ車があふれた。



▲ヘリコプターで届いた救援物資をリレーして運ぶ。



▶全国から集まったたくさんの救援物資。

【長岡市が救援物資を受け入れない方針】

新潟中越地震で長岡市に送られてきた救援物資は、主に法人や団体からのものであったが、それ以外に、全国から災害用無料ゆうパックで、約4万6千個もの提供があった。体育館3か所が満杯になった物資は、避難所に配布したほか、住民に体育館まで取りに来てもらったものの、それでも1か所相当分は残り、これらの殆どは古着であった。こうした経験を踏まえ、長岡市では、救援物資の保管と配布は、被災地にとって大変な負担であることから、地震防災計画を改訂し、「当面は、災害発生直後における救援物資は受け入れないこととする」と明記した。これに対し、長岡市の取組が広まることを期待するといった意見もあり、今後の在り方を考えるきっかけとなっている。

【用語の定義】

緊急物資	災害発生時に、日常生活に支障を来した被災者に地方公共団体が供給する備蓄物資、または調達物資をいう。
備蓄物資	災害に備え、住民、事業所、地方公共団体等が自ら主体となり備蓄する食料や飲料水、毛布等の生活必需品のことをいう。
調達物資	災害に備え、住民、事業所、地方公共団体等が民間事業者等とあらかじめ協定等を通じ調達する食料や飲料水、毛布等の生活必需品のことをいう。基本的には調達費用等の対価が生じるものをいう。

兵庫の取組

□三木総合防災公園（全県広域防災拠点）

平時は、県民のスポーツ・レクリエーションや防災の教育・人材育成の場として使用し、大規模災害時には、物資集積・配送機能など、全県広域防災拠点として、県内の被災地を支援する。

□広域防災（ブロック）拠点

救援物資の集積・配送機能のほか、被災者用物資・救助資機材の備蓄機能、応急活動要員の集結・出動機能を備えた広域防災（ブロック）拠点を全県に計画的に整備するほか、既存施設を活用した広域防災拠点を整備している。

(1) 命を守ることで、命を救うことの大切さ

① ライフライン・交通インフラ

ライフラインや交通インフラの回復は、復興の第一歩

阪神・淡路大震災では、ライフラインは寸断され、道路、鉄道、コンテナ埠頭などの交通インフラは機能停止に陥った。これにより、一刻を争う救出救助活動や消火活動、さらには病院での医療活動は大きな支障を受け、被害拡大の一因にもなった。住民生活や都市活動、経済活動を支えるこれらの都市基盤の早期復旧は、被災地の復興につながる第一歩であり、災害に強い基盤整備の必要性が改めて認識された。

経験から

○被災地は大変な交通渋滞が発生

道路構造物の損壊、倒壊した家屋・電柱、落下物の散乱、車両の放置等により、各地で交通渋滞が発生し、救出救助活動や復旧活動等の支障となった。

○ライフラインの早期復旧は難航

全国の関係事業者の応援を得て、懸命の復旧活動が進められ、短期間の内に復旧することができた。

しかし、地下埋設物の被災箇所の特定は困難を極め、復旧工事でも、応援隊ごとに管や継ぎ手の仕様に違いがあるなど、初動段階での連携不足も見られた。

○二次災害が懸念された復旧活動

ガス管の破損によるガス漏れのほか、千箇所を越える六甲山系の土砂崩壊、堤防の沈下やひび割れ等による二次災害が懸念される中で、復旧活動が続けられた。



倒壊した阪神高速道路神戸線（神戸市）

教訓を

○震災直後の交通機能の確保が重要

救出救助活動や消火活動のための資機材・人員、緊急物資の輸送など、緊急・応急対策を迅速に実施するためには、道路・港湾・鉄道など一刻も早い交通機能の確保が必要である。

○早期復旧を実現する応援体制が必要

被災地の早期復旧を実現するために、被災地域外の事業者との応援体制を予め整備し、早期に復旧工事に着手できるように準備しておくことが重要である。

○迅速・的確な二次災害対策が重要

被害の拡大を防止するため、被災状況の確かな把握はもとより、土砂崩壊対策、堤防等の漏水・補強対策など、迅速な二次災害対策が必要である。

教訓を文化に

○交通機能の確保

緊急通行車両のみ通行できる緊急交通路を事前指定し、予告標識の掲示などで、周知する取組が広がっている。一方、住民は自動車の使用自粛を求められており、こうした社会的合意も重要である。

○二次災害に対する備えの充実

二次災害を生む危険箇所の周知や早急な補強で、住民と行政が新たな被害を出さないよう取り組むことが求められる。

○災害に強い基盤整備

災害に強い都市基盤を構築するため、耐震化や代替機能の確保などに取り組まなければならない。

一方で、財源は限られているため、救命施設（病院、防災拠点、避難所等）につながる救命ライフラインに重点投資するなどの配慮が必要である。

兵庫の取組

□緊急交通路の確保対策

予定路線として国道2号など18ルートを事前指定し、予告標識を掲示

□耐震化の推進

水道の耐震化、耐震岸壁の整備、緊急輸送道路の橋梁耐震化 等

□代替機能の確保対策

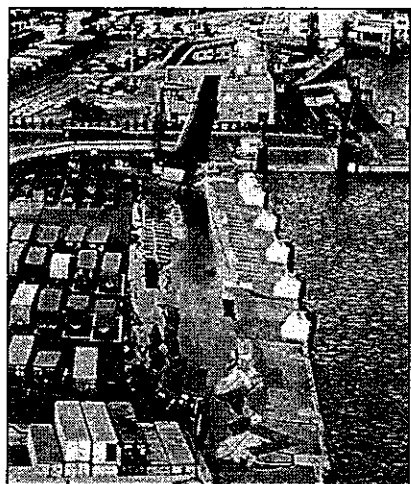
水道の緊急貯留システムや異なる自治体間を結ぶ広域連携管の整備、通信の2ルート化 等  
JR加古川線の電化、代替性を備えた幹線道路網の整備 等

□二次災害防止対策

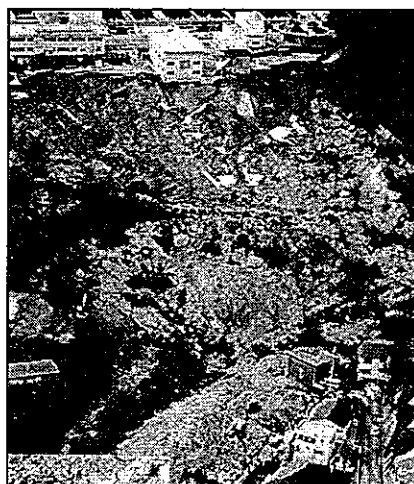
地震列車緊急停止システムの導入、ガス供給ブロックの細分化、平常時からの危険性の情報共有（ハザードマップの作成等） 等

【ライフライン、鉄道・道路の被害と復旧】

区分	主な被害	復旧に要した期間
電気	約 260 万戸が停電	6 日
ガス	約 84 万 5 千戸が供給停止	84 日
水道	約 127 万戸が断水	42 日(仮復旧) 90 日(全戸通水)
下水道	被災施設: 22 処理場、 50 ポンプ場、管渠延長約 164km	93 日(仮復旧)
電話	交換機系: 約 28 万 5 千回線が不通	1 日
	加入者系: 約 19 万 3 千回線が不通	14 日
鉄道	JR山陽新幹線	81 日
	JR東海道・山陽本線	74 日
道路	阪神高速道路神戸線	622 日
	名神高速道路	193 日



大きな亀裂を生じ、水没したコンテナパース（神戸市六甲アイランド）



土砂崩れは人家を呑み込み仁川を堰き止めた（西宮市）



交通機関がマヒし、バイクや工事用車両等で混雑する幹線道路（神戸市）

【ライフライン事業者の連携】

平成 10 年 3 月に兵庫県内の全市町で「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」が締結されるなど、ライフラインの広域的な応援体制が充実しつつあるが、今後こうした取組が、実効性をもって全国規模で展開される必要がある。また、施設管理者間で、緊急時の工事をコーディネートする機能や情報の共有を一層進めていかなければならない。



## メッセージ2 生活拠点となる住まいの確保

安全な住まいは、命を守り、地域の安全に貢献し、生活再建を容易にする。危険な住まいは、命を奪い、地域の活力を奪い、生活再建を困難にする。

### (安全な住まいが生活再建へつながる)

住宅に被害が無かった人は、ライフラインの復旧と共に、元の住まいで生活再建を開始することが可能であった。ライフラインの無い不自由な生活は最長でも3ヶ月程度に過ぎない。安全な住宅なら同じ地域に住み続けることが可能になり、子どもの転校、仮設住宅での新しいコミュニティの形成、二重ローンといった多くの問題を回避することが可能になる。

### (危険な住まいは住宅再建を困難にする)

ところが、災害により住宅を失った人々は避難所での生活、さらに住宅再建までの間、応急仮設住宅や自分で確保した仮住まいなどでの生活を余儀なくされる。阪神・淡路大震災では震災後最長で、7ヶ月余の避難所生活(\*)や、5年もの仮設住宅での生活に及び、被災者は住まいの確保に多大な苦勞を強いられた。

### (プライバシーもない避難所から応急仮設住宅へ)

ピーク時の32万人近い避難者のうち、学校には約6割が殺到し、指定避難所だけでなく、市役所や県庁舎、さらには公園でテント生活をする人もあった。肩を寄せ合っただけの生活にプライバシーはなく、断水により共通してトイレが問題になった。

避難所生活が長引くにつれ、とにかく風呂やトイレがあってプライバシーを保てる仮設住宅に入りたいという被災者の願いは切実であった。

こうした中、被災者の不安を解消するため、希望する全ての被災者に仮設住宅を供給する方針が示され、短期間のうちに仮設住宅の建設・供給が進められた。

### (仮住まい後の恒久住宅の確保)

仮住まい後の大きな課題となる恒久住宅の確保のために、自力再建支援のほか、自力再建できない被災者のために公営住宅の供給が進められた。公営住宅は、公平性があり、制度運用上の工夫も蓄積され、計画戸数を確実に確保できる方法として選択されたのはやむを得ない面もあったが、多大なストックを抱えることとなり、今後の維持管理を含めて、財政負担が大きな課題となっている。

### (住宅再建における公的支援のあり方が問われた)

自力再建できない被災者のための避難所→仮設住宅→公営住宅というプログラムは、住宅の早期大量供給には貢献したものの、被災者の従来のコミュニティとのつながりを失い、閉じこもりなどの弊害を生み出すなど、結果的に高齢者の集中によるコミュニティの問題や、生活支援ニーズの増大といった福祉的問題を生み出した。

仮設住宅から恒久住宅への多様な復興プロセスの可能性も含め、住宅再建における公的支援の新たなあり方が問われることとなった。

このあり方の検討の中から、公助の仕組みとしての住宅再建支援制度、共助の仕組みとしての住宅再建共済制度の確立を図る動きが起こり、住宅再建の公的支援は不十分ながらも被災者生活再建支援法の改正(平成16年)により結実し、住宅再建共済制度が兵庫県で創設され(平成17年)、新しい歴史の第一歩が記された。

### (住宅再建をめぐる諸課題への対応が進展した)

住宅再建の過程では、21世紀の日本が抱える問題を先取りした形で高齢者の住宅問題、マンションの建て替えといった課題が明らかになり、被災地ではコレクティブハウジング、高齢者の見守り付住宅(シルバーハウジング等)といった新たな試みや、マンション建て替えの制度整備のきっかけとなった。

また、被災した住宅の被害認定や解体処理などの震災特有の課題については、家屋被害認定士の創設や家屋の公費解体といった対応が図られた。

(\*) 平成7年8月20日の災害救助法に基づく避難所廃止後、避難者の代替施設となる待機所が平成9年3月31日まで運営された。

### 【輪島市における住宅再建支援】

平成19年に「被災者生活再建支援法」が再度改正され、住宅の再建・補修にも支援金を利用することが可能になり、同年に発生した能登半島地震、新潟県中越沖地震の被災者も、改正法で支援金を申請できることとなった。

その結果、輪島市では住宅が全壊し、再建する複数家族の世帯に対して最大で770万円(同法300万円、県・市助成制度100万円、義援金170万円、復興基金(能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業<県産材活用等の条件付き>)200万円)が給付され、支援法改正前67世帯あった公営住宅の希望者が、改正後48世帯に減少した。

また、自己所有地への公営住宅の建設、まちなみ景観に配慮した住宅再建に対する支援(街なみ環境整備事業)の拡充等、住宅再建に対する様々な支援メニューが設けられるようになっている。

(2) 生活拠点となる住まいの確保

① 避難所

避難所としての平時の備えが極限の避難生活を緩和し混乱を防ぐ

阪神・淡路大震災では、地震発生当日から、多くの被災者が近隣の学校や公園などに避難し、食料や水などの生活物資や、プライバシーの確保などにおいて、厳しい非日常的な生活を強いられた。避難所となる公共施設等は、平時から災害時を想定した施設・設備面の事前対策や運営のマニュアル化などの備えが必要である。

経験から

○ピーク時32万人が避難

震災直後から多くの人が公共施設などに避難し、ピーク時には避難者数は約31万7千人にも及んだ。そのうちの約6割が、近隣の学校に避難し、体育館や教室はもとより、職員室や廊下、階段の踊り場などにまで人があふれ混乱を生じた。また、避難所に入りきれなかった人々は、厳しい寒さのなか、公園等野外のテント生活を強いられた。

○避難生活はサバイバル

震災直後の避難所では、断水によりトイレが使えなかったため、汚物があふれるなど、衛生状態が悪化。体育館など大規模収容施設での長期の生活は、プライバシーの確保ができないほか、冷暖房やシャワー施設もなく、生活環境は劣悪だった。特に高齢者にとっては、寒さによる肺炎など、健康問題も引き起こした。

教訓を

○避難所としての平時の備え

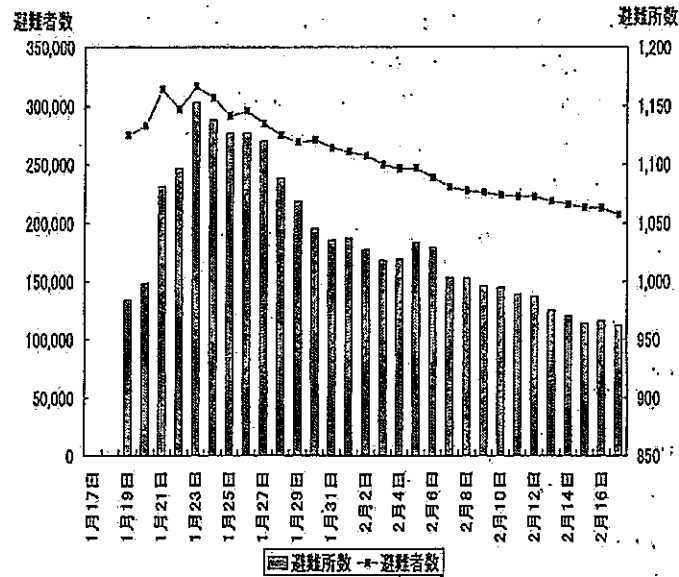
災害時に避難所となることが想定される公共施設等では、避難所機能を果たすため、また過酷な生活を少しでも和らげるため施設面・設備面に配慮した事前の対策や施設管理者に過大な負担をかけるい運営の仕組みづくりなど、平時から災害時を想定した備えが重要である。

教訓を文化に

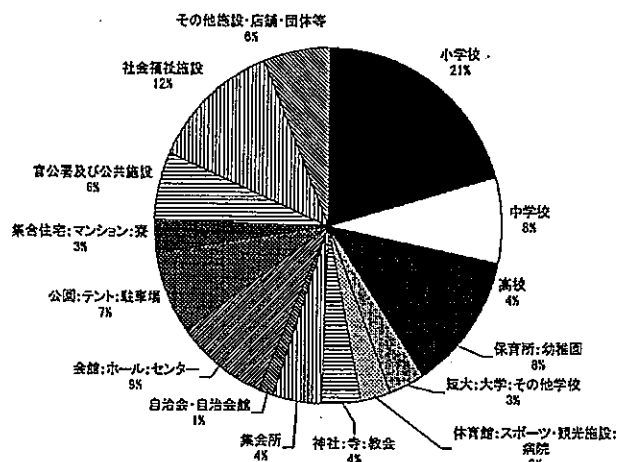
○避難所の改善の検討進む

阪神・淡路大震災の経験を踏まえて、国では大規模災害時の応急救助のひとつとして、避難所のあり方に関する検討が進められた。兵庫県では、地域防災計画を修正し、避難所運営についての基本原則や避難所運営の一般的な事項を定めた避難所管理運営指針を定めた。市町においても避難所運営マニュアルの作成が進められている。

【県下の避難所数・避難者数の推移（1ヶ月間）】



【避難所の施設種類（神戸市）】



【新潟県中越地震・能登半島地震における取組】

新潟県中越地震では、被災者の一部損壊した自宅を必要に応じて使用したいという被災者のニーズに応じて、自宅の庭に設置したユニットハウス（プレハブ建築物）を分散型避難所として指定した。これにより、住宅の片付けや応急修理のための避難所との往復時の負担軽減、地域コミュニティの中での生活再建促進、集合型避難所では対応が難しいプライバシーの確保などを図り、被災者の速やかな生活復興を支援した。

能登半島地震では、車中避難者を避難所に誘導するなどの保健師の指導により、新潟県中越地震で車中避難者に発生した「エコノミークラス症候群」による死者の発生を抑えた。

兵庫の取組

□「避難所管理・運営の指針」の作成

市町において、地域の実情に応じた適切な避難所管理・運営のマニュアルを作成するための指針として、平成13年に作成。

〔指針の主な内容〕

- ①基本方針
  - ・避難所の目的、機能、対象者等
  - ・事前対策の指針
  - ・避難所の指定方針
  - ・管理運営体制の整備
  - ・施設・設備、備蓄等の整備
  - ・運営組織の育成等
- ②応急対策の指針
  - ・避難所の開設
  - ・管理責任者の配置と役割
  - ・避難者・避難所の情報管理、災害弱者の保護
  - ・食料・生活物資等の提供等
- ④マニュアル作成例
  - ・避難所管理マニュアル（市町向け）
  - ・避難所運営マニュアル（避難所用）

(2) 生活拠点となる住まいの確保

② 応急仮設住宅

仮設入居は生活再建の第一歩。迅速な提供と入居者支援が復興を早める

阪神・淡路大震災では、震災から約7ヶ月間で4万8300戸もの応急仮設住宅が建設された。しかし、早期・大量の建設は困難を極めた。入居者は高齢者が多く、閉じこもりや「独居死」の問題なども指摘された。過酷な避難所生活を早期に終えるため、応急仮設住宅の迅速な供給と入居者へのきめ細かな生活支援が必要である。

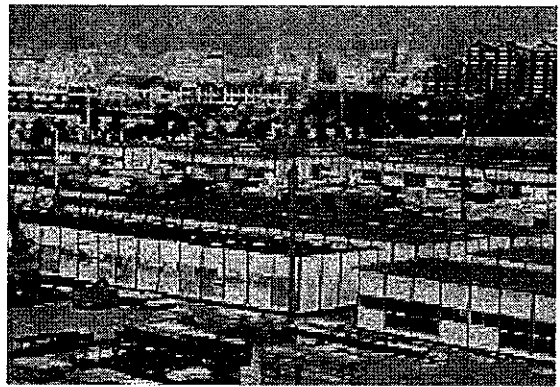
経験から

○早期・大量の建設は難航

ピーク時の避難者は、31万6678人を記録。兵庫県は、「応急仮設住宅への希望者全員入居」という方針を打ち出した。しかし、早期・大量の建設にあたっては、必要戸数の把握は困難を極め、用地や建設業者の確保なども難航した。国内での供給能力には限界があり、米・英・加・豪・韓5ヶ国から3319戸を輸入した。

○超高齢社会の縮図と化した

応急仮設住宅への入居に当たっては、原則募集抽選としたが、高齢者・障害者等には優先枠を設定した。入居者の特性は、高齢者世帯が約4割、うち高齢者だけの世帯が9割を占めた。



応急仮設住宅（神戸市東灘区向洋町）

○ 応急仮設住宅の建設・撤去経過等

◆平成7年	
1月17日	阪神・淡路大震災発生
1月19日	第1次発注(2,961戸) 以降10次にわたり48,300戸発注
1月20日	着工開始(4地区482戸)
8月11日	総計画戸数48,300戸完成
11月15日	入居世帯46,617世帯でピーク
◆平成12年	
1月14日	全入居者退去
3月31日	撤去工事完了(完全解消)

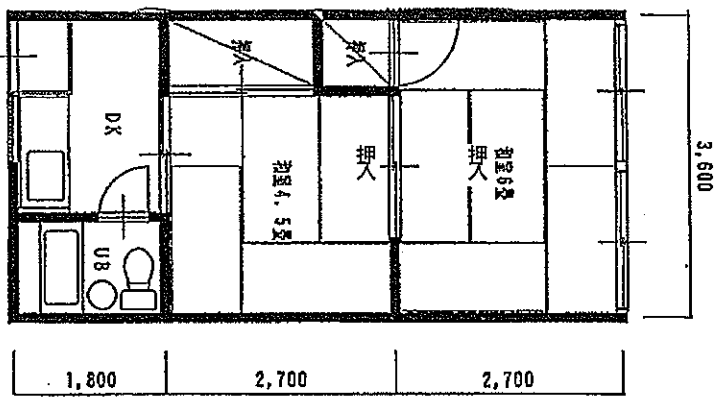
○ 応急仮設住宅の設置（634団地、48,300戸）

設置場所	団地数	戸数	設置場所	団地数	戸数
神戸市	288	29,178	姫路市	4	569
尼崎市	50	2,218	猪名川町	2	48
西宮市	114	4,901	洲本市	1	14
芦屋市	40	2,900	津名町	2	260
伊丹市	5	660	淡路町	2	123
宝塚市	34	1,564	北淡町	12	600
川西市	3	620	一宮町	17	376
三田市	2	244	五色町	14	70
明石市	13	856	東浦町	14	222
三木市	2	94	西淡町	1	4
加古川市	3	1,194	三原町	1	4
高砂市	2	412	大阪府	6	1,070
稲美町	1	38			
播磨町	1	61	合計	634	48,300



応急仮設住宅の入居抽選発表（神戸市灘区）

○ 一般的な間取り（2Kタイプ、水洗トイレ）



応急仮設住宅の申込みに長蛇の列（神戸市東灘区）

【新潟県中越地震における被災前の生活・コミュニティを重視した取組】

- ・入居方法の工夫：集落毎の集団入居、住宅の位置関係をもとにした部屋割り
- ・生きがいづくりへの支援：応急仮設住宅の隣地での農園づくり

教訓を

○事前の供給体制の整備が必要

特に都市型の大規模災害に備え、建設用地や建設業者を含めた広域的な供給体制を構築しておく必要がある。

○高齢入居者の支援が不可欠

入居者に対しては、行政のみならず、NPO、ボランティアなどによる安否確認や情報提供・相談など、様々な生活支援やコミュニティ形成支援が必要である。

教訓を文化に

○迅速な供給体制を構築

震災後、兵庫県は、応急仮設住宅の生産事業者の団体であるプレハブ建築協会と協定を締結し、これを機に、全国的に、災害時の迅速かつ大量の供給体制が整備された。

○コミュニティに配慮した仮設団地

知らない土地での人間関係の断絶や環境変化から生ずる入居者の精神的負担、健康への影響に配慮し、新潟県や石川県での震災では、「集落ごとの集団入居」や仮設団地に「生きがい農園」が整備された。仮設団地に設置した「ふれあいセンタ―」は、公営住宅の「コミュニティプラザ」に引き継がれている。

(2)

生活拠点となる住まいの確保

恒久的な住まい

安全で安心できる住まいは、被災高齢者の自立を支える

住まいを失った被災者の多くが高齢者や低所得者であったことから、住まいの確保は災害復興公営住宅の供給が中心となった。この結果、高齢者の復興公営住宅への入居が集中し、超高齢社会が出現。高齢化を巡る様々な課題へのきめ細かい対応が不可欠であることが明らかとなった。

経験から

○復興公営住宅の大量供給と民間賃貸住宅の供給促進

4万世帯余の仮設住宅入居者に対する悉皆調査などで需要量を計りつつ、新たな建築のほか、公団住宅等の買取り、借上げ等多様な手法を活用し、大量の復興公営住宅を供給。一方で不足する中堅所得者向けの民間賃貸住宅の供給促進は不可欠の課題であった。

○家賃負担の軽減

高齢者や低質の低家賃住宅の被害が大きかったことなどから、公営住宅家賃の特別減免を実施。併せて民間賃貸住宅入居者に対して、家賃負担の軽減措置を講じた。

○入居者に配慮した先導的な住宅供給

復興公営住宅では、全団地でのシルバークロッシング仕様の導入(2)(4)で後述や

コレクティブハウジング、ペット共生住宅のモデル実施、コミュニティプラザの設置、型別供給などハード面での取組のほか、公的住宅の一元募集やグループ募集、希望地域への転居を可能とする暫定入居などソフト面での様々な試みが展開された。

○高齢社会を先取りした課題の発生

復興公営住宅の高齢化率は極めて高く、高齢者の健康維持や閉じこもり防止などの高齢者の見守り、コミュニティ機能の維持について、今後の高齢社会を先取りした新たな課題が生じた。

教訓を

○全国的な協力体制が必要

平年度ベースを大きく上回る公営住宅の大量供給を実現するため、全国の自治体から多くの職員の応援を得た。今後の大規模災害においても全国的な協力体制の確立が不可欠である。

教訓を文化に

○高齢者への配慮が不可欠  
阪神・淡路以後の災害でも明らかのように、自然災害では被災高齢者への対策が重要な課題となる。ハード・ソフト両面での高齢者への配慮が不可欠である。

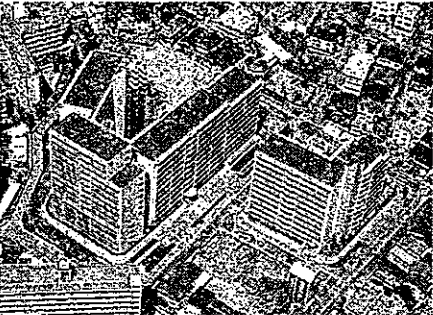
○高齢者仕様が平時の住宅整備に定着

復興公営住宅で行われたシルバークロッシング仕様やコミュニティプラザなどの取組は、一般公営住宅でも標準化された。また、ユニットバスのバリアフリー仕様等は民間分譲マンションでも標準的に採用されるようになっていく。

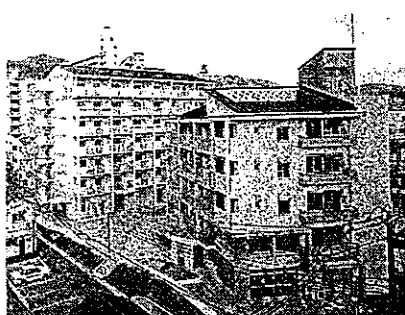
○まちづくりには福祉的ケアは欠かせない視点に

住宅政策と福祉政策の連携はオールドゥータウンの再生等でも進んでおり、今後のまちづくりの新たな視点として欠かせないものとなっている。

災害復興公営住宅



大倉山高層住宅(神戸市中央区)



南本町高層住宅(神戸市中央区)

支援活動

LSA(生活援助員)、SCS(高齢世帯生活援助員)が高齢者の見守り活動を実施



災害復興公営住宅の供給戸数

(単位:戸)

事業手法	供給戸数
建設	14,660
買取り	3,211
借上げ	7,550
合計	25,241

恒久住宅対策のための悉皆調査

(第3次応急仮設住宅入居者調査)

調査時期 : 平成8年2~3月  
調査世帯数 : 42,688世帯(100%)  
有効回答数 : 37,176世帯(87%)  
調査方法 : 調査員による訪問、聞き取り調査  
調査結果 :

- ①入居者 ・ 高齢者世帯は4割(世帯主が65歳以上)  
→うち、単身と2人世帯が9割
- ②収入 ・ 年収300万円以下の世帯は7割  
・ 収入源が年金・恩給である世帯は4割弱
- ③旧住宅 ・ 借家であった世帯は6割
- ④入居希望 ・ 公的借家を希望する世帯は7割  
→うち、被災前の居住地に帰りたい世帯は5割

民間賃貸住宅家賃補助制度

事業期間 平成8年10月~平成18年3月  
申請期限 平成13年3月末  
補助対象者 家主(管理者)  
補助額 平成8~11年度 3万円上限(家賃の1/2)  
平成12年度 2万円上限(家賃の1/3)  
平成13~17年度 1万円上限(家賃の1/6)  
経過 住宅要件あり→撤廃  
県内被災者限定  
→帰県意志のある県外被災者含む

※ 事業期間、申請期限及び補助額は、それぞれ制度改正後

県営住宅の特別減免・モデルケース家賃

モデル条件(平成9年度建設、平成10年度入居)

立地 : 神戸市内(市街地)  
床面積 : 40㎡  
収入区分 : 政令月収2万円以下(最下層)  
本来家賃 : 月額25,300円(10年度)  
→ 月額24,400円(19年度)

入居後1~5年目(前期特別減免) 家賃月額6,600円  
入居後6~10年目(後期特別減免) 家賃月額8,300円  
→ 11年目以降は一般減免へ 家賃月額9,600円



(2) 生活拠点となる住まいの確保

④ 新しい住まい方

見守りや助け合いを基本とした新しい住まい方が高齢者の生活を支える

阪神・淡路大震災の復興過程において、兵庫県は、成熟社会における新たな住まい方として、コレクティブハウジング（協働居住型集合住宅）、シルバーハウジング（高齢者向けの見守り機能付き住宅）など従来の住宅供給にはない試みを始めた。しかし、これらの試みは、未だ途中段階であり、引き続き、多様な住まい方の検討・普及が望まれる。

経験から

○高齢者世帯に配慮したシルバーハウジングを導入

災害復興公営住宅は、応急仮設住宅の高齢者世帯が多く移り住むことなどを考慮し、原則、全住戸のバリアフリー化が行われた。加えて、団地の一部の住戸を緊急通報や水センサーによる安否確認のシステムなど高齢者仕様の設備を備え、LSA(生活援助員、⑤③)で後述による生活相談・生活支援サービスを提供するシルバーハウジングとして整備した。

○コミュニティ形成に配慮したコレクティブハウジングを導入

兵庫県は、北欧のコレクティブハウジングの取組を研究。居住者自身によるコミュニティの形成を基本とするコレクティブハウジングという新たな居住様式を全国に先駆けて復興公営住宅に導入した。

教訓を

○新しい住まい方への理解拡大が必要

シルバーハウジングは、高齢者に安心感を与え、生活再建の励みにもなった。一方、コレクティブハウジングなどのコミュニティ形成型の住まい方は、居住者が主体的に選択し取り組む暮らし方であり、当初は入居者のコミュニティ形成に寄与した。しかし、入居者の更なる高齢化や、新たな入居者に趣旨が十分に浸透せず、現在、共同生活の場があまり活用されていないなどの課題もある。

○高齢化でコミュニティ対策が必要

入居者の高齢化に伴い、助け合いの場となるべきコミュニティの維持が難しくなり、今後、ますます問題の深刻化が危惧される。幅広い世代が共に暮らすミックスコミュニティの形成が必要である。

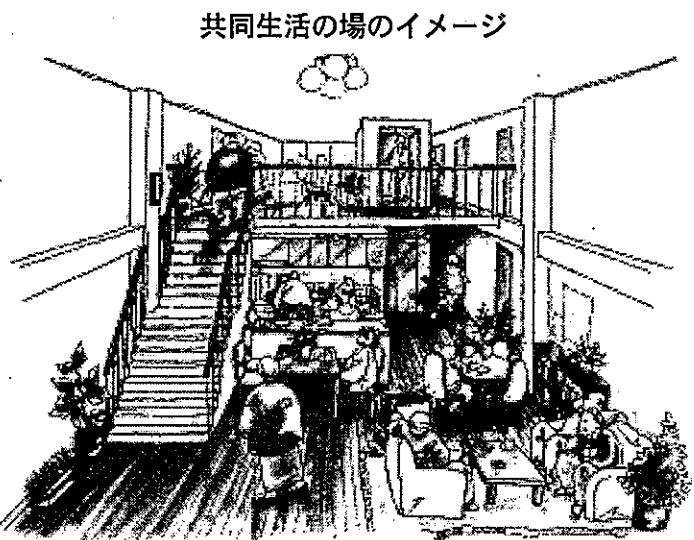
教訓を文化に

○新しい住まい方が普及

近年、民間事業者によって、福祉的ケアや共同スペースを充実させた住まいづくりの試みが各地でスタートしている。今後、専門家やNPO等と連携しながら、学習会の開催やアドバイザーの派遣など一層の普及を図っていく必要がある。

○高齢者の見守りは欠かせない要素に

本格的な高齢社会を迎え、「安全・安心な住まいづくり」を進める上で、高齢者への福祉的ケアや相互の助け合いの場となるコミュニティの形成・維持への配慮は、不可欠な要素となっている。



共同生活の場のイメージ

コレクティブハウジング

個人のプライバシーを確保するための私的な住戸を持ちつつ、食事や団らんなどお互いに支え合う共同生活の場(※)を組み込んだ協働居住型の集合住宅のこと。

※共同生活の場(共同ふれあい空間)

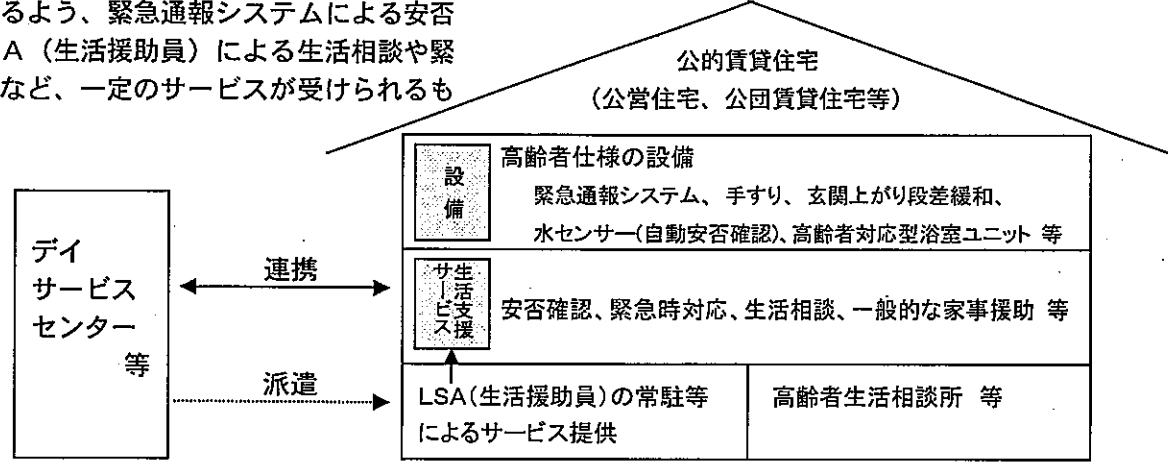
- ・居間、食堂、台所
・図書コーナー
・洗濯コーナー

<県・市町営災害復興公営住宅の整備実績>

10団地 341戸

シルバーハウジング

高齢者が自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるよう、緊急通報システムによる安否確認やLSA(生活援助員)による生活相談や緊急時の対応など、一定のサービスが受けられるもの。



【新潟県中越沖地震における取組】

長岡市の災害復興公営住宅でシルバーハウジングを導入(全38戸のうち20戸を整備)

兵庫の取組

兵庫県では、公営住宅だけでなく、民間におけるコレクティブハウジングの建設を促進し支援するため、次のような取組を行ってきた。

□被災者向けコレクティブハウジング等建設事業補助(平成9~16年度)

(財)阪神・淡路大震災復興基金による被災者向けのコレクティブハウジング等の建設事業の補助を行った。共同のリビング、キッチン等の整備について、調査設計費20万円(戸)、整備費95万円(戸)、備品整備費20万円(共同居住単位)を上限に補助するもの。この制度を活用して、20件453戸の民間によるコレクティブハウジング等が整備された。

□コレクティブハウジング等アドバイザー派遣事業(平成14年度)

ひょうご住まいサポートセンターによるアドバイザー派遣制度を創設。コレクティブハウジング等の建設に関する勉強会等を開催しようとする5人以上のグループを対象に、専門家をアドバイザーとして派遣している。



(2) 生活拠点となる住まいの確保

⑤ 被災マンションの再建

住民の合意形成が被災マンション再建の鍵

被災マンションの再建では、合意形成の難しさ、既存不適格の問題、抵当権処理の課題等が明らかになった。このため、区分所有建物の再建を容易にするための法改正や、従前のマンションと同等以上の規模での建替えができる震災復興型総合設計制度の創設、まちづくりや法律の専門家の派遣など種々の支援策がとられた。マンションの早期再建に向けては、専門家を活用した速やかな住民の合意形成が重要である。

経験から

○被災マンションの再建にあたり住民の合意形成が難航

被災したマンションにおいて、建替えか補修かの住民の合意形成は難航した。建替え決議の有効性が裁判で長期に亘って争われたため、再建後の再入居が半数程度に留まる事例も見られた。

しかし、小規模で良好なコミュニティが成立しているマンションでは、個々の課題に沿ったきめ細かな対応で解決が図られた。

○建替え段階で様々な課題に直面

被災マンションの建替えにあたり、区分所有法の建替え決議要件の確保、従前と同規模の建替えを行うための容積率の確保、解体にあたって必要な抵当権の抹消、建築年数の浅いマンションでのダブルローンの問題等が明らかになった。

教訓を

○困難を伴う住民の合意形成をいかに行うかが重要

マンション再建にあたっては、区分所有者間でそれぞれの価値観・経済的状況等が異なるため、住民の合意形成をいかに行うかが重要である。

○各種専門家等の支援が合意形成に寄与

マンション再建計画の策定、抵当権抹消等法的な課題の解決のため、建築のコンサルタントや弁護士など専門家の的確なアドバイスが合意形成に大きく寄与した。また、事業代行等住宅供給公社の関与も再建の力となった。このようにマンション再建にあたっては、専門家等の支援が重要である。

教訓を文化に

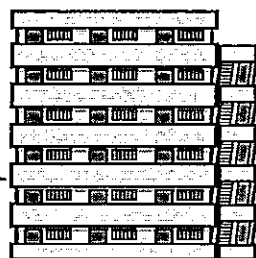
○マンション再建に向けた法制度が充実

震災の経験を踏まえ、マンションの大規模補修や建替えに関するルールを明確化するため、平成14年区分所有法の改正とマンションの建替えの円滑化等に関する法律が制定された。

それを受け、建替えの合意形成に向けた指針の策定や、まちづくりを専門とするNPOの活動が展開されてきた。

○マンション建替え等への専門家派遣制度が創設

平成14年、兵庫県において、住まいの専門家をアドバイザーとして派遣する制度が創設され、マンションの管理・修繕・建替え支援をしている。



阪神・淡路大震災

課題

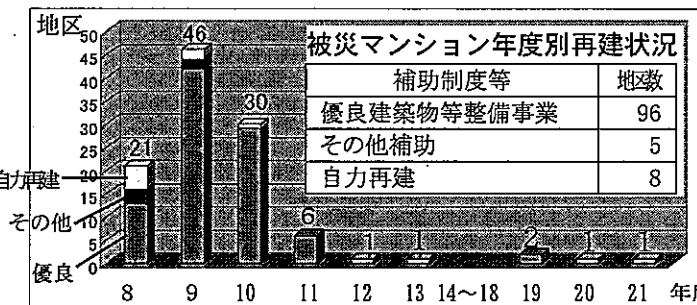
- 住民の合意形成の難しさ
- 再建計画づくり、法的課題への対応が必要

専門家の支援

まちづくり、マンション建設、法的課題等のアドバイス。区分所有者の合意形成を支援。

被災マンションの再建状況 (H20.1現在)

区分	地区数
建替え 実施済	106
建替え 実施中	3
補修	57
その他	6
計	172



※19以降は建替え事業実施中含む

【再建費用の確保を支援する仕組み】

- 地震保険料率の見直し(H19~)
- 地震保険料控除の実施(H19~)
- 兵庫県住宅再建共済制度においてマンション管理組合加入制度創設(H19~)
- 被災者生活再建支援法の改正(H19~)
- 管理組合における工夫
  - 〔修繕積立金の棟割での管理、計画的な建替事業の実施等〕

昭和37 建物の区分所有等に関する法律制定  
⇒区分所有建物の基本的なルール等

平成7~  
被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法  
⇒区分所有法の特別法。被災時の建替え決議の特例  
震災復興型総合設計制度  
⇒総合設計制度の活用による容積率の割増  
優良建築物等総合整備事業等  
⇒良好な市街地住宅の整備を促すための支援制度

平成14~  
建物の区分所有等に関する法律改正  
マンションの建替えの円滑化等に関する法律制定  
⇒マンション建替えの合意形成を円滑に進める仕組みの整備  
・建替え決議要件の緩和、反対者の権利の買取り、建替え時の登記の一括処理等  
・マンション標準管理規約の提示  
・建替組合設立等建替事業支援の仕組み(マンション合意形成マニュアル、建替事例紹介)

住民のまちづくりへの参画  
まちづくりNPOの展開

マンション再建への備え

- 住民のコミュニティづくり
- 合意形成を支援する制度・専門家の支援
- 再建費用の確保

■マンション再建資金に関する負担軽減策(阪神・淡路大震災後の取組)

- 融資枠の確保 → 住宅金融公庫災害復興住宅資金融資等
- 利子負担の軽減 → 被災マンション建替支援利子補給(復興基金)
- 共用部分の建替助成 → 優良建築物等整備事業(国庫補助)  
小規模共同建替等事業補助(復興基金) ※国庫対象外の救済
- 計画策定費等支援 → 周辺影響基本計画作成、概略資金計画作成費等補助
- 二重ローンの負担軽減
  - ・融資の返済条件の緩和
  - ・利子負担の軽減 → 住宅債務償還特別対策(復興基金)

(2) 生活拠点となる住まいの確保

⑥ 住宅の再建

住宅の再建が復興の第一歩。一人ひとりがまさかより、もしもの備えを

阪神・淡路大震災では、45万世帯（25万棟）を越す住宅が全半壊の被害を受けた。多くの高齢者や低所得者が、住み慣れた土地を離れることを余儀なくされ、住宅の再建や新しい生活への適応など、多大な負担と苦勞を強いられた。被災者生活再建支援法制定など住宅再建の仕組みも整備されたが、住民一人ひとりが、まさかよりもしもの備えに取り組んでいく必要がある。

経験から

○多くの被災者が自宅再建を断念

自宅の再建資金を調達できない被災者の多くが再建を断念した。とりわけ、高齢者の多くは、住み慣れた土地を離れ、災害復興公営住宅に入居した。再建できなかった人の中にも二重ローンに耐え切れず、住宅を手放す人もいた。

○慣れない土地の生活で新たな課題発生

慣れない土地での生活に馴染めず、閉じこもりや「独居死」、コミュニティの形成・維持などの新たな課題が生じた。震災当時、私有財産である住宅に対する補助は認められず、貸付制度（融資、利子補給）による支援しかなかった。また、再建が進まない地域では、人口が回復せず、商店街の衰退等地域の再生が進まなかった。

教訓を

○住み慣れた土地での住宅再建が重要

被災者自らが、生活再建の青写真を描き、その第一歩として住み慣れた地域で住宅の自力再建に取り組むことが、被災者自身にとっても、その地域の再生にとっても、最も望ましい。

○住宅復興における自助努力には限界

住宅再建に対する融資や利子補給制度は、住宅ローンを組めない高齢者や低所得者には機能しなかった。蓄えの全てを住宅再建に充てることもできず、自助努力には限界があった。マンションの再建でも、費用負担が一因となつて、区分所有者間の合意形成が困難な事例もあつた。

○住宅再建は地域再生に欠かせない公共的課題  
被災地に住宅が再建されなければ、被災地の人口や経済の回復は期待できない。被災者の住宅再建は、地域再生につながる公共性のある課題である。

教訓を文化に

○被災者生活再建支援法が成立

阪神・淡路大震災を契機として、平成10年に被災者生活再建支援法が成立。その後、累次の改正を経て、被災者の実態に即した支援制度として、今後の災害での効果が期待される。

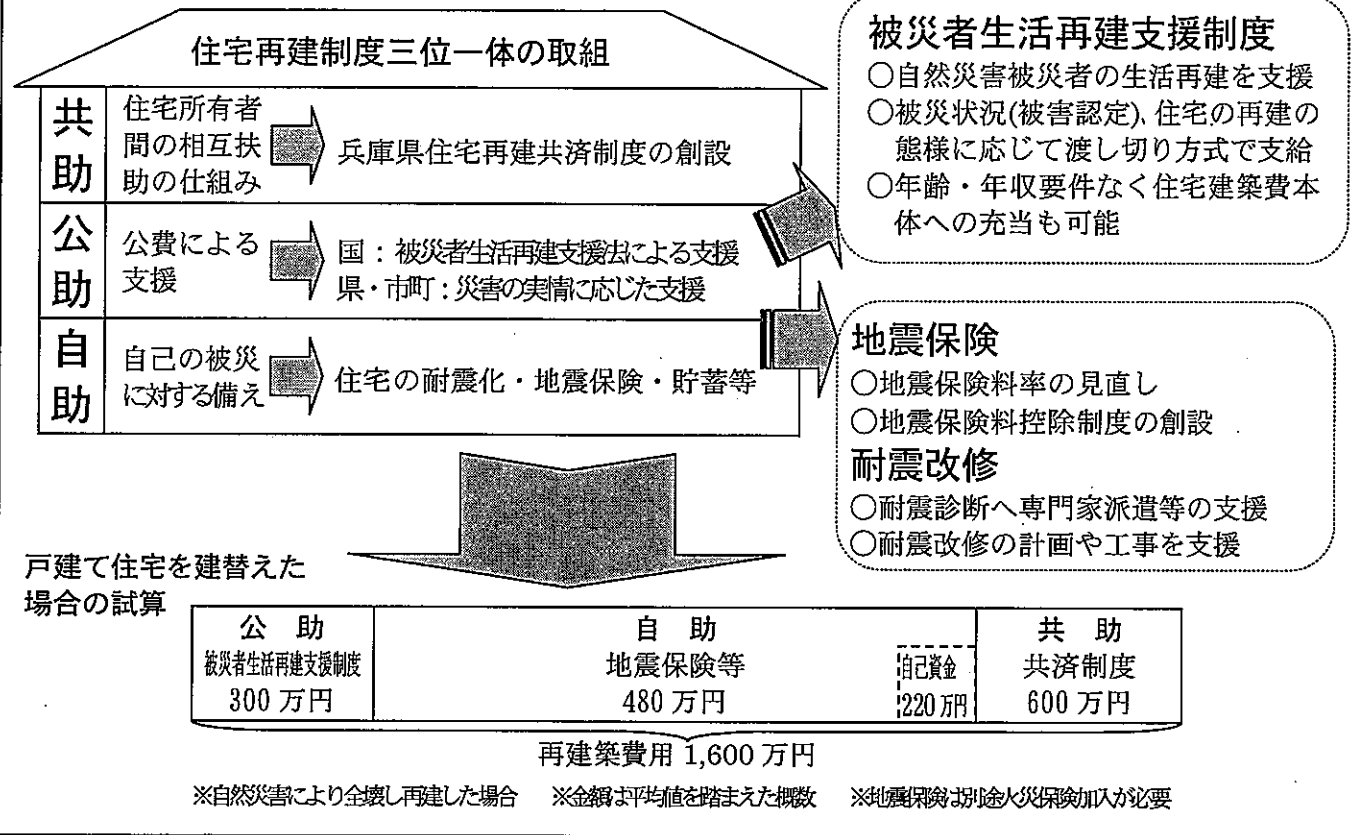
○助け合いの精神に基づく共助の仕組みが誕生

「自助努力や公的支援には限界がある」ということが阪神・淡路大震災の教訓であつた。住宅所有者相互の助け合いの仕組みとして、住宅再建共済制度が兵庫に誕生した。

○住宅再建は自助・公助・共助の三位一体で

災害時、住宅再建は最重要課題となる。公的支援だけでは再建は困難であり、保険（自助）や助け合い（共助）の仕組みへの参加で、もしもの時に備える必要がある。

【住宅の再建の充実に向けた取組】



【新潟県中越地震・能登半島地震などでの取組】

<課題>

- 住み慣れた地域での住宅再建
- 住宅再建費用への支援
- 地域の“風景”を壊さない再建

新潟県・石川県

- 県単独補助制度
- 建設コストを抑えたモデル住宅を県が提案
- 県産木材利用住宅補助

兵庫の取組

○復興基金を活用した支援施策

- ・住宅再建支援事業：住宅の購入、再建のためのローンへの利子補給
- ・大規模住宅補修利子補給：高額の補修費への利子補給
- ・高齢者特別融資（不動産活用型）利子補給：リバースモーゲージ型融資への利子補給
- ・高齢者住宅再建支援事業：高齢者の再建に対する補助金の交付
- ・住宅再建償還特別対策：二重ローンの負担を軽くするために助成
- ・被災者自立支援金：被災者の自立生活の再建を支援するため、被災者個人に支援金を支給 ほか

○旧被災者生活再建支援法の補完制度（平成16～19年度）

- ・居住安定支援制度補完事業法で認められなかった住宅本体の建築費等を支援
- ・住宅再建等支援事業：平成16年台風災害で被災した住宅の再建を支援

○兵庫県住宅再建共済制度

- ・住宅所有者相互の助け合いの仕組み
- ・自然災害により被災した住宅を補修・再建した場合に給付
- ・マンション管理組合の加入制度も創設

(2) 生活拠点となる住まいの確保

⑦ 住家の被害認定

速やかな応急危険度判定が二次災害を防ぎ、公平・均一な被害認定が被災者の混乱を防ぐ

阪神・淡路大震災では、余震等による二次的災害を未然に防止する「被災建築物応急危険度判定」(安全性調査)、被災者が各種支援策を受けるのに必要な「住家の被害認定」(被害程度調査)に困難を極めた。特に被害認定では、迅速かつ公平・均一に行われることの重要性を認識した。

経験から

○調査のための人材が不足

被害が膨大で、行政全体が大混乱する中、時間的制約もあり、「被災建築物応急危険度判定」や「住家の被害認定」を行う人員の確保は極めて困難であった。

○認定のばらつきで、被災者が混乱

特に住家の被害認定では、市町や調査員によって運用のばらつきが生じ、被災者の間に不満が生じる結果となった。

市町の窓口では認定見直しなどの苦情が寄せられ、行政窓口が混乱するとともに、再調査に多くの人手と時間を要することとなった。

教訓を

○平時からの人材養成・確保が重要

平時から専門的知識・技術を有する判定士や調査員などの人材を養成し、確保しておくことが重要である。

○認定基準や運用の見直しが不可欠

被害認定基準を明確にし、運用のばらつきが生じないように基準づくりやその後も運用の見直しが必要である。

○広域的な支援・応援体制の整備が重要

大規模災害時には、県内外の自治体職員をはじめ、民間からも判定士や調査員の派遣・協力を求めるなど広域的な支援・応援体制の整備が重要である。

教訓を文化に

○応急危険度判定体制が充実

「応急危険度判定」は、平成8年に全国協議会が設立されるなど、判定士の養成、資材の備蓄、相互応援体制等の整備が図られ、災害時における速やかな支援・応援体制が構築されている。

○被害認定のあり方を検討

住家の被害認定は、被災者が各種の支援策を受けるための判断基準にもなっている。被害認定の重要性が高まっていることから、認定基準や人材養成、実施体制等が総合的に検討されている。

【応急危険度判定と住家の被害認定】

被災建築物応急危険度判定 ■災害発生直後の二次的災害を防止

- ①応急危険度判定士(建築技術者)による建築物の安全性の調査
- ②判定ステッカーの建築物への表示



(緑色) (黄色) (赤色)



住家の被害認定 ■災害規模や被害状況の全体像の把握 ■各種被災者支援策の判断材料となる個々の住家の被害程度の把握

- ①調査員(主に行政職員)による建築物の被害程度の調査
- ②被害認定基準

区分	損壊部分に対する延床面積の割合	経済的損害割合(%)
全壊	70%以上	50%以上
半壊	大規模半壊	50%以上 70%未満
	その他	20%以上 50%未満

※経済的損害割合とは  
被災した住家の部位(屋根、床、外壁、内壁、天井、建具、設備、柱等、基礎)ごとの損傷率を部位別構成比に乗じてそれぞれの損害割合を算出し損害割合の合計によって住家の被害程度を判定

【家屋被害認定士制度】

兵庫県では、今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度を円滑に実施するため、行政職員のみならず不動産関係団体に属する人を対象に講習会を実施するなど、全国に先駆けて家屋被害認定士を養成・登録している。

○ 兵庫県の家屋被害認定士登録数 398名(平成20年1月末現在)

【応急危険度判定士の活躍】

- 新潟県中越沖地震では、新潟県が31都道府県に対し、応急危険度判定の広域応援を要請。1週間で34,048件の被災建築物を判定した。
- 全国の応急危険度判定士登録数 97,958名(平成19年3月末現在)



(2) 生活拠点となる住まいの確保

⑧ 広域的な廃棄物処理

建物の公費解体と震災ガレキの広域処理が早期復興を促す

阪神・淡路大震災では、兵庫県の間一般廃棄物総出量の約6年分に相当する膨大な災害廃棄物(住宅・建築物系)が発生した。これに対し国・県・市町の連携や損壊家屋に対する公費解体による特例措置等がとられたことから、早期の廃棄物処理が実現した。しかしながら、廃棄物の分別の徹底や仮置場の確保など、今後の災害に備えるべき課題も多い。

経験から

○公費による損壊家屋の解体とガレキ処理を実施

災害廃棄物(住宅・建築物系)の処理量は、兵庫県の一般廃棄物の6年分に相当する1477万トンで、解体家屋数は11万1363棟にのぼった。被害の甚大さから、社会的・経済的影響が極めて大きいため、緊急道路の確保など、迅速な復興が進められるよう、通常の災害廃棄物処理に加え、特例的に損壊家屋等の解体も国庫補助事業として実施された。

○現場でのガレキの分別ができなかった

膨大な倒壊木造家屋の木くず処理が行き詰まり、空港近辺の伊丹市を除く各地で、やむを得ず仮置場での野焼きが行われた。時が経つに従って住民の苦情も出た。県は対応に迫られた。また、多くの市町で現場での分別が徹底せず、分別が不徹底な市町ほど最終処理が長期化した。

教訓を

○公費解体は復旧・復興活動に不可欠

公費による損壊家屋等の解体を原因として、必要以上に建物解体されたという指摘が一部にあるが、都市部での大規模災害であったため、公費解体が実現しなければ早期復興は困難であった。早期の被災者の生活再建と街の復旧・復興のためには、家屋の公費解体・処理は不可欠である。

○ガレキ処理には広域的な連携が不可欠

平日頃から市町間の連携強化を図るとともに、民間業者については、焼却施設の余力等を把握し、府県間においても事前の調整をしておくことが重要である。また、大阪湾広域臨海環境整備センター(通称フェニックス)処分場が震災時に有効に機能したことから、このような埋立処分地を広域処分場として確保しておくことは、震災対策としても役立つ。

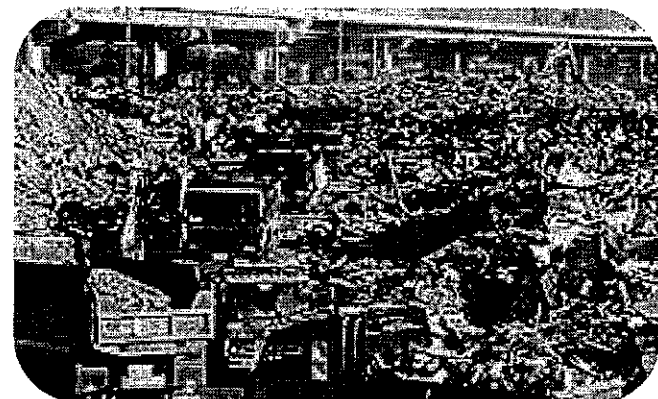
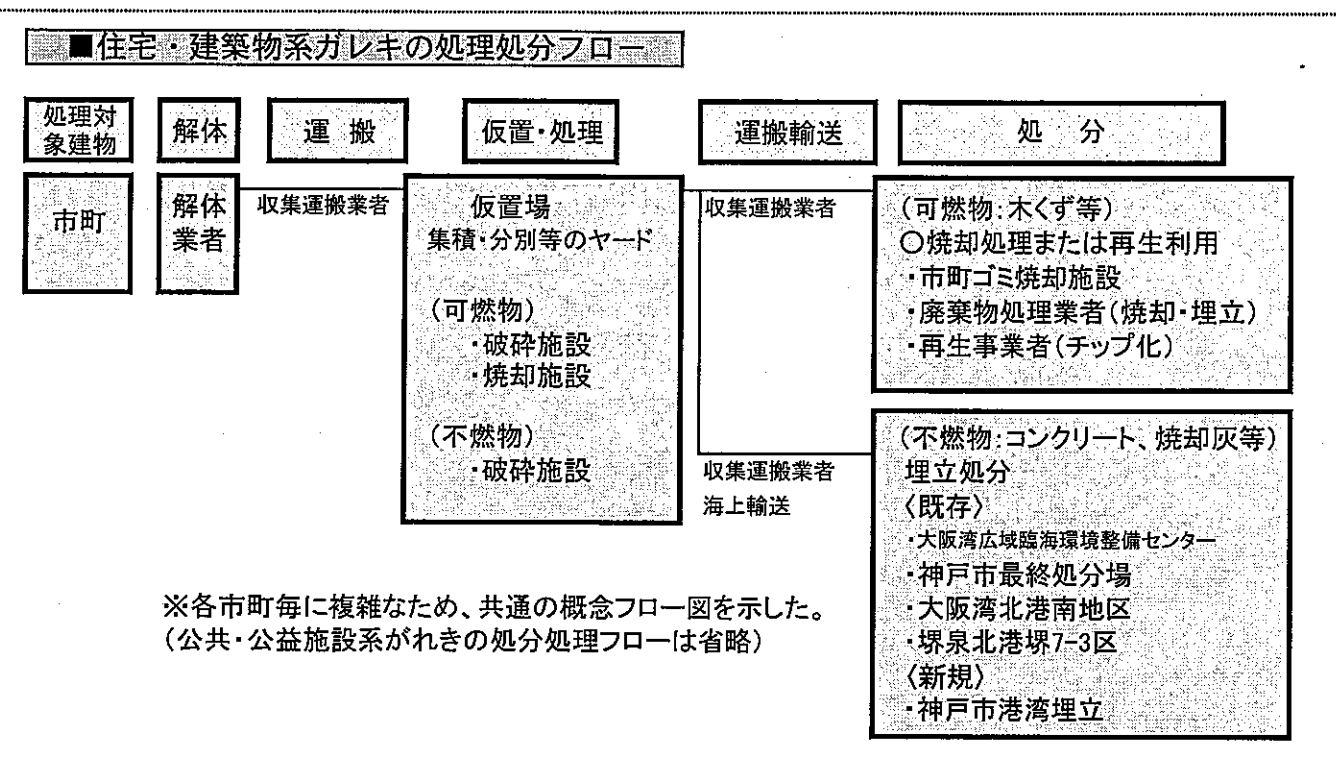
○仮置場の確保と解体現場における分別が必要

教訓を文化に

分別して搬入されるものの仮置場と、破碎作業を行う用地及び破碎されたものを一時保管する用地が必要である。混合状態で搬入される場合には、さらに大きな仮置場と分別作業の用地が必要になる。廃棄物の早期処理のため、解体現場での分別が必要である。

○計画的な解体と搬送ルートの確保を

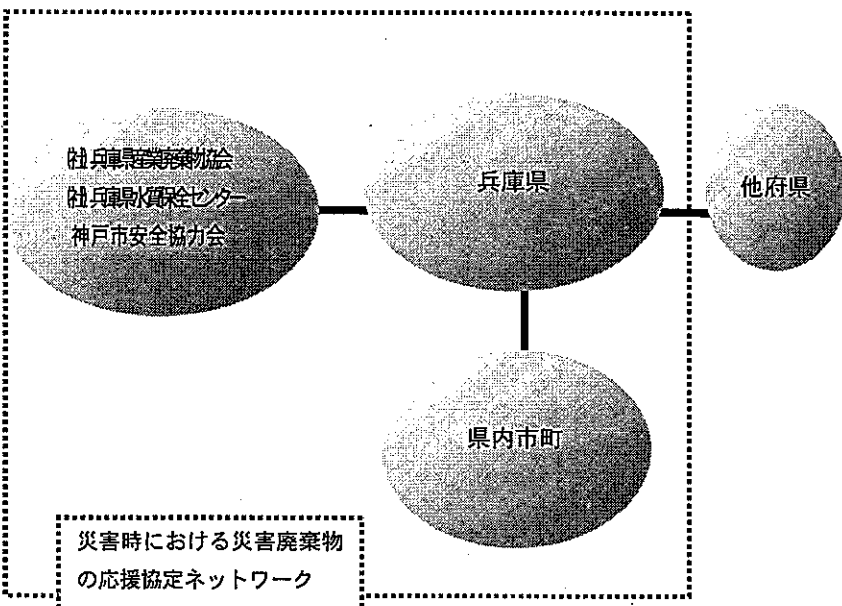
兵庫では、計画的な解体の方策として、県から市町に対して災害廃棄物処理計画の例を示して計画の策定を促進している。このような取組は災害時に対する備えとして、非常に重要である。搬送ルートの確保については、災害時の応援車両が緊急交通路をスムーズに通行できるように、緊急通行車両事前届出制度の活用等、県警本部との調整が必要となる。



大量に発生した災害廃棄物(神戸新聞社提供)

災害廃棄物処理実績

区分	兵庫県	大阪府	合計	
全壊家屋数	111,117 棟	895 棟	112,012 棟	
半壊家屋数	137,271 棟	7,231 棟	144,502 棟	
解体家屋数	108,126 棟	3,237 棟	111,363 棟	
廃棄物発注量	14,298 千t	474.12 千t	14,772.12 千t	
処理	再生	5,410 千t	25.52 千t	5,435.52 千t
	焼却	2,021 千t	72.98 千t	2,093.98 千t
	埋立	6,867 千t	375.62 千t	7,242.62 千t



□震災時における処理能力の確保  
兵庫県では、県と市町の間で災害時の相互応援協定を締結し、各市町等のごみの仮置場の確保状況、応急備蓄資材等の保有状況等の情報を取りまとめ、有事に活用できるように備えている。さらに、(社)兵庫県産業廃棄物協会、(社)兵庫県水質保全センター、神戸市安全協力会とも同様の応援協定を締結し、民間業者の応援も得られるように備えている。なお、他府県間については、県全体として「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」等により相互応援体制を整えている。

### メッセージ3 心身の健康、生活資金、生きがいなどのくらしの回復

被災者の自立と被災地の元気を「引き出す」支援がなければ、くらしの回復は進まない。被災者のくらし全体を見据えた支援制度、法整備が必要である。

#### (災害支援の文化が芽生えた)

阪神・淡路大震災では、行政による支援の限界が明らかとなる一方、民間団体やボランティア、専門家集団による広域的・長期的・多面的な被災者支援活動が展開された。「災害支援の文化」が芽生え、その後の災害被災地では、ボランティアや様々な民間団体・企業による支援活動が当然の光景となった。救援物資の提供や人的資源の提供といった「入れる支援」「与える支援」だけではなく、被災者のエンパワーメントを図る「寄り添う支援」や「引き出す支援」、さらには「共生する支援」の大切さが確認された。支援する側の事情や理屈ではなく、被災者を中心に据え、被災者の元気や自立を引き出す細やかな支援がなければ、被災地の復興はあり得ない。これが、阪神・淡路大震災の大きな教訓といえるだろう。

#### (被災者のくらし全体を見据えた支援制度、法整備が必要)

阪神・淡路大震災では、行政の支援策に、「組織の縦割り」の弊害がみられた。生活再建のための支援金支給、弔慰金の支給、資金貸し付け、義援金の配分、税の減免、学校の授業料免除など多様な支援策があったものの、被災者のくらし全体を見据えた総合的な視点に欠け、結果として被災者は多大なストレスを抱えることになった。

また、生活再建を支援する施策がさみだれ的に示されたため、混乱する被災者が多かった。特に、県外に避難した被災者には情報が届かず、制度自体が県外避難者を対象に含めない例もあった。順次、制度の改善が図られたものの、この「属地主義」の弊害はその後の災害でもみられる。

こうした背景には、被災者支援の法制度が確立されていないという問題がある。阪神・淡路大震災を機に、平成10年に被災者生活再建支援法が制定され、その後改正されたが、災害救助法や災害弔慰金法など、被災者支援策の法制度がつぎはぎとなっている現状では、「被災者のくらし全体を見据えた支援」は難しい。

阪神・淡路大震災では、仮設住宅のふれあいセンター、こころのケアセンター、遺児への支援、学校への復興担当教員の配置、災害復興公営住宅でのLSA（生活援助員）など、新たな支援の仕組みが示され、その後の災害に受け継がれている。また、「生き

がいしごと」という言葉に代表されるように、高齢になっても生きがいをもって働くことが、被災者の生活再建に大きな力となることが示された。生活再建に必要な取組や理念が芽生えたといえる。

しかし、阪神・淡路大震災のような都市での対策が、ほかの地域に当てはまるとは限らない。支援のシステムは、それぞれの被災地の特性、被災者の歩んできた歴史を踏まえたものでなければならない。

「被災者のくらし全体」と「被災地の地域特性」を視点を据えつつ、被災者の生活再建支援策を総合的に展開していくシステムが求められている。

#### 【被災地の努力が被災者生活再建支援法の改正へ】

「被災者生活再建支援法」は、阪神・淡路大震災の被災者に適用されなかった（復興基金で同等の措置がとられた）が、その後の災害では大きな役割を果たしている。制定当初は最高支給額が100万円で、家財道具などの生活に必要な経費に限定していたが、平成19年の改正で、使途制限や年齢・年収要件を設けずに最高300万円を支給する内容となった。これは、阪神・淡路大震災や、地震・水害・噴火などを経験した多くの被災者が改正を訴えてきた成果である。平成12年の鳥取県西部地震以降、被災自治体が独自に生活・住宅再建のための資金を支給する例が急増し、こうした状況も、法改正を後押しした。

#### 【仮設住宅と生きがい農園】

ただ、阪神・淡路以後の災害では、過疎・高齢化が進む郡部が被災する例が多く、よりきめ細かい支援が求められている。平成16年の新潟県中越地震では、長岡市のニュータウンに建設された旧山古志村住民の仮設住宅に「生きがい農園」が併設され、心身両面で住民の支えとなった。住まいと生業を合わせて支援するこうした取組は、徐々に広がってきているものの、被災による集落の崩壊、生きがいづくりの困難さは今なお深刻な課題である。数年の短期的支援でなく、被災地の将来を見据えた長期的な支援が必要とされている。

(3) 心身の健康、生活資金、生きがいなどのくらしの回復

⑪ 生活の再建

きめ細かな支援策が被災者の自立再建への意欲と勇気を生む

阪神・淡路大震災では、多くの被災者が愛する家族や友人を失い、住まいを失い、生業すら失って、絶望の淵に立たされた。被災者が直面する現実を受け止め、自ら生活を再建していくためには、その意欲と勇気を生む支えが必要であった。

経験から

○さみだれ式の支援策

未曾有の災害で社会全体が大きな混乱に陥り、先が読めない状況の中で、刻々と変化する事態に即応した様々な支援メニューの提示は、「さみだれ式」と指摘された。

○現物給付主義の壁

物の豊かな現代にも現物給付主義が貫かれ、個人補償を認めない政府の立場から、現金給付が認められず、被災地経済の回復や被災者の生活再建の壁となった。

○返済不能を招いた貸付金

生活再建を支援する貸付金の返済が、被災者の生活を圧迫し、返済不能を招くケースがあった。

教訓を

○自己選択できる支援メニューの提示

被災後の時間軸に沿って、どのような公的支援制度がどれだけ準備されているのかの枠が提示されていけば、被災者が生活再建プランを作成する助けとなり、早期の生活復興を促すこととなる。

○貸付制度には限界

所得が低い被災者には、貸付制度は限界があり、給付制度の創設が不可欠である。阪神・淡路大震災では、復興基金を活用して、後の被災者生活再建支援法につなげた生活再建支援金、中高年恒久住宅自立支援金の給付を行った。

教訓を文化に

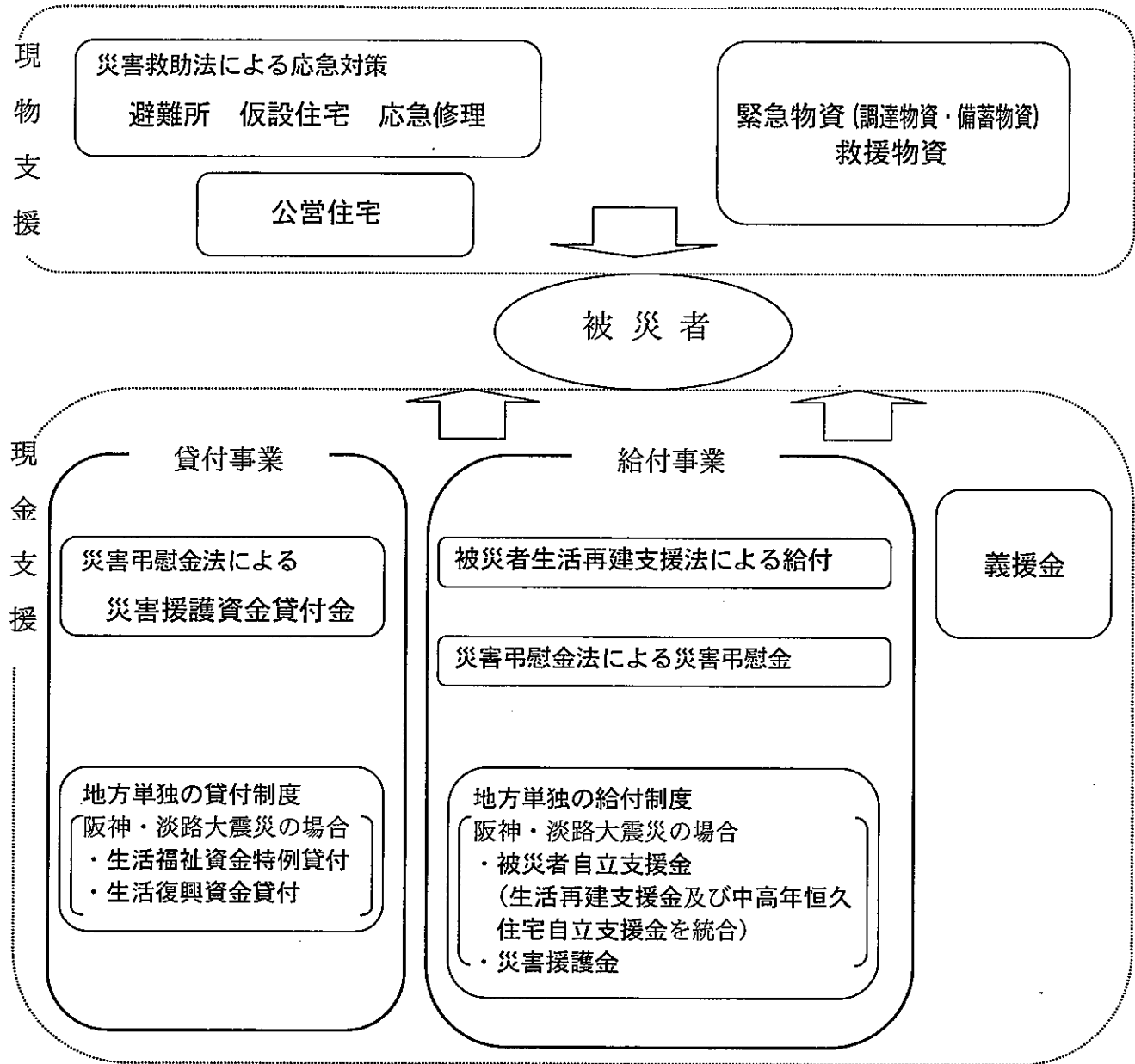
○被災者生活再建支援法が成立

阪神・淡路大震災を契機に、被災者生活再建支援法が成立。累次の改正を経て、今後の災害での被災者の生活再建に寄与することが期待されている。

○生活再建支援に関する法制度の見直し

阪神・淡路大震災をはじめ、その後の災害での被災者ニーズの実態を踏まえ、災害救助法の現物給付主義や、災害弔慰金法による災害援護資金貸付のあり方等、被災者生活再建支援法を含めた、被災者支援に関する法制度の総合的な見直しが必要である。

被災者を支援する仕組み



(3) 心身の健康、生活資金、生きがいなどのくらし回復

② 健康づくり

心身両面の健康管理や健康づくりが被災者の自立を促す

震災では、多くの人々が、避難所での厳しい生活や、住み慣れた土地を離れることを余儀なくされ、応急仮設住宅や災害復興公営住宅で新しい生活を送ることとなった。そして、コミュニティや生活環境の変化により、身体的、精神的に健康を損なった。災害後の早い段階から、被災者の健康管理や健康づくりに配慮し、支援することが重要である。長期的には、移転先の新しいコミュニティのなかでも、自ら生きがいづくりと健康づくりに取り組める環境づくりが大切である。

経験から

○避難所や仮設住宅で健康を損なう人が多かった

慢性疾患を有する人で、常備薬の不足、ストレス、避難所の劣悪な環境などにより、病状が悪化する人は少なくなかった。また、仮設住宅には、高齢者や単身者が多く、高血圧や糖尿病、腰痛などを患う人も多く、ここでの生活が長引く中、新たな病気を発病させた。不眠やアルコール問題等、心の問題も顕在化した。

○医師・保健師等がアウトリーチ支援

震災時の心身のケアをするため、仮設診療所の開設に加えて、医師が巡回診療、保健師等が巡回健康相談や家庭訪問を行うなど、現地に向かうアウトリーチの健康管理を図った。

○閉じこもりがちの高齢者の支援

仮設住宅や復興公営住宅では、住み慣れた土地を離れ、孤独感から閉じこもり

がちとなり、心身に支障をきたす被災者が多かった。そういった人々、特に高齢者に対しては、「SCS(高齢世帯生活援助員)」、「LSA(生活援助員)」などが、仲間づくりの交流事業や安否確認とともに、保健師等と連携して健康教室や家庭訪問を行った。

教訓を

○予防的支援とアウトリーチが有効

慢性疾患を持つ人のセルフケア能力の向上と、避難所や仮設住宅で健康を維持していくことが難しい高齢者や単身者の新たな疾患を予防する必要がある。そのためには、現場に向き、身近な場所で継続的な支援を行う必要がある。

○健康づくりとコミュニティ支援の連携

仮設住宅や復興公営住宅では、住民同士の結びつきが希薄である。コミュニティの弱体化は、住民同士の見守りや助け合いを弱め、一人ひとりの生きがいの喪失や孤独感を与えることになる。

教訓を文化に

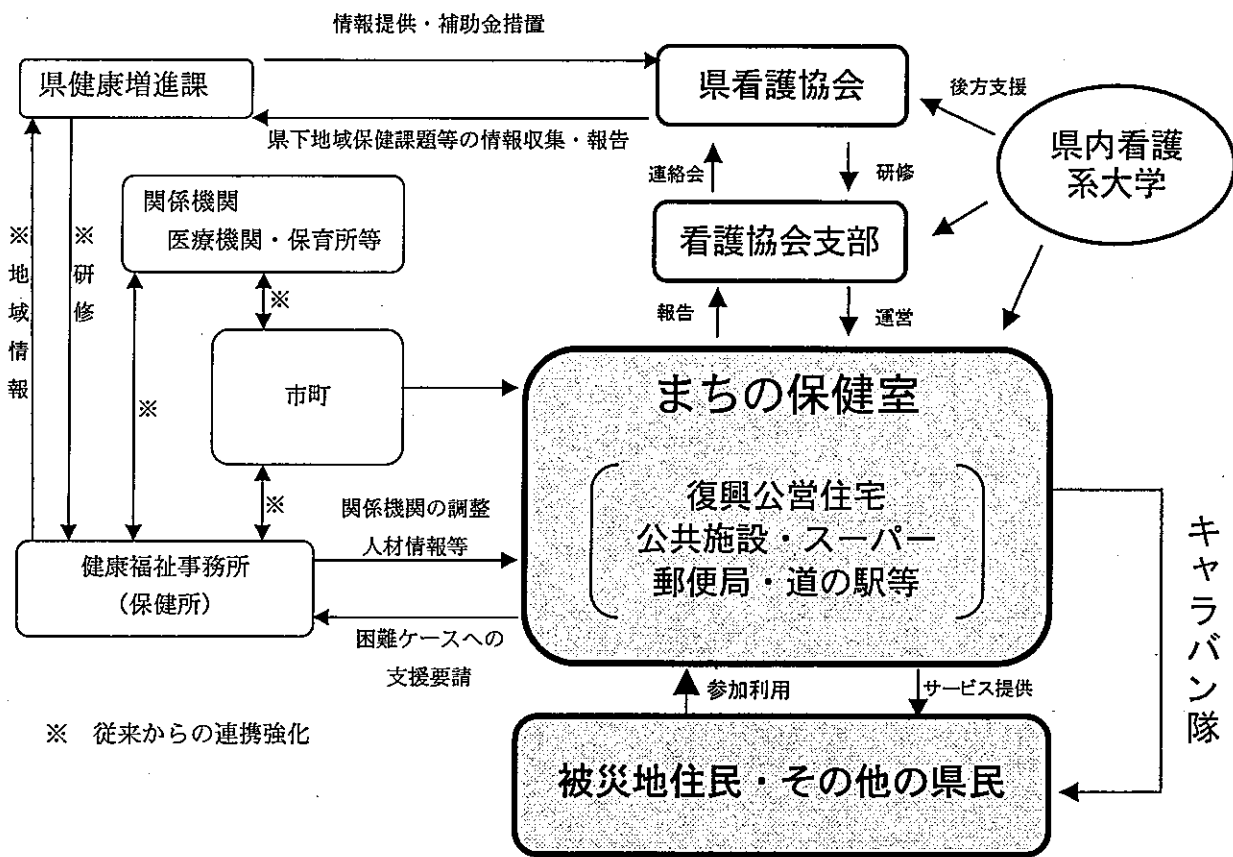
○災害時、早期からの健康管理とアウトリーチが定着

新潟県の中越地震や中越沖地震でも、医師や保健師等が早期に被災者の健康管理を行った。この取組は、エコノミクス症候群や生活機能の低下の予防など、新しい課題への対応へとつながり、定着している。

○コミュニティ支援とリンクした展開

社会の高齢化に伴い、高齢者の健康管理への支援は一般的な課題となっている。高齢化が顕著な地域では、コミュニティの活力低下なども進んでおり、その対策として、「まちの保健室」のように出向く支援とコミュニティへの支援がリンクした一体的な取組が求められている。

阪神・淡路大震災を契機に始まった看護専門ボランティアによるアウトリーチ活動  
～「まちの保健室」の取組～



「まちの保健室」活動  
兵庫県看護協会は、阪神・淡路大震災復興基金の補助で、看護師等がボランティアで現場に出向いて、健康相談等を行う「まちの保健室」を実施している。  
特に高齢化率が高い災害復興公営住宅で、閉じこもりがちの高齢者等に対し、SCS（高齢世帯生活援助員）などとチームで訪問活動や交流事業を開催するなど、総合的な支援を行っている。  
現在は、被災地以外の兵庫県内やその他の府県においても展開されている。

- 【その後の自然災害における教訓】
- 災害緊急避難者の深部静脈血栓症 肺塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防 [新潟県中越地震]
  - 災害時の生活機能低下予防 「生活不活発病」対策 [新潟県中越沖地震]



(3) 心身の健康、生活資金、生きがいなどのくらしの回復

③ こころのケア

こころのケアが、震災による心理的影響からの回復を支え、日常の暮らしの安定をもたらす

私たちは、大規模な災害で家族や友人を失ったり、また避難所での不自由な生活を強いられたりすると、心に大きなダメージを受け、時に体調の変化など身体的な症状となって表われることを学んだ。こうしたストレスへの対応の重要性は、「こころのケア」という言葉で認識され、社会に認知されることとなった。

経験から

○こころの問題の長期化

震災で多くの人の生活環境が激変した。それが落ち着き始めた頃に身近な人の死や避難所での人間関係、疲労などが吹き出し、「こころの問題」が表面化した。多くは自然に回復するが、ストレスが大きく長期化すると、いつまでも心に刻み込まれ、時にフラッシュバックする。PTSD(心的外傷後ストレス障害)がこのひとつの症状である。

○専門医によるアウトリーチ活動を実施

被災者の多くは、こころの変化を隠し、または気づかないため、専門医等が仮設住宅等に出向き、相談や診療を行った。

○こころのケア活動の広がり

被災者のPTSD等に長期的に対応するため、平成7年6月には被災地の各所に「こころのケアセンター」を設立し(県精神保健協会が運営)、保健所等と連携し活動を展開した。

○直後は身近な人同士でのこころのケアが大切

被災者の多くは、家族や近隣住民などと励まし合うことが大きな心のこころの支えになった。震災直後は、身近な人が一番のこころのケアの担い手である。

○潜在的ニーズへのアウトリーチが重要

被災直後から避難所などに赴き、潜在的に支援を求めている人に対応していくことが重要である。

○災害救援者へのこころのケアも大切

災害救援者は、自分自身の心身の問題を自覚しにくく、必要な休息や治療が後回しとなる。これらの人々の「こころのケア」に配慮した勤務環境づくりが必要である。

教訓を文化に

○こころのケア活動が定着、拡大

日本赤十字社は災害時の医療救護活動に位置付け、専門ボランティアの協力を得て、こころのケア活動を組織的に行うとともに、ボランティアを養成している。

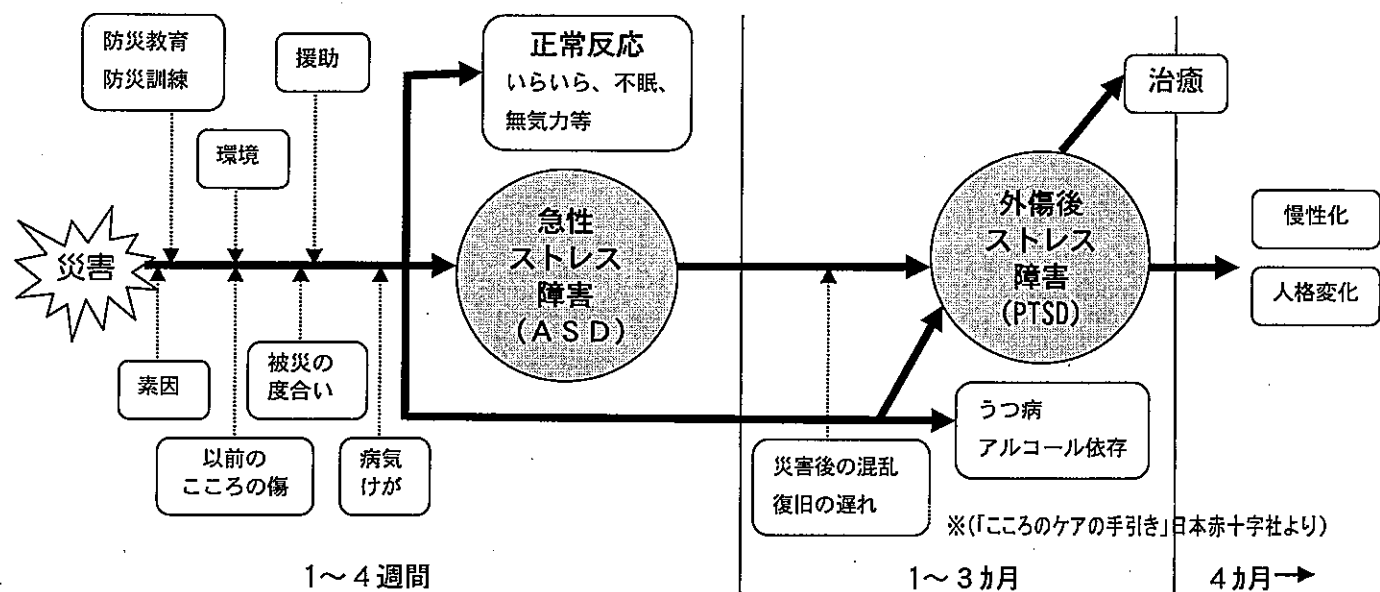
兵庫県は、平成16年に、こころのケアやPTSDに関する専門的拠点「兵庫県こころのケアセンター」を設立。国内外を問わず大規模災害発生時に支援活動を展開し、虐待や事件等の被害者を支援し、専門家を養成している。(図参照)

震災で培ったノウハウを継承し、より効果的な様々な取組が拡大している。

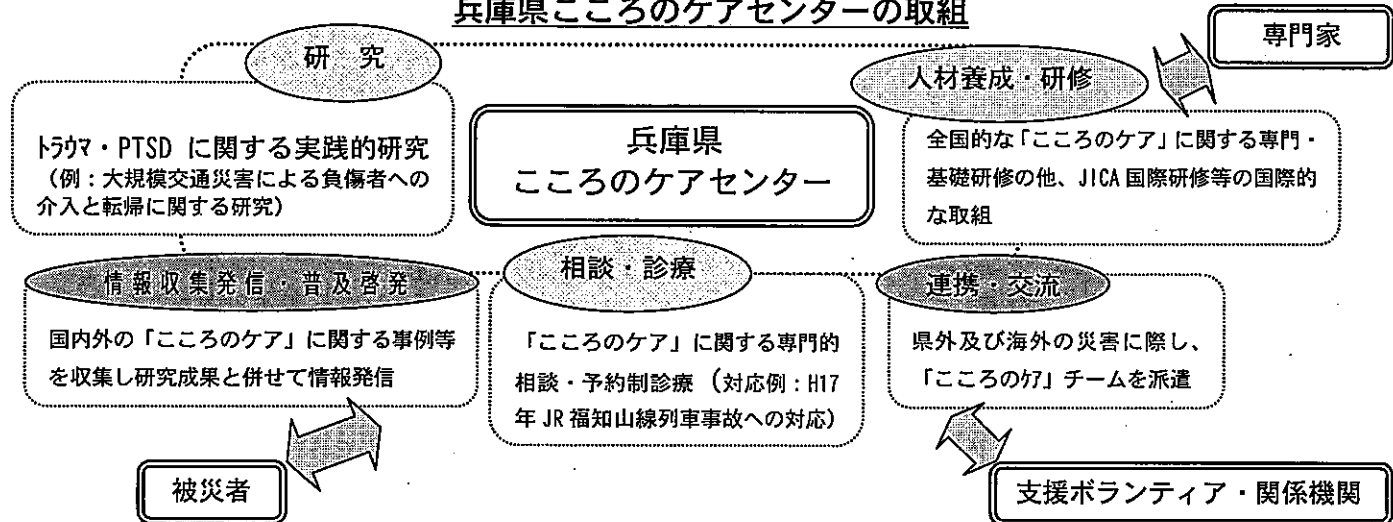
○災害初期のコーディネーターと支援ネットワークの構築

災害初期の情報提供や専門医など災害救援者の派遣調整、行政との連絡、夜間往診体制の整備などを行うコーディネーターやこれを支援する連絡調整ネットワークの構築が求められている。

被災後のこころの変化



兵庫県こころのケアセンターの取組



●こころのケア

—身近な人、親身になってくれる人と語り合いを進める中で

- 力いっぱい感情を吐き出す。感情を吐き出して楽になった人はいるが、感情が止まらなくなった人はいない。
- 起こったことを受け入れる。耐え難いようないやなことが起こると、そのことを否認したり、忘れ去ろうとする。人はそのことと共に生き、現実として受け入れなければならない。
- できごとから何かを学ぶ。悲惨な体験をいったんぐり抜けた人は、自分の新しい面を見つけ、新しい教訓を得る。
- 新しい未来に、自分の感情を向けていく。以前の自分より今の自分が成長していることに気づく。過去をバネに未来にはばたいてみる。

※「こころのケアの手引き」より



(3) 心身の健康、生活資金、生きがいなどのくらしの回復

④ 子ども達のこころのケア

特に子ども達には身近な大人や学校などのこころのケアが必要

震災を経験して、精神的なショックを受けた子ども達には、身近な大人や学校が取り組むこころのケアの必要性が認識された。近年は自然災害や命を脅かす事件・事故が多発しており、子ども達のこころのケアに民間も含めた社会全体で対処できるよう今後一層取り組んでいかなければならない。

経験から

○精神的なショックを受けた子ども達

保護者を亡くした遺児は573人（あしなが育英会調べ）に上った。死傷者を目の当たりにしたり自宅の倒壊を経験した子ども達は大きな精神的ショックを受け、不眠、食欲不振、嘔吐など様々な症状を見せた。年齢が高い子どもの中には、弱音を吐けないと感情を抑制した結果、無気力になってしまいう子どももいた。

○子ども達のこころのケアが未確立

年齢が低いほど感情をストレートに表現するため、乳幼児は退行現象や頭痛・腹痛、落ち着き無い反応をみせた。多くの保護者はこれを案じ、電話相談窓口の相談を寄せるなど、大人の側も、こころのケアに対する認識が不十分であった。年齢が上がるにつれ、対応には工夫や技術的なものが期待されたにもかかわらず、相談できる専門家が不足するなど、子ども達のこころのケア体制は、未確立であった。

教訓を

○身近な大人が子ども達を安心させる

乳幼児の場合、安心の感覚を取り戻すための初期の対応は、身近な大人が、一緒にいる、くっついて座る、抱きしめるなどが効果的である。また、児童生徒は、家族や学校の教職員など身近な大人が自分の心の揺れをきちんと理解しようとする姿勢を感じることで、平常心を取り戻すことができる。安心できる信頼できる人に自らのペースでつらかった出来事を語り、ありのままの感情を認めてもらう体験が心の傷の回復に寄与することが認識されている。

○学校再開が日常性の回復への第一歩

登校するという現実的行動が普段の心を取り戻すきっかけとなる。日常性を支えていたつながりのある仲間と感情を共にする体験を重ねることにより、自己回復の力が働いて自然に心が癒されることが認識された。

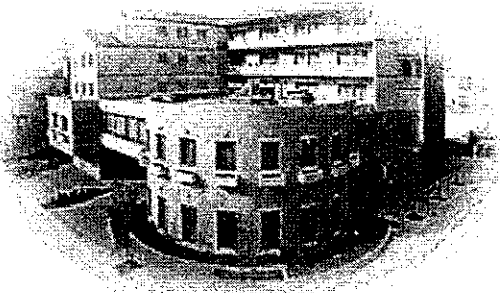
教訓を文化に

○子ども達のこころのケアは長期的に

子ども達の心の問題は、専門家によるケアだけでなく、子ども達に身近に接する家族や教職員が取り組むケアの段階があることが社会的に理解された。一方で、被災した子ども達は、その後の人生で何十年も震災体験と向き合っていかなければならず、長期的なケア活動が必要であるとの現場の意見がある。子ども達は、誰もが心のケアを必要とする当事者になる危険性があるため、今後一層、家族、学校、社会でのケア体制を強化していくことが求められる。


○学校の早期再開と教職員のカウンセリング能力の向上を

子ども達にとって、学校の存在は家族と同じくらい大きい。そういう意味でも、学校の早期再開の意味は大きく、教職員には、カウンセリング能力の一層の向上や、スクールカウンセラー等の専門家との一層の連携強化が求められている。



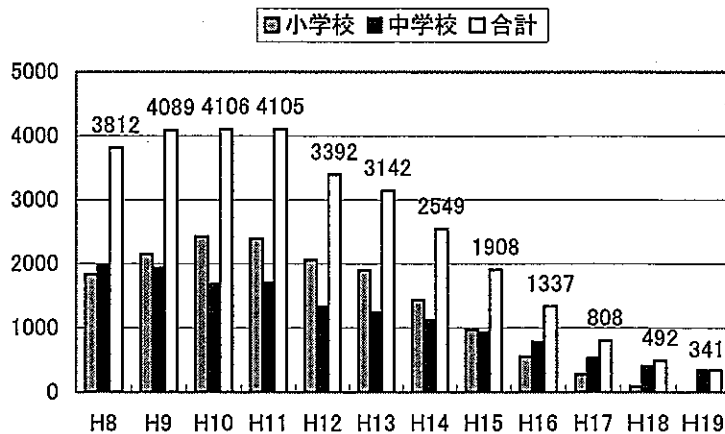
【神戸レインボーハウス】  
平成11年1月設立、神戸市東灘区

あしなが育英会は、日本で初めてとなる遺児の心の傷を癒す神戸レインボーハウスを建設。  
平成18年2月には、東京都日野市にもレインボーハウスを建設。



【浜風の家】  
平成11年1月設立、芦屋市浜風町

浜風の家は、震災を機に多くの方々の寄附により建てられた児童厚生施設。  
震災遺児や孤児、被災児の心のケアハウスと児童館としての役割を担っている。



【震災により心の健康について教育的配慮を必要とする児童生徒数の推移】  
平成8年度より毎年7月1日現在で県教委が調査。

【教育復興担当教員】

震災後、定数とは別に特別に配置された教員で、スクールカウンセラーとともに、子ども達のこころのケアに大きな役割を果たした。  
平成11年9月に発生した台湾地震直後、文部省（当時）の要請を受け、教育復興担当教員がこころのケアや防災教育の経験を伝えるべく、現地の日本人学校へ派遣されたことは、その取組が高く評価されたことの証といえる。  
平成16年の新潟県中越地震や平成19年の新潟県中越沖地震でも措置されるなど、震災後の措置として定着している。

(3) 心身の健康、生活資金、生きがいなどのくらしの回復

⑤ 災害時の学校運営

避難所との共存を図った一日も早い学校再開が、子ども達の日常を取り戻す

学校施設は、本来子ども達の教育活動のためのもので、避難所としての機能は、付加的・応急的なものであり、その運営に関する業務は市町防災部局が担うものである。しかし、地域コミュニティの中核としての学校には、今後の大規模災害においても、多くの被災者が避難してくる事が予想され、子ども達と避難者への対応が期待されている。このため、市町防災部局による教職員への支援体制や平素からの地域住民による避難所運営体制の確立、子ども達の学びを保障する支援措置が求められる。

経験から

○教職員は避難所運営に追われた

学校現場の教職員は、ライフラインが途絶え、行政からの指示が十分受けられないまま、避難者への対応に追われた。このため、児童生徒の安否確認や学校再開に向けた取り組みが遅れた。

○児童生徒の一時的な転出が増加

震災によって転校を余儀なくされた児童生徒は3万人を超え、特に、一時的な転出が日を追って増加した。転出先は、全国各地にわたり、家族がバラバラになるケースもあるなど、被災者の経済的、精神的負担は大きかった。学校では、年度末の評価や指導要録の記入、新年度の学級編制との関連で、一時的転出の児童生徒の在籍をどう扱うか、どちらの学校で評定を行うかなどが問題になった。

教訓を

○教職員の支援体制の確立が必要

子ども達の安心と日常生活を取り戻す意味でも、学校再開と避難所運営は両立が求められる課題である。また、教職員が子ども達の救助や救命、消火など安全確保に専念しなければならぬ授業時間中の等の発災に備えるためにも、市町防災部局の避難所運営業務体制の確立、自主防災組織や地域住民による避難所運営体制の確立など、行政、地域、学校が一体となった防災体制を確立する必要がある。

○子ども達の実態に応じた支援が必要

被災者の震災後の転居や経済的、精神的負担に比べて、子ども達の学びを保障する支援措置が必要である。また、転校に伴う手続きの簡素化や、就学に関する書類の書式の統一化など、被災時に備えた全国的な事務手続きの効率化を検討する必要がある。

教訓を文化に

○学校再開と避難者受け入れの両立を

子ども達の日常を取り戻すために、学校は一日も早い再開が求められる。しかし、避難所となった学校では、避難所との共存を図りながら、学校再開に向けて努力する必要がある。早期に避難所運営業務を市町村防災部局に引き継ぎ、自主防災組織や地域住民が避難所を運営できるよう、平素から備えておくことが求められている。

○災害直後の応急教育が重要に

震災の混乱から日常性を回復し、子ども達を立ち直らせるためにも、災害直後の応急教育が極めて重要である。PTSD(心的外傷後ストレス障害)を引き起こさないためにも、なるべく日常に近い生活をさせ、避難所でのボランティア活動などで、困難な状況を乗り越えていくことの大切さを学ばせることも必要であると認識されている。

神戸・阪神地区公立学校の全校での授業再開日

県立学校 2月10日
市町立学校 2月24日
(神戸市 2/24、西宮市 2/20、芦屋市 2/22、尼崎市・宝塚市・伊丹市・川西市 2/4)

震災後20日目(H7.2.6)の学校再開状況

Table with columns: 全学校数, 平常, 短縮授業等変則的授業 (短縮, 2部, 他校, 合計), 休校. Rows include 神戸市立, 阪神, 合計 and various school types like 幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 盲・聾・養護学校.

(注) 1. 「短縮授業等変則的授業」欄の授業形態は次による。
「短縮」…自校のみで授業再開し、短縮授業を実施。
「2部」…自校で2部制の短縮授業を実施。
「他校」…「他校・他施設を借りて」又は「自校と他校で分散授業により(分校方式)」、短縮授業を実施。
2. 神戸市の「休校」中の学校はすべて何らかの教育活動を実施。
3. このほか県立高校について、3校が休校しており、7校で短縮授業、2校で2部制の短縮授業を実施。県立盲・聾・養護学校についても、3校で短縮授業、2校で分校方式による短縮授業を実施。

【新潟県中越地震での学校再開に向けた取組】

新潟県では、学校の再開が地域を元気づけることになること、休校が2週間以上続くと授業時間の回復が困難になること等から、全ての学校の休校期間を2週間以内で授業を開始するという目標を定めた。学校は、児童生徒の安全や避難者の受け入れを優先しながら、その目標に向けて全力で取り組んだ。

こうした取り組みを支援するため、新潟県の要請を受けて、兵庫県の「震災・学校支援チーム(EARTH(アース))」が派遣され、児童生徒のこころのケアも含めて助言がなされた。

兵庫の取組

- 休校措置
学校の状況に応じ、休校措置がとられた。再開は、分校方式や混合授業方式、時差通学など、柔軟な対応のもとで行われた。
□ 転校手続きの簡素化
公立、私立を含め、可能な限り弾力的に受け入れた。
(文部省は弾力的な受け入れを全国に要請したものの、都道府県域を越えた受け入れには混乱が生じた。)
□ 教職員の定数確保
震災直後の平成7年度の定数は、戻って来るであろう児童生徒を加えて算出した。
□ 避難者の多い学校への教職員の派遣
特に支援が必要な学校に、他府県や近隣の教職員を派遣した。
□ 県立学校生徒への通学定期券の給付(他校に設けた仮設校舎への通学者)
□ 私立学校等への応急支援
□ 県立学校等の授業料の免除
□ 日本育英会奨学生への応急採用
□ 教科書等学用品の給付
□ 高等学校入学者選抜への対応

(3) 心身の健康、生活資金、生きがいなどのくらしの回復

◎ 生きがいづくり

人と人とのつながりが生きがいを生み、生きる力になる

家族、友人や住まいを失い、慣れ親しんだコミュニティを離れた被災者は、居場所を失い、生きる意欲やその意味さえも見失うことがある。心の傷を癒すことは困難としても、向き合ねばならない現実の生活に、居場所を見つけることが大切である。

経験から

○つながりの喪失が生きがいの喪失につながった

住み慣れた地域を離れ、応急仮設住宅や災害復興公営住宅に居住を余儀なくされた被災者の一部は、自己と関わりのある者とのつながりを積極的に求める気力も失い地域のコミュニティから孤立した。その中で、いわゆる「孤独死」や、孤独感からアルコール依存に陥る人も少なくなかった。

また、震災後、市民活動の高まりの中できっかけを得た被災者の中には、コミュニティでの役割を見つけ、他者とのつながりを再構築することができ、再び生きがいを取り戻す例も多く見られた。

教訓を

○生きがいは人とのつながりの中で確認

他者とのつながりの中で自らの存在や居場所を確認し、それが周りからも認められることで生きがいが感じられるのではない。

○きっかけづくりの支援が必要

生きがいは、個人の価値判断の下で、自ら得るべきものであることは言うまでもない。しかし、被災者の自立に任せるだけではきっかけがつかめず、上述の悲惨な事態を招きかねない。行政や住民、ボランティアの協働の下で、仲間づくり、生きがいづくりの「場」や「機会」を提供する支援が必要である。

教訓を文化に

○生きがいづくりは生活再建の必要条件

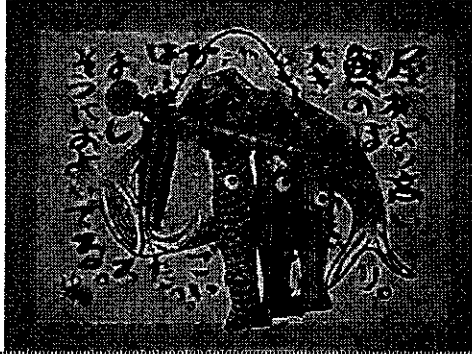
復興過程の調査・研究で、「人間関係の豊かさが震災体験の主観的評価を肯定的なものへと直接に影響を与え、それが結果として生活復興感を高める」と指摘されている。

被災者の生活再建にとって、生きがいの確保は不可欠である。そのための人間関係づくりへの支援は、住民自身やボランティアの取組として、また行政の視点として定着してきている。

生きがいづくりへ向けた取組の例

阪神高齢者・障害者支援ネットワーク

神戸市西区の寄り合い所「伊川谷工房」で高齢者や障害者の生きがいづくり活動に取り組む。



「伊川谷工房」で、高齢者や障害者にデイサービスや喫茶などの活動を行う。平日の10時から3時まで、裁縫をしたり、歌をうたったり、昼食を出すなどの活動に取り組むことで、生きがいをもって暮らせる地域コミュニティづくりに努めている。

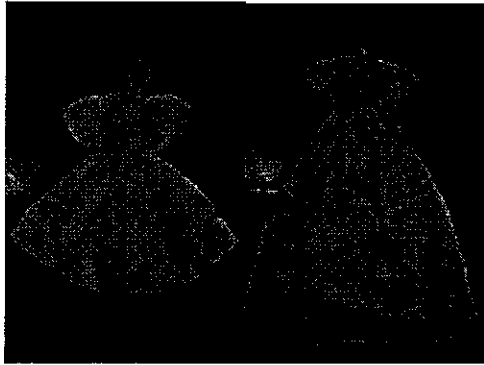
いきいきネットワーク

いきいき仕事塾を修了した者で構成されるボランティアグループで、各地域で自主的なボランティア活動を行う。継続的なふれあいの場を提供する。



被災地NGO協働センター

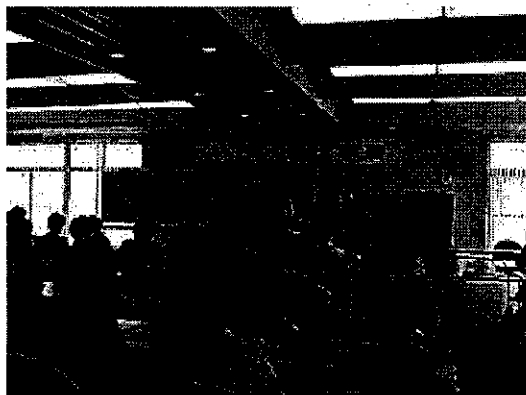
生きがい仕事づくり事業として「まけないぞう事業」に取り組む。



震災の影響で職を失った被災者を支援するために、「ぞうさん」をかたどった手ふきタオルを作って販売。被災地の生きがいづくり・仕事づくりとして平成9年から実施。新潟県旧山古志村や能登半島地震被災地にも伝わり絆が広がっている。

いきいき仕事塾

被災高齢者向けに、健康・園芸・手芸・生きがい発掘の4コースの講座を開設。知識の習得、仲間づくりの場を提供し、生きがいづくりの「きっかけ」とする。



【新潟県中越地震での被災者の生きがいづくり】

震災前、畑仕事が目録であった旧山古志村民のために、村民が集団入居した仮設住宅の近くに「生きがい農園」を設置。山古志に思いをはせる高齢者に笑顔が戻ったという。

(3) 心身の健康、生活資金、生きがいなどのくらしの回復

⑦芸術文化・スポーツ

芸術文化やスポーツとのふれあいは被災者の心を癒し勇気づける

阪神・淡路大震災の被災地では、芸術文化活動やスポーツとのふれあいにより、被災者は励まされた。そして、被災者一人ひとりが復興に向けた気力を持ち続け、様々な困難に立ち向かうことができた。人を癒やし、元気づける芸術文化やスポーツは、被災地・被災者の復興の大きな原動力となった。

経験から

○多くの文化施設や芸術家が日常活動を停止

震災により美術館・博物館・ホールなど多くの文化施設が甚大な被害を受けた。また、公立文化施設が避難所となり、本来の目的に使用できなくなるケースも数多くあった。このほか芸術家や団体が、公演の中止等により、経済的に打撃を受けた。

○様々な芸術家が慰問活動を展開

被災地では、被災直後から様々な芸術家や団体によるコンサートや演劇、展覧会などの慰問活動が活発に展開された。この活動が被災者を癒やし、生きる力を与えた。またアートNPOや文化ボランティアなどによる新たな市民団体による文化活動も活発となり、これまでにない芸術文化活動が被災地で展開された。

○スポーツとのふれあいが、被災地・被災者を勇気づけた

震災直後、現地集合で参加した福島冬季国体において、アイスホッケーが35年振りにベスト8入りを果たすなど、自由な生活に耐えていた被災者にとって力強い励みとなった。

また、選抜高等学校野球大会も、災害復興に寄与し、被災者への励みとなる大会として開催された。被災地兵庫県からは3校が出場し、ベスト8入りを果たし地元被災者を元気づけた。

神戸を本拠地とするオリックスは、「がんばろうKOBEL」をスローガンに平成7年、8年と連覇(平成8年は日本一)を成し遂げ、被災地・被災者を勇気づけた。

教訓を

○芸術文化・スポーツは被災者を励まし、勇気づける

被災という状況下においても、芸術文化やスポーツとのふれあいは、被災者を励まし、勇気づける。

教訓を文化に

○人や地域を元気にするという考え方の定着

例えば、兵庫県の「芸術文化復興ビジョン」で、芸術文化が住民の暮らしに欠かせない基本的な公共財であると謳われているように、芸術文化やスポーツは、地域の人々や地域社会そのものを元気にするという考え方がより浸透していった。

日本テレマン協会による慰問コンサート バロック音楽の総合団体である同協会は、震災直後から8月にかけて、被災地のコミュニティセンター等へ「出前」演奏を行なった。	県立ピッコロ劇団による被災地激励活動 震災の前年に設立された同劇団は、各地の避難所での公演活動を2次にわたり計66公演を実施、延べ16,000人を動員した。	アート・エイド・神戸による芸術文化活動支援 公益信託基金による文化支援活動を行っていた島田誠氏が、震災直後の3月から芸術家への緊急支援やチャリティ展等を実施。	1000人のチェロコンサート アマチュアチェリストの松本巧氏の呼びかけで国内外の演奏家が神戸に集まり第1回を開催。その後、NPO法人国際チェロアンサンブル協会が設立された。
ニューイヤーコンサート 阪神・淡路大震災復興支援10年委員会(代表:安藤忠雄氏)が作曲家・三枝成彰氏の協力を得て、被災者を無料招待する追悼コンサートを平成10~17年、毎年開催した。	神戸ピエンナーレ2007 震災10周年を契機に「文化創生都市」を宣言した神戸市が、神戸に芸術文化の力を結集し内外に発信するために実施。14万4千人が来場した。	心のコンサート 歌手の五木ひろし氏が、平成7年5月に、震災の跡が生々しい長田区で、仮設舞台、ピニールシートの客席でのコンサートを開催し、1万人を超える被災者らが詰めかけた。	神戸ルミナリエ 震災の犠牲者への鎮魂と都市の復興・再生への夢と希望を託した光のイベントとして、震災のあった平成7年から毎年12月に開催され、多くの人が訪れている。



■兵庫県立ピッコロ劇団の被災地激励活動

【新潟県中越地震での取組】

○ボランティアアーティスト派遣事業  
(財)新潟県文化振興財団が、新潟県災害救援ボランティアセンターの協力を得て、被災地で慰問コンサートを実施するアーティストを募集・派遣した。  
・H16年度：6市町村10会場13回  
・H17年度：6市町村30会場43回  
・H18年度：3市11会場15回

兵庫の取組

□被災地における芸術文化活動支援

被災地では、復興基金による芸術文化活動支援をはじめ、アート・エイド・神戸などの民間による様々な芸術文化活動の支援が展開された。

□拠点文化施設の整備

震災からの文化復興のシンボルとして、平成14年に県立美術館「芸術の館」、平成17年に県立芸術文化センターが開館し、芸術文化の拠点施設として、発信性の高い事業を展開している。

□復興が進む被災地の姿を全国に発信

阪神・淡路大震災復興10年を記念して、「2004神戸全日本女子ハーフマラソン大会」が開催された。県立美術館をスタート、被災地であった兵庫・長田区を経由し、中央区のハーバーランドにゴール。  
この模様はNHKテレビで生放送され、元気に走り抜ける県民と復興する街並みなどが全国に発信された。



(3) 心身の健康、生活資金、生きがいなどの回復

⑧ 要援護者の生活支援

災害時でも要援護者の個別事情に配慮した生活支援が必要

災害直後の混乱からある程度回復した後においても、健常者に比べて特別な配慮が必要な要援護者には、様々な困難が残されていた。本人が参加する関係団体や、親の会、卒業した学校の同窓会からの支援など、関係者による細やかな支援が行われた。災害時に要援護者が安心して過ごせる福祉避難所や生活の場の提供、医療の確保など個別事情に配慮した生活支援が必要である。

経験から

○健常者と同じ避難所での生活は困難  
介護を要する障害者や高齢者等が健常者と同じ避難所に入り、過酷な避難生活を強いられた結果、脱水症状を起こしたり死亡するなどの事例があった。

教訓を

○要援護者のために福祉避難所が必要  
要援護者が安心して生活できる環境を整えた福祉避難所が緊急時に開設できるように準備しておく必要がある。福祉避難所となる社会福祉施設では、特に緊急時に誰が何をするのか、役割分担を予め確認しておくことが重要である。

教訓を文化に

○福祉避難所の開設準備を  
社会福祉施設が、災害時に避難所としての役割を果たすために、建物の耐震性の確保や福祉避難所としての空間、設備の整備などのほか、市町との事前協定の締結、福祉避難所相談員の選任といった取組が求められている。

○通常の適切な医療が受けられなかった

仮設住宅等へ移動した医療依存度の高い在宅療養者は、受診できる医療機関を探すのに苦勞し、薬や治療データなど、日頃の医療内容が分からない患者も多く、医療機関の対応が遅れた事例もあった。人工呼吸器装着患者のバッテリーや糖尿病患者のインシュリンなど、必要な機材や薬を確保できない患者もあった。

○在宅療養者自ら医療内容の把握が必要

災害時の予期せぬ受診に備えて、自分の医療内容を把握し伝達できるように、準備しておく必要がある。また、生命維持につながる機材や薬を確保できる社会的な仕組みが必要である。

○小規模作業所も大きな打撃を受けた

障害者が通う小規模作業所も被災し、長期間再開できない事例も目立った。仲間が集う場所を失った障害者の中には、在宅や避難所での生活を余儀なくされ、生活のリズムを崩す人もあった。

○障害者の地域生活への支援が不可欠

災害後も、障害者が地域の中で自立した生活を継続して送ることができるよう、日中活動の場となる障害者施設や地域活動支援センターなどの再建はもとより、それらの施設での生産活動等に対する支援体制を構築する必要がある。

○障害者の活動基盤を支える

障害者が地域の中で生活拠点を定め、自立して生活できる環境整備を支援する施策を推進する必要がある。とりわけ日中活動を行う場の確保とともに、生産活動の基盤となる授産製品の品質向上、安定的受注・販路の確保が求められる。

兵庫の取組  
NPO法人兵庫県腎友会

腎友会では、緊急時に備えて、透析患者災害時支援名簿の作成を進めている。平成7年には約6千人であった透析患者は、平成18年には1万1千人を超えており、会員・非会員の区別なく登録の呼びかけを行い、行政機関や病院との連携にも取り組んでいる。

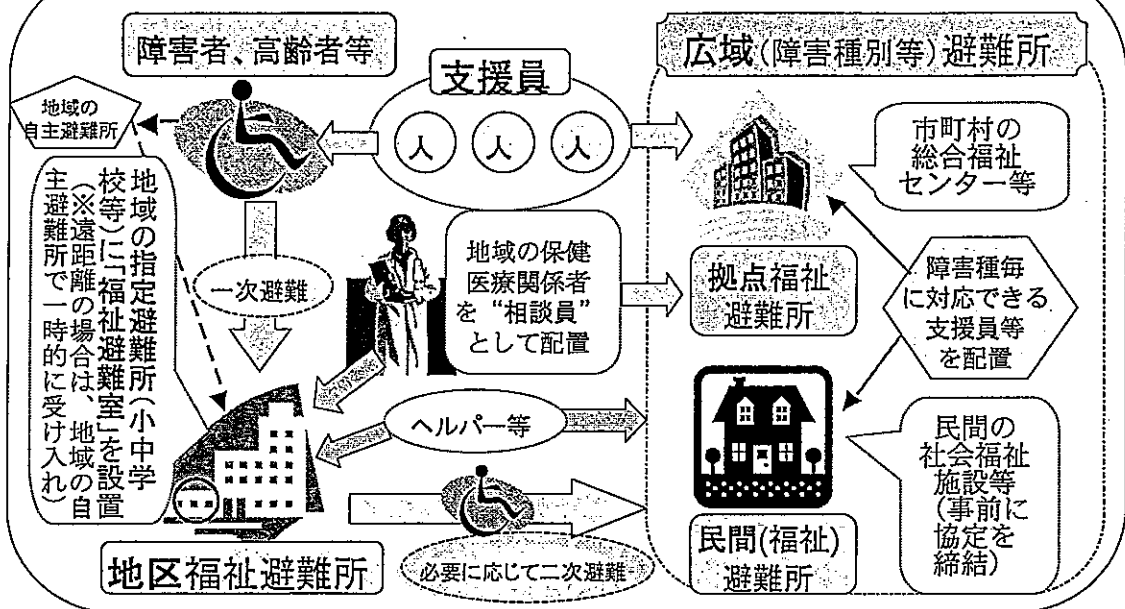
生活の場サポートセンターひょうご

障害者の地域生活の実現に向けて取り組む県下の小規模作業所やミニデイサービス、グループホームに対して、障害者の地域生活の拠点となる「生活の場」の安定運営や活動内容の充実ができるよう支援する中間支援組織として、平成13年に発足した。

NPO法人兵庫セルプセンター

「私たちは障害がある人たちの働く願いと、作業所の元気を社会につなげます。」を合い言葉に、授産施設や小規模作業所での商品製作事業等について、共同での受注や販売等を支援するため、平成16年に設立された。

福祉避難所等の設置・運営



山梨県「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」より

【新潟県中越沖地震での人工透析患者に対する対応】

中越沖地震の際、小千谷市の小千谷総合病院は、NTTの「災害用伝言ダイヤル(171)」を活用し、通常どおり人工透析が実施できることを患者へスムーズに伝達することができた。これは、中越地震の際に停電や断水で透析ができなくなったことを踏まえ作成したマニュアルで、患者との連絡方法として、災害用伝言ダイヤルの利用を位置づけ、患者と協力して訓練を行ってきた成果である。

また、小千谷総合病院は、中越地震の際、刈羽郡総合病院に透析患者の受け入れを要請した経験を生かし、中越沖地震では、逆に、同病院から透析患者の受け入れを行った。

平素からの病院間の連絡・協力体制が緊急時に生かされた事例であり、今後このような病院間連携が進展していくことが期待される。

(3) 心身の健康、生活資金、生きがいなどのくらしの回復

⑨ 県外避難者

孤立感が募る県外避難者への支援が必要

県外での避難生活では孤立感が募る。例えば、周辺には被災地の非日常がない。被災者もいない。被災者に対する支援情報も入らない。毎日の新聞に震災関連記事も時間とともに少なくなる。被災者は、住み慣れた土地に戻りたいけど叶わない、という思いとともに、自分が取り残されているのではとの焦燥感に駆られる。こうした県外避難者の心情を理解し、きめ細かな対応が求められる。

経験から

○大混乱の中で県外避難者の全貌を把握することが困難であった

住民票データによると、平成7年に、約1万9千世帯の転出があったと推計されるが、住民票を県内に残して県外へ転出した被災者も多く、さらに、一時避難先からの再転居も多く、その全貌を把握することが困難であった。

○支援施策が届かないという不公平感

初期段階では、民間賃貸住宅の家賃補助や金融機関窓口での貸付金制度などが利用できない、或いは利用しにくいといったことが県外居住被災者に不公平感を生じさせた。その後、二次に亘る施策の見直しにより、県内外の格差は是正された。

教訓を

○県外への避難状況の把握が第一歩

県外へ避難した被災者について、受け入れた自治体や避難した本人からの連絡、避難者を支援するボランティア等からの連絡など、実態把握するルートの確保が必要である。

○元の土地に戻れない

戻れない理由は、様々である。仕事や子どもの教育、高齢者の健康上の問題、自宅再建資金の調達等であるが、最も多いのは、公営住宅に当選しないというものであった。時間の経過とともに避難先で人間関係ができ愛着が生まれ、戻るとしても希望住宅が絞り込まれることも大きな要因となった。

教訓を文化に

属地的な対策はやむを得ないとしても、可能な限り県内外同一又は同等の支援策が必要である。また、支援情報の提供を徹底する必要がある。

○全国的な避難者受け入れが定着

全国の自治体や関係団体で、例えば、公的住宅への一時入居や児童・生徒の学校への受け入れなど、国を挙げて広域避難者を受け入れる体制が組まれている。こうした取組が今後の大規模災害でも生かされることが期待されている。

県外居住被災者の全貌把握は困難

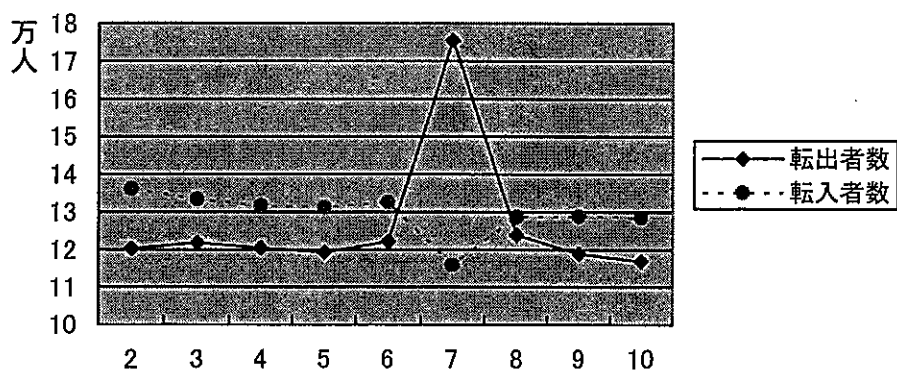
1 県外居住被災者数の状況

(1) 他府県転出推計

H7転出者	175,424人
H2~H6平均転出者	120,746人
その差	54,700人

→54,700人÷2.86人(H7平均世帯人員)=19,126世帯  
(ただし、住民票を異動していない者は含まない)

(人数) 兵庫県からの転出入者の年別推移



(2) ひょうご便り送付数 (平成)

H8.12 (ピーク時) 10,049世帯

2 県外の避難先

- 実家、親戚、友人、知人宅
- 都道府県公営住宅、公社住宅、民間アパート、企業の社宅
- 住宅・都市整備公団(当時)の公団住宅、雇用促進事業団の雇用促進住宅
- 近隣府県の公的宿泊施設等

避難先からの再転居先はさらに把握困難

【新潟県中越地震での取組】

避難生活が必要となった高齢者等の要援護者に対し、旅館等を避難所として活用し、近隣5県における社会福祉施設でも受け入れた。被災者の一時入居のため、全国の雇用促進住宅を提供できることとした。

兵庫の取組

- ふるさとひょうごカムバックプラン (平成8年12月)  
住宅、貸付・融資、雇用促進に係る施策を県外居住被災者へ拡充。  
県外居住被災者向け情報誌「ひょうごだより」の発行、専用フリーダイヤルの設置。
- ふるさとひょうごカムバックプラン2 (平成10年9月)  
県外居住被災者の一層の把握に努めるとともに、兵庫県に戻る意向のある方を登録し、個別支援を実施。
- ひょうごカムバックコール&メール事業 (平成12年7月)  
兵庫県に戻りたい県外居住被災者の方々を中心に、「電話訪問相談員」によるきめ細かな相談・情報提供を実施。

## メッセージ4 地域経済の活性化としごとの確保

くらしの再建や地域活力の回復を図るためには地域経済の活性化が欠かせず、そのための事前の備えや経済復興戦略、支援プログラムが求められる。

### (被災地の自立的な経済・雇用の回復が不可欠)

住宅の再建だけで震災からの回復は成しえない。住宅の確保に加えて、被災者の仕事の確保や被災地の経済の活性化がなければ、被災地の再生や復興はあり得ない、ということである。

被災後は、特に地元密着型の被災地域内のビジネスは、大きく売上が減少する。被災直後には営業が中断されることも多いし、復旧期にも顧客の減少に苦しむことになる。長期的にも地元民の富の減少がもたらす支出減少によって売上が停滞し易い。地震保険や共済への事前加入により、被災者の富の減少を軽減することが望ましい。

こうした被災地企業の経営者や被雇用者に対しては、復旧・復興事業の仕事が回るような工夫が必要である。復旧・復興に当たっては、公的な資金貸付や給付も生活水準の維持に有益だが、「生きがいしごと」という言葉が強調されたように、働いて報酬を得ることの方が被災者の誇りと自信につながり、復旧・復興につながるのである。

ただし、こうした地元優先を実現するためには、復旧・復興を急ぎすぎないことが肝要である。復旧・復興を急いで一時的にそれらの事業が集中すると、結果的に被災地外の企業に仕事が回ることは避けられない。被災地経済の様々な部門で、こうしたトレードオフ関係があることを考慮した上で、各部門において望ましいバランスをとる復旧・復興戦略をたてるべきであるが、具体的な方策はこれからの課題である。

### (被災地の経済活動が持続できる仕組みをつくる)

そのために、まず第1に、被災地の経済活動が持続できる仕組みをつくるのが欠かせない。各企業は、災害に備えて事業継続計画を事前に策定しておくことが望ましい。また、事業活動の一時的な中断が地域経済に深刻なダメージを与えた一方で、仮設工場や仮設店舗の建設による事業活動の継続が再生の一助となった教訓から、中小零細企業のための事業継続に向けた支援プログラムの必要性が認識された。

### (地域ニーズを経済活性化につなげる)

第2に、生活再建や地域復興の事業ニーズを地域の経済活性化につなげることが欠かせない。これには、地元企業を対象とする入札や地元住民雇用の義務付けなどが有

益であろう。避難所の給食や仮設住宅地の清掃、復興住宅の建設等を、被災地の事業として展開できるようにしなければならない。

### (新たな産業・雇用を創出する)

第3に、新しい産業や新しい雇用を創出することが欠かせない。災害後の地元経済への縮小圧力をカバーするには、新しい企業や産業の誘致が必要で、それには震災特区やエンタープライズ・ゾーンのような制度が事前に準備されていることが望まれる。

また、大規模な成功例を出すまでには至っていないが、コミュニティ・ビジネスの推進などは、新しい地域経済の仕組みを指し示したものとして評価できる。

### (経済・雇用を地域づくりに結びつける)

第4に、雇用の創出や地域経済の再生をコミュニティ再生やまちづくりに結びつけることが欠かせない。多くの地域で、伝統的な商店街が衰退しつつある場合が多く、これを食い止める効果的な対策は見つからないが、大規模災害はそうした商店街をさらに弱体化させる恐れがある。コミュニティの再生には、そうした商店街と地域住民が一体となった「まちのにぎわいづくり」の視点が大切であり、今後の人口減少社会における継続した課題である。

### 【中越・中越沖地震における弁当プロジェクト】

弁当プロジェクトは、避難所生活を送る被災者やボランティアなどで外部から被災地に来た人々に対して、被災した地元業者などが連携して弁当を提供する事業のことである。平成16年の中越地震の際に小千谷市で始まり、19年の中越沖地震では、柏崎市で展開された。

被災地経済全体に比しての経済効果そのものは限定的ではあるが、分業体制をとったので被災した業者も参加できたし、仕事で得た収入は、被災者の生活再建に生かされた。そして何よりも、仕事があるということは、被災者の精神的な支えとなり、地元の業者が頑張ることは、被災地のその後の復興の励みになったと評価されている。

この事業がどの災害でも実現可能であるとは限らないが、被災者を支援するこうした取り組みが、地域社会に大きな影響を与え、被災地経済の回復につながっていくことが期待される。

(4) 地域経済の活性化と「つなご」の確保

① 中小企業・地場産業の復興

行政による迅速、総合的な支援と震災を乗り越える企業戦略が必要

阪神・淡路大震災により、兵庫県の地域経済は大きな打撃を受けた。中でも経営基盤が脆弱な中小企業や地場産業は、復旧が困難な状況に陥った。大災害時には、被災した企業に対し、迅速に復旧資金の融資や相談の受付など総合的な支援を行う必要がある。また、中小企業等はなかなか失われた取引を取り戻すことができない場合もあり、経営革新や第二創業にも取り組む必要がある。

経験から

○被災企業に金融支援や相談などを実施

行政や金融機関、産業支援機関が連携し、4千2百億円の緊急災害復旧資金の融資や政府系金融機関の災害復旧貸付、信用保証協会の激甚災害の別枠保証など金融支援を実施した。仮設賃貸工場を6か所、170戸建設した。また、総合相談所を開設し2か月余りで約1万4千件の相談に対応するなど総合的な支援を展開した。

○中小企業は震災前の水準に回復せず

製造業は兵庫県の基幹産業であるが、震災で事業所数、従業員数ともに大きく減少した。特に中小企業は財務や人材などの基礎体力が弱く、一度失った取引を回復するため多くの時間と労力を要した。生産設備や販売体制は復旧したが、震災前の勢いを取り戻せずにいる企業が多く、企業により復旧・復興に格差が生じた。中小企業全体でも震災前の水準を回復できていない(左図参照)。

教訓を

○単なる復旧を越えた戦略が必要

行政と産業界が協力し、緊急・短期的な取組から、中長期的な課題までを並行して取り組むことが大切である。単なる復旧では、失われた取引を取り戻すことはできない。企業は、復興過程で企業間競争の激化により淘汰されないよう、自ら経営努力により経営体質を改革し存続基盤を強化しなければならない。行政は、企業が一日も早く事業を再開できるような資金や操業場所、相談などの支援を行わなければならない。

教訓を文化に

○「第二創業」「ネットワーク化」が進行

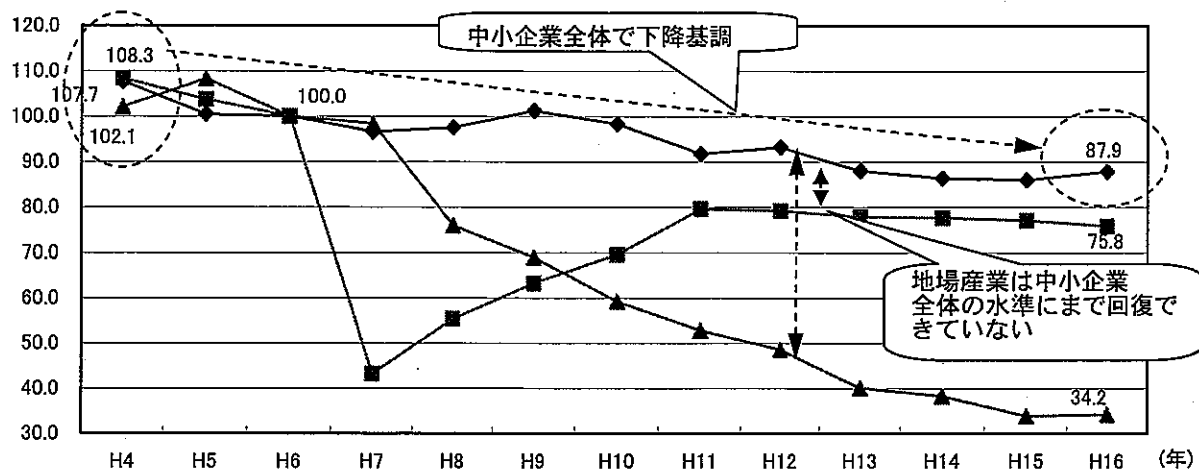
自らが保有する技術やノウハウを活用した経営革新すなわち「第二創業」を進める企業が出始めた。例えば震災をきっかけに、歯科技工事業を営む企業が高齢者介護と歯科医療を組み合わせた「口腔介護」を立ち上げたり、酒造メーカーがレストラン事業に乗り出した。また、地域の企業集積や異業種のネットワークを図ったり、大学・研究機関とのつながりを生かし、新事業の展開や体質改善を図る企業が活躍している。例えば被災地のタクシー会社が活躍している。例えば被災地のタクシー会社が活躍している。例えば被災地のタクシー会社が活躍している。

○行政による総合的なバックアップ

行政は、被災企業への金融支援だけでなく、生産拠点を失った企業の事業場確保や相談など総合的なバックアップが求められている。

中小企業は震災前の水準に回復していない

【県内中小製造業、被災地地場産業(ケミカルシューズ、粘土瓦)の生産金額の推移(H6=100)】



※1 県内中小製造業は、従業員数4人以上300人未満の企業の製造品出荷額  
 ※2 県内、被災地の総生産(GDP)の推移は、「(4)⑥被災地内での資金循環」を参照  
 (出所：兵庫県統計課「兵庫の工業」、兵庫県工業振興課「兵庫県の地場産業」)

被災地での「第二創業」と「ネットワーク化」の事例

第二創業の事例：(株)六甲歯研

神戸市灘区で、大きな被害を受けたことを契機に、新分野の進出を目指した。永らく営んできた歯科技工事業をベースに、高齢者の歯や口腔ケアを行う「口腔介護」訪問サービスを立ち上げた。事業に必要な移動用往診機材や車両の開発も行っている。

ネットワーク化の事例：近畿タクシー(株)

神戸市長田区にある同社は、「神戸の洋菓子店は、京都のお寺や神社に匹敵するような観光名所」という発想から、洋菓子店や旅行会社と連携し、「神戸スイーツ・タクシー」を始めた。ドライバーがガイド役となり、神戸の名所と有名洋菓子店を案内する。洋菓子店では、利用者だけの特別メニューやサービスがあり、特に女性客に人気がある。

新産業創造に向けた兵庫の取組

兵庫県・神戸市と地元経済界が共同で設立した(財)阪神・淡路産業復興推進機構(HERO)や(財)新産業創造研究機構(NIRO)をはじめとした支援組織が橋渡しとなり、ベンチャー支援、産学官連携、異業種交流など、産業の創造的復興に向けた様々なプロジェクトを推進した。

【新潟県における県内中小企業の受注拡大に向けた取組】

新潟県では、地域経済において重要な役割を果たしている中小企業の経営の安定・向上を図り、県内中小企業の受注、取引の拡大を促進する環境を整備するため、「新潟県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例」を平成19年10月に制定した。これにより、県内中小企業が持続的に活動を行える環境が整備され、地域経済の活性化、安定した雇用の創出にも繋がるものと期待されている。



(4) 地域経済の活性化とレジリエンスの確保

② 事業継続計画(BCP)

災害時に備えたBCPが早期事業再開と地域経済の復興を促す

阪神・淡路大震災では、全国からの応援などの取組により、早い時期から操業を再開した企業もあった。災害による被害を最小限に食い止めるため、平時から事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)や企業間の応援協定などの取組により、自らを守ることが、地域経済と雇用を守ることにつながる。

経験から

○事業の早期再開が地域の支え

被災した中小企業は倒産・廃業が相次ぎ、地域経済の原動力としての力を発揮できなかつた。一方で、早い時期から操業再開した企業もあり、被災地の支えとなった。

また、被災地内向けのビジネスは立ち直りに時間を要したが、被災地外向けのビジネスは立ち直りが早かつた。

○被災地外に拠点を持たない中小企業の立ち直りが困難

震災で、工場等に大きな被害を受けた富士通テン(株)は、トヨタ自動車(株)などからの延べ2600人に及ぶ応援体制により早期復旧を果たした。また、神戸新聞社では、本社の全壊などの被害が発生したが、事前に京都新聞社との間で援助協定を結んでいたことから、新聞を発行し続けることができた。このような事例の反面、中小企業の中には、本社など中核となる拠点が被災し立ち直れない企業もあった。

教訓を

○事業継続計画の策定で早期再開へ

災害が発生した時に、地域の企業が社員や顧客の安全確保と事業活動の継続または早期再開できるような事業継続計画(BCP)を策定し、早期に事業再開を図ることが、地域経済の復興を加速させる。

○企業同士の連携や協力が大切

震災では、被災企業が、他地域の同業者に生産を委託する事例が見られた。事前に企業同士で協力体制を構築することで事業継続や早期再開が可能となる。

○事業継続への備えが企業価値を高める

企業が計画的に災害に備えることが、市場から高く評価されてきており、企業価値を高める意味でも有用である。

教訓を文化に

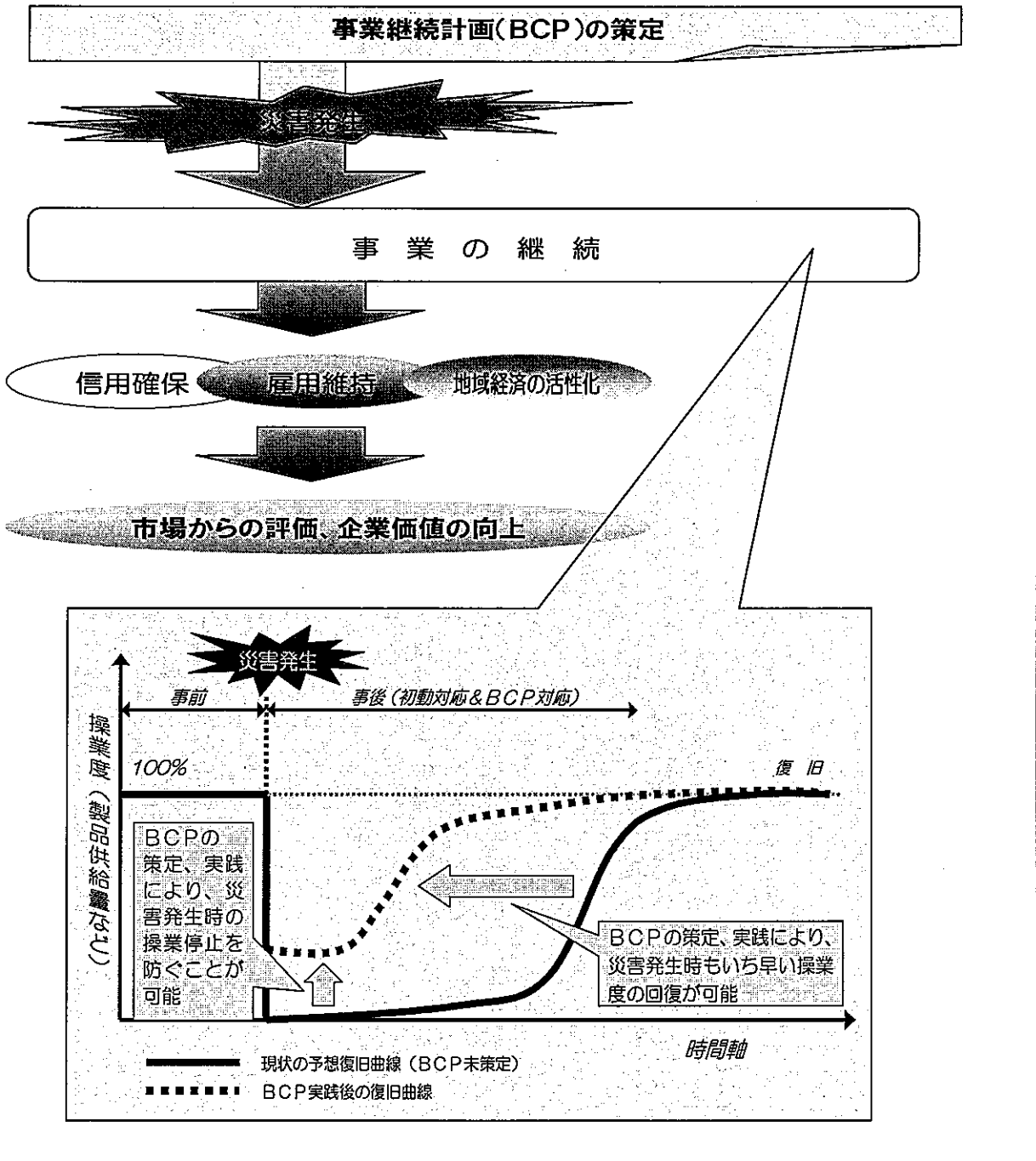
○国レベルでの意識の高まり

国でも事業継続計画策定が促進されており、内閣府が「事業継続ガイドライン」、中小企業庁が「中小企業BCP策定運用方針」を定めている。また、事業継続計画に取り組んでいる企業への融資制度が創設されるなど、社会の仕組みとして根づきつつある。

○中央防災会議がBCP策定目標を設定

国の中央防災会議が地震防災戦略で、今後10年間で「事業継続計画を策定している企業の割合を大企業ではほぼ全て、中堅企業において過半を目指す」と目標を設定。しかし、全国の大企業を対象とした調査でも8.0%の策定率である。(19年9月:日本政策投資銀行調べ)  
昨今、様々な団体でセミナーなど普及啓発が取り組まれており、今後のさらなる取組が重要となっている。

【事業継続計画(BCP)の効果】



【新潟県中越沖地震における被災企業の早期復旧、事業再開の事例】

新潟県柏崎市内の自動車部品メーカー「リケン」では、平成19年7月の新潟県中越沖地震により、設備や製品、金型等が被害を受け操業停止を余儀なくされた。しかしながら、地震発生直後から取引先の自動車メーカーや設備メーカーなどからの総勢2,000人に及ぶ応援体制による設備の再設置、機械設備の精度点検、試運転、品質の確認など懸命な復旧活動の結果、地震発生後1週間で操業を再開し、地震発生後2週間で完全復旧を成し遂げることができた。

(4)

地域経済の活性化とまちづくりの確保

③ まちのにぎわいづくり

商店街と地域住民が一体となったまちの活性化が不可欠

震災によって大きな打撃を受けた被災地の商店街等は、都市構造の空洞化といった社会全体の課題に直面しながらも、地域の活力とにぎわい回復のために、様々な努力を重ねてきた。経済的価値観のみに縛られるのではなく、地域経済の再生をコミュニティ再生やまちづくりに結びつけることが必要であり、この面では、商店街と地域住民が一体となった「まちのにぎわいづくり」への取組が欠かせない。

経験から

○人口の減少等で商店の廃業が相次いだ

阪神・淡路大震災では、被害が大きかった神戸市内で6割以上の商店が、全壊、半壊、一部損壊の建物被害を受けた。震災後、被災各地で仮設店舗での営業再開の取組がなされたものの、商圏内人口の減少による廃業が相次ぐなど、被災地内の商店街は壊滅的な状況となった。

○商店街等に対する様々な支援策が生み出された

被災地経済の閉塞感を打開し、地域産業の活性化に向けて、共同仮設店舗の設置やにぎわいを取り戻すためのイベント開催、空き店舗活用の支援等、数多くの支援策が実施された。

教訓を

○地域における多様な主体の連携が不可欠

商店街・小売市場が単なる経済集団ではなく、地域社会の重要な一員として存在価値を発揮し、地域に生き続けることが必要である。このために、商店街等はまちづくり協議会やNPO、子供たちや学生等、地域の多様な主体との連携し、「知恵と工夫」を集める必要がある。

○交流人口の増加がまちのにぎわい再生のポイントに

交流人口は、定住人口の減少を超えて、まちのにぎわいづくりの大きなポイントになる。地域住民を主役として、地域の特色を生かし、個性的な魅力づくりが重要になる。

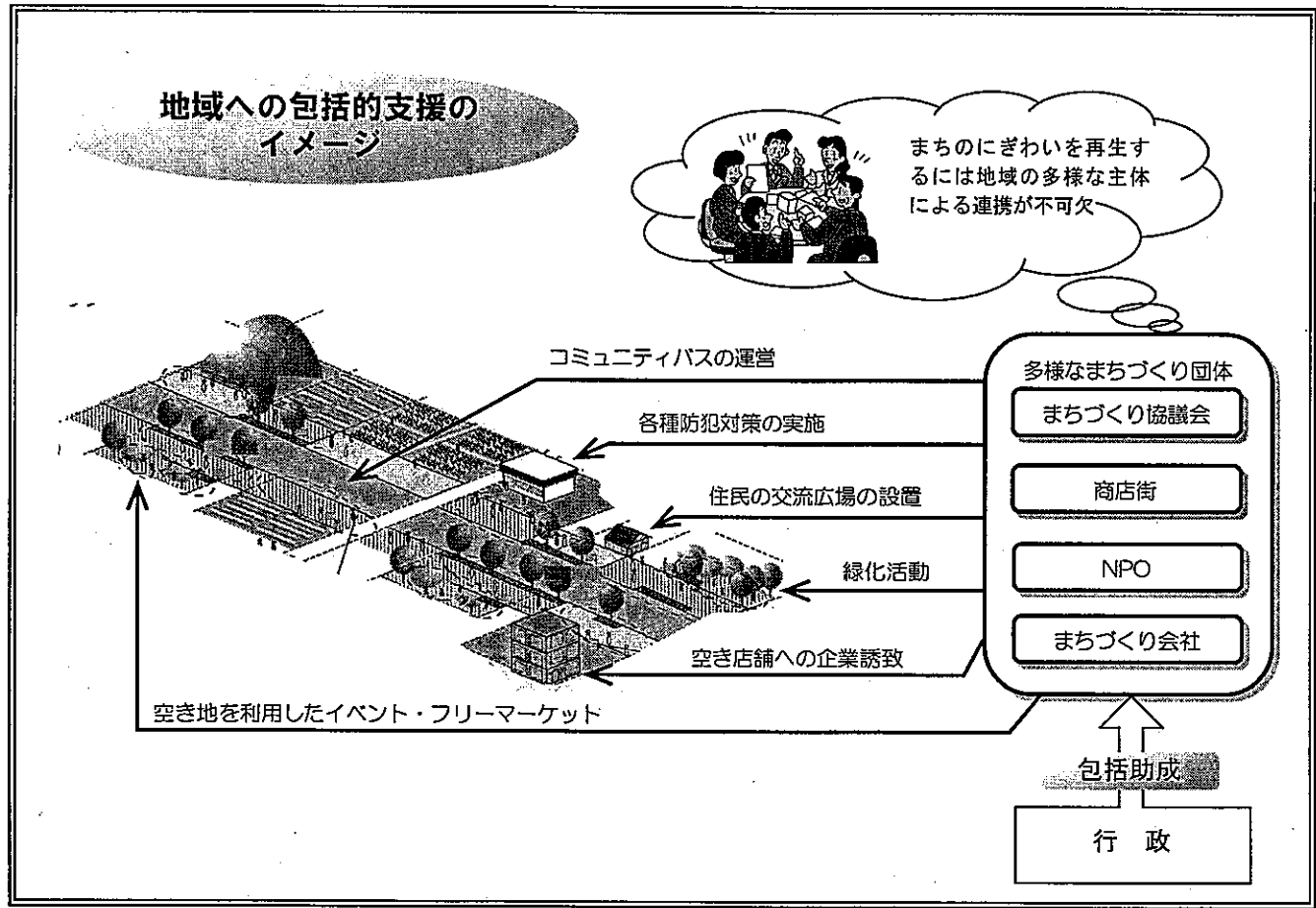
教訓を文化に

○地域の創意工夫を活かす包括的支援

兵庫県では、「まちのにぎわいづくり一括助成」を創設した。被災地では、住民主体の取組に対して、行政の縦割りの非効率を排し、地域の特色を活かした多分野にわたる取組を包括的に支援する試みが始まっている。

○国における地方再生への包括的支援


都市再生、構造改革特区、地域再生、中心市街地活性化の各分野を統合し、地方の創意工夫を活かした自主的な取組を、省庁横断・施策横断により一体的に支援していくようとする国の動きがある。



**兵庫県の取組**


□まちのにぎわいづくり一括助成事業  
にぎわいを失ったまちの再生に向け、地域の実情や特性に応じ、地域団体が主体的に取り組む特色あるにぎわいづくりの事業に対して最高1,000万円を補助するもの。対象はまちづくり協議会、商店街振興組合など。

■にしきた「光のアバンセ」プロジェクト  
西北活性化連絡協議会（西宮市）



震災からの復興・未来への希望を光に託す「光をモチーフとしたイベント」を中心に、公園や街路等でライトアップを行い、野外コンサートを実施。

■くつのにぎわい10事業  
新長田駅北地区東部まちづくり協議会連合会（神戸市長田区）



せせらぎ通りを活かしたイベントの開催等、住民が気軽に楽しくまちづくりに参加できる各種事業を展開。

(4) 地域経済の活性化と雇用の確保

被災地の雇用確保

行政による緊急対策だけでなく、企業の早期再開、雇用維持努力が鍵

被災直後、国や県などが連携して緊急雇用対策を実施し、災害で雇用の場を一時的に奪われた被災者に対して生活の安定を図った。しかし一部には支援策の恩恵を受けられない人もいた。その後も雇用主側と離職者側の両面からの支援策を実施したが、雇用の確保に当たっては、企業の早期再開や雇用維持努力が重要となる。また復興需要後の雇用の低迷が課題となった。

経験から

○震災により多くの離職者が発生  
雇用確保対策を実施

震災で多くの企業が操業困難となり、多くの離職者が発生し、公共職業安定所が開設した緊急窓口には、平成7、9年で6万件を超える相談が寄せられた。操業停止中の従業員の賃金保障を行う雇用調整助成金の措置を講じ、約1万7千件に適用した。また、失業給付の特例措置や雇用維持奨励金の支給を行い、就職説明会を開催した。しかし労働時間が短い労働者など雇用保険の対象とならない人々は恩恵を受けられなかった。

○ワークシェアリングによる雇用創出  
大企業が概ね、離職者を出さずに休業などで対応し、いち早い操業回復をめざしたため、雇用不安の発生も抑えられた。また、不況が重なったこともあり、平成11年に連合兵庫と経営者協会、兵庫県の三者が共同で、多くの人で仕事の総量を分け合う「ワークシェアリング」の導入を提唱し、以来66社が導入した。

○復興需要後の雇用が課題となった  
震災特需も手伝い、被災地の有効求人倍率は一時上昇したが、平成9年から下降、平成11年4月には最低の0.33を記録した。復旧作業が一段落付いた後の雇用創出が課題となった。

教訓を

○雇用安定には企業の早期再開が不可欠  
被災地では経営者と従業員の操業再開への努力が懸命になされた。こうした企業活動の継続や早期の操業再開が、雇用の維持やいち早い雇用回復を可能とし、雇用不安の発生を押し留める。

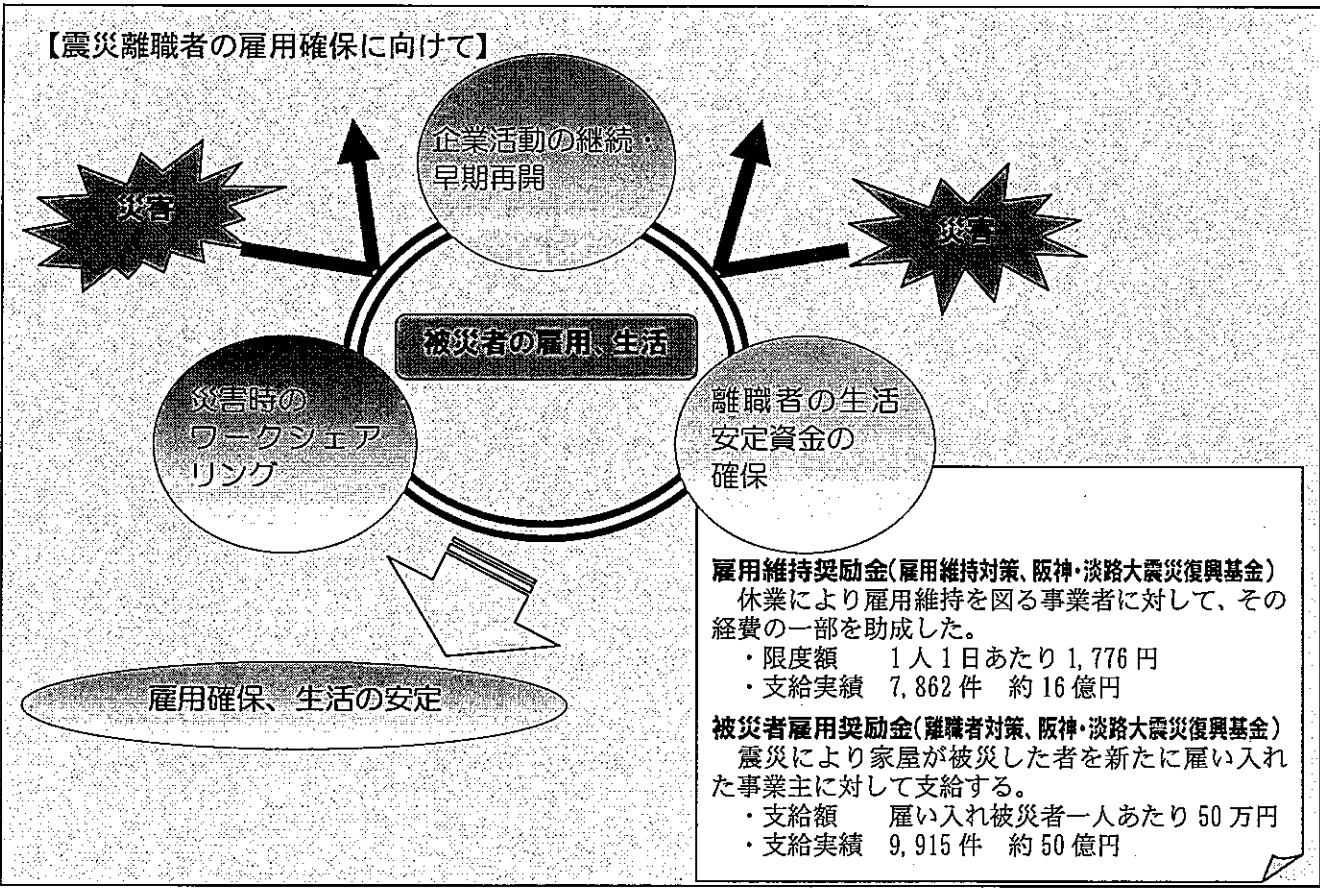
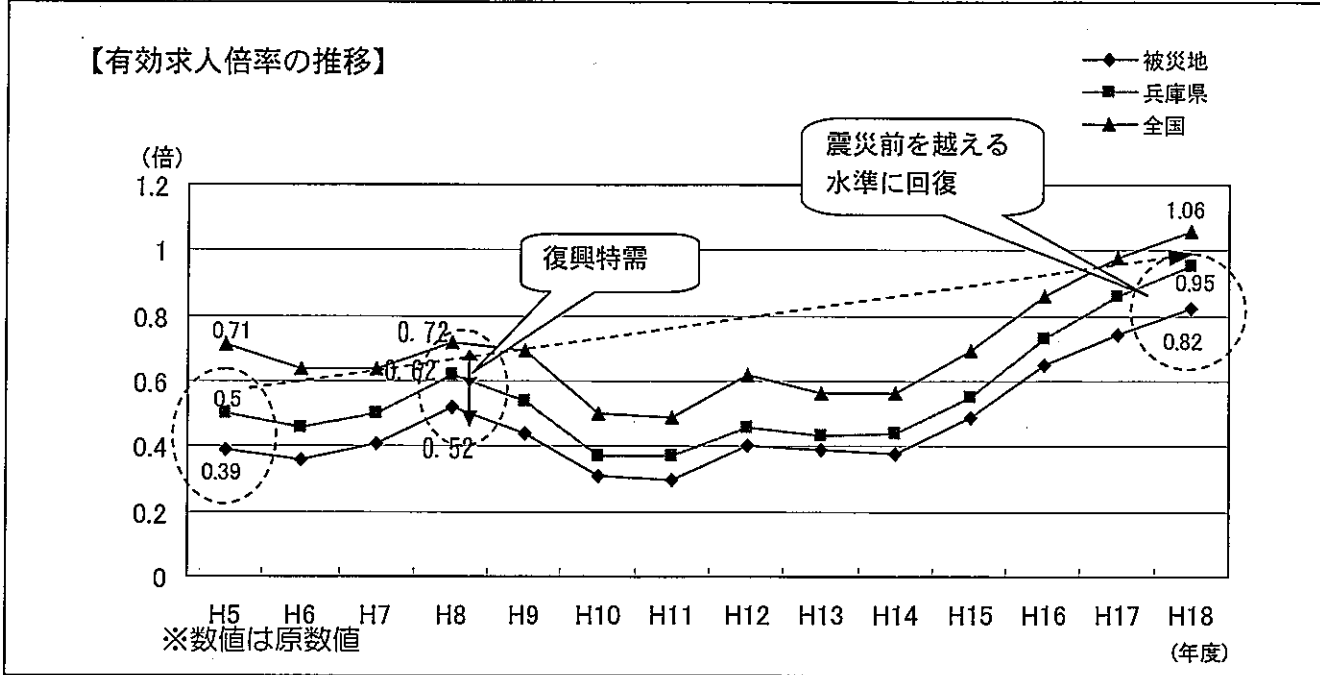
○雇用主側と離職者側の両面からのサポートが不可欠  
行政による助成金や求人開拓など雇用主側に対する働きかけ、また、労働者に対する相談体制の充実や被災離職者等の職業能力開発など、雇用が回復するまでのサポートが必要である。

教訓を文化に

○企業の活動継続、早期再開対策が進展  
雇用を安定するためには、まずもって企業が操業を再開することが大切である。こうした認識から災害時に事業を継続し、早期に操業再開できるように、企業では、事前に事業継続計画（BCP）策定し、企業間の応援協定を締結するなど災害に備えた取組が進みつつある。

○非正規雇用者への対応が求められる  
非正規雇用者は、緊急雇用対策でも失業給付が受けられない場合がある。別途、災害発生時の生活安定資金が必要となる。非正規雇用者が増加する中、安定雇用、正規・非正規の格差改善などについて、社会全体での対応が求められている。

○被災地の仕事を分け合うことも有効  
大災害時に就業者の生活の安定を図るためには、企業の社会的責任（CSR）として、多くの人で被災地の仕事の総量を分け合う仕掛け（前述・ワークシェアリング）を構築することが、有効である。



兵庫の取組  
総合的な就業支援の実施  
「ひょうご・しごと情報広場」を通じハローワークと連携しながら、仕事に関する各種情報の提供や職業能力開発に関わる情報提供・相談及び訓練計画の作成支援など、きめ細やかな支援をワンストップで行い、年間約8,000件（平成18年度）の相談に対応している。



(4) 地域経済の活性化と「つと」の確保

⑤ 新しい働き方

コミュニティ・ビジネスへの参加が生きがいを生み、住みよい地域づくりにつながる

被災地のボランティア活動の中から、地域の人々が一定の収入を得ながら地域の課題を解決する方策として、コミュニティ・ビジネスが生まれた。住民の積極的な参加や住民による下支えに加えて、社会的な理解の広がりも期待される。

経験から

○仮設住宅での生活が終息する時期にはボランティア活動への助成が縮小

被災地でボランティアは、被災者に寄り添い、直面する被災者の生活を支えるため懸命に活動を続けた。そのような中、平成10年4月には仮設住宅から恒久住宅への本格的な移行が始まった。仮設住宅で暮らす被災者が減少する中で、新たに市民活動を支える団体（しみん基金・KOBEC）が誕生する一方で、多くの助成団体の助成が終息を迎えた。

○経済的なりアリティを持った事業の始まり

熱意に支えられた活動も経済的なりアリティを失うと続かないのではないかと気づき始めたボランティア団体の中には、事業化を模索する団体が出てきた。

教訓を

○コミュニティ・ビジネスの誕生

活動資金が途絶えると、ボランティア活動は衰退してしまう。ところが、地域のニーズはむしろ高まっていく傾向にあった。こうした中、外部資金に依存せず、一定の収入を得ながら地域ニーズを充足させる「事業化」の動きが出てきた。

○コミュニティ・ビジネスは「新しい働き方」

コミュニティ・ビジネスは、地域の課題を地域の人々が解決していく一方策といえる。企業や行政では行き届かない隙間の地域ニーズにきめ細かに応じることが出来る。自己実現という精神的な「報酬」と併せて、一定の所得を得るという新しい働き方のひとつとして評価される。

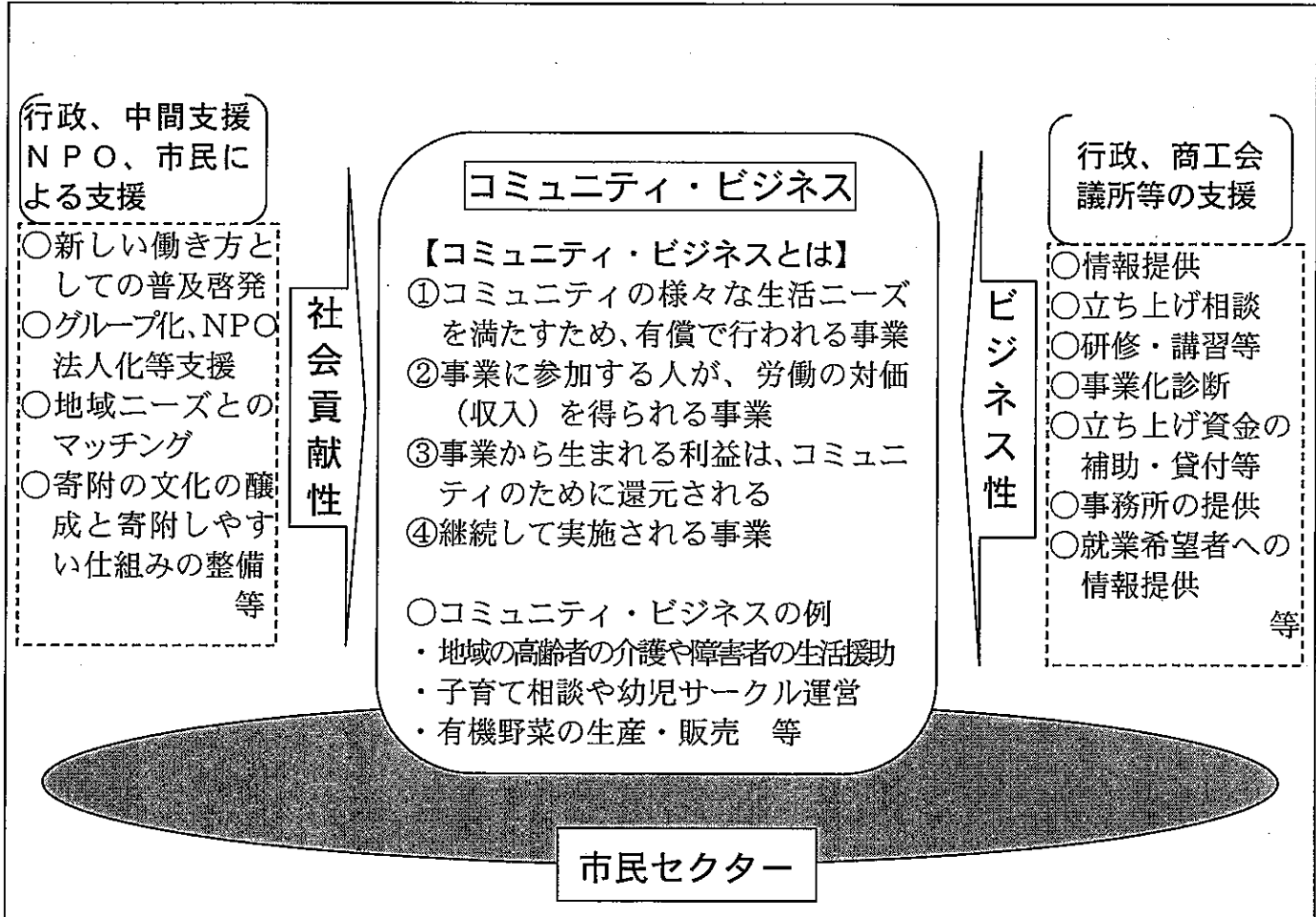
教訓を文化に

○新しい働き方として定着・発展するために

コミュニティ・ビジネスが新しい働き方として、また社会の担い手として、定着・発展するためには、国民的な理解を広げ、社会的な認知を高めていくことが欠かせない。欧米諸国との比較でも、雇用の面でまだ確立された働き方とは言い難いのが現状である。

○自立可能な経済活動体へ

立ち上げ期の財政・運営面の情報提供・経営相談・資金貸付等の支援措置が設けられている。また、市民セクターの主要な主体として、住民が支えることも必要である。自立可能な経済活動体となるためには、事業収入に加えて、住民からの寄附も重要な財源である。寄附の文化を育てる啓発や制度的整備など、市民の理解を深める社会的な努力が必要である。



【新潟コミュニティバンク】  
有志からの出資や寄附を財源として、NPOやコミュニティビジネスなど社会的事業を行う法人・団体・個人が行う地域の課題解決や新たなコミュニティの創造に向けた公益性のある活動に融資を行うため平成18年に設立。200万円を限度とし、貸出金利は3~5%。高齢者生活支援、障害者自立支援、女性の起業などに加え、災害復興も対象となっている。

兵庫の取組

□コミュニティ・ビジネス離陸応援事業  
コミュニティ・ビジネスの立ち上げを支援。一事業100万円以内の補助。被災地では平成11年度から実施。

□生きがいサポートセンターの設置  
中間支援組織(NPO)と連携しながら、コミュニティ・ビジネスでの就業・起業をめざす者を支援。

- ・実務講習会・無料職業紹介・人材バンク・専門家派遣等
- ・運営NPOに補助
- ・設置：県内4ヶ所（神戸・阪神各2ヶ所）から6ヶ所（播磨）へ拡充





(4) 地域経済の活性化と「しごと」の確保

被災地での資金循環

地元の仕事が回る仕組みが被災地の復興を促進する

阪神・淡路大震災では全国から支援を受け、速やかな復旧・復興を実現した。しかし、復興需要の多くが県外に流れ、被災地経済の復興が遅れたともいわれる。大規模災害の場合、結果として被災地外に仕事回ることは避けられないが、地元企業の活性化を支援するためにも、災害の規模にもよるが、被災地が落ち着きを取り戻した段階などで地元の仕事が回る仕組みが求められる。

経験から

教訓に

教訓を文化に

○復興需要の約9割が県外に流出

○被災地内での資金循環を高めるためには企業活動の継続、早期再開が不可欠

○地元仕事を生み出す仕組みを模索

震災の復旧・復興事業には、全国の事業者が参加し、インフラなどの復旧・復興のスピードはめざましかった。被災地外からの支援を無くして被災地が立ち直ることは困難だった。一方で復興需要の約9割が県外に流出し、被災地経済の復興が遅れたとも言われる。また、全国的な景気低迷も加わり被災地の経済はより厳しくなった。

○新産業創出の芽生え

兵庫県、神戸市などでは、先端医療産業の集積を目指す神戸医療産業都市構想や新たな技術シーズやアイデアに基づくベンチャービジネスなど新産業を生み出す取組を進め、これに呼応して新しい産業が芽生えた。

復興需要をどれだけ被災地内でまかなえるかによるが、もし復旧・復興に要した資金が被災地内で循環すれば、経済復興に大きく寄与する。被災地内により多くの資金が循環するためには、災害にかかわらず、多くの企業が事業を継続でき、また一日も早く操業を再開できるようにする必要がある。新たな産業の育成も必要となる。

○復興特需が被災地経済復興の力

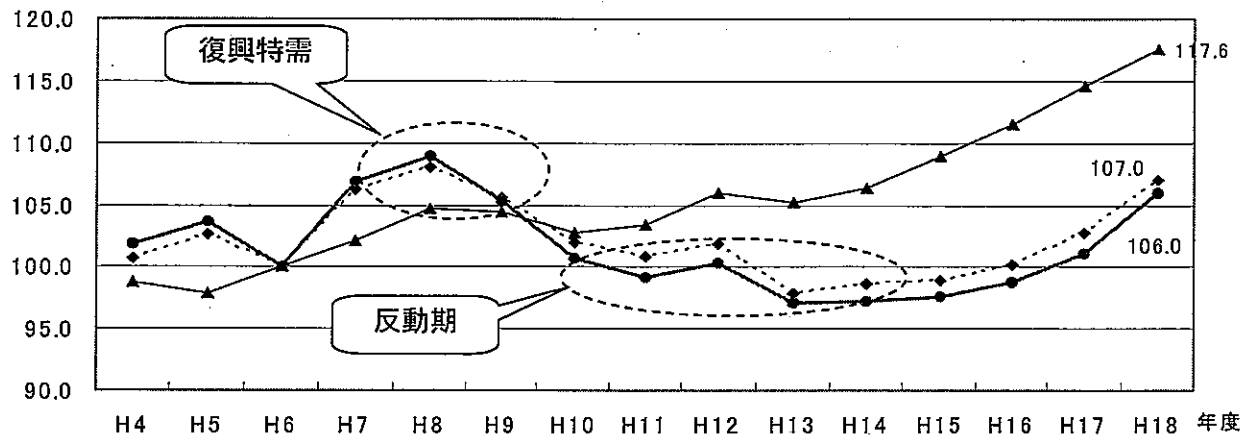
いわゆる復興特需が地域経済に与える力は大きい。震災では復興事業が急ピッチで進められ、復興特需を地元経済に取り込むことがあまり出来なかった。例えば、建設業や耐久消費財などの製造業には復興特需があったが、そのスピードが速く、被災地の商店が店舗を再建し、営業を再開した頃には、特需が峠を越していた。

復興を順調に進めるためには、結果として被災地外に仕事回ることは避けられない。災害の規模によるが、より被災地に資金を循環させるためには、復興を急ぎすぎないという考え方もできる。その後の災害では、地元仕事を生み出す取組が試みられている。山古志地区では、モデル住宅を建設し、住宅再建への県産材の利用、地元工務店による工事など地域循環型の住まいづくりをPRする。こうした取組は、被災地が落ち着きを取り戻した段階では実現が可能なものもある。さらに、観光資源などで打撃を受けた被災地の観光資源にできるだけ早期に人を呼び戻すことも重要である。

○事業継続と多様なニーズへの対応

企業は、災害リスクを減じる取組を進めつつある。大規模災害時には自治体などの制度融資や産業育成支援策などを活用し、社会の動向に即する企業活動への転換も視野に入れる必要がある。行政は、被災地を活性化するため、新たな企業を誘致することも求められる。

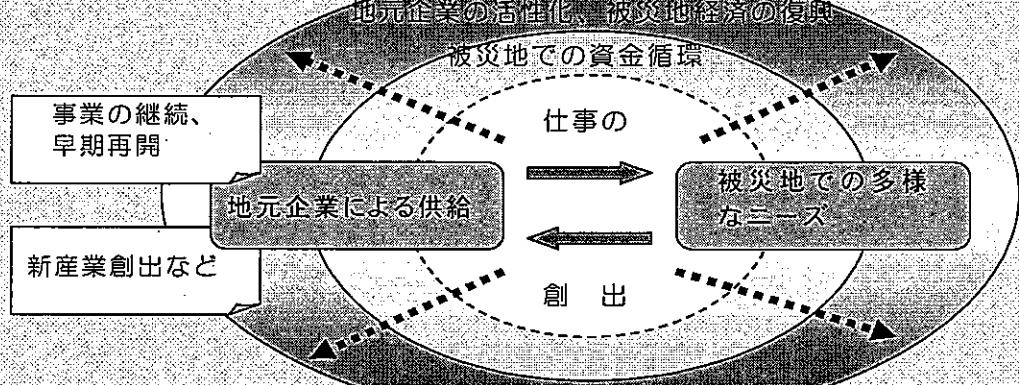
【県・被災地内総生産の推移 (H6年度=100)】



【復興需要の約9割が県外に流出した】

平成6年度から10年度の県内需要(消費+投資)の増加額を復興需要の増加額と考え、これに占める外需等増加額の割合は89.4%であった(平成14年度兵庫県民経済計算)。発災後5年間で、復興需要の約9割が県外からの移入によって支えられた。

【被災地での資金循環の効果】



【新潟県中越、中越沖地震における弁当プロジェクト】

避難所の食料は、新潟県災害対策本部に必要数を連絡し、被災地外で製造された弁当が届けられていたが、新潟県中越地震では、地元の会席組合、鮮魚組合が地元業者と連携し、「弁当プロジェクト」を展開。小千谷市内の避難所で生活する被災者へ1日8,000食を供給した。中越沖地震ではさらに発展し、避難者だけでなく、外部から応援で被災地に来る人や業者にも対象を広げた。

(兵庫の取組)

- 「産業復興条例」の制定  
成長産業の集積による産業復興を目指し、平成9年に「産業復興条例」を制定。各種支援とともに、被災地を中心に企業誘致を推進し、経済復興を促した。
- 「エンタープライズゾーン構想」の提唱  
震災後に提唱された「エンタープライズゾーン構想」は実現しなかったが、その後「構造改革特区」「都市再生」「地域再生」などの制度が生まれ、創意工夫により地域経済の活性化を促す仕組みへ繋がった。
- 「解援隊」(魚崎小学校区)の活動  
神戸市東灘区では、平成7年3月に、被災者の生活を支援し、倒壊家屋の解体作業を促進する試みとして、避難所で暮らす住民が建設業者と提携し、倒壊家屋の解体作業チームを結成した。公費解体を請け負った建設業者が避難住民に日当を支払った。

## メッセージ5 人をつなぎ互いを助ける地域コミュニティ

地域復興の取り組みの中から、自律的で互恵的なコミュニティの再生が図られ、それらのなかから事業所やボランティアも取り込んだ新しいコミュニティが生まれた。

### (震災が地域コミュニティのあり方を問い直した)

震災前の地域コミュニティは、地域課題の多様化、複合化が顕著になりつつあるにも関わらず、まちづくりの取組を始めていた一部の地域を除いて、大半が地域住民の無関心の中で少数の地域事業者や高齢者、主婦達によって、かろうじて維持されている状況であった。

旧来の市街地では、新たな担い手が現れないまま、担い手の高齢化が進んでいた。また、担い手の輪番交代制を導入しているニュータウン地域でも、運営ノウハウの蓄積ができず、地域コミュニティ活動は停滞に陥っていた。数少ないボランティアな活動も、高齢者・障害者福祉や子育て、環境など特定の分野に集中しており、有効な制度的支援も十分でなく少数者の善意に頼っている状況であった。

震災は、このような状況の地域に対して、コミュニティのあり方を問い直すものであったといえる。

### (震災を機に進展した地域での高齢者の見守りをより発展させる)

新しいコミュニティの変化は二つの形で表れている。その一つは、高齢社会に即した地域の見守り体制の構築である。震災後の仮設住宅、公営住宅でのボランティアによるふれあいセンターの活動や、LSA（生活援助員）、SCS（高齢世帯生活援助員）による見守り活動の展開は、これからの少子高齢社会において、地域に密着した見守り体制の整備とそのためコミュニティづくりの必要性を明らかにした。

ここでは、前期高齢者や地域のボランティアが積極的に見守りに関われる仕組み、地域福祉計画と連携した地域ケアシステムの構築、高齢者の自立支援のための地域拠点の整備など、震災後の取組のなかで生まれた先駆的な成果をより発展させていくことが求められる。

### (多様化した担い手も参加する開かれた地域コミュニティへ)

もう一つのコミュニティの変化は、担い手の多様化である。既存の地域団体にとらわれず、自発的に多様なテーマの活動を始める人達が現れ始めた。また、地域で活動する事業者や商業者、学校、ボランティア、NPOのほか、外国人県民が積極的に地域

の活動に参画する機会が生まれた。こうしたコミュニティの人のつながりの広がり、新たな地域のセーフティネットの構築につながっている。

さらには、震災を機に学識者や弁護士、建築家、コンサルタントなどの専門家が地域に関わるようになり、平常時における人のつながりの大切さを認識して、地域コミュニティに向ける地域住民の目が大きく変わった。

このような動きを受けて、地域に関わる活動は様々な変化を余儀なくされている。コミュニティの運営は、これまでの地域代表的な単一組織によるものから、円滑な合意形成を可能にするためにも、多様な活動主体で構成された開かれたネットワーク組織へと移行しつつある。

### (家族のきずなと増加する単身世帯や外国人県民への目線がますます重要)

地域活動の活発化が注目される中で、家庭機能の減退が問題になっており、改めて家族のきずなの大切さが重要視されている。一方、都市部では単身世帯や外国人県民が着実に増加しており、地域や近隣で開かれた関係を構築することで、家族の共同生活から離れた単身者や外国人県民にも地域に参画してもらい、あわせて支えていく視点が、今後重要になる。

### 【能登・中越の地域コミュニティ】

能登・中越では、神戸・阪神間のような都市部とは違い、暮らしを守るための自衛の仕組みとしてのコミュニティが存在した。中越における集落毎の仮設住宅の移転にみられるように、その強い仕組みがコミュニティを守ったと言える。一方で、強い仕組みが、個々の住民の考えを復興に反映させにくいのではないかと、いう危惧もあった。

しかし、震災後3年目の中越地震の被災地で聞いたところでは、外部から多くの支援者が入ったこともあり、地域での話し合いのスタイルが大きく変わったという。女性の参加がなければ物事が決まらないなど、公開性と民主制が担保されるようになったことが大きな特徴である。

また、以前には無かった集落間の情報交換が始まったほか、被災地内での集落間競争ともいえる地域づくり活動が活発になり、被災地外も含めたネットワークも生まれつつある。

今後こうした取組が、いかに継続され、より多くの住民が関わっていけるかが課題である。

(5) 人をつなぎ互いを助ける地域コミュニティ

① 地域コミュニティの役割

様々な人が参画した地域コミュニティがまちの課題を解決し、より良い地域を実現する

震災では、身近な地域での人と人のつながりの大切さを再認識した。まちの課題に取り組む中で、住民が話し合い、行政やNPO、事業者、専門家等との協働により、より良い地域づくりができることを学んだ。地域コミュニティも、地縁的な組織だけでなく、まちづくり協議会やNPO法人など多様な組織から構成される開かれた存在へと変化していった。生活の様々な局面で地域コミュニティの果たすべき役割と期待は大きくなっていく。

経験から

○地域コミュニティが活躍

救出活動や安否確認、避難所での炊き出し、生活課題の把握等で自治会、婦人会、老人会など地縁的な組織が活躍した。住民の多くが顔見知りの地域では、親身な助け合いで復旧作業が比較的順調に進んだり、被災者の精神的安定が図られたりした。一方、人々の関係が希薄な地域では、災害対応や復興に差が生じた。

○住民が積極的に関与し担い手が多様化

復興過程やその後のまちの課題に対して住民も積極的に関与するようになっていった。そのため、既存の地縁的な組織だけでなく、地域をベースとしたまちづくり協議会やNPO、ボランティア活動も活発となった。課題に応じて事業者や研究者、弁護士など専門家も参画した。

○新たなコミュニティづくりを支援

多くの人が、住み慣れた地域から仮設住宅や災害復興公営住宅に移転を余儀なくされた。仮設住宅では、公的な支援者

教訓を

○地域コミュニティの大切さを再認識  
幅広い人々の参画が必要

人と人のつながりが、緊急時の支え合いや、日頃の声かけを通じた課題の発見につながり、安全と安心をもたらす。生活をめぐる様々な課題には、住民だけでなく、学校や事業所、専門家など幅広い人々の参画が必要である。

○活動の場とキーパーソンが人をつなぐ  
住民同士や外部の支援者をつないでいくには、集会所・公民館など活動の拠点となる「場」と、様々な出会いをコーディネートする「キーパーソン」が重要である。

教訓を文化に

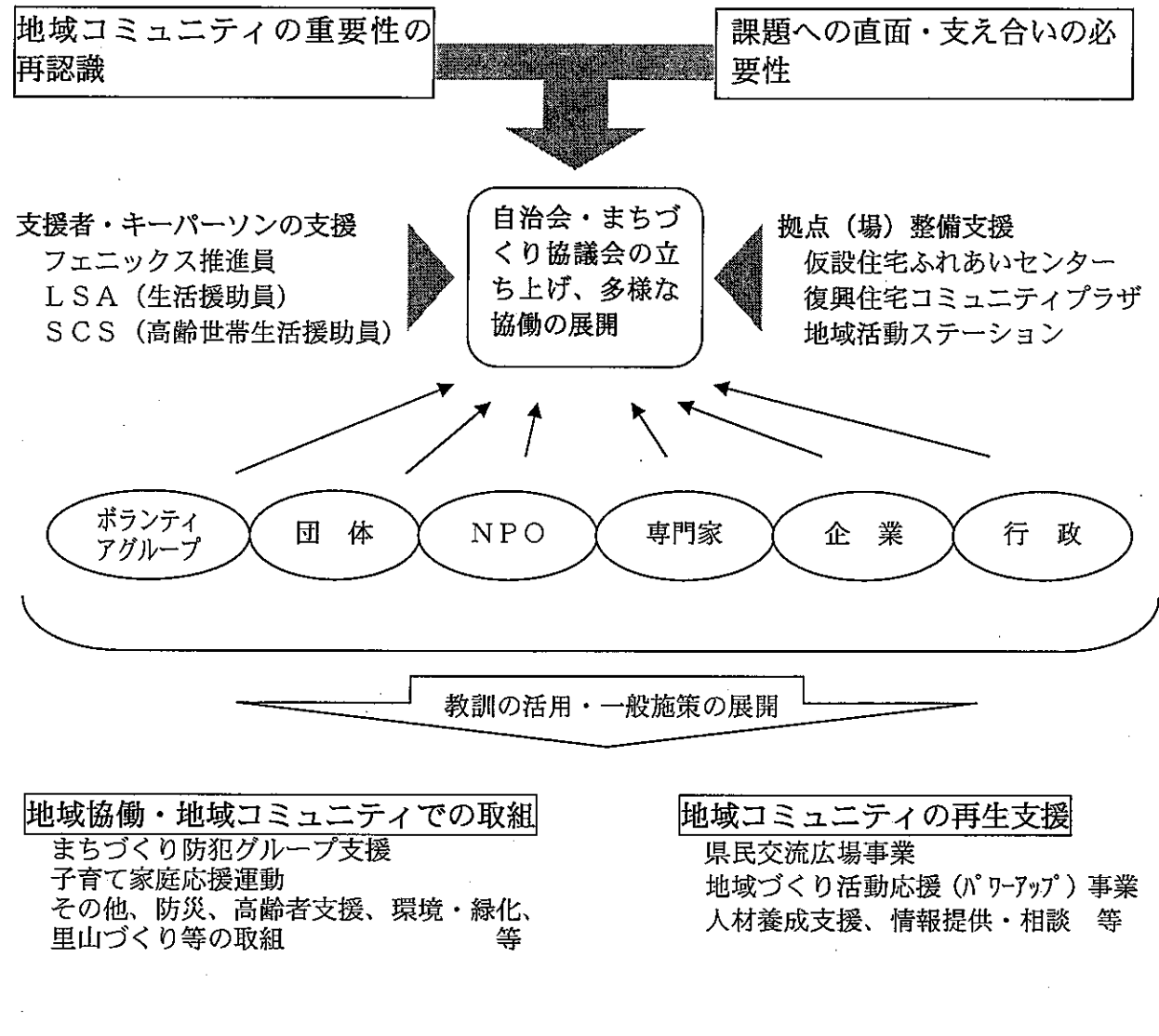
○開かれたネットワーク組織へ変革

防災・防災・子育て・高齢者への見守りなど、様々な地域課題に対応するため、既存の地縁的な組織だけでなく、まちづくり協議会やNPOなど地域を基盤とする様々な団体・グループとの協働が始まっている。地域コミュニティは、それらが円滑な合意形成を図れるよう、開かれたネットワーク組織へと変化しつつある。

○より多くの人々の参画を進める

地域が様々な課題に対応するためには、その地域に住む多様な人々の参画が不可欠である。今後さらに、高齢者のみ世帯が増加する。また、これまで単身者や外国人県民などは地域から孤立しがちであった。これらの人々を積極的に地域に取り込み、併せて支えていくことが求められている。

【地域コミュニティの再生・構築に向けた取組】

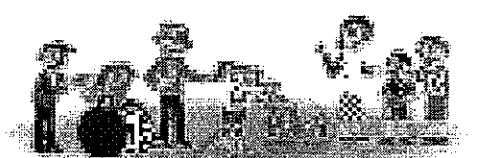


兵庫の取組

- 県民交流広場事業  
活動の場の整備と活動の立ち上げに要する経費を支援し、参画と協働による地域コミュニティ再生を図っている。
- 被災地域コミュニティプラザ設置運営事業補助(平成16年度)  
被災地域の福祉コミュニティづくりの推進拠点施設「コミュニティプラザ」の設置費等に対し補助し、高齢者、障害者等が安心して暮らせるよう支援。

※学校と地域コミュニティ  
震災時に、学校が避難・支援活動の中心となったことから、欧米での教会に相当する地域の核であるとの指摘もある。校区は概ね歩ける範囲・顔の見える生活圏が基礎となっており、概ね校区単位での地域コミュニティ活動の展開例も多い。

※テーマ型コミュニティと地域コミュニティ  
テーマ型コミュニティであるボランティアグループやNPOと地域団体との協働事例・ノウハウが震災を機に蓄積されており、今後も一層の広がりが期待される。





(5) 人をつなぎ互いを助ける地域コミュニティ

② 家族のきずなと地域のきずな

何かあった時に助け合える家族のきずな、それを補う地域の支えが大切

阪神・淡路大震災は、家族のきずなを再確認する機会ともなった。その一方で、助け合うことができる家族を持たない住民の孤立や、核家族化などで家庭の自力解決能力が低下していったことも明らかとなった。災害時の身近なところでの助け合いでは、家族だけでなく、近隣の人々とのつながりが大切となる。家族のきずなを高めるとともに、地域全体で多世代が交じり合い、ともに支え合う、多世代共生社会を築いていく必要がある。

経験から

○家族と地域の大切さを再認識

震災は、家族の死傷、家屋の喪失、家計の悪化など様々な被害をもたらしたが、その一方で危機的状況が家族のきずなを確かめる機会ともなった。また、地域コミュニティにおける相互の助け合いは、それまで広まってきた、地域社会への無関心を見直すきっかけとなった。

○高齢者のみ世帯、若年単身者、外国人県民、地域の中で孤立する世帯も

日頃から地域での助け合いやコミュニケーションが希薄なところでは、血縁者が近くにいない高齢者のみの世帯などが近隣からの助けを受けられず孤立していった。地域との関係が希薄な若年単身者や外国人県民なども同様であった。

教訓を

○家族のきずなを深めることの重要性

最も身近な存在である家族は、災害時において、相互の連帯と親身な協力の中で個人を支えてくれる。家庭や地域コミュニティは、行政と異なる日常的で細やかな顔の見える支援を提供する。

○家庭を支え地域の人々をつなぐ

核家族化や高齢世帯化など自力解決能力が低くなっている家庭は多く、家庭の力を高めていくためには、家族自身の努力が第一だが、地域の人々のサポートも大切である。身近で家族の支援が期待できない単身世帯や高齢者のみの世帯、また外国人県民など地域のあらゆる構成員が、災害時に助け合えるよう、日頃から近隣の人々とのつながりを深め、地域の人々に支援して貰えるようにする必要がある。

教訓を文化に

○多世代共生社会を築く

家庭や地域の再構築は、その構成員である一人ひとりがその必要性に気づき、実践し、地域の中で協働の取組として広がっていくことが望ましい。例えば、地域で、祖父母世代、親世代、子世代が相互に助け合い、共に暮らす、「地域三世同居」を進めるなど、地域や職場が、家族の共有体験を増やす機会を提供し、地域ぐるみの子育てなどで家族・家庭を支援することが求められる。コミュニティとしても、若年単身者など日頃つながりが薄い多様な人々が参加できるよう、参画の仕組みや交流の機会、場を設け、いざというときの地域としての対応力を高めておくことが求められる。

K. Sさん(37歳・女性・北淡町で被災)  
好き嫌いが多く避難所での食事が辛かった小学生の子どもにせがまれ営業再開した店で、一度外食した際、他の子は我慢していると言いつつ聞かされたところ、無理を言わず頑張って食べるようになった。「子どもを本当に見直しました。下の子の面倒も見てくださいました。助かりました、すごく。何かひとまわり大きくなったような気がします。子ども達もお父さんのことを見直しているかも。消防団で走り回って、お風呂も入らず、髪ぼうぼうなのを見て、いつものお父さんと違うと思ったみたいです。家族がお互いを見直したようです。お互いのいいところが目につきましたね。悪いところはほとんど気になりませんでした。」

S. Jさん(49歳・男性・北淡町で被災)  
「前はな、仕事が終わってご飯食べたら、それぞれが自分の部屋に行ってテレビを見とったんよ。テレビも4台置いとった。それが今(仮設住宅)は、自分の部屋も持てへんし、テレビも1台やし。テレビは時間帯で分けて見るようにしとるんやけど、ちょっとは家族の中に思いやりも出てきたし。それから、家族でしゃべるようになったな。息子も学校のことをしゃべるし、娘も仕事のことをしゃべるし。今までは聞いたことなかったんやけど。ほんなんもあって、前より家族がにぎやかで、また、和やかにもなあって、楽しゅうてええなあー、って思っとるんや。」

被災者の体験 家庭問題研究所(現 少子・家庭政策研究所) 研究報告書「阪神・淡路大震災と家族」(年齢は当時) 兵庫県立舞子高等学校震災体験集「語り継ぐ」2004 (小学校2年生で体験した阪神・淡路大震災を高校3年生の言葉で語る) より

T. Sさん(64歳・女性・東灘区で被災)  
トイレへ行き、もう一度布団に入った時にガタガタと来た。布団の上に、重い丸太棒のようなものがドスンと落ちてきて身動きが取れなくなった。その時、東の方で「T.Sさん」と呼ぶ声が聞こえた。少し前まではもうダメだという気持ちになっていたが、声を掛けてもらったので、助かるという気持ちになった。声を掛けてもらい、気持ちがものすごく違って来たように思う。何とか布団から這い出して、ただボーッと立っていたら、近所の方が鍵を開けて助けに来てくれた。以前、身体を壊して入院したので、万が一、救急車で運ばれるようなことがあればよろしく、と鍵は向かいの人に預けていたのが幸いした。近所の方にはずいぶんとお世話になった。

M. Nさん(8歳・女性・長田区で被災)  
私たち家族は震災で母を亡くしたことで変わった。兄たちはいつも私の事を一番に考えてくれ、家族のことに全く干渉しなかった父が私たちのために一生懸命になり、お年寄りのためのボランティア活動をする。自分がしんどいときでも、他人のことを考え、自分より他人のことを優先する。母を亡くし、心の傷は決して消える事はないが、私には大好きな家族がいる。だから、母の分まで生きようと思う。あの震災で失ったものはたくさんあるが、人と人のつながりの大切さや、いま普通に生活できている事が凄いという事、家族が素晴らしく温かいという事、何より命は尊く大切なものだという事を学んだ。

兵庫の取組  
□「ひょうご家庭応援県民運動」の推進  
核家族化の進展等により、家庭の自立力や、それを支える地域力が弱くなっている。このため、平成19年度から、家族のきずなを深め、地域や職場が家庭を支える「ひょうご家庭応援県民運動」が始まった。地域団体・NPO、大学や企業など624団体からなるネットワークが構築され、家庭と地域の再構築をめざして、県民ぐるみで家庭を応援する多様な取組が進められている。  
□「ひょうご家庭応援プログラム」の推進  
平成19年度から、県の多様な家庭応援施策を県民向けに分かりやすく体系的に整理したプログラムを作成し広く周知している。また、専門家からなる委員会を立ち上げ、各施策がより一層家庭に配慮したものとなるよう、評価検証を行っている。



(5) 人をつなぎ互いを助ける地域コミュニティ

③ 高齢者の見守り

地域で包み込む見守りが高齢者のくらしの安全・安心につながる

仮設住宅や災害復興公営住宅で高齢者に寄り添いながらきめ細かくその自立を支えてきたボランティアの活動や、安否確認、緊急時の対応、家事の援助等を行ってきたLSA（生活援助員）、SCS（高齢世帯生活援助員）の見守り活動の中から、地域に密着した見守りの重要性が明らかになった。今後の高齢社会を先取りする形で顕在化した課題に向き合ってきた経験を生かし、高齢者の安全・安心なくらしを守るため、地域で見守っていく必要がある。

経験から

○住居を失った多くの高齢者が厳しい生活環境に

高齢者の見守りをミッションとするボランティアが、懸命の見守りを続け、中には24時間体制で見守るグループもあった。このほか、公的に配置された各種の支援者（左図参照）も被災者を取り巻く状況の変化に応じて見守り活動を展開してきた。

しかし、見知らぬ者同士の共同生活に馴染めず、被災の痛手を抱えながら閉じ込める高齢者も多く、誰にも看取られずに亡くなる「独居死」が後を絶たなかった。

○復興公営住宅で見守りの課題が深刻化

復興公営住宅では、高齢化率、単身高齢世帯率とも極めて高く、しかもそれらの割合は年々上昇している。独り暮らし

教訓を

○高齢者に身近な地域で包み込む見守りが大切

最も身近な地域住民同士の声かけや助け合い。それを補うボランティアの活動や公的支援者の取組。今後益々進展する高齢化に即して、このような地域における見守り体制のさらなる伸張が求められる。

教訓を文化に

○高齢者へのケアは安全・安心のまちづくりの基礎的条件に

高齢者が住み慣れた地域で福祉的なケアを受けながら住み続けられることが望ましい。本格的な高齢社会を迎え、阪神・淡路地域で取り組んできた住民相互の見守りを進めるコミュニティワークや高齢者の安心につながる身近な見守り拠点の設置、地域の人的・物的資源をつなぐネットワークづくりなど、高齢者への配慮は、安全・安心のまちづくりには欠かせない基礎的条件となりつつある。

支援者一覧													(単位：人)	
支援者	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	対象	活動内容
民生委員・児童委員	6007	6399			6658			6829			6937		要援護家庭等	安否確認 生活相談
LSA (生活援助員)	6	13	59	104	109	111	112	112	113	113	113	113	シルバーハウジング入居者 (60歳以上)	生活指導・相談 安否確認 一時的な家事援助 生きがいづくり支援等
保健師	517	537	537	554	576	628	634	641	637	653	663	699	要療養者等で保健指導の必要な者	訪問指導 健康相談・健康教育
健康アドバイザー		126	117	117									仮設住宅等被災者	健康相談・情報提供 健康チェック、健康指導
まちの保健室 看護ボランティア						143	211	250	265	289	289		閉じ込めりがちな被災高齢者等	健康相談 訪問活動
生活支援アドバイザー	100	149	136										仮設住宅等被災者	恒久住宅確保の情報提供・相談・支援等
生活復興相談員		69	124	165	62	53							災害復興公営住宅居住被災者	生活支援のための相談・情報提供
SCS (高齢世帯生活援助員)						53	102	102	102	102	102	→ 78	災害復興公営住宅居住被災高齢者	安否確認 生活指導・相談 一時的な家事援助
高齢者自立支援ひろば (設置数)												11	災害復興公営住宅居住被災高齢者	見守り、健康づくり コミュニティ支援、支援者のプラットフォームの場
いきいき県住推進員		16	16	28	28	28	28	28	28	28	28	30	災害復興公営住宅住民	居住者間の課題解決、交流に関する支援

<災害復興公営住宅の状況>

- 高齢化率 40.5% (H13) ⇒ 46.9% (H19)
- 単身高齢世帯率 34.4% (H13) ⇒ 42.0% (H19)

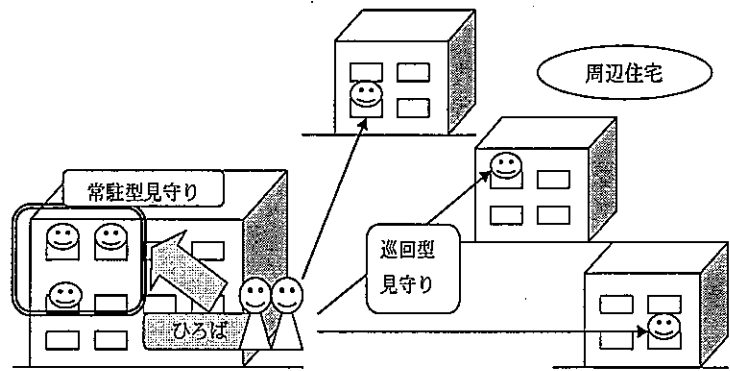
□ 高齢者自立支援ひろば

災害復興公営住宅に支援者が常駐する拠点を設置し、地域住民や支援者と連携しながら地域主体の支援システムの構築を図る。

兵庫の取組

<“ひろば”が担う4つの機能>

- ① 見守り機能
- ② 健康づくり機能
- ③ コミュニティ支援機能
- ④ 支援者のプラットフォームの場



「高齢者自立支援ひろば」による見守り

## メッセージ6 住民が主体となり、地域の特性を生かしたまちづくり

「復興から学んだ合意形成や助け合いの機会は、住民主体のまちづくりに根拠と自信をもたらし、地域の福祉活動、にぎわいづくり、景観づくりなどに力を与えた。

### （復興まちづくりに困難を伴った）

復興初期には、区画整理などの都市計画事業や、それ以外の住民主導のまちづくりが数多く動き出した。その中には、個人の価値観の相違が前面に現れて、例えば、子どもが土地・家を相続する場合や売却したい場合、或いは土地の高度利用を図って資産活用したい人と従来と同じように顔なじみの人同士が暮らしている環境を守りたい人が対立する場合など、利害が衝突する土地利用や都市計画事業も見られた。

### （復興まちづくりで地域力が向上）

こうした中で、まちが大きく変容していくことに問題を感じる地域住民等が、市や専門家とともに、まちづくり協議会を立ち上げるなどの行動に出て、まちの将来あるべき姿を話し合い、地区計画や協定など地域独自のルール化を果たす事例も出てきた。

また、マンション再建、住宅の共同化など平常時では困難とされるケースへの対処事例や合意形成などの新たな解決手法が生まれたことで、住民主体の取組に根拠と自信を与えるとともに、それに関わった多くの専門家にもノウハウの学びと自信を与えることができた。

### （二段階の都市計画で住民がまちづくりを実感）

このような住民主体のまちづくりの最たる例として、行政主導の都市計画に対する住民の動きがある。震災後の混乱の中で行った建築制限と都市計画は、住宅再建を進める上で、やむを得ない措置であったが、道路・公園等の詳細な決定は住民との協議を踏まえるとはいうものの、住民からすれば突然のことであった。

その後発足したまちづくり協議会に、大学や専門家が入って、住民の希望を踏まえたまちづくりプランを作り、ようやく都市計画として動き出したという過程を通じて、住民はまちづくりを実感できた。いわばフレームと詳細に分けた二段階の都市計画決定が、公民協働によるまちづくりの手法のひとつとして位置づけられたといえる。

### （まちづくりの大きな力が生まれた）

こうした都市計画事業への対応や住宅共同化の取組のなかから、組織面と計画面の両面において、住民主体のまちづくりの大きな力が生まれてきている。

組織面では、まちづくり協議会に代表されるように、住民自治あるいは住民協働のまちづくりシステムが確立しつつある。それに加えて、コンサルタントなどの専門家支援の仕組みも定着した。さらには、ボランティアなど多様な主体がまちづくりに積極的に関わる状況も生まれている。

### （まちづくりビジョンの共有が必要）

計画面では、環境や福祉、歴史的建造物の保存など様々な課題をも総合的に捉える視点をもったまちづくりビジョンが提案されるようになり、せせらぎ水路づくりなどそれに基づく事業も実績を上げつつある。このビジョンの共有においては、住民同士の勉強会、ワークショップなどの手法が活用され広がっていった。

一方で、復興後の住民増の予測などが難しく、民間事業者主導で共同住宅などが供給され、結果的にコミュニティの弱体化、生活基盤の不足が生じているところもある。今回の経験から得た教訓を、今後の計画的なまちづくりに生かしていく必要がある。

### （地域課題への総合的対応が進展）

また、この計画づくりにおいては、地域に密着してみんなで考えるということから、課題の総合化が積極的に図られるようになってきている。その地域の課題解決という視点から、自然との環境共生、街並み景観の形成、まちのにぎわいづくり、高齢者の生活支援、災害に強い基盤整備などの取組が、従来の縦割り行政の限界を超えて総合的あるいは包括的に進んでいるものも出てきている。「提案型事業支援」「包括的事業支援」など、自発的なまちづくりを制度面から支援する仕組みも生まれつつある。

### 【能登・中越での地域性に配慮したまちづくり】

能登・中越では、被災後プレハブ住宅の建築が進み、残すべき資源や景観の検討が地域住民等と十分調整されないまま道路拡幅が最優先で進められてしまうなど、阪神・淡路大震災と同様に、貴重な地域景観の喪失もあった。

そのような中で、県産材を用いて地域性を表現したモデル住宅の建設・展示や、住民が率先して震災前よりも徹底した街並み景観を創出した地域、左官・大工などの専門家とボランティアが協力して土蔵修復活動を行い回遊性のあるまちを創出した事例などがあった。

地域の歴史と文化に配慮し、地域価値を高めるために何が必要かを話し合い、公民連携で方針を共有した被災地の復興へのエネルギーが見られた。

(6) 住民が主体となり、地域の特性を生かしたまちづくり

① 住民主体のまちづくり

平時からのまちづくりの取組が災害時の円滑な復興を助ける

阪神・淡路大震災では、被害が大きかった地区などで無秩序な建築を規制し、都市計画決定にもとづく市街地整備を実施した。地元自治体は、住民と協調して復興を進めるため、これらの地域を中心にまちづくり協議会の設立や活動を支援した。住民は、この協議会を活用し、専門家の支援を得ながら復興まちづくりを進めた。震災前から、まちづくりが活発だった地区では、再建の方

経験から

○まちづくり協議会を通じ、復興のまちづくりが進展

震災の2月後に緊急復興事業の都市計画が決定された(第一段階目・(6)③で詳述)。しかし、多くの住民が現地から避難している中で決定されたため混乱を生じた。その後、復興事業地区を中心に「まちづくり協議会」が百以上設置され、復興まちづくりを進めていった。

○復興事業完了後も、住民がまちづくり計画や地区計画などに参画

復興事業完了後、より良い住環境を目指したまちづくりが進んだ。特に阪神間では、土地利用や建築形態の制限を上乘せし、中低層の住宅地と調和した市街地をめざした西宮市甲子園口の地区計画のように、震災後のマンション建設急増に歯止めをかけるため、まちづくり協議会が地区計画案を作成し、都市計画決定に至った地区が多数生まれた。

教訓を

○住民主体の復興まちづくりが不可欠

復興まちづくりには住民の参画が不可欠である。人々の多大な熱意と努力を要するが、その成果は、その後の地域課題に対応するまちづくりにも継承できる。

○平時時から住民が地域のまちづくりを考え、取り組むことが大切

神戸市では昭和56年に「まちづくり協議会」の提案を実際のまちづくりに反映できる「まちづくり条例」を制定し、まちづくりへの住民参画を支援してきた。震災前から、まちづくりが活発だった地区では、再建の方向づけも速かった。地域住民は、平時時からまちのビジョンを共有し、コミュニティを育むまちづくりに取り組む必要がある。自治体も住民と協調し、まちづくりを進めることができる仕組みを構築する必要がある。

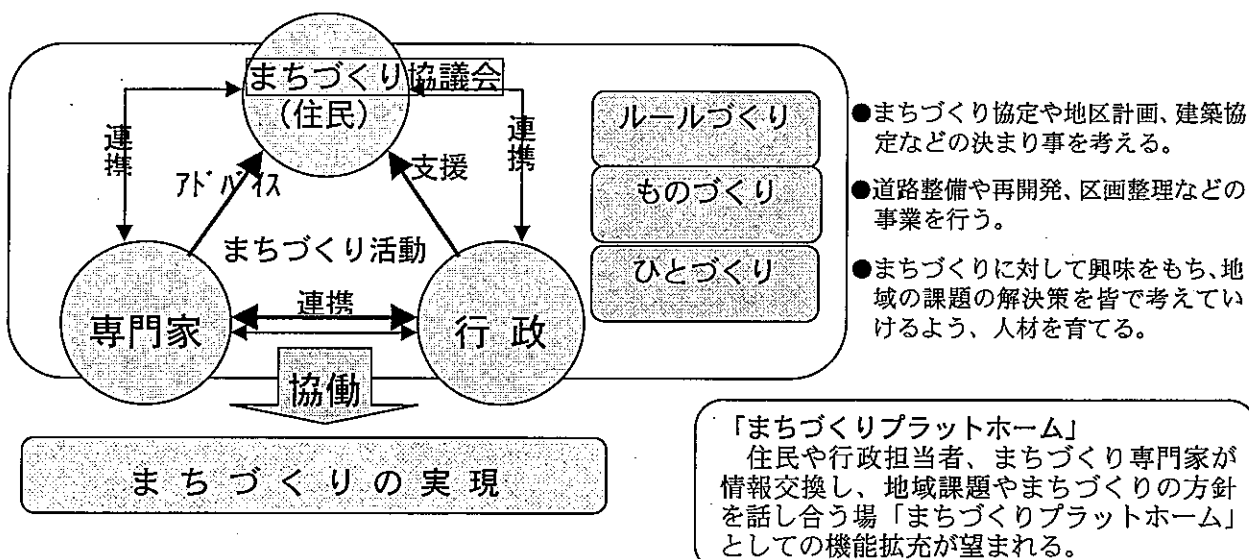
教訓を文化に

○住民主役、専門家支援、行政が協働のまちづくりの広がり

大規模災害時、住民と協調して早期に計画を策定するために、住民が参画した「まちづくり協議会」に合意形成の役割や計画の提案機能を与える方式は有効であった。東京都はこうした手法を評価し、震災対策条例に基づき、復興時の住民共助、行政との協働の仕組みとして、住民に「地域復興協議会」の立ち上げを促し、支援することとしている。

平時でも、防犯や福祉、景観、ゴミ、コミュニティ形成など、まちの課題は広がり、深まりつつある。これらの課題解決には地域の人々が専門家の助けを得て、連携して取り組むことは不可欠である。より多くの自治体において、「まちづくり協議会」活動の実効性を条例で担保するなど、住民との協働を前提としたまちづくり手法の充実が望まれる。

住民が主体となったまちづくりのイメージ



まちづくり協議会とは

住民をはじめ地域に関わりのある様々な人々が参画し、地域をより安全で魅力あるものとするため、論議を行い、その経過を関係者で共有し、まちづくりの提案や実践を行う。

(活動内容) まちづくり計画や事業内容の協議、合意形成。まちの課題の共有や解決のための実践活動。一般住民への広報や学習会。

(組織形態) 地域の状況によって様々。地域特性に合った組織づくりが、活動を継続する上で重要となる。  
① 自治会などの既存の地縁組織から独立して設立  
② 既存組織の一つの部会 ③ 既存組織そのものがその機能を果たす

【まちづくり協議会の活動例】 神戸市 野田北部まちづくり協議会(平成5年設立)

(当初) 駅前の違法駐車・駐輪、高齢化問題などを課題として、地域の活性化のための活動を行っていた。

(震災後) ①被災者の救援活動 ②復興まちづくりの方向づけ ③住宅の再建などを全国からのボランティアや学識者、コンサルタントの協力を得て実施。震災前からの取り組みの成果もあって、区画整理や共同化・協調化、任意の住宅の再建など、まちの震災復興は、比較的早く進んだ。

震災復興区画整理事業により整備した「海運双子池公園」



(計画づくりのためのワークショップ)





(6) 住民が主体となり、地域の特性を生かしたまちづくり

② 専門家によるまちづくり支援

住民と行政をつなぐ専門家の支援がより良い復興まちづくりを実現する

阪神・淡路大震災では、様々な専門家が住民と行政の中立的な立場で、まちのビジョンづくりや地域の合意形成の支援、両者の仲介など復興まちづくりに参画し、重要な役割を担った。今後は、大規模災害などの初動段階から、できるだけ多くの専門家が支援できるよう、専門家のネットワークを充実する必要がある。震災復興で培ったノウハウを蓄積・継承していくことも求められる。

経験を

○復興まちづくりを様々な専門家が支援

まちづくりの専門家が、中立的な立場で住民と行政との仲介役を果たし、地域の合意形成やまちの将来ビジョンのとりまとめなどを支援した。

特に被災市街地の8〜9割を占めた面的整備以外の地域で、敷地の共同化・協調化や被災マンションの再建において、事情の異なる住民間の権利調整や再建計画づくりに大きな役割を果たした。

行政や民間団体は、こうした専門家の活動を支援した。阪神・淡路大震災復興基金・ひょうごまちづくりセンターの「復興まちづくり支援事業」や「阪神・淡路ルネッサンスファンド（HAR・ハル基金）」などが一例である。

○専門家同士の支援ネットワークが機能

被災地のまちづくりを支援する専門家のネットワーク組織も多数立ち上がった。平成8年9月には、専門家団体の横断的ボランティア組織「阪神・淡路まちづくり支援機構」も発足した。

教訓に

○まちの復興にはまちづくりのコンサルタントが大きな役割

復興のまちづくりでは、土地、建物にかかわる多くの専門知識が必要となり、専門家の参画が不可欠である。特に地域の実情に精通し、関係者をコーディネートできる専門家が大きな役割を果たす。職種は、建築士、まちづくりプランナー、研究者、弁護士、税理士、土地家屋調査士、不動産鑑定士など多岐にわたる。

○専門家の参画を支える行政、民間団体の支援

様々な専門家が、被災地のニーズに応じて地域密着型のプロジェクトに参画していくためには、行政や民間団体による専門家の紹介や活動資金の助成などの支援の仕組みが有効である。

教訓を文化に

○震災で得たノウハウの継承へ

大規模災害などの緊急初動期に専門家等を派遣する仕組みを、社会全体であらかじめ確立しておくことが求められる。専門家には派遣を想定した技能の習熟も求められる。そのためにも、この度の震災復興で蓄積された専門家自身の様々なノウハウを継承していくことが求められる。地域に根付いた若手コンサルタントの育成も大切である。

○専門家ネットワークの構築が進む

「阪神・淡路まちづくり支援機構」など、震災復興の専門家ネットワークは、今なお継続されるとともに、東京や静岡、新潟などにも同様の取り組みが広がっている。建物の共同化支援、緑化、住宅など、まちづくりの基本となる専門領域の支援ネットワークとともに、弁護士や税理士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、建築士など、まちづくりに関わる様々な専門家が、大規模災害直後から相談・助言などの活動を展開できる総合的な支援ネットワークを平時時から構築しておくことが求められる。

【阪神・淡路大震災での「まちづくり専門家」の支援ネットワーク】

総合支援ネットワーク

主にまちづくりプランナー、都市計画・建築関係の専門家がまちづくりを総合的支援

- 阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク
- 神戸復興塾
- 阪神白地まちづくり支援ネットワーク
- 阪神・淡路まちづくり支援機構 など

弁護士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、建築士の専門家団体が組織的に横断的NPO設立し、ワンパックで被災地のまちづくりを支援。

(参加団体) 弁護士会、税理士会、司法書士会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士会、建築士会

専門支援ネットワーク

建物の共同化支援、緑化、住宅などまちづくりの基本となる専門領域の支援

- 共同再建支援チーム
- 阪神グリーンネット
- コレクティブハウジング事業推進応援団
- 関西建築家ボランティア など

【専門家の参画を支えた行政、民間団体の支援の例】

阪神・淡路ルネッサンスファンド（HAR基金）

行政や企業から独立した民間非営利の復興基金  
被災地のうち原則白地地域を対象に復興まちづくりの住民組織と参画する専門家を支援

- 住民組織や活動を支援
- 復興まちづくりハウス（専門家の復興事務所）の設立、運営の支援
- 復興まちづくりのための研修活動の支援

復興まちづくり支援事業 阪神・淡路大震災復興基金

ひょうごまちづくりセンター  
被災地における住民主体の復興まちづくりを支援

- 専門家登録  
都市計画の専門家、区画整理士、一級建築士、まちづくりコンサルタントなどの専門家を登録
- まちづくりアドバイザー派遣  
住民団体の勉強会等に専門家を派遣。合意形成等を支援
- まちづくりコンサルタント派遣  
住民団体に専門家を派遣。まちづくり計画策定等を支援
- まちづくり活動助成  
まちづくり活動を行う住民団体等に活動費を助成



(6) 住民が主体となり、地域の特性を生かしたまちづくり

③ 面的整備事業

平素からのまちづくりの議論と事業の決定に住民の意向が反映できる事業手法を

密集市街地で老朽住宅の倒壊や火災が多数発生し、広範な区域が焼失した。特に被害が大きく、都市の基盤を再構築すべき地区では面的整備事業を実施した。実施にあたっては、時間的な制約と住民の合意形成が十分にできない状況を考慮し、当初はまちのあり方や事業の区域、幹線道路など大枠の決定にとどめ、その後、住民が参画したまちづくり協議会と自治体が協働で詳細決定を行う、二段階の計画決定となった。しかしながら、平素から都市のあり方や地域のまちづくりを議論しておくことが肝要である。

経験から

○建築基準法に基づく建築制限の実施

震災直後、都市基盤が未整備な地区で建築物が個別再建されると、震災前の状態が再現されるだけでなく、建築基準法の接道要件等で再建できない多くの宅地が残ることが懸念された。これを回避するため、都市計画事業を実施することとした。建築基準法84条に基づき区域を指定し、2ヶ月間、個別再建を規制した。併せて新たに施行された被災市街地復興特別措置法の推進地域に指定した。

○住民の合意形成に時間を要した

当初、多くの住民が避難しており、また行政の説明不足から住民の理解が得られにくく、戸惑いがあった。また行政への不信任や意見対立などから、多くの地区で合意形成に時間を要した。

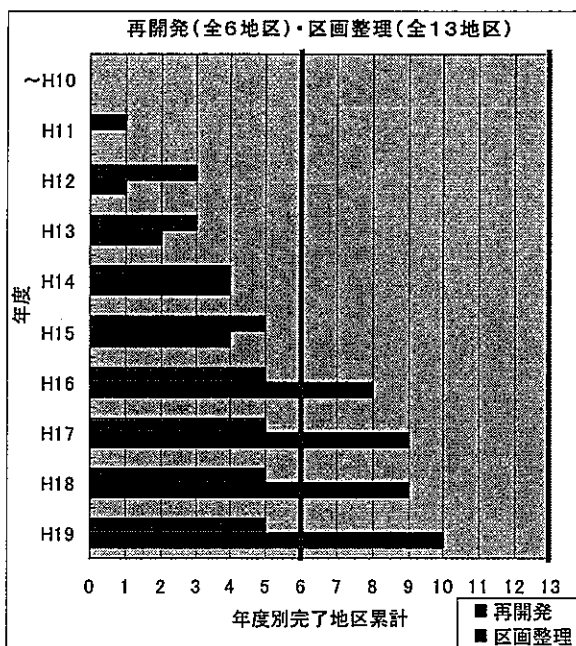
○二段階の都市計画決定を実施

建築制限期間内に十分な合意形成を図ることが困難であったため、二段階に分けて都市計画決定を行った。第一段階は、

土地区画整理事業：仮換地指定日

H08.08	神戸市	新長田・鷹取
H08.11	西宮市	森島
H08.11	神戸市	六甲道駅西
H08.11	神戸市	松本
H09.02	尼崎市	築地
H09.05	神戸市	湊川町1・2丁目
H09.08	芦屋市	芦屋中央
H09.09	神戸市	神前町2丁目
H09.10	神戸市	御菅
H09.11	西宮市	西宮北口駅北東
H09.11	淡路市	富島
H10.03	神戸市	森南
H11.03	芦屋市	芦屋西部

被災市街地復興推進地区内事業完了地区累計表



被災者の復興のためには、一刻も早い復興計画の枠組みの提示が必要である。しかし、個人の利害に関わる詳細な計画は十分に議論する必要がある。

○復興事業では二段階の計画決定も有効

復興まちづくり事業では、広範な地域の復興を迅速、確実に進めるため、行政が中心とならざるを得ないが、いかに住民の力を結集し、地域の意向として反映するかが最大の課題であり、被災地の実情を踏まえた事業実施が不可欠である。しかしながら、日頃から、まちの課題を共有し、計画づくりを議論しておくことが肝要である。

○平素からのまちづくりの議論が肝要  
住民の意向が反映できる事業手法を

教訓を

まちのあり方や事業の区域、幹線道路等の大枠のみを決定し、第二段階で、まちづくり協議会等での住民の合意形成を踏まえ、区画道路、街区公園等を決定した。

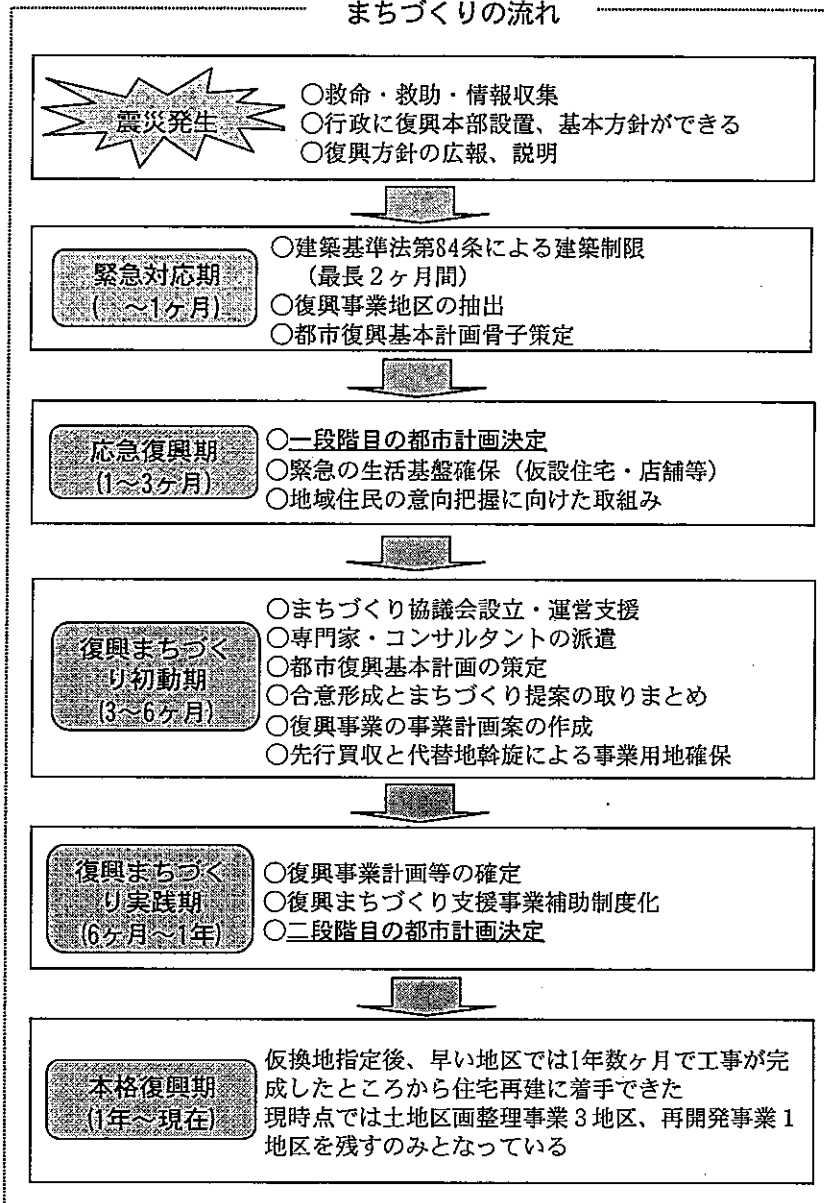
教訓を文化に

○地域力を生かした地域協働復興

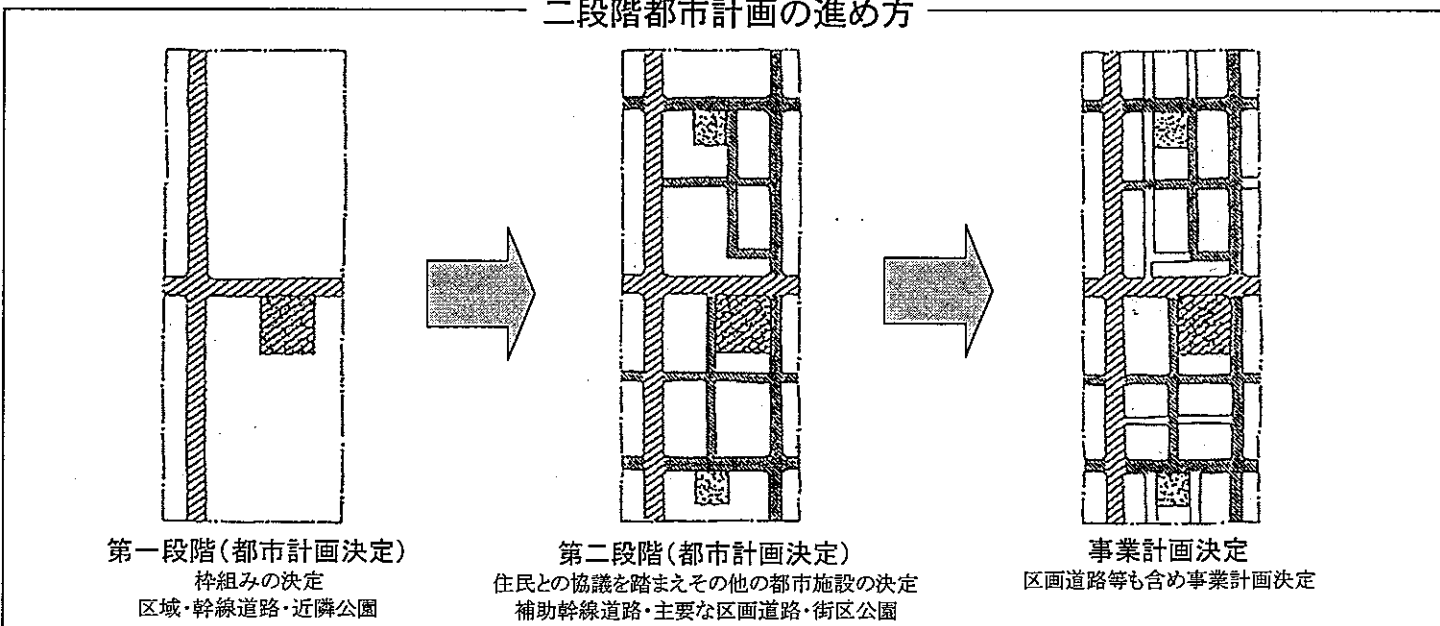
東京都は震災の教訓を踏まえ、事前に震災復興マニュアルを作成し、住民に平時からのまちのビジョンづくり、組織づくりを促している。そして震災時には、住民が設立した地域復興協議会などで住民主体の復興事業を進めることとしている。面的整備などが必要となる重点復興地区では、被災市街地復興特別措置法による建築制限を実施し、その後、協議会で復興まちづくり計画を議論し、合意が整ってから、市街地開発事業などの詳細計画を決定し、個別の復興事業を進めていくことを提唱している。

一阪神淡路大震災のまちづくりの流れと成果一

まちづくりの流れ



二段階都市計画の進め方



(6) 住民が主体となり、地域の特性を生かしたまちづくり

④ まちなみの景観保全

まちなみを守ることで愛着や誇りをもてる地域再生につながる

阪神・淡路大震災では、45万世帯（25万棟）を越す住宅が全半壊の被害を受け、慣れ親しんできたまちなみは、見る影もなく一変してしまった。このことは被災者にとって、生活の場を失ったということだけでなく、精神的にも大きな喪失感を与えた。景観に配慮した美しく快適な住まいづくり・まちづくりにより、愛着や誇りを持てる地域再生につながることを期待できる。

経験から

○地域景観に不調和な住宅地が形成

身近な環境への関心のなさが、これまでの歴史的なまちを喪失させた。また、新しい住宅建材が美しいまちなみを損ねる要因ともなり、こうした住宅が地域景観に不調和な住宅街を形成していった。

○景観上重要な建造物の倒壊が被災による喪失感を増大

人の英知を集めて造られた建造物は、人々が地域に愛着や誇りをもつことができるものであり、地域の景観を特徴づける大切な要素となる。こうした建造物が倒壊・喪失することは、復興に向けた人々の意欲を減退させることになり、住宅等を失ったという悲しみに、地域の誇りまで失ったという喪失感を増大させることになった。

教訓を

○景観に関する基準の策定や住民主体の活動が重要

住宅の再建は、外壁や屋根の色など景観に関する基準に基づき建設されることにより快適なまちなみを形成することとなる。こうした基準づくりにあたっては、住民が主体的に策定することが望ましい。

○地域住民が誇りを持ち、復興への励みとなる建造物の保存へ

景観上重要な建造物は地域シンボルとなるものとなる。また、まちづくりへの重要な核となるものである。こうした建造物については、広く周知されることが望ましい。維持保存への支援が行われることが望ましい。

教訓を文化に

○景観法の制定など、景観価値の認識が高まってきた

兵庫においては、昭和60年4月より、景観条例を制定し、優れた景観の創造や保全を図ってきた。震災後、景観の重要性の再確認のもと、幾度かの条例改正がなされた。

こうしたなか、平成17年6月に景観法が施行されるなど、全国的に、景観が守るべき価値として認められてきた。なお、景観法には、良好な景観形成に関する基本理念が定められるとともに、規制や支援措置等が盛り込まれている。

景観形成に向けた兵庫の取組

優れた景観を創造または保全する必要がある地域を指定

地区の目指すべき景観に応じた基準を定める。

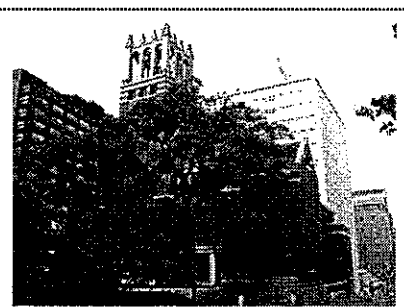
地区内では、建築物等の新築・増改築、広告物等の表示、屋外自動販売機の設置などの行為について届け出により、地区の景観の形成を図る。

- ① 歴史的景観形成地区  
伝統的な建造物又は集落が周辺の環境と一体をなしている区域
- ② 住宅街等景観形成地区  
良好な環境を有する住宅街等の区域又は新都市の建設、都市の再開発等により新たに住宅街等が整備される区域
- ③ まちなか景観形成地区  
駅前、官公庁施設の周辺で、その地域の中心としての役割を果たしている市街地の区域
- ④ 沿道景観形成地区  
国道、県道等の沿道の区域

景観形成地区

□ 景観形成重要建造物等指定制度の創設

地域の景観上重要な建造物や樹木を指定する制度を創設し、広く県民に周知するとともに、その優れた景観が損なわれないように支援制度を創設した。（平成17年3月）



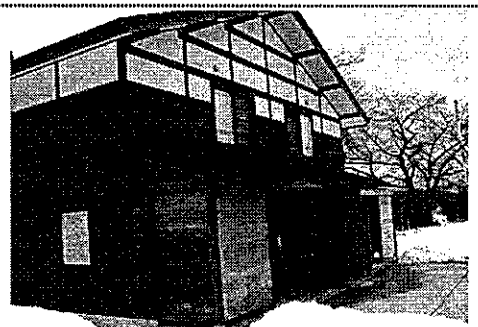
(景観形成重要建造物)  
■栄光教会【神戸市中央区】  
震災で全壊した後、以前の姿を復元して再建された姿が震災復興のシンボルとして親しまれている。

■鎖瀾閣【神戸市東灘区】



旧谷崎潤一郎邸。阪神・淡路大震災で全壊したが、NPO法人が資金を集め、神戸市と協働し、復元に向けて取り組んでいる。

【中越・能登での取組】



■木造の災害復興公営住宅  
【長岡市（旧山古志村）】  
戸建ての雰囲気近く、高齢者のくらしや集落再生に配慮した木造の災害復興公営住宅が建設された。



■禅の里交流館【輪島市門前町總持寺周辺地区】  
震災前から取り組んでいた「街並み環境整備事業」を活用し、商店街と總持寺が一体となって震災前よりも徹底した街なみ景観に配慮したまちづくりが進められている。

(6) 住民が主体となり、地域の特性を生かしたまちづくり

被災文化財の修復

被災文化財の修復は被災者の心の支え

阪神・淡路大震災では、国・県・市町指定文化財143件の他、多量の身近な地域の未指定文化財が甚大な被害を受け、被災者は歴史・文化的環境の急激な変化の緩和のため、身近な地域の文化財の修復を切望した。地域のアイデンティティを示す文化財の修復は被災地域の「心」の紐帯を再生する不可欠の要素である。

経験から

○被災者が切望した文化財の保存

文化財の被害は、国や県・市町などの指定で143件、被害総額は100億円近くにも達した。また、未指定の文化財建造物では、1039件の調査の内、約73%が被害を受けていた。被災直後から、身近な歴史を知る上で大事な歴史的なものや、地域のシンボルとなっている文化的なものへの保存要望が相次いだ。

○身近な地域の文化財の被災調査に困難を極めた

文化財保護法等では、重要文化財等、重要なもののみを保護の対象としていた。身近な地域の文化財（歴史文化遺産）への保護についてはその概念さえなかった。そのため、被災調査に当たっては、概念の形成から始めなければならぬなど、困難を極めた。

教訓へ

○歴史・文化的環境の継承が被災者の心の支え

多量の歴史文化遺産の消失によって生ずる、慣れ親しんだ雰囲気急激な変化は被災者の「心」に影響を与えた。このことから、景観保護等とも連動した総合的な継承策が重要である。

○被災文化財を守るためには、文化財の登録制度と人材養成が必要

各時代又は類型の典型となるものを指定の対象とする指定制度のみでは、類型が多数所在する地域の特性を総体として保護しえない。そのため、指定制度に加え、登録制度などの新たな仕組みが必要である。

また、歴史文化遺産の保護には、重要文化財等の「保存」とは異なる、生活の中で使い続ける新たな「活用」システムの構築が重要である。その構築には、歴史文化遺産を再発見し、その活用を提言するなど、まちづくりを生かすことができる人材の養成が必要である。

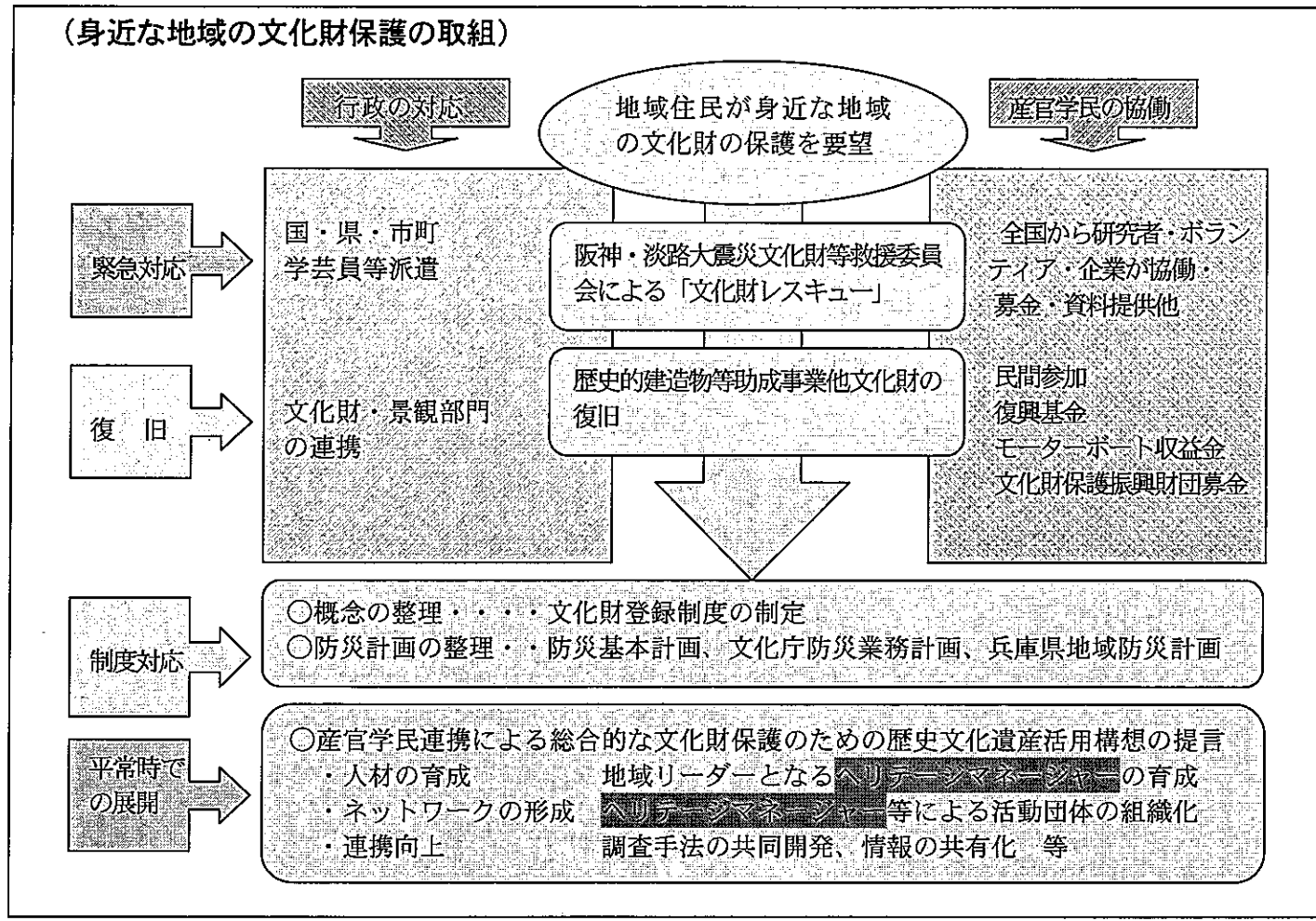
教訓を文化に

○人材育成を通じた歴史文化遺産を生かしたまちづくり

減災につながる平常時の取組として、ヘリテージマネージャーの育成が進められている。歴史文化遺産を再発見し、価値を周知し、その活用を提言し、まちづくりに生かす人材として、その概念は拡大され新法創設に向けて検討されている。

○登録文化財制度の創設と景観保護との連携の進展

震災後の平成8年に文化財保護法が改正され、歴史文化遺産の保護に係る登録文化財制度が創設された。また、兵庫県では、登録文化財制度を平成18年に創設し、景観形成地区内に「重点文化財活用地区」を創設するなど景観保護と連携した取組を進めている。



■文化財の種類（建造物）

種類	指定区分等	現状変更	建築基準法	設計管理
国宝・重要文化財	国指定（文化財保護法）	申請	建築基準法適用除外（建築確認申請が不要等）	選定保存技術の保存団体（国認定）
公共団体指定（県・市町）	県指定（県条例） 市指定（市条例） 町指定（町条例）	申請	建築審査会同意のうえ法適用除外	特に指定なし
登録文化財	国登録（文化財保護法） 県登録（県条例）	届出	一般建築物扱い（建築基準法を適用）	特に指定なし
歴史的建造物	歴史文化遺産		同上	

【その後の自然災害における教訓】

中越地震、能登半島地震、中越沖地震で産官学民協働による身近な地域の文化財のレスキューが実施される等、身近な地域の文化財の緊急保護の取組は定着しつつある。しかし、登録文化財の登録の伸張が中途の段階であり、歴史・文化的環境の激変緩和の為の景観保護等と連携した総合的な緊急対応が喫緊の課題となっている。



(6) 住民が主体となり、地域の特性を生かしたまちづくり

⑥ 災害に強いまちづくり

都市の防災装置の充実が安心して暮らせるまちをつくる

阪神・淡路大震災においては、公園や緑地などのオープンスペースが不足している密集市街地において、老朽化した木造住宅の倒壊や火災延焼により、多くの犠牲者がでた。このような都市において、市街地火災の延焼遮断帯として、また、避難場所や応急活動拠点にも活用可能な身近なオープンスペースとして、都市の防災装置ともなる公園や広場・河川の整備を充実し、震災に強いまちづくりを推進することが重要である。

経験から

○老朽住宅の集中した市街地では甚大な被害が生じた

老朽住宅の集中した市街地では、路地で細分化され、避難路も十分に確保されていなかったため、消火や救出が困難で甚大な被害が生じた。

しかし、区画整理等により道路や公園が整備された所では火災による被害が少なかった。

○公園が震災時の火災延焼を防ぎ避難地としても利用された

震災時、街路樹は建物の倒壊防止や火災延焼の軽減等に役立つたり、公園、緑地は震災直後から避難地として利用された。また、時間の経過とともに、物資の集配基地、仮設住宅の設置場所など多様な救援・復旧基地として利用された。

○住民主体の復興まちづくりの中での新しい公園、緑地づくりが進んだ

この震災時の公園の役割が住民の公園緑地への認識を高めた。そして、復興まちづくりを考える際、地域に必要な公園や施設について住民主体で真剣に議論された。その結果、地域の特性に合った防災公園が数多く整備された。

教訓へ

○公園や河川は都市の防災装置

都市の防災装置としての公園や広場の役割を見直し、震災直後の消火用水、生活用水を確保するための河川などの整備を充実することにより、防災性の向上と住環境の改善を図り、震災に強いまちづくりを推進することが重要である。

○平素からの住民による維持活動などの取組が必要

震災で大きな被害を受けた神戸市松本地区では、住民による美化活動等の取組を通じ、地域コミュニティの形成が図られている。このように、つくるだけでなく平素からの維持活動等の積み重ねが、災害時に重要となってくる。

教訓を文化に

○災害に強いまちづくりが進展

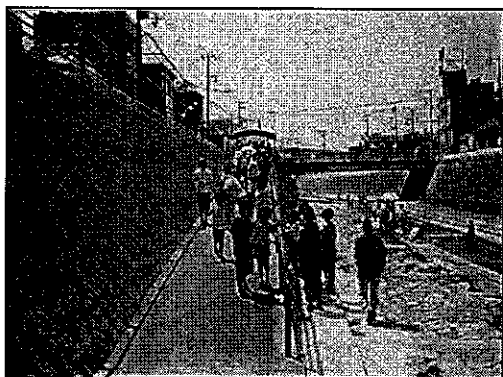
まちづくりに防災の視点が欠かせないものとなり、防災拠点という公園の概念が誕生した。国は、震災後、都市公園の国庫補助の対象施設として、①備蓄倉庫、②耐震性貯水槽、③放送設備、④情報通信施設、⑤発電施設等、減災対策に役立つ整備項目を追加するなど、減災対策としての公園等の重要性が認識された。

兵庫の取組

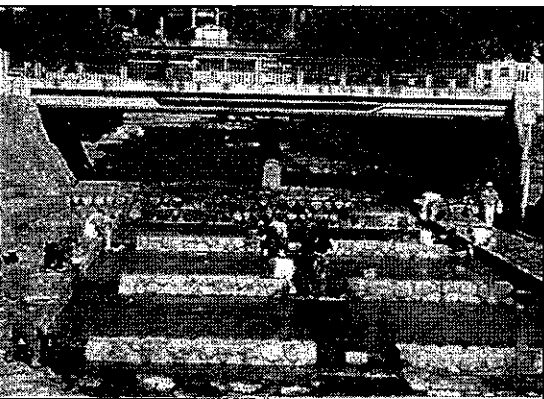
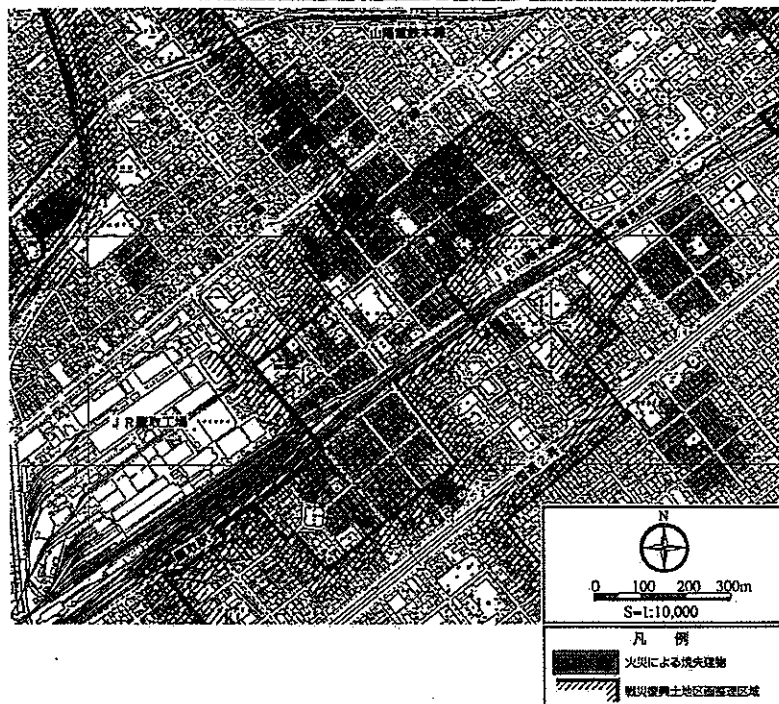


■安全とエコの水辺  
(せせらぎづくり)  
【神戸市松本地区】  
○せせらぎを流れる水は、非常時には初期消火の水としても生活用水としても利用が可能。また、地域住民により、毎月2回の美化活動に取り組んでいる。

■防災ふれあい河川  
【神戸市(都賀川)】  
○水辺へアクセスするスロープ等の整備や非常時の水源確保のための堰上げ用に利用する渡り石を設置。非常時には消火用水、生活用水の取水源としての機能を担う。



■火災による焼失区域と面整備済区域(神戸市長田区)  
○長田区において、戦災復興土地区画整理区域では、その他の地域に比べ、相対的に被害の拡大が軽減された。



■須磨区鷹取地区の大国公園  
(この公園が猛火を止めた。)



## メッセージ7 震災の経験と教訓の語り継ぎ

震災の体験から得た教訓を世代や地域、国境を越えて継承し、社会の仕組みや地域の文化として広げていくことが被災地の責務である。

### (震災体験から多くのことを学んだ)

震災により心に傷を抱えてしまった子どもや、家族とともに厳しい生活を強いられた子ども、学校や教室が使用できないなかで何とか学習をしていた子どもなど、子ども達は様々な体験をした。このような震災体験を通して、「人とのつながりの大切さ」「思いやりの気持ちと我慢する気持ち」「自分自身が何かをすることの大切さ」などを子ども達は学んだ。こうした学びは、人間としての在り方や生き方を考えさせ、これからの住民主体のまちづくりの基本的な考え方とつながり、積極的に継承していくべきことである。

### (震災体験の継承・発信を今後の社会づくりに生かす)

このほか、我々は震災から多くのことを学んだが、震災体験を世代や地域、国境を越えて継承し発信していくことは、災害に備える意識や知識の普及を図り、地球上から少しでも災害による被害をなくしていく上で欠かせないことである。

被災地からの震災の経験と教訓の発信が、今後の高齢社会、成熟社会、減災社会づくりに生かされるよう、我々は取り組んでいかなければならない。

### (子ども達への語り継ぎが不可欠)

この語り継ぎにおいて、子ども達が体験を伝えること、子ども達に体験を伝えることは欠かせないことである。子ども達は、豊かな感受性を有しており、災害の痛みや防災の大切さを素直に受け止めてくれるはずである。そして、子ども達を含め、直接・間接に震災を経験した我々は、そうした記憶を風化させることなく、また原点に立ち戻って様々な課題に取り組んでいけるよう、一年に一度は震災を思い出す機会を設けることも大切である。

子ども達は未来の担い手であり、子どもを通じて大人が防災に目覚めることも期待され、子どもを中心に据えた語り継ぎの活動を強化することが重要である。

子ども達への語り継ぎでは、とりわけ学校での防災教育が重要である。震災経験を持つ地域として、小学校、中学校で、誰もが災害について考える時間を持つことが必要である。県立舞子高校には、全国初の『環境防災科』が設置されており、今

後も高校や大学に災害対応などを専門に学ぶ科目やコース、学科などを設け、自治体や企業で災害に対応できる専門的な人材を育成することが期待される。

また、兵庫県教育委員会の教職員で構成する震災・学校支援チーム「EARTH(アース)」が震災を知らない教員への防災教育のノウハウの伝授を行ったり、学校ごとに防災教育年間指導計画を作成したり、防災教育副読本を活用したりと学校ごとに取り組まれている。中学・高校になると取組の状況に学校ごとの差がみられるため、子ども達が震災を経験した地域での基本的な教育として身に付いた行動がとれるよう、各校の取組に引き続き期待したい。

### (社会全体での防災教育が重要)

一方、自治体職員など社会人に対して防災教育を実施していくことも忘れてはならない。人と防災未来センターでは、展示などで子どもをはじめ誰にでもわかりやすく震災の経験と教訓を伝える機会を設けるとともに、自治体の防災担当職員に対する研修を行い、災害時に対応できる人材育成に取り組むほか、実践的な啓発研修に努めている。

こうした語り継ぎに当たっては、震災の事実を伝えるだけでなく、その前提として、震災で学んだ知恵や経験を体系化していく継続的な研究が不可欠であり、人と防災未来センターでの研究ストック、大学との共同研究の機会が広がってきている。

### (地域特性に応じた様々な経験と教訓の継承も重要)

さらに、阪神・淡路大震災だけでなく、その後の自然災害において、地域特性に応じた様々な経験と教訓が積み重ねられており、被災地相互の交流を通じて、今後こうした蓄積を継承していく取り組みが重要である。

#### 【能登半島地震における兵庫県立舞子高校のボランティア活動】

兵庫県立舞子高校は、能登半島地震の被災地・石川県輪島市に環境防災科の生徒27人をボランティアとして派遣した。兵庫県教委の教職員らでつくる震災・学校支援チーム「EARTH(アース)」のメンバーに、現地から「若い人の力が不足している」と連絡が入ったことから、派遣を決めたものであるが、同校の生徒はこれまでも、台風23号や新潟県中越地震の被災地で、清掃や仮設住宅の訪問などの活動を実施している。阪神・淡路大震災の教訓が次の災害に生かされた事例の一つであり、こうした取り組みの広がりが期待される。

(7) 震災の経験と教訓の語り継ぎ

① 災害時に対応できる人材の育成

災害時に対応できる人材の育成確保が地域の防災力を高める

災害による被害を軽減するためには、平素から防災意識の啓発に努めるとともに、災害が発生した時にも冷静に行動ができる人材の育成が必要である。特に、災害対応を求められる自治体職員や専門人材の育成が重要である。日頃から、実践的な訓練等を通じて災害時に対応できる人材の育成確保が不可欠である。

経験から

○震災時、なすべきことの多さに比べ対応する職員が少なかった

阪神・淡路大震災では、災害対策に当たる県職員自身も被災者であることが多く、第1回の県災害対策本部に出席できなかったのは、本部長21名中知事を含めわずか5名だった。事務局職員は2名という状況で、なすべきことの多さに比べ対応する職員が少なく十分な対応がとれなかった。

○専門人材が不足した

被災直後、住家の安全性を調査し、建築物へ安全性の表示を行う応急危険度判定士や、各種被災者支援の判断材料となる住家の被害認定を行う人材など、専門知識が求められる人材が不足した。

教訓へ

○平素から災害時に的確に対応できる人材の育成が必要

大規模災害発生時、政策的な判断が迫られる事項等について、自治体のトップを補佐するなど、災害時に状況に応じた確かつ迅速に対応できる人材の育成確保が必要である。

○平時から、災害時に必要となる専門家の育成が必要

災害時には、人命救助、救急医療、住家の被害認定など、様々な場面において専門家の助けが必要となる。平時より大規模災害を想定し、災害時に必要となる専門人材について育成しておくことが必要である。

教訓を文化に

○災害時に対応できる人材育成の取組

人と防災未来センターは、震災の経験と教訓を後世に継承し、地震等の災害による被害の軽減に貢献することを目的として設置された。センターでは、若手防災専門家の育成を行うと共に、自治体の首長や防災・危

■災害時に対応できる人材育成（兵庫の取組）

学校現場での取組

- 小・中学校、高校、大学での防災教育  
→「しあわせをはこぼう」と題した冊子を小・中学生用にわけて刊行、県立舞子高校「環境防災科」の設置、神戸学院大学「防災・社会貢献ユニット」等
- 防災教育専門推進員の配置（各教育事務所に1名）  
→一般教職員を対象に防災教育研修会を開催 等

防災専門職員等

- 災害対策専門職員の育成（災害対策専門研修：人と防災未来センター）  
→知事、市町長及び政府・自治体・公共機関の防災・危機管理担当部局職員
- 若手防災専門家の育成（人と防災未来センター）  
→大学院修士・博士課程修了者を専任研究員（常勤）として3～5年任期で採用し、上級研究員の研究指導等を通じ育成
- 震災・学校支援チーム（EARTH）  
→防災の専門知識と実践的対応について研修を積んだ教職員チーム（被災地の学校の教育復興、被災児童の心のケアの支援などを実施）
- 家屋被害認定士の養成（兵庫県制度）  
→講習会を通じて行政職員・民間人を認証
- 被災建築物応急危険度判定士の養成  
→講習会を通じて建築士（行政職員・民間人）を対象に認証

コミュニティ

- ひょうご防災カレッジ  
→防災関係機関職員、災害ボランティアをはじめ、県民を対象とした防災に関する研修を地域で開催
- 「1.17は忘れない」地域防災訓練等の実施  
→1月17日を含む「減災月間」を中心に、自主防災組織等の地域住民と小学校や中学校が連携して防災訓練等を実施
- 災害ボランティアコーディネーターの養成  
→被災地に入るボランティアを調整する人材を養成

機管理担当部局職員への災害対策専門研修など、災害時に対応できる人材の育成に取り組んでいる。

○日本防災士機構が設立、防災士の養成が進む

平成14年7月、特定非営利活動法人日本防災士機構が設立された。機構では、社会の様々な場面において減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として認められた者を防災士として認証している。  
平成16年の新潟県中越地震など、最近の内外での災害多発を反映し、関心が高まり受験者が急増している。平成20年2月末現在、資格取得者は全国で2万2218名となっている。

(7) 震災の経験と教訓の語り継ぎ

② 防災教育

次代を担う子ども達への防災教育が安全・安心な社会づくりにつながる

阪神・淡路大震災以前の学校では、「防災教育」という言葉さえ一般化していなかった。震災を機に、実践的な防災訓練の実施に加え、震災の教訓を生かした防災教育を再構築し、学校教育の中で取り組むことが求められた。次代を担う子ども達への防災教育の積み重ねが、来るべき災害に対処できる安全で安心な社会づくりにつながる。

経験から

○身近な人の死など困難を体験

身近な人の死や避難所での共同生活の体験などから、子ども達は命の尊さや助け合いの大切さ、ボランティア活動の重要性などを学んだ。

こうした震災体験を通して、子ども達は、いかに生きる道を切りひらき、適応して困難を乗り越えてゆくかを考えさせられた。

○防災教育の再構築が必要となった

東京都や静岡県などの従来から地震が心配された地域に比べ、兵庫県が行う防災教育では、もっぱら避難の仕方に関するものが多く、地震に対する備えの教育は不十分であった。

県教育委員会では、学校が混乱した重要性を踏まえ、学校教育の復旧を急ぐ一方で、震災直後の3月はじめに、緊急に防災教育に関する検討を開始し、4月に設置した防災教育検討委員会で、防災教育の再構築に着手した。

教訓を

○人間教育としての「新たな防災教育」の展開が必要

児童生徒に命の大切さを教えることは、教育の原点である。災害のメカニズムや、災害が発生した場合に状況を的確に把握し、落ち着いて適切な行動ができる能力や態度を一人ひとりに育成していくことが大切である。

震災を経験し、今後の防災教育に当たっては、これに加えて、助け合いやボランティア精神などの「共生」の心を育み、人間としてのあり方や生き方を考えさせる人間教育としての展開が不可欠である。防災教育検討委員会は、こうした観点からの「新たな防災教育」を震災の教訓として提言している。

新たな防災教育は、従来の安全教育中心の受け身の教育から、家庭や地域社会と連携した学校の防災体制や安全・安心な社会を構築していくための教育という積極的な姿勢に転換している。

教訓を文化に

○安全・安心な社会をめざす防災教育を

学校においては、各教科、道徳、特別活動の内容と関連させながら、総合的な学習の時間をはじめ、あらゆる機会を生かし計画的に防災教育に取り組むことが求められている。

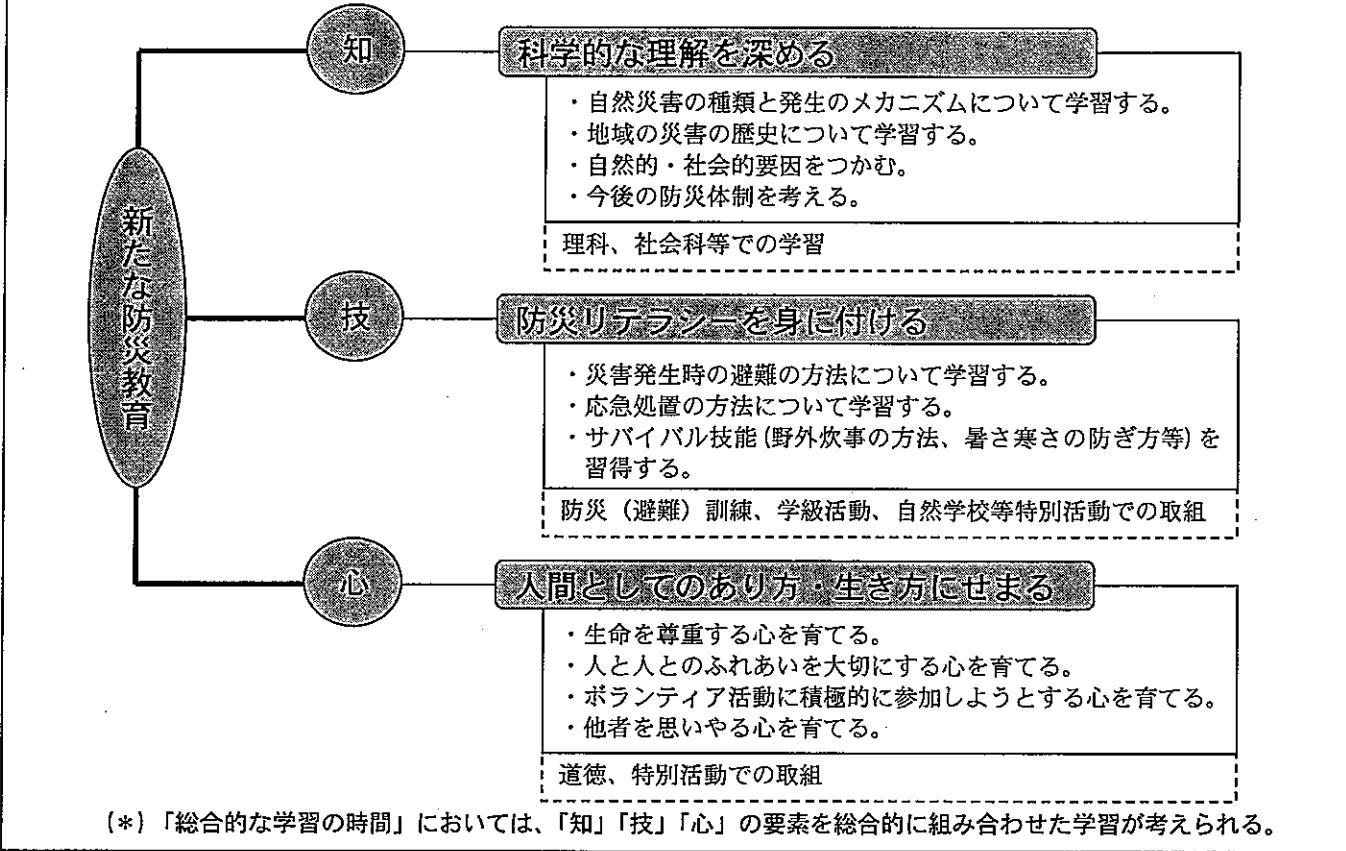
防災教育の推進に当たっては、地域の過去の災害の経験を掘り起こし、地域素材を生かした教育が求められている。

○教員の指導力の向上を

防災教育の展開には、何よりも、学校現場で子ども達に接する教員の指導力の向上が重要である。

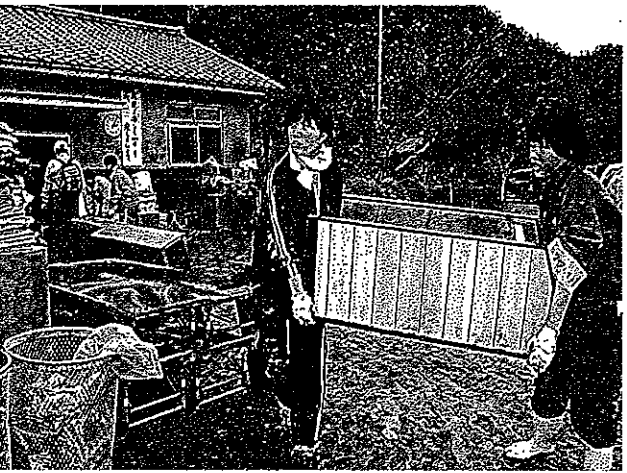
このため、各学校の防災教育担当者に対して研修を実施するほか、防災担当部局・教育委員会・学校の三者が相互に連携を図り、地域の実情に応じた学校防災体制を整備するなど、地域一丸となった取組を進めることが求められている。

【「新たな防災教育」の理念】



【兵庫発の防災教育】

兵庫県教育委員会が震災後設置した防災教育検討委員会は、学校の防災体制、今後の防災教育、児童生徒のこころのケアの3本を柱として、防災教育の体系の再構築を図った。この体系は、その後開催された文部省における「学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議」においてもそのまま受け継がれ、その報告書が全国の教育委員会を通して学校現場に伝達され、兵庫県の防災教育は、全国における防災教育検討の基本となった。



泥だらけになりながら台風 23 号の被災地でボランティアに汗を流す県立舞子高校環境防災科の生徒たち(平成 16 年 10 月)

兵庫の取組

□県立舞子高等学校・環境防災科の設置

震災から学んだ教訓を生かし、災害と「自然環境」や「社会環境」との関わりを視点に据え、人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の拠点として平成 14 年度に設置された。フィールドワークや体験研修など、座学と実践の両面から「環境」「防災」についての認識を深め、21 世紀の社会づくりに貢献する人材の育成をめざしている。平成 20 年 3 月には、神戸学院大学と防災教育に関する協定を締結し、高連携で、より充実した実践教育をめざしている。



(7) 震災の経験と教訓の語り継ぎ

③ 発信・語り継ぎ・研究

震災の経験と教訓の語り継ぎが次なる災害被害を軽減する

阪神・淡路大震災が発生した1月17日を国では「防災とボランティアの日」と定め、被災県「兵庫」でも「ひょうご安全の日」として定められている。「1・17は忘れない」取組や、人と防災未来センターの活動を通じて震災の経験、教訓を永く語り継ぎ、全世界へそして後世に生きる人へ共有していかなければならない。

経験から

○震災後、その経験や教訓を語り継ぐ取組が生まれた

震災を機に、震災の実体験や当時の様子を残す震災関連施設の整備が進んだ。また、鎮魂と追悼、街の復興を祈念した「神戸ルミナリエ」といった各種イベントが被災地独自の取組として行われようになった。

教訓を

○1・17の体験は風化させない

1月17日は、かけがえのない大切なものを失った一方で、人と人との絆や助け合い、支え合いの大切さを体験した日である。この体験は、貴重な財産として被災地だけのものではなく、国内外を問わず全世界へ情報を発信し、また、後世に生きる人々と共有するものにならなければならない。

被災県「兵庫」には「1・17は忘れない」の取組を通じて、この教訓を伝承し、発信していく責務がある。

教訓を文化に

○震災の経験・教訓の発信が進む

人と防災未来センター、神戸港震災メモリアルパーク、野島断層保存館などの震災関連施設や「1・17ひょうごメモリアルウォーク」、「1・17防災未来賞」をはじめとした各種イベントを通じ、震災の経験と教訓を忘れない取組が行われている。

○防災研究が進展

人材育成のため、人と防災未来センターなどで、若手防災専門家の育成や災害対策専門職員の研修が行われている。さらに応急避難対応等個別テーマを設定した、専任研究員を中心とした実戦的な研

究活動も行われている。

○震災の経験の語り継ぎが広がる

人と防災未来センターでは、語り部による自らの体験を語るコーナーが設置されており、来場者に対し直接、生の体験を伝えていく。また、震災で甚大な被害を受けた神戸市長田地区をはじめ被災各地で修学旅行生を受け入れる語り部活動が多数生まれた。さらに、県立舞子高校が石川県能登半島地震と新潟県中越沖地震の被災地の高校生との体験報告会を開くなど、震災の経験を語り継ぐ取組が広がっている。

また、世界災害語り継ぎネットワークによる国を越えた取組も生まれた。

【人と防災未来センター】

【防災未来館】

H14.4 開設 阪神淡路大震災の経験と教訓を発信するとともに、後世に継承し、国内外の災害による被害の軽減に貢献する施設



1・17シアター、震災直後のまち、震災を語り継ぐコーナーなど

【ひと未来館】

H15.4 開設 いのちの尊さと共に生きることの素晴らしさを体感・発見できる施設



こころのシアター、こころとからだの部屋、交流の広場など

【野島断層保存館】

自然への畏怖の念と防災意識を培うために、「野島断層」を大切に保存し、生きた教材として展示している。

□野島断層

震災で北淡町（当時）江崎から野島に至る淡路島北西部の海岸沿いに現れた延長10キロの断層。



【新潟県中越地震の仮設住宅】

被災地では、震災体験を継承するための工夫として、実際に使用された仮設住宅1棟と集会所を保存している。全国的にも初の試みであるが、仮設住宅は被災物品なども保管し、建物自体が貴重な資料として調査や研究に用いることができるとともに、防災教育の場として災害に対する備えを実際に目にすることのできる学習施設としての活用が検討されている。

兵庫の取組

□「1・17は忘れない」取組

阪神・淡路大震災10周年を機に1月17日を「ひょうご安全の日」として条例で制定。また「ひょうご安全の日」の趣旨にふさわしい多様な防災・減災への県民等の取組を支援。

① 1・17ひょうごメモリアルウォーク

被災地を歩いて、交通機関が途絶した震災当時を追体験

② ひょうご安全の日 1・17のつどい

人と防災未来センター慰霊のモニユメント前で県民主体のつどいを実施

③ 1・17防災未来賞（ぼうさい甲子園）

全国の小学生、中学生、高校生等が学校や地域で防災教育に主体的に取り組む先進的な活動を顕彰

□神戸ルミナリエ

震災の犠牲者の鎮魂の志を込め、都市の復興・再生への夢と希望を託し、平成7年12月に初めて開催された。震災で打ちひしがれた神戸の街と市民に大きな感動と勇気、希望を与えた。光の彫刻作品である。

（来場者数 平成19年 404万人）

□世界災害語り継ぎネットワーク

（TEL・NET）

国や地域を越えて大災害を語り継ぎ、これからの災害に備え被害を減らすこと（減災）への貢献を目的とする国際ネットワーク

\*構成メンバー

防災博物館・防災関係施設関係者



## メッセージ8 平時からの危機管理体制の構築

行政、地域、事業所などあらゆる主体が、来るべき様々な危機に対応可能な、総合的で実践的な危機管理システムの構築を図る必要がある。

### (迅速な初動対応のための体制が強化)

阪神・淡路大震災の教訓として災害直後に被害の全体像をつかむことができず、初動対応が遅れたということがあげられる。こういった反省を踏まえ、国レベルでは早期被害推定システム、高密度な地震計の配置等の対策が行われ、兵庫県においてもフェニックス防災システムが構築されるとともに、知事を補佐する危機管理の責任者として防災監を置き、各部局と協働で災害対策・対応を行う仕組みが構築された。また、図上訓練等の実践的な訓練の仕組み、自衛隊をはじめとした他機関との共同での訓練も実施されるようになってきている。

### (危機管理システムの構築が重要)

人の命を救う、応急期の生活を支える、復旧・復興を進めるという総合的な危機管理システムの構築を図る試みが現在も続けられており、より実効性の高い防災対策を進めるために、これまでの地域防災計画に加え、計画的に防災対策を実施していくための防災アクションプランが策定されるようになってきている。

東海・東南海・南海地震など、南海トラフを震源とする地震の発生が確実視されている中、地震災害の危機管理については様々な知見が収集され、その対策が進められている。しかしながら、現在、様々なリスク（SARS、狂牛病、テロ、都市型災害、犯罪等）に対しても危機管理部局が対応することが求められるようになってきている。自然災害・人為災害両方に対して一元的に対応可能な新たな危機管理システムの構築が求められている。

### (多様な主体による防災の取組が不可欠)

被害を出さないための対策、発生した被害を最小限にとどめるという防災対策の2つの目標を実現するための対策のあり方として、これまでの防災対策との違いを明確にした「減災」という言葉が使われるようになった。

総合的な「減災」対策は行政だけでは実行することができず、地域に密着した防災の取組（コミュニティ防災）、事業所を軸にした防災の取組（企業防災）、ボランテ

ィアと連携した防災の取組（ボランティア防災）が、危機管理の駆動力として定着することとなった。

こうした取組により、初期消火、人命救助、安否確認などが、よりスムーズに進められ、被害を最小限に抑えることが期待される。

今後とも、多様な主体の取組を一層促進し、実効性を高めることが必要であり、例えば、災害発生時の避難訓練を中心とする防災訓練から一歩進んで、各主体の連携・協働関係の強化など、災害への備えの取組を強化していくことが求められる。

### (広域的な連携システムが進展)

また、阪神・淡路大震災以降、広域的な危機管理の連携システムの整備も図られており、自治体相互の応援協定の締結のほか、自衛隊の災害派遣制度の充実、消防や警察の全国的な緊急援助隊の整備などが進展している。

特に、自治体職員を被災地に派遣して専門的あるいは行政的支援を図る相互応援の仕組みは、派遣職員にとっても、災害現場の対応を学び、実務でつながる人のネットワークを築けることにおいて、相互に意義がある。

### 【新潟県における災害対応体制の強化】

平成16年7月の豪雨災害、10月の中越地震、平成19年の中越沖地震と立て続けに大規模災害に見舞われた新潟県では、災害対応体制の見直しが行われた。

効果的な災害対応を行う上では、被害情報に加え、実働部隊の活動状況についての情報を共有することが重要である。このため、「被災者救援部」「食糧物資部」「生活再建支援部」といった活動内容ごとに、通常の行政組織の枠を越えた部局横断的な組織を設けることとした。

さらに、全ての災害対応業務を大部屋形式の災害対策本部事務室で実施することにより、効率的に情報共有する体制を構築した。災害情報をリアルタイムで共有するため、新潟県だけでなく多くの自治体で、実際の災害対応業務を行う災害対策本部事務室を重視した空間構成の見直しが行われている。

また、新潟県では危機管理監の職を副知事に準じるものとし、各部局の情報収集・対応の調整を円滑に行えるようにした。近年、危機管理監をトップとし、自然災害だけでなく国民保護、伝染病、食品安全といったあらゆる危機に対して一元的に対応する組織を持つ自治体が増加している。

(8) 平時からの危機管理体制の構築

⑪ 実践的な危機管理

平時からの実践的な危機管理体制の確立が住民の安全・安心につながる

行政は、住民の安全・安心を確保するため、ハード・ソフトの両面において危機管理体制を強化するとともに、実践的な危機管理の研修・訓練を不断に実施し、その絶えざる点検・強化に取り組みなければならない。

経験から

○災害対応要員が確保できず初動に遅れ

道路損壊や倒壊家屋等による交通途絶、電話の不通等情報通信機能のマヒ、さらには職員自身の被災や危機管理意識の不足等により、初動期の必要人員の確保は困難を極めた。

このため、被害の全容把握に手間取り、行政、消防、警察、自衛隊、医療機関等関係機関相互の協力体制の構築に時間を要するなど、初動対応に遅れが生じた。

教訓を

○統合的な危機管理組織の整備が必要

災害時に超多忙となるトップを補佐する危機管理の責任者（防災監職など）の設置や、防災部局の再編統合等、組織を強化する必要がある。市町の規模によっては、組織的、計画

教訓を文化に

○様々なリスク対応が可能な危機管理システムの構築

兵庫県においては、震災後、防災監の設置など県の組織体制の整備、災害対策センターや24時間監視・即応体制の整備など、平時における備え、初動体制を中心にして体制の充実が図られた。また、防災関係機関の連携強化、防災基盤の整備の前進がみられた。

現在、様々なリスク（SARS、狂牛病、テロ、都市型災害、犯罪等）に対しても危機管理部局が対応することが求められるようになってきている。自然災害・人為災害両方に対して一元的に対応可能な新たな危機管理システムの構築が求められている。

兵庫の取組

□平時における備えの充実

○危機管理組織の整備

知事を補佐する危機管理責任者として「防災監」を設置し、体制強化のため防災企画局及び災害対策局を設置。

○災害対策センターの整備

災害対策専用庁舎として、大規模災害発生後のライフライン途絶時にも対応可能なセンターとして整備

□初動体制の整備

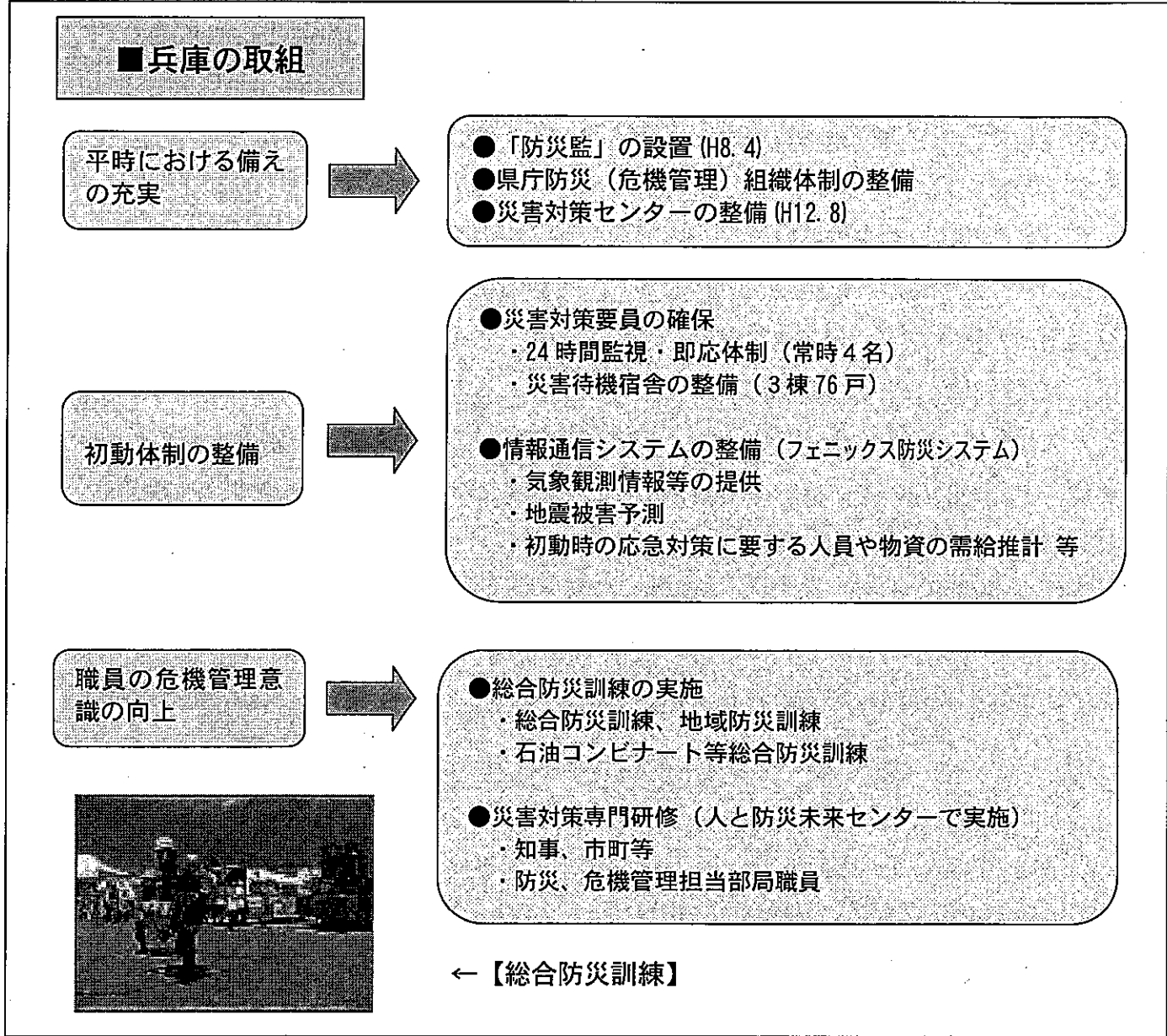
○災害対策要員の確保

職員による宿日直体制に加え、災害待機宿舎で指定要員、業務要員が待機体制をとり、24時間監視・即応体制を維持。

○通信システムの整備

防災関係機関等に設置する防災端末から、被害情報を収集するとともに、県内に設置する計測震度計からの情報をもとに、被害を予測。初動時の応急対策に要する人員や物資の需給推計結果を提示。

インターネットを活用し、地震情報、気象観測情報などの防災関連情報を住民に提供。



② 地域の防災力

もしもに備えた防災組織と知識、目頃の訓練が災害時の住民の力を結集する

阪神・淡路大震災では、倒壊建物の下敷きになった人の大部分が家族や近隣住民によって救助され、地域の防災力が重要であることが実証された。しかし、被災地域でも、年々、災害に対して危機意識を持ち、備えをしている人の割合が低下してきている。災害に備え、家庭や個人で防災知識を高め、地域コミュニティで実践的な訓練を行うことで、いざというときには地域の人々が力を結集して的確な行動をとれるよう、地域総ぐるみで取り組む必要がある。

経験から

○多くの尊い命を救ったのは地域住民だった

多くの人々が倒壊家屋の下敷きになり、一刻も早く救助する必要があるが、地域住民の救助活動によって、多くの尊い命が救われた。当時は、自主防災組織などの組織率が低く、救助用の資機材や人手が極めて不足していた。

○災害に備えている人は少ない

今後十年以内に大地震が起これば、人の割合は半数に満たない。(県民意識調査平成19年:47.8%、平成18年:37.4%) また、災害に備えている人の割合も2割程度にとどまっている。

教訓を

○家庭や身近な地域での防災への取組が不可欠

地震から命を守るためには、日頃から行政・ボランティアと協働し、自主防災組織等の活動へ参加することが大切である。防災時は、地域住民同士の力を結集し、避難、炊出、救助活動や初動消火活動を担うことになる。企業も地域の一員であり、住民と連携して地域の防災力向上に取り組み。また、住民の防災意識を高めるための住民運動を展開し、地域の防災力の充実・強化を図る必要がある。

○防災知識を持った人材の育成が必要

防災・減災の考え方、災害発生時の仕組み、防災の法令、被災時の情報提供、緊急救命の初歩的な知識を知っておくことが大切である。防災士や防災リーダーの育成、組織化が重要である。

教訓を文化に

○実践的な地域防災訓練が普及

各種団体ボランティアが協働した実践的な防災訓練が不可欠である。災害時要援護者の安否確認や避難誘導等を計画・実施し、関係機関との連携などを訓練している。これを積み重ね、関係機関と住民とが連携し、迅速的確な災害初動時の体制を向上していくことが求められる。

○防災士制度の普及が進む

災害の発生直後から行政等が動き出すまでは、自らと地域住民だけで動く必要がある。その際の民間リーダーが防災士の活動が期待されている。

○ハザードマップの整備と防災資機材の配備

自分たちで地域を守るには、その土地の危険性を予め理解することが必要。自治体による洪水や津波などのハザードマップの整備が進んでおり、それを活用した事前の対策が不可欠である。

兵庫の取組

□ 地域防災力とは

「自助」「共助」「公助」の3つの担い手の行動を合成した力と言える。

自助によるアクション

○住宅の耐震化 ○自主防災訓練参加 ○家庭備蓄 など

共助によるアクション

○地域防災訓練 ○住宅再建共済への加入 など

公助によるアクション

○公共施設耐震化 ○治山・治水対策 ○情報システム整備 など

□ 地域防災力向上のための施策

○防災力強化県民運動

県、市町が連携し、モデル地区(6ヶ所)の住民・団体等とともに防災訓練等各種取組を実施。

○ひょうご防災リーダー講座

自主防災組織のリーダー等地域防災の担い手を対象に、講座を開催。「防災士」の受験資格も取得できる。

○ハザードマップ

兵庫県は洪水、津波、高潮などの浸水想定区域や土砂災害の危険箇所などをインターネットで提供している(CGハザードマップ)。市町は、これと連携し市町版ハザードマップを作成し、全戸配布を進めている。

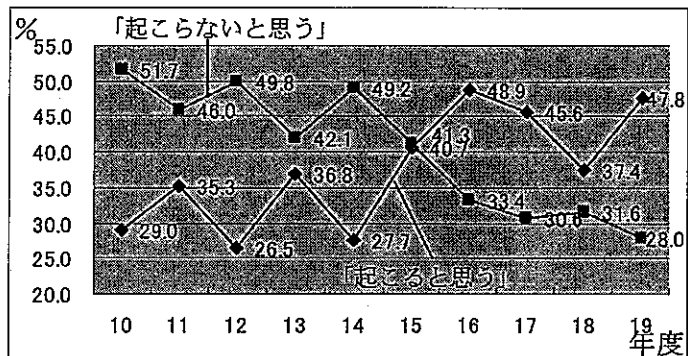
【住民レベルの危機管理体制の強化に向けて】

- 組織づくり：自主防災組織の活動、神戸市の防災福祉コミュニティなど
- ひとづくり：防災士、防災リーダー、神戸市の地域安全推進委員など
- 支援システムづくり：ハザードマップづくり、防災資機材の備蓄など

【地域防災の現状】

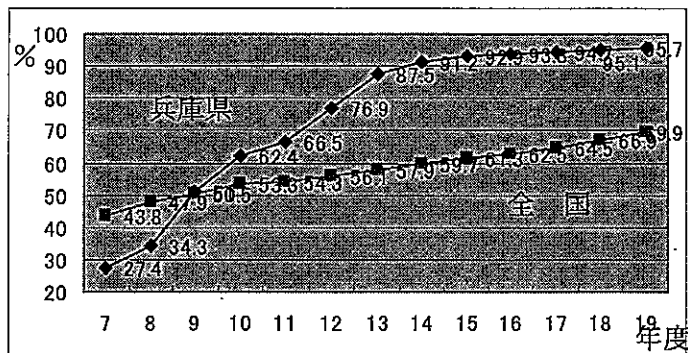
1 大震災発生後の不安

兵庫県県民意識調査において、「今後10年くらいの間に大地震が起これるか」という問いに対して「起これると思う」と「起これないと思う」という回答の経年変化をみると、平成10年は「起これると思う」が29.0%と低かったが、台風が10個上陸した平成16年には48.9%、能登半島地震に続いて新潟県中越沖地震が発生した平成19年には47.8%と上昇した。しかし、災害が起これないと思えるようになってきている。



2 自主防災組織の組織率

地域防災力の中核となる自主防災組織については、市町と連携し、震災当時(平成7年)兵庫県27.4%、全国43.8%だったのが、2年後の平成9年には51.0%と全国50.5%を上回り、平成19年4月現在、95.7%に達している。





(8) 平時からの危機管理体制の構築

③ 全国からの応援

全国から被災地への応援が迅速な復旧・復興を支える

阪神・淡路大震災直後には、国・全国の自治体からの応援職員や企業、ボランティア等、多くの人員や支援チームが派遣され、被災地の復旧・復興に大きく貢献した。大規模災害時には、現地在が混乱し、災害対応職員や専門人材など、災害対応の人員が不足することから、被災地外からの人的応援が迅速な復旧・復興に重要な役割を果す。

経験から

○国や全国自治体、企業等から多大な応援

国や全国自治体から多くの職員や支援チームが被災地に派遣された。また、電力・ガス業界や生協等、全国的ネットワークのある企業等による支援も行われた。一方で、被災地にボランティアが押し寄せ、コーディネートする人の不在や、宿泊や食事のあてもなく来県し混乱が生じた事例も生じた。

○国は現地へ職員を派遣、全国知事会の斡旋による他府県の応援も

国は、震災5日後には、現地対策本部を県公館に設置し、諸々の特例措置を含む被災者の救援・復旧を行った。また、全国知事会の取りまとめにより、各府県から応急仮設住宅の建設、義援金の受け入れ業務、中小企業災害復旧資金相談に関して職員が派遣された。

教訓を

○全国的な相互応援の仕組みが進む  
大災害に備えた、平時からの共同研究、知見・人材交流等、他都道府県との連携が進んだ。そして全国知事会や各ブロック・各都道府県で、防災協力・災害時の

教訓を文化に

○被災地だけでの復旧・復興は困難、全国的な応援が必要  
大規模災害時には、復旧・復興事務に対処する自治体職員の絶対数が不足するため、被災地外からの短期及び中・長期的な人的応援が必要である。

○ボランティア等の民間支援が不可欠、特に専門家集団ボランティアが重要

被災からの復旧・復興の過程において、ボランティアやNPO等民間からの人的な応援は不可欠である。特に、医療や建物応急判定・福祉分野などの専門知識を有するボランティアの活動が重要である。

相互応援協定の締結がなされている。また、災害の復興のステージに応じた人材派遣、物資・資金提供もなされている。さらに、震災以降、国も積極的に専門家集団による救援ボランティアを派遣するコーディネート(保健師(厚生省)、応急危険度判定士(国交省)等)を行っている。

○災害救援ボランティアが定着

近年多発した災害では、災害救援ボランティアの自主的・自律的かつ迅速な活動が展開されている。例えば、全国各地のボランティアが結集した「震災がつなぐ全国ネットワーク」では、震災直後の被災地ニーズの把握から、全国的な役割分担のもとでの活動まで、素早く展開されている。また、活動中での「気づき」は、息の長い支援活動に繋がっている。災害救援ボランティアはもはや文化として定着したと言っても過言ではない。

【全国からの各種支援(主なもの)】

分類	内容
人的支援	他府県等職員 短期的業務に対する支援(H7.1.17~H7.3.31) 延べ196,416人 (内訳) 都道府県職員 延73,960人 市町村職員 延122,456人 中・長期的業務に対する支援(H7.4.1~概ね1年間) 延べ355人 (内訳) 兵庫県で受け入れ 175人 県内市町で受け入れ 180人
	警察職員 426,500人(累計)(H7.7.31現在)
	消防職員 35,136人(累計)(H7.1.17~H7.3.31)
	医療救護員 延べ約75,000人(H7.1.22~H7.4.30) (ピーク時:H7.2.7 1,730人)
	ボランティア 延べ約1,670,000人(H9.5.31現在) (ピーク時:H7.1.17~H7.2.17 20,000人)
物資支援	下着 549,945枚(H7.1.17~H7.7.26)
	水(ペットボトル) 150,476本(H7.1.17~H7.7.26)
	カップ麺等 113,279食(H7.1.17~H7.7.26)
	毛布、布団 111,699枚(H7.1.17~H7.7.26)
	トイレトペーパー 104,230個(H7.1.17~H7.7.26)
	その他(使い捨てカイロ、防水シート、マスク、ゴミ袋、断熱シート等) 259,741(H7.1.17~H7.7.26)
金銭支援	義援金受入額 1,793億円(H18.2現在)

【新潟県中越沖地震に係る保健師派遣の厚生労働省通知(H19.7.16)】

「派遣体制を一元的に管理することとしたので、各都道府県において派遣の可否、態勢について回答願います。」との通知が全国都道府県等に出された。

- (内容)
- ①避難住民の健康相談活動及びこころのケア対策を新潟県と連携を図り対応すること
  - ②スタッフはとぎれることなく派遣のこと
  - ③1回あたりの派遣期間は最低でも4~5日とすること
  - ④現地への交通等については地元地方自治体に求めないこと
  - ⑤派遣する保健師の飲料水・食料等は極力持参のこと

兵庫の取組

□兵庫県の相互応援協定

- ・全国ブロック災害時相互応援協定
- ・近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定
- ・兵庫県・鳥取県災害時相互応援協定
- ・兵庫県・岡山県災害時相互応援協定
- ・兵庫県・新潟県防災協力及び災害時相互応援協定

□兵庫県災害救援専門ボランティア制度

専門的な知識・技能を要するボランティアを分野別に登録し、県内外で大きな災害や事故等が発生した場合、被災地に派遣(平8)

〔分野〕救命救助、医療、介護、ボランティア  
救急救護、医療、介護、ボランティア

□「防災協力事業所」登録制度の創設

平成17年4月のJR福知山線列車事故では、近隣事業所の自主的な活動が初動対応時に大きな力となった。そのため神戸市においては、平常時はもとより、災害時にも事業所の力を活かすため、身近な地域に無償で人的支援や物的な支援を行なう事業所を「防災協力事業所」として事前に消防署に登録する仕組みを創設した。



(8) 平時からの危機管理体制の構築

④ 国際防災協力

世界各地での大規模災害には、国際的な防災協力が必要

阪神・淡路大震災以降、世界各地で大規模災害が頻発に発生している。災害リスクの軽減や災害からの復興は、時代や地域、民族の違いを超えた共通の課題であり、国連防災世界会議で策定された「兵庫行動枠組」を踏まえつつ、国際防災協力を進めていかねばならない。

経験から

○震災直後、世界各国から支援が届いた

震災直後、世界各国からお見舞い・義援金・救援物資が届いた。また、スイスやフランスなど海外からレスキュー隊が被災地に入り救援・救助活動を実施した。

○世界各地で大規模災害が頻発に発生

阪神・淡路大震災以降、トルコ北西部地震、台湾中部地震、インド南西部大地震、スマトラ島沖大地震などの大地震、ハリケーン・カトリーナに代表される風水害被害など、世界各地で大規模災害が頻発に発生している

教訓を

○国際社会全体での災害被害軽減の取組が必要

大規模災害が頻発し、人的・経済的被害が増大する中、災害に対する社会の脆弱

弱性を減らし、被害を減少させていくことが、国際社会における喫緊の課題となっている。

○国連防災の行動指針「兵庫行動枠組」が進展  
このような背景のもと、平成17年1月、国連加盟168ヶ国・国際NGO等約4万4千人が参加し、国連防災世界会議が神戸で開催され、21世紀の国際防災戦略である「兵庫行動枠組」が採択された。今後、この「兵庫行動枠組」を踏まえ、災害予防や復興支援を行っていく必要がある。

教訓を文化に

○国連防災の行動指針「兵庫行動枠組」が進展  
国連では、兵庫行動枠組の実現に向けて天災等で人道支援が必要な際の迅速な対応のため「国連中央緊急対応基金（CERF）」を創設（平成18年）した。

また、復興期における国際支援の窓口機関である「国際防災復興協力機構」（平成17年）や、兵庫行動枠組の推進拠点である「国連国際防災戦略（ISDR）兵

庫事務所」（平成19年）が神戸市に設置された。

○国際防災ネットワークの構築

世界初の防災分野の人材育成を総合的に調整するJICA「国際防災研修センター」（平成19年）が神戸市に設置された。このセンターを通じ、神戸に集積する防災関係機関等の職員や知見を最大限に活用した体系的・計画的な防災研修を実施し、人的・知的ネットワークの形成を図らなければならない。

○市民による国際支援活動の広がり

震災後、海外で起きた災害被災者に対する市民による支援活動が被災地内外で高まりを見せた。海外災害援助市民センター（CODO）など様々な市民団体が、スマトラ沖地震津波支援やジャワ島中部地震の支援など、独自に災害救援や復興支援活動に取り組んでいる。

最近の兵庫からの支援

国際防災協力体制

I 国連防災世界会議（兵庫会議）の開催（H17.1）

- 168ヶ国・地域から国際機関も含め約4,400人が参加
●21世紀の国際防災戦略「兵庫行動枠組」等を採択
●インド洋津波災害に関する特別セッションの共通声明を発信
●具体的な成果として国際防災復興協力機構（IRP）を設置

II 国際防災・人道支援拠点の形成（神戸東部新都心）

- 人と防災未来センターを整備
●OCHA、WHO、アジア防災センター等防災関係機関の有機的な連携により国際支援を実施

III 災害時支援

- 義援物資、見舞金の送付
●被災地の復興に関し知見の提供（人材派遣）

兵庫行動枠組

- ①防災を国、地方の優先課題に位置づけ、実行のための強力な制度基盤を確保
②災害リスクを特定、評価、観測し、早期警報を向上
③すべてのレベルでの防災文化を構築するため、知識、技術、教育を活用
④潜在的なリスク要因の軽減
⑤効果的な応急対応のための事前準備を強化

国際関係機関

- 国連国際防災戦略（ISDR）
○国際連合人道問題調整事務所（OCHA）神戸
○WHO神戸センター
○アジア防災センター
○アジア太平洋地球変動研究ネットワークセンター（APN）
○国際エメックスセンター
○JICA兵庫国際センター
○JICA国際防災研修センター
○国際防災復興協力機構（IRP）
○国際連合地域開発センター（UNCRD）防災計画兵庫事務所

■物資支援等の状況（平成15年度～）

Table with columns: 年度, 災害名, 支援内容. Lists disaster relief activities from 2013 to 2019.

■義援金（県民募金）と用途（平成15年度～）

Table with columns: 年度, 災害名, 金額, 実施内容. Lists disaster relief fund amounts and uses from 2013 to 2018.

## メッセージ9 被災地の主体的な復興を支える社会制度の整備

被災地の自立的で内発的な復興のエネルギーを引き出し、マネジメントを可能にする社会システムや法制度の整備が欠かせない。

### (地域主体の復興を支える地方分権が不可欠)

被災地・被災者が震災復興の過程において、常に「何をもちて復興とするのか」ということを主体的に考え、共有し、行動することが重要であり、こうした地域や住民の自発的な復興を、行政・住民が責任を持って実行するための行財政面の制度の確立が不可欠である。これは、まさに地方自治の本旨に基づいた考え方であり、地域主体の復興を支える基本的な課題である。

しかし、これまで地方分権が進められてきたものの、まだ十分とは言えず、地方への事務権限と税財源の更なる移譲を実現しなければならない。

### (財政制度面での問題点)

具体的には、被災地の主体性や特性を生かした復興施策を進めていくために、各省庁の補助金により事業を実施していかざるを得ない現在の税財政制度を改めていく必要がある。

各補助金の枠組みからはみ出した、災害からの復興や地域特有の課題、年度を超えた取組について対応が困難である。

こういった課題に対応するために、地方公共団体が相互に助け合う制度として復興基金が設けられ、行政施策を補完し、長期・安定的、機動的に取り組むことによって、被災地・被災者の主体的な復興に大きな役割を果たしている。

地方分権の推進と併せて、復興基金の枠組みからさらに一步踏み込んで、米国の Community Development Block Grant のような、用途の決まった補助金ではなく自治体の裁量で実施していく取組を広げ、これは復興だけではなく今後の自治体の運営すべてについてであるが、制度として構築していくことが求められる。

### (被災自治体の財政状況)

阪神・淡路大震災の16兆3千億円に上る復旧・復興事業費の内、兵庫県の負担額は約2兆3千億円に達し、その財源手当として約1兆3千億円の県債が発行された。この結果、震災関連県債の残高は、平成19年度時点でも約8,500億円と、県債残高全体の4分の1以上を占めており、このことが他府県にない大きな負担となっている。

兵庫県下の被災市も同様に、厳しい財政状況に追い込まれており、能登半島地震や、新潟県中越地震、中越沖地震の被災自治体も、今後財政悪化が懸念される。

### (法制度面での問題点)

法制度全般の問題としては、災害対策基本法において復興に関する部分の具体化が遅れていること、応急救助において現金支給よりも現物給付が重視されていること、住宅と生活の再建支援のほか地域経済復興や、まち並み形成を含めたまちづくり支援、あるいは地域の歴史文化の継承といった新しい公共的課題を促進するための支援策が不十分であることなどが存在する。そのために住宅や生活の再建はもとより、中山間地集落の再生や市街地商店街の再建などが難しくなっている。災害対策基本法などの見直しや住宅再建共済制度の普及なども含めて、復興関連法制度の整備が急務となっている。

また、災害からの復興について基本的な考え方を示す「復興基本法」制定に関する議論も行われている。しかしながら、復興基本法制定のためには、そもそも「復興とは何か」「どういった復興が望ましいのか」といった復興に関する基本的な考え方についてまだまだ議論の余地がある。

被災者生活再建支援法による住宅再建支援が実現された今、災害救助法をはじめ、災害弔慰金法、被災者生活再建支援法など、被災者支援に関わる諸法制の総合的な見直しが次なる課題である

### 【復興基金と交付金】

雲仙普賢岳の噴火災害で平成3年に設けられた復興基金が、阪神・淡路大震災の経験を経て、災害復興の新たな課題に取り組むための不可欠な制度として定着している。平成16年の新潟県中越地震、平成19年の能登半島地震、新潟県中越沖地震においても復興基金が創設され、平成19年の災害からは、被災地域の産業復興や中小企業の支援を目的とした基金も創設されるようになっていく。基金による事業の利点は、被災した自治体（通常は都道府県）の判断で新たな事業を開始できる点にある。

また、被災自治体の創意工夫により主体的に事業決定できる仕組みとして、近年交付金制度が創設され、「まちづくり交付金(平成16年～)」や「地域住宅交付金(平成17年～)」(いずれも国土交通省)を財源として、地域の実情や特色を生かした復興事業が実施できるようになってきている。

(9)

被災地の主体的な復興を支える社会制度の整備

復興体制・復興計画

地方主体の計画づくりが被災地の実情や将来像に即した復興を実現

阪神・淡路大震災からの復興は、国の復興委員会からの提言を受け、国の支援のもと復興計画を地元主体で作成するなど、被災地主体で進められ、阪神・淡路地域の早期復旧・復興に大きな役割を果たした。次なる大規模災害においても被災地主体の復興を進めることが重要である。

経験から

○国は緊急対策本部、復興委員会、復興対策本部を設置

震災直後の1月17日、国土庁長官を本部長とする非常対策本部が設置された。1月20日には、総理大臣を本部長とする緊急対策本部を設け、小里特命担当大臣を任命するなど体制を強化し、応急・復旧対応が行なわれた。1月22日には、兵庫県公館に現地対策本部を設置。被災自治体が行なう災害応急対応への支援を進めた。

平成7年2月、長期的復興対策の国の支援策を審議する機関として、阪神・淡路復興委員会が設置され、その提言等の実行組織として復興対策本部を設置した。

○県は災害対策総合本部、復興本部を設置

兵庫県は、被災直後の1月17日午前7時に知事を本部長とする災害対策本部を設置。翌18日には災害対策総合本部に改編強化した。3月15日には復興本部を設置し、創造的復興への取組を始めた。

○被災地主体の復興計画の策定

国の阪神・淡路復興委員会の検討のなかで、関東大震災の帝都復興院のような組織を国で設置し、そこで一律に復興計画を作成し推進していくのではなく、被災地の県、市町等地元計画を国が支援する方式となった。

7年3月30日、学識経験者からなる都市再生戦略策定懇話会が、復興戦略ビジョンを県に提言。これをもとに、被災者からの提言や各分野の復興県民会議、市民団体などからの提案を踏まえ、阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）が策定された。

○「創造的復興」を目指した

「復興は、単に震災前の状態に戻すのではなく、高齢社会への備えや産業構造の転換など、様々な課題に全力で取り組み、未来を創造するという視点に立ったものでなければならぬ。」復興計画は、このような認識のもと、新たな視点から都市を再生する「創造的復興」を10年で実現することを目指した。

教訓へ

○被災地主体の復興が不可欠

震災からの復興にあたって、被災地が作成した計画を国が支援するほか、現地対策本部の設置など、阪神・淡路大震災の復興は被災地主体で進められた。

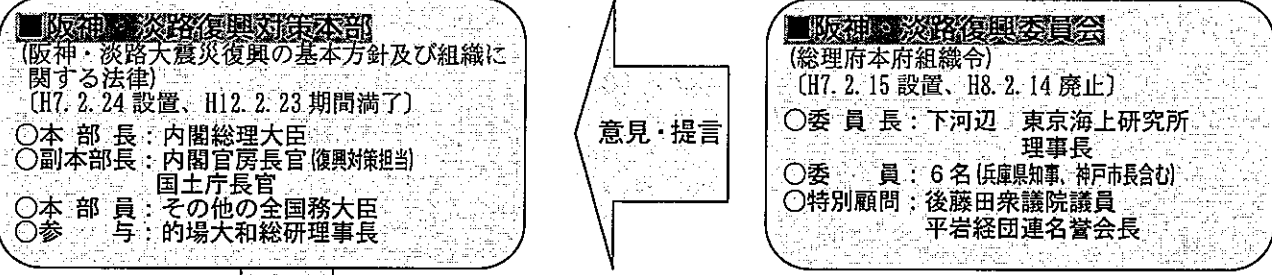
現地対策本部の権限不足等、一部の課題は見られたが、被災地主体の復興は、早期復旧・復興に大きく寄与するなど、今後の大規模災害時の復興手段として不可欠である。

教訓を文化に

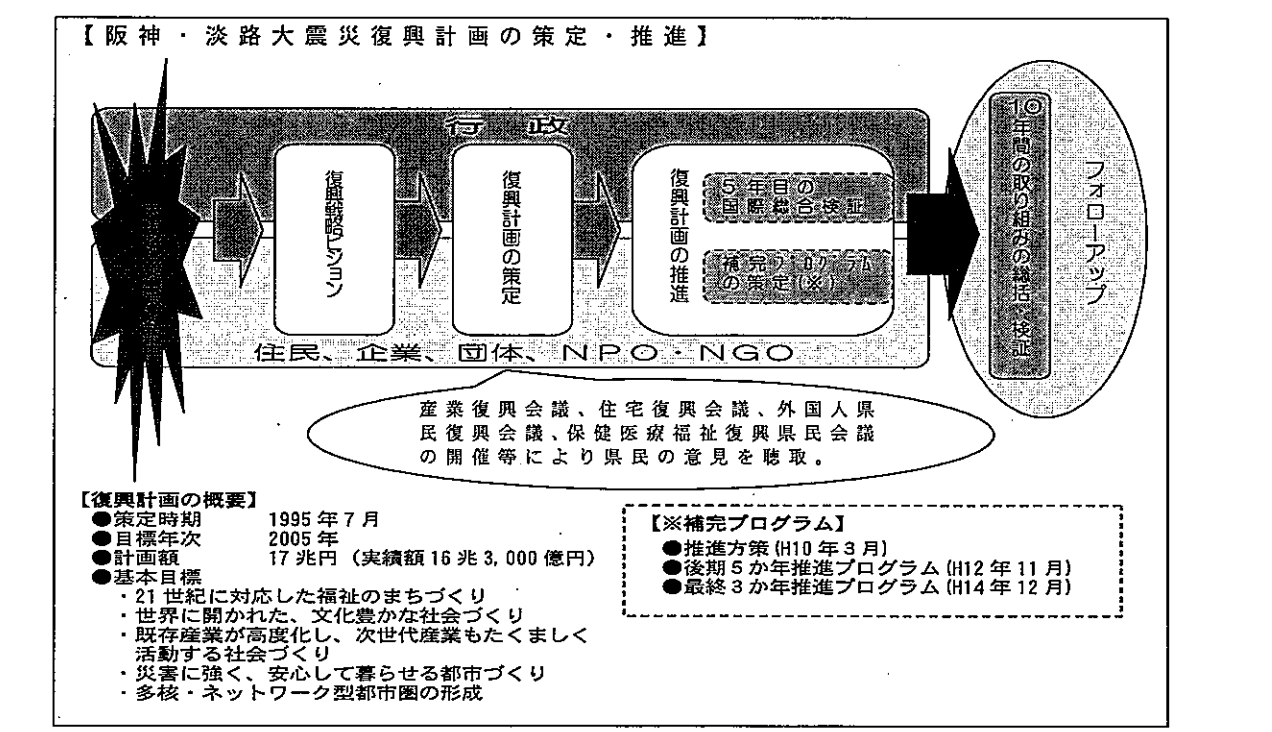
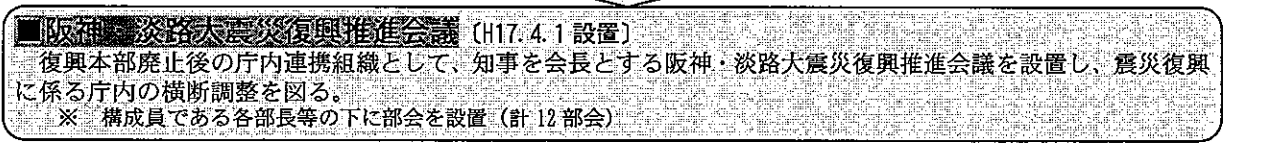
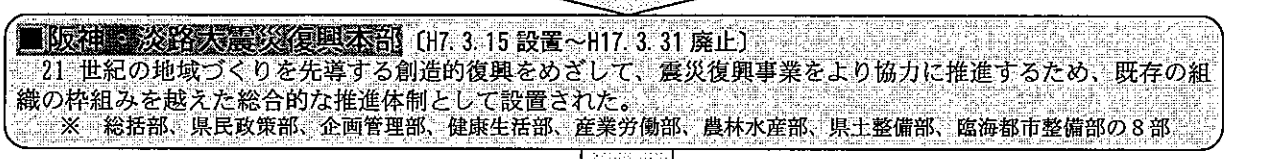
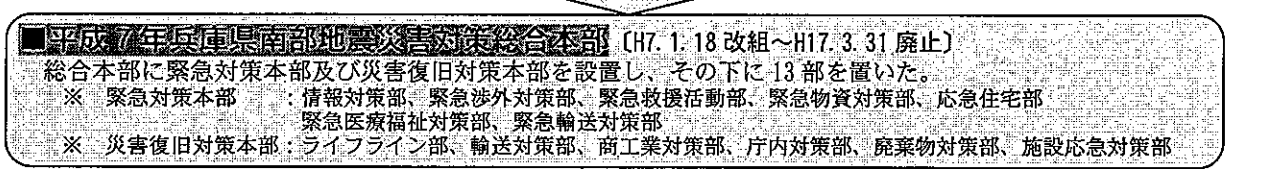
○地方主体の復興を国が支える形の定着へ

平成19年3月25日発生した能登半島地震では、国現地対策本部が当日中に設置されるなど、大規模災害時、直ちに国の現地対策本部が設置され、被災地に即した計画作りが進められるようになった。しかし、地方主体の復興を担保するため、災害発生時における知事の権限強化など、さらなる地方分権が求められる。

阪神・淡路大震災での国の復興体制



阪神・淡路大震災での兵庫県の復興体制





(9) 被災地の主体的な復興を支える社会制度の整備

② 復興財政

被災地主体の復興を財政的に保障する枠組みが必要

阪神・淡路大震災からの復興にあたっては、地元が策定した計画を国が支援する方式がとられ、その復興事業費は、16兆3千億円にのぼった。この復興需要を満たすため、国は各種補助金の補助率アップ等の震災特例措置を講じたが、復興のための地方債の増発により、兵庫県や被災各市は、震災から10年以上経過後においても未だ財政的に苦しい状況にある。次なる大規模災害時に備え、被災地主体の復興を財政的に保障する枠組みの確立が望まれる。

経験から

○多大な復興費用が自治体財政を圧迫

復興事業費は、震災復興計画10年間で16兆3千億円となった。国が約6兆円、県が約2兆3千億円、市町が約3兆円、その他団体等が約5兆円を負担した。これにより、兵庫県や被災市町は多額の地方債の発行を余儀なくされた。地方債の増発は、被災後10年以上を経過した今でも、各被災各自治体の財政に重くのしかかっている。

教訓を

○被災地主体の復興を財政的に保障する枠組みが必要

大規模災害時には、全国統一基準に基づく平時の支援措置の上乗せ、横だし等の対応では、地域特有の被災地ニーズに的確に対応することは困難である。被災自治体のニーズにマッチし、自治体が後年度負担に苦しまないような地方主体の復興を財政的に保障する枠組みが必要である。

教訓を文化に

○大規模災害に備えた恒久的・包括的な財源確保の仕組みの検討が必要

財政支援措置は、阪神・淡路大震災に限定したものが多く、次なる大規模災害時に対応した恒久的な財政支援制度の検討が望まれる。また、被災地の主体性や特性を生かした復興施策を進めていくためには、各省庁の補助金により実施していかざるを得ない現在の税財政制度では不十分である。地方分権の推進とあわせ、復興基金やさらに一歩踏み込み、使途の決まった補助金でなく自治体の裁量で実施していくことのできる包括的財源が確保できる仕組みの検討が必要である。

○国の財政支援は阪神・淡路大震災限定の特例措置が中心で従来支援の延長

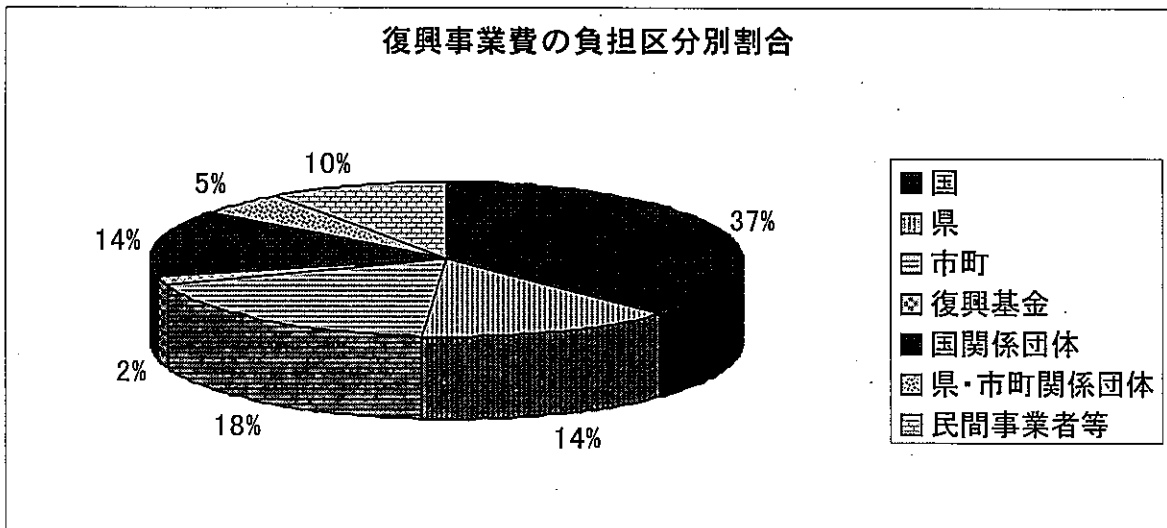
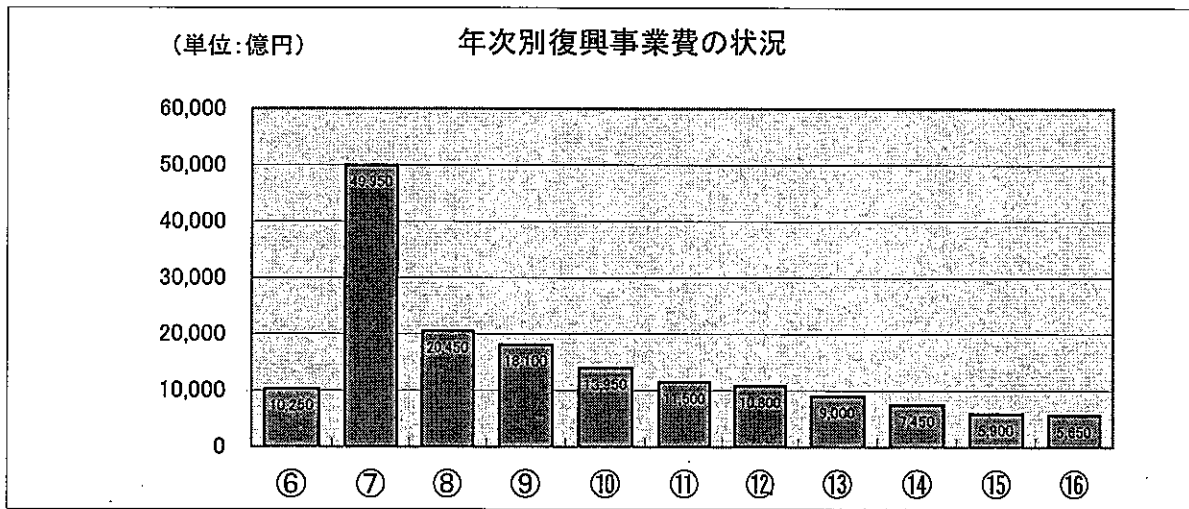
多大な復旧・復興需要を満たすため、災害復旧事業費の補助率アップ等各種の特例措置がなされた。しかし、多くが阪神・淡路大震災に限定した特例措置であり、かつ、既存制度の延長線上の措置が中心であった。

■阪神・淡路大震災の復興事業費

分野	(単位:億円)					
	国	県	市町	復興基金	その他	合計
1 21世紀に対応した福祉のまちづくり (保健、医療、福祉、住宅対策等)	9,400	4,410	3,240	2,710	8,590	28,350
2 世界に開かれた、文化豊かな社会づくり (芸術文化、教育、文化財、街並み・景観等)	1,350	1,090	960	190	110	3,700
3 既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり (中小企業対策、金融支援、新産業創造、雇用等)	9,940	6,040	2,690	540	10,290	29,500
4 災害に強く、安心して暮らせる都市づくり (防災拠点、防火施設、防火システム、耐震化等)	1,200	710	1,170	30	40	3,150
5 多核・ネットワーク型都市圏の形成 (市街地整備、まちづくり、都市インフラ等)	39,090	10,710	20,990	30	27,480	98,300
合計	60,980	22,960	29,050	3,500	46,510	163,000

※その他の内訳：国関係団体(22,600)、県・市町関係団体(7,680)、民間事業者等(16,230)

※復興事業費：阪神・淡路大震災復興計画の実績(一部推計)





(9) 被災地の主体的な復興を支える社会制度の整備

③ 復興基金 復興基金は地方主体の復興を支える財政システム

(財)阪神・淡路大震災復興基金は、被災から約2か月半後の平成7年4月1日に設立された。基金規模は9千億円、18年度決算までの累計ベースで住宅・生活・産業・教育対策等に約3千5百億円の助成事業が行なわれている。復興基金制度は、被災地域の総合的な対策を被災地の要望に沿って長期・安定的、機動的に進めることが可能なシステムであり、地方主体の復興を進める上で有効な仕組みであることから、大規模災害時の復興を支える財政システムとしての枠組みの制度化が望まれる。

経験から

○復興基金の設置が被災地ニーズへの的確な対応を可能とした

復興基金の設置により、刻々と変化する被災者・被災地ニーズにマッチした復興対策が可能となった。当初28事業でスタートした事業も被災地ニーズへの対応の結果、最終113事業にのぼった。住宅・生活・産業・教育対策など幅広い分野にわたるその事業は、既存の制度や仕組みなどでは対処できない部分にも踏み込み、被災地の実情に沿った地方主体の復興に大きな役割を果たした。

教訓を

○大規模災害の復興には復興基金が有効

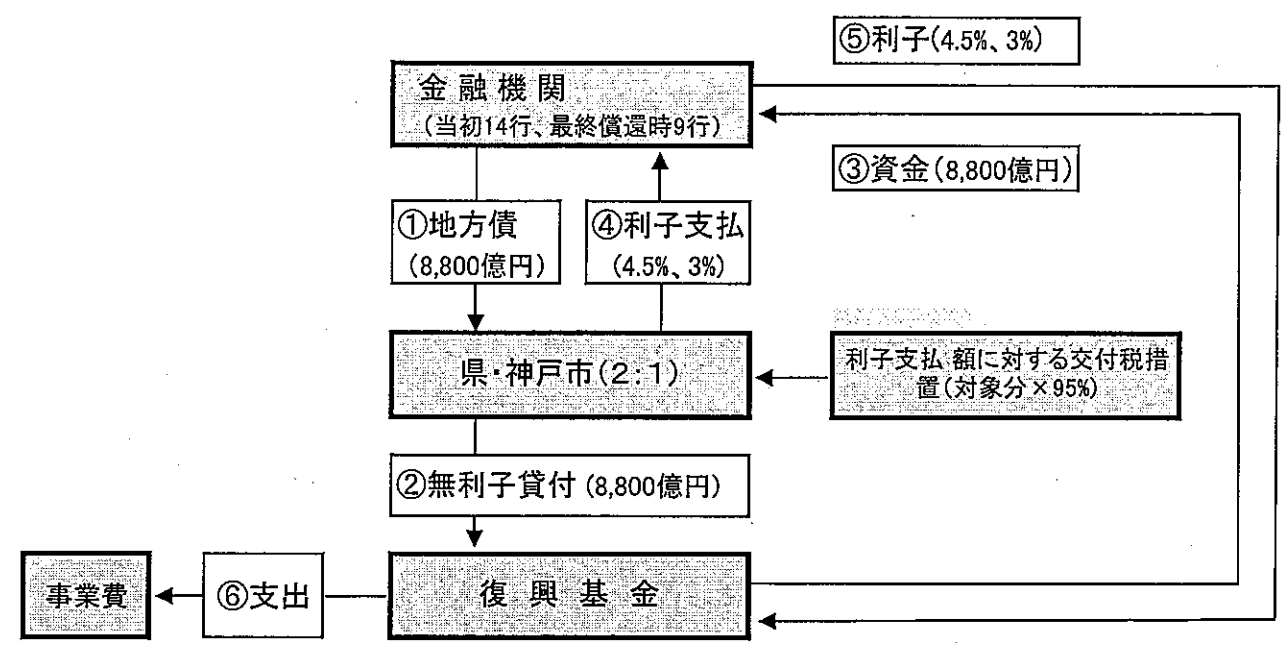
大規模災害時に、地方主体の災害からの復興対策を進める上で、被災地のニーズに対し、復興対策を長期・安定的・機動的に進めることができる復興基金制度は有効である。

教訓を文化に

○大規模災害時では、復興基金の設置が定着

復興基金は、平成3年の雲仙・普賢岳噴火災害対策で初めて設置され、阪神・淡路大震災においても、その有効性が再確認された。その後、大規模災害時に復興基金が設置されるケースが増加し、新潟県中越大地震、能登半島地震、新潟県中越沖地震においても復興基金が設置された。しかし、いかなる規模の災害時にどのような規模の復興基金を設置するのかについての基準は未だ定まっていない。地方主体の災害からの復興を進めるため、地方の共有財源である地方交付税を活用した被災時の復興基金の仕組みづくりが必要である。

【阪神・淡路大震災復興基金の資金フレーム】



■事業内容 (単位：件、億円、%)

事業区分	事業数	事業費	構成比	主な事業
住宅対策	33	1,097	31.1	・民間賃貸住宅家賃への助成 393億円 ・被災者の住宅購入・再建助成 386億円 ・高齢者の住宅再建助成 48億円
生活対策	32	1,796	50.8	・被災者自立支援金 1,415億円 ・生活復興資金貸付への利子助成 78億円 ・応急仮設住宅維持管理費助成 56億円
産業対策	33	543	15.4	・緊急災害復旧資金等利子助成 341億円 ・被災者雇用奨励金 50億円
教育・その他	15	96	2.7	・歴史的建造物の修理費助成 11億円 ・文化財修理への助成 5億円 ・私立学校復旧支援 4億円
合計	113	3,532	100	

※事業費は平成18年度決算までの累計

■これまでの復興基金の設置状況 (単位：億円)

名称	対象災害の被害状況		設置期間	基本財産	運用財産(利率%)	事業費総額(一部予定)	備考
	死者・行方不明者(人)	住家被害(棟)					
雲仙岳災害対策基金	44 12	1,399	H3.9 ~H14.8	30	1,060 (6.3~3.0)	275	当初基金規模300億円
阪神・淡路大震災復興基金	6,437 43,792	639,686	H7.4~	200	8,800 (4.5~3.0)	3,532	当初基金規模6000億円
新潟県中越大地震復興基金	68 4,795	120,837	H17.3~	50	3,000 (2)	600	
能登半島地震復興基金	1 338	29,317	H19.8~	0.3	500 (1.5)	34	300億円の被災中小企業復興支援基金を別途設置
新潟県中越沖地震復興基金	15 2,315	41,598	H19.10~	30	1,600 (1.5)	最大240	うち400億円分は被災中小企業支援基金：両基金を一体管理

※阪神・淡路大震災の事業費総額は平成18年度決算までの累計

## メッセージ10 公民協働の新しい社会システムの構築

震災後の市民の自発的な活動の盛り上がりは、公共的課題に取り組む共助の大切さと中間支援の役割の重要性を浮き彫りにし、協働への道筋をつけた。

### (市民社会の担い手の多様化と活性化が進展)

震災と復興の過程において、行政の力だけでも市民の力だけでも及ばない限界が明らかになった。公共的な課題は、行政のみが担うのではなく、社会全体で担うという考え方が浸透し、自助、公助に加えて共助の大切さが強調された。そうした中で、行政、市民、企業、学校、メディア、専門家など多様な担い手の連携や協働が実現された。三つ星ベルトなどの企業の社会貢献のすばらしい取組も生まれた。

このほか、復興の取組を契機に数多く生まれたボランティアグループや NGO/NPO の活躍、震災前から組織レベルで活動を続けてきた社会福祉協議会や生活協同組合の働き、専門家グループの活動、地域レベルでの地域組織の活動など、様々な活動が開かれた。

このような市民社会の担い手の多様化と活性化は、助け合い、支え合い、共に生きる「共生」の理念に支えられたものであり、こうした社会全体の取組は、復興への強い思いを「つなぎ」「まとめる」役割を果たす、中間支援組織や共助組織の重要性や必然性を浮き彫りにした。

### (中間支援が大きな役割を果たした)

復興過程での参画と協働や政策提言の場で、被災者復興支援会議をはじめ、復興市民まちづくり支援ネットワーク、生活復興県民ネット、阪神・淡路まちづくり支援機構などが果たした中間支援の役割は、行政と市民をつなぐ復興の推進力として特に重要であった。

復興の進展とともに中間支援の役割も変化し、それに伴い中間支援組織もより専門化・総合化していった。しみん基金KOBE、コミュニティサポートセンター神戸、神戸まちづくり研究所、海外災害援助市民センター、市民活動センター神戸などのNPO中間支援組織や専門家組織が数多く形成され、その後の復興支援に大きな役割を果たしている。

その役割の中でも、アドボカシー（政策提言）、アウトリーチ（現場主義）、コーディネート（共創連携）の理念と実践は、平常時にも欠かせないシステムとして認識

され、民間と行政をつなぐ今後の社会システムの一つとして定着が求められる。

また、中間支援は、公民協働の場面だけではなく、協働の未開拓地ともいえる企業と地域、NPO と地域、NPO 同士の協働関係を構築し共助の仕組みを定着させるためにも欠かせない取組である。

### (活動基盤の一層の充実が課題)

中間支援に取り組むボランティアグループや NPO/NGO が、21 世紀の成熟社会を支える重要なセクターであることは、今や疑う余地のないところである。

兵庫県では、民間と行政のパートナーシップによる被災者支援を議論する「生活復興ラウンドテーブル」での議論の中から、現在の「NPO と行政の協働会議」が生まれるなど、公民協働に向けた動きが本格化しつつある。

これらの活動の広がりや「特定非営利活動促進法」の成立（平成 10 年）などを受け、各種団体の活動基盤の整備が進められたとはいうものの、資金や人材を確保する仕組みなど、活動基盤の一層の充実は、今後の残された課題である。

### 【中越における中間支援組織】

中越では、「中越復興市民会議」が、被災地の人や活動などをつなぐ中間支援組織としてフルにその役割を果たしている。

市民会議の精力的な活動は勿論であるが、被災者の多様なニーズが明らかになる中、都市部と違って公民の仲介が出来る組織がほとんど無かったため、被災地で受け入れられやすい要因が整っていたように思われる。中間支援組織の存在が地域に元気を与えて復興を促し、スムーズな公民協働の鍵を握っていることを明確に示した事例である。

中越地震から3年が経ち、被災地の住民は、自分達が被災者と呼ばれることに抵抗があるという。さらには、「地震のお陰で地域づくりに取り組めるようになった」と話す住民が多いという。全ての住民の言葉ではないかもしれないが、市民会議の地域に根付いた活動が、こうした住民の発言につながったのではないかと。

能登でも、「能登復興いやさかフォーラム」が設立され、これらの中間支援組織が継続的に活動できる様々な支援が今後の課題である。

(10)

公民協働の新しい社会システムの構築

① ボランティア活動はこれからの社会を支える欠かせない存在

未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災では、県内外から138万人ものボランティアが駆け付け、被災者に寄り添うきめ細かな支援を行った。ボランティアの活躍が契機となったNPO法（特定非営利活動促進法）の成立やNPO/NGOについての研究するNPO学会の誕生など成熟社会における市民セクターとして発展が期待されている。

経験から

○138万人のボランティアが駆け付けた

震災直後の1年間に県内外から138万人のボランティアが駆け付け、後に「ボランティア元年」と呼ばれた。とりわけ、ボランティア活動に関心が薄いと思われていた若い世代の参加が目立った。しかし、受入体制の不備やコーディネート不足などの課題が残された。

○市民セクターとして成長

被災者支援のボランティア団体やNPO/NGOが数多く生まれた。社会福祉協議会や消費生活協同組合、専門家グループ、自治会や婦人会などの地域団体の活動が活発に行われた。市民による民間助成機関も生まれた。この活動を一過性のものでなく、市民セクターとして成長させようとする気運が盛り上がった。

教訓を

○平時時からの支援が不可欠

震災のボランティア活動を通じて、ボランティア団体やNPO/NGOなど市民社会の担い手が多様化し、地域団体など既存組織が活性化された。これらを一時的なものとしないうよう、平時時からボランティア活動への気運醸成や活動基盤の整備が不可欠である。

○行政や企業との協働が必要

ボランティア活動やNPO/NGO、それらを支援する中間支援組織などが数多く生まれている。これらが21世紀の成熟社会を支える重要なセクターであることは疑う余地がない。そのため、NPO/NGOと行政や企業との間で、平時時から、定期的な協議の場を設けるなど他のセクターとのパートナーシップづくりが必要である。

教訓を文化に

○市民活動を市民が支える仕組みの設定

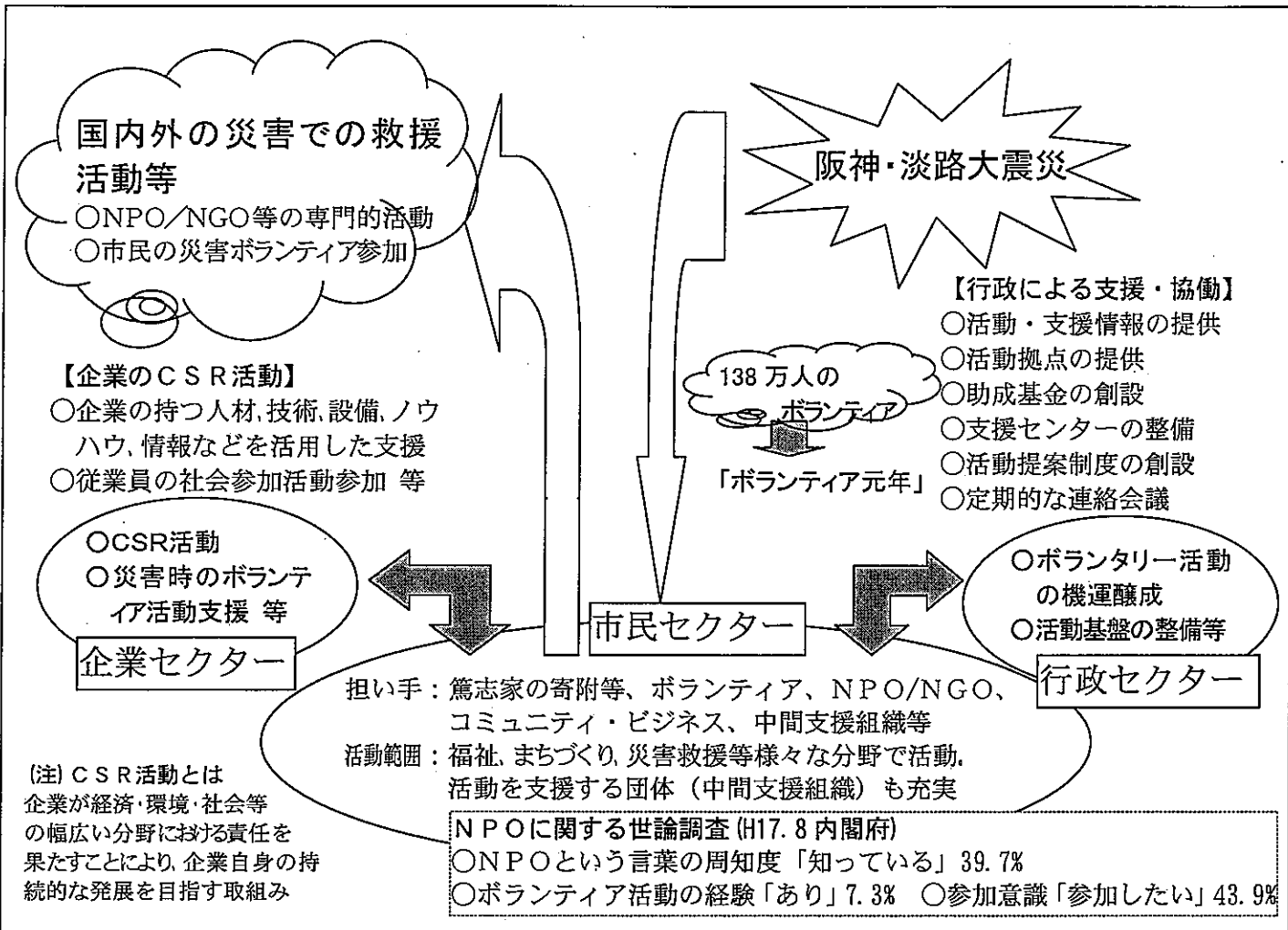
NPO/NGOの活動に対する住民の理解が進み、ボランティア団体を支援するしみん基金・KOBÉの設立など市民が市民活動を支える仕組みができていく。

○企業のCSR活動の進展

震災を契機に企業の社会貢献活動の意識も一層高まった。CSR（企業の社会的責任）活動という形で、多分野に亘り幅広く展開されている。

○行政による支援の定着

震災以降、特定非営利活動法人の制度化やボランティアセンター、NPO等支援センターの開設、活動助成を行う基金の設置など、ボランティア活動への支援が定着している。



**【阪神・淡路大震災以後の災害ボランティアの活躍】**  
 自然災害の発生に対して、国内外を問わずNPO/NGOがいち早く駆け付けて専門的な活動や的確なアドバイスを行うとともに、国内でも災害ボランティアとして多くの市民が参加する姿が定着してきた。

○新潟県中越地震 約9万5千人のボランティアが全国から駆け付け被災者支援を行った  
 ○台風23号災害（兵庫県）約2万5千人のボランティアが駆け付け、被災者の泥かきや後片付けを行った

**兵庫の取組**

□ひょうごボランティアプラザの運営  
 市町ボランティアセンター、中間支援組織等NPOの効率的・効率的な支援等を行う全県的支援拠点として設置。兵庫県社会福祉協議会が運営  
 場所：神戸市中央区東川崎町 神戸クリスタルタワー6階

機能・主な事業：  
 ○交流・ネットワーク  
 協働会議、ボランティア共済等  
 ○情報の提供・相談  
 地域づくり活動登録、NPO相談等  
 ○活動資金支援  
 ひょうごボランティア基金助成、貸付等  
 ○人材養成（エンパワメント）  
 NPO大学、ボランティアコーディネート  
 ○調査研究  
 ボランティア活動実態調査等

(10) 公民協働の新しい社会システムの構築

② 中間支援組織

中間支援組織はNPOをつなぎ、地域や行政、企業との連携を生み出す

阪神・淡路大震災で被災者支援の様々なボランティア活動が展開され、数多くのボランティア団体、NPO/NGOが生まれた。これらの団体の活動を「つなぎ」「まとめる」中間支援組織の役割が期待されるようになった。中間支援組織には、市民セクターの結節点として、NPOと行政だけでなく、企業と地域、NPOと地域、NPO同士などのパートナーシップの構築に向けた活動が期待される。

経験から

○ボランティア団体・NPO・企業・行政の連携・協働が生まれた

全国から駆けつけたボランティアを、被災直後は上手く被災者ニーズにつなげられなかった。やがてボランティア団体はノウハウを蓄積し、被災者のニーズに柔軟に対応するようになった。変化する被災地の支援内容に対応するため、ボランティア団体や行政、地域との様々な連携・協働の活動が必然的に生まれてきた。

○多彩な中間支援活動が芽生えた

復興過程では、被災者復興支援会議、生活復興県民ネット、NPOと行政の生活復興会議など行政と市民をつなぐ中間支援組織が活動した。一方、被災地のボランティアやNPOの活動を資金面から支える、しみん基金・KOBÉなどの中間支援組織や、相談や情報提供といった面を支えるものなどが大きな役割を果たした。

教訓を

○災害時にボランティア活動を調整する機能が重要

いつ・どこで起こるか分からない自然災害。一度、災害が発生した時には、災害ボランティアの対応が求められる。平常時からボランティアコーディネーターや建築士、看護師など専門家の登録及び研修を積んでおくことが必要である。災害ボランティアセンターの立ち上げマニュアルの準備や資機材の点検など日頃からの備えが不可欠である。

○中間支援組織がNPO/NGOを支える

ボランティアセクターを形成していくためには、平常時においても、「民」による「民」への支援により、ボランティアグループ、NPO/NGO(以下NPOという)などの芽生えを助け、その輪を広げ、目的の異なる団体をつないでいく中間支援組織の役割、実践は大切である。企業や行政とのつなぎ役としての役割も期待され、その活動を強化していく必要がある。

教訓を文化に

○NPOの協議体の誕生

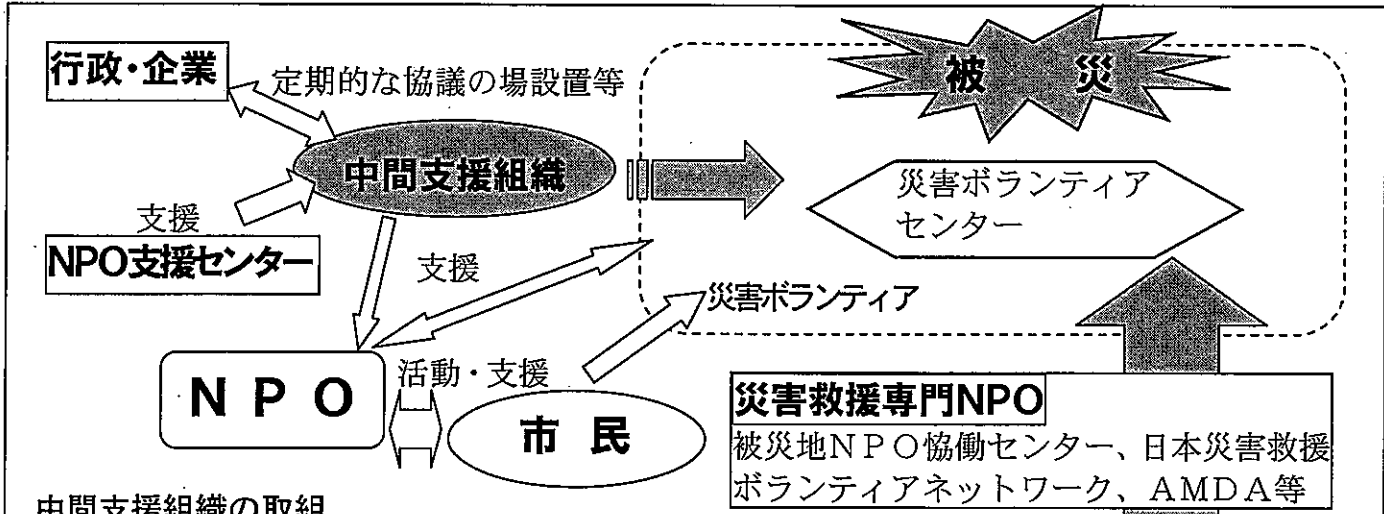
中間支援の役割も被災者とボランティアや行政を「つなぎ」「まとめる」役割から、より専門化、総合化していった。また、中間支援組織がネットワーク化することが期待される。兵庫県のNPOは「ひょうご市民活動協議会(HYOGON)」を設立し、人材育成・情報交換・広報・政策提言などを行っている。

○行政や企業との定期的な協議・協働

兵庫県では「NPOと行政の協議会議」が設置されているなど、NPOと行政や企業が、定期的な協議の場を持つことが定着しつつある。また、中間支援組織は、NPOと行政だけでなく、企業と地域、NPOと地域、NPO同士のパートナーシップをつなぐ活動も行っている。

○中間支援組織の活動基盤の充実

中間支援組織への理解が深まり、期待も高まっている。NPOの設立など活動基盤は整備されつつあるが、資金や人材の確保などで一層の支援が求められる。



中間支援組織の取組

Table with 3 columns: Function (機能), General Activities (普段の取組), and Disaster Preparedness (災害に向けた備え). Rows include Resource Introduction, Human Resource Development, Network Building, Social Base Preparation, and Evaluation.

【災害ボランティアの受け入れ手法】

Table comparing disaster volunteer reception methods in Fukui Prefecture (事例: 福井豪雨災害) and Hyogo Prefecture (事例: 台風第23号災害) across categories like Disaster Relief Center, City/Town Center, and Cooperation.

兵庫の取組

- 震災復興における中間支援
○被災者復興支援会議
○生活復興県民ネット
○生活復興会議ラウンドテーブル
○ひょうご市民活動協議会(HYOGON)

- NPOと行政の協議会議
○ひょうごボランティアプラザによる支援

- ひょうごボランティアプラザによる支援
○ひょうごボランティアセンター

- ひょうごボランティアセンター



### 公民協働の新しい社会システムの構築

#### 企業等と地域のパートナーシップ

#### 企業や大学の活動がまちの復興を支え、これからもまちを元気づける

阪神・淡路大震災では、民間企業が、震災直後や復興過程で被災社員に対する支援だけでなく、生協やスーパー等による食料、その他生活必需品の供給や社員によるボランティア活動などを展開し、大きな役割を果たした。また、復興のまちづくりや地域の活性化などに大学教員や学生が参画した。今後の地域における企業や大学の役割がますます期待される。

#### 経験から

○企業が様々な被災者支援を展開

企業は、被災従業員に対し、自宅を訪問し救援物資や見舞金を配ったり、住居を失った社員への社宅や避難場所の提供などの支援を行った。  
被災地域に対しても生活用品、医薬品、食品など生活必需品の支援を行った。自社施設、船舶の提供や社員によるボランティアの編成など、各企業の得意分野を生かした様々な活動を展開した。

○復興過程でも企業が新たな支援

例えば、P&Gが自社ビルの一角をギャラリーとして開放したり、フェリシモが基金を創設し、震災遺児への奨学金、教育機関への寄付などを支援するなど、企業が被災者支援の大きな力になった。

#### 教訓を

○企業による地域社会への貢献

大規模災害時に、他からの支援がすぐには難しい中で、地元企業の有する人的・物的資源は、地域社会にとって大きな役割を果たす。企業においても社会的責任(CSR)が問われる中、平時より、地域防災活動やまちづくりへの参画など、地域との交流を大切にし、企業文化としての地域貢献活動の定着が望まれる。

○大学による地域社会への貢献

大学は、地域社会に開かれた存在として、その知的資産を地域社会に還元することが重要である。大学が地域と防災やまちづくりについて協定を結ぶなど、地域とのパートナーシップを構築し、平時から地域の課題解決に直接参画していくことが望まれる。

#### 教訓を文化に

○企業等が地域に目を向け始めた

震災後の復興過程で企業や大学の活動が効果をあげたこともあり、企業では、地域の中の企業市民として、住みよいまちづくりに協賛し、共同で活動する動きが盛んになってきた。また、大学も、地域貢献に目を向け、教員がアドバイザーとして、まちの課題解決を支援したり、学生がまちづくりイベントの企画や実働部隊として参画したりする活動も行われている。

### 【企業・大学と地域とのパートナーシップ】

#### 【企業の取組例】

##### ■三ツ星ベルト(株)

震災直後は、事業所の自衛消防隊による消化活動を行い、震災後は、コミュニティ・レストランを地域住民に開放したり、本社玄関ホールを使ったコンサートを開催している。

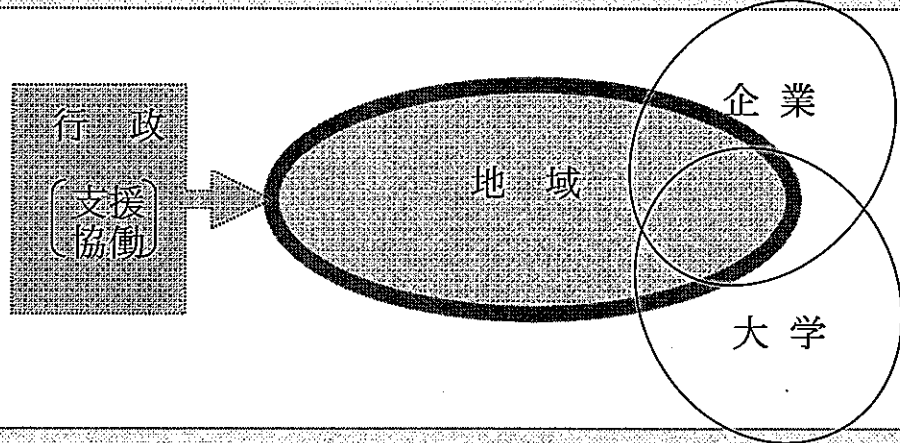
また、小中学校へのピオトープの設置、地域住民や消防署の協力を得た防災訓練の実施など、地域と企業との新たな関係づくりを目指した活動を行っている。



小中学校へのピオトープ設置

##### ■灘五郷清酒業界

震災翌日から地域住民に所有の井戸や社員用の大型風呂を開放し、ライフライン復旧までの支援を行ったり、その後、売り上げの一部を被災者に対する義援金とする商品を発売するなど、地域での歴史を持つ酒造メーカーの存在が、被災住民にとっての大きな支えとなった。



#### 【大学との連携例】

- 地域と神戸大学との連携協定の締結(灘区、東灘区、朝来市、県等)・県(まちづくり復興担当部)との「まちづくり協定」(H17.12締結)に基づく共同事業等の実施
- ・灘区との地域社会の発展と人材育成を目的とした包括的協定(H16.12締結)に基づく灘区民まちづくり会議との連携



東灘区「夏休み子どもいろいろ体験スクール」

- 大学・学生によるまちづくり協議会等への参加、被災地の調査研究
- ・大学教員のまちづくりへの助言・指導
- ・商店街活性化イベントの企画・運営への学生の参画

#### 【その後の自然災害における取組】

新潟中越地震では、各企業が飲料水、非常食の提供やタンクローリー、キッチンカーの派遣などを迅速に行い、日本経団連を窓口とした支援も実施された。

被災地の各金融機関では、いち早く通帳をなくした被災者への預金の払い戻しや企業の手形決済に特段の配慮をするなど、混乱防止に動いた。

これらは、阪神・淡路大震災などの教訓が生かされた取組の一つと言える。

公民協働の新しい社会システムの構築  
住民と行政の協働が住みやすい地域をつくる

阪神・淡路大震災からの復興過程では、住民の主体的な取組を核に、行政はもちろん多様な主体の連携による被災者支援が行われた。この経験が、住民自らが公共的領域を担う「新しい公」創出の契機となった。本格的な成熟社会を迎え、住民ニーズが多様化・高度化する中、地域の様々な課題に対応し、住みやすい地域づくりを進めるには、住民と行政が、それぞれの特徴を生かして、公民協働をさらに進めることが必要である。

経験から

○ボランティア・NPO等による救援・復興支援  
○ボランティアのみでは行き届かない部分で、ボランティアやNPOがきめ細かな活動を行った。刻々と変化する被災者のニーズに様々な対応ができたのも、内外から駆けつけたボランティアやNPOなどに負うところが大きかった。地域団体との連携、企業の協力・支援等、多様な主体の連携による取組が展開された。

教訓を

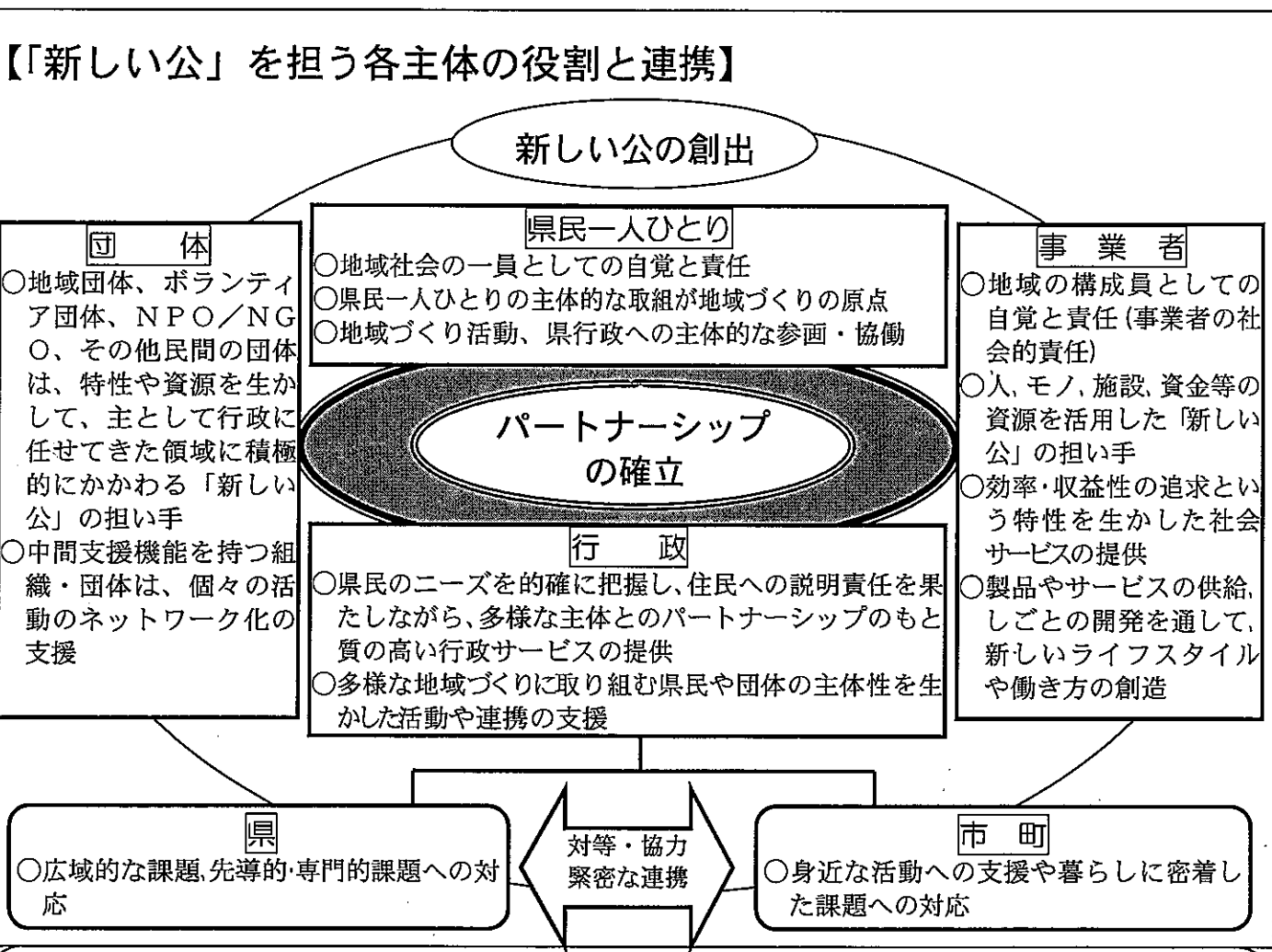
○地域づくりは多様な主体の参画と協働から  
復興の課程では、県民自らも「公」の一部を担っていかねばならなかった。こうした実体験を通じて、住みやすい地域づくりを進めるためには、多様な主体が対等な立場で参画・協働し、「新しい公」をより確かなものとすることの重要性を改めて認識した。また、住民からも行政からも信頼され、住民の意見をまとめられるキーパーソンが必要である。

教訓を文化に

○「新しい公」の考え方が浸透  
震災を契機に、地域のことを自分のこととして、よりよい地域づくりに取り組む「新しい公」の意識が全国的に高まった。地域では、子育てや高齢者の支援、防犯など様々な課題の解決に向け、地域団体やボランティア団体などが多彩な活動に取り組んでいる。また、様々な主体が連携する合意形成機能を備えたまちづくり協議会や、活動を支援する中間支援組織の役割も大きくなっている。

○公民協働の取組が進展

住民ニーズが多様化・高度化する中、地域の多様な課題に的確に対応する必要がある。このため、地域団体やボランティア団体、NPO等の活動の活性化や多様化などを踏まえ、住民の主体性を生かした支援、市町と県の連携、住民の視点に立った行政運営など公民協働のさらなる推進が求められる。兵庫県では、この趣旨に沿って「県民の参画と協働の推進に関する条例」を推進している。



【中越復興市民会議】  
新潟県中越地震の翌年、平成17年5月にボランティア、NPO、大学、青年会議所、一般市民のネットワークで復興を支援する中間支援組織として設立。人、もの、資金、情報、活動を被災地につなげる一環として、住民同士の話し合いを通じ地域の声をとりまとめ、行政機関と協働して生活復興に取り組めるよう行政と市民とのパートナーシップづくりを進めている。

兵庫の取組

- 県民の参画と協働の推進に関する条例  
震災の教訓を踏まえて、県民の主体的な地域づくり活動への支援と、県行政の推進の2つの場面での「参画と協働」の推進に関する基本条例の施行(平成15年)
- NPOと行政の協働会議  
県内のNPO等と行政が、NPO活動をはじめ多様な課題について定期的に協議する場
- 被災市町での参画と協働の取組例  
宝塚市:「宝塚市まちづくり基本条例」、「宝塚市市民参加条例」の施行(平成14年)、まちづくり協議会の支援など協働のまちづくりを推進
- 伊丹市:「伊丹市まちづくり基本条例」の施行(平成15年)、「市民まちづくりプラザ」の設置・運営など、市民の主体的なまちづくりを推進
- 神戸市:「協働・参画3条例」(神戸市民の意見提出手続に関する条例、神戸市民による地域活動の推進に関する条例、神戸市行政評価条例)の施行(平成16年)、「協働と参画のプラットホーム」の設置・運営など、協働と参画のまちづくりを推進
- 芦屋市:「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」の施行(平成19年)、「あしや市民活動センター」の設置・運営など、協働によるまちづくりを推進

## IV 復旧・復興のステージごとの取組の整理表

### ■構成

- 1 総括表 (P74～75)
- 2 分野ごとの個表 (P76～82)

※総括表には、以下の分野ごとに主な取組を記載。

個表には、主な取組のほか、各種の取組を記載。

- ① 被災者を取り巻く生活基盤
  - ア 住まい・・・避難所、応急仮設住宅、恒久住宅など、住まいの復旧・復興に関する取組
  - イ インフラ・・・ライフラインや鉄道、道路、港湾など、インフラの復旧・復興に関する取組
- ② 復興体制・・・復興計画の策定・推進・フォローアップなど国・県等の復旧・復興体制に関する取組
- ③ 復興計画・・・復興計画や補完プログラムに関する取組
- ④ 防災・減災・・・初動、平時からの危機管理など、防災・減災に関する取組
- ⑤ 暮らし・・・生活再建、健康、福祉、教育、文化などの復旧・復興に関する取組
- ⑥ 経済・・・経済、雇用、産業などの復旧・復興に関する取組
- ⑦ まちづくり・・・面的整備事業など、まちづくりにおける復旧・復興に関する取組
- ⑧ 市民活動・・・市民が主体となったボランティア、NPOなどの取組

### ■ステージの区分

○復旧・復興のステージは、被災者の住まいの復旧・復興に着目し、次のとおり区分

- I 緊急・応急対応期 (直後から避難所期：平成7年1月～平成7年8月)
- II 復旧期 (仮設住宅期：平成7年9月～平成10年3月)
- III 復興前期 (恒久住宅移行期：平成10年4月～平成12年3月)
- IV 復興後期 (本格復興期：平成12年4月～)



IV 復旧・復興のステージごとの取組の整理表（総括表）

	I 緊急・応急対応期(直後から避難所期)												II 復旧期(仮設住宅期)																																															
	95年(平成7年)1月				95年(平成7年)2月				95年(平成7年)3月				95年(平成7年)4月				95年(平成7年)			96年(平成8年)			97年(平成9年)																																					
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3																													
被災者を取り巻く生活基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県、災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設を表明</li> <li>● 県、被災市、第1次応急危険度判定開始</li> <li>● 県、応急仮設住宅の工事着工</li> <li>● 第2次応急危険度判定実施</li> <li>● 避難者数がピークに達する</li> <li>● 公営住宅への一時入居開始</li> <li>● 県、「原則として希望者全員に応急仮設住宅を提供する」方針を決定(必要数30,000戸)</li> <li>● 県、「応急仮設住宅の入居開始(五色町)」</li> <li>● 損壊家屋等の解体が国庫補助事業として実施可能となる(厚生省通知)</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急仮設住宅30,000戸完成</li> <li>● シルバーハウジングへLSA(生活援助員)派遣を開始</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県の応急仮設住宅48,300戸が全て完成</li> <li>● 神戸市、災害救助法に基づく避難所を廃止</li> <li>● 待機所の運営解消(これにより避難所の代替施設となる待機所の運営へ移行)</li> <li>● 県、災害復興公営住宅第1次一元募集開始</li> <li>● 応急仮設住宅の入居世帯数ピーク(46,617世帯)</li> <li>● 県、「応急仮設住宅入居者調査」を実施</li> <li>● 芦屋市で応急仮設住宅初の撤去作業開始</li> <li>● 県、「恒久住宅への移行のための総合プログラム」を策定</li> <li>● 県、「住まい復興詳細プログラム」を策定</li> <li>● 県、災害復興公営住宅の第2次一元募集開始</li> <li>● 県、災害復興公営住宅の第3次一元募集開始</li> <li>● 県、災害復興公営住宅の第4次一元募集開始</li> </ul>																																			
インフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気の応急復旧完了</li> <li>● 鉄道事業者による代替バス運行開始</li> <li>● 電話、LPガスが復旧完了</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市営地下鉄全線開通</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● JR在来線全線開通</li> <li>● JR新幹線全線開通</li> <li>● 工業用水道復旧完了</li> <li>● ガス応急復旧完了</li> <li>● 水道応急復旧完了</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 六甲山系グリーンベルト整備基本方針策定</li> <li>● 下水道応急復旧完了</li> <li>● 阪神、阪急、山陽、神戸電鉄全線開通</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● JR東西線開業</li> <li>● JR福知山線(新三田～篠山口間)複線化</li> <li>● JR播但線の電化(高速化(姫路～寺前間))</li> <li>● 山陽自動車道全線開通</li> </ul>											
復興体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「兵庫県南部地震非常災害対策本部」を設置</li> <li>● 「兵庫県南部地震緊急対策本部」を設置</li> <li>● 現地对策本部を兵庫県公館に開設(21日閣議決定)</li> <li>● 「小里地震対策担当大臣特命室」発足</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「阪神・淡路復興委員会」を設置</li> <li>● 「阪神・淡路復興対策本部」を設置</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「阪神・淡路復興委員会」を廃止</li> </ul>																																			
復興計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「兵庫県南部地震災害対策本部」を設置</li> <li>● 「兵庫県南部地震災害対策総合本部」へ改組</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「都市再生戦略策定懇話会」が発足</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「阪神・淡路大震災復興本部」を設置</li> <li>● 「震災復興総合相談センター」を設置</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「(財)阪神・淡路大震災復興基金」を設立</li> <li>● 「阪神・淡路震災復興計画策定調査委員会」を設置</li> <li>● 「阪神・淡路震災復興計画推進委員会」を設置</li> <li>● 「(財)阪神・淡路大震災記念協会」を設立</li> </ul>																							
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県、「阪神・淡路震災復興計画(仮称ひょうごフェニックス計画)策定を決定</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市再生戦略策定懇話会が「阪神・淡路震災復興戦略ビジョン」を県に提言</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県、「阪神・淡路震災復興計画-基本構想」を策定</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県、「阪神・淡路震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)を策定</li> <li>● 県、「阪神・淡路都市復興基本計画」を策定</li> <li>● 県、「ひょうご住宅復興3か年計画」を策定</li> <li>● 県、「緊急インフラ整備3か年計画」を策定</li> <li>● 県、「産業復興3か年計画」を策定</li> <li>● 県、「ひょうご住宅復興3か年計画」を改定</li> </ul>																							
暮らし	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 神戸市を皮切りに、被害の把握が可能となった市町から順次、災害救助法を適用(2/1までに10市10町)</li> <li>● 県、自衛隊への派遣要請、自衛隊による救助活動開始</li> <li>● 警察、消防による救助活動等の開始</li> <li>● 兵庫県警が「災害警備本部」を設置</li> <li>● 兵庫県警、「行方不明者相談所」を開設</li> <li>● 兵庫県警、「救急救護所」を設置</li> <li>● 兵庫県警、「地域防災計画」に基づき、NHKラジオ、サンテレビ、AM神戸、Kiss-FMから定期的に生活情報を発信</li> <li>● グリーンピア三木を物資備蓄第2基地として開設</li> <li>● 県、「情報センター」を設置し、情報窓口を一元化</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 三木山森林公園を物資備蓄第3基地として開設</li> <li>● 大阪空港基地を物資備蓄第4基地として開設</li> <li>● 被災者を中心とした県民向け臨時災害FM局「復興通信FM796-フェニックス」を開局</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県内の自主防災組織の組織率 27.4%(被災直後)</li> <li>● 自衛隊が被災地から完全撤退(4/27)</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県、フェニックス防災システム運用開始</li> <li>● 県、「災害救援ボランティア制度(HEART PHOENIX)の創設</li> <li>● 県、知事直轄の危機管理専門職として「防災監」を設置</li> <li>● 県、「地域防災計画」を改訂</li> </ul>																							
経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県、生活福祉資金の特別貸付制度創設決定</li> <li>● 県、緊急生活福祉資金(小口貸付)貸付開始</li> <li>● 兵庫県南部地震災害義援金募集委員会を設置</li> <li>● 義援金の第1次配分を決定</li> <li>● 県、「災害甲助金」の相談、受付開始</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災地で災害甲助金支給手続き開始</li> <li>● 全ての県立学校で授業再開</li> <li>● 神戸市、市立小・中学校全校再開</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害見舞金、県災害援護資金受付開始</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県精神保健協会、「こころのケアセンター」を設置</li> <li>● 義援金の第2次配分を決定</li> <li>● 義援金の第3次配分(生活支援金)を決定</li> <li>● 「生活復興資金貸付」の受付開始</li> <li>● 県、「生活復興支援詳細プログラム」を発表</li> <li>● 「生活再建支援金」の受付開始</li> <li>● 「生活再建支援金」の支給開始</li> <li>● 「被災中高年恒久住宅自立支援制度」の受付開始</li> </ul>																							
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業総合相談所を明石、尼崎、淡路地区に開設</li> <li>● 国、国民金融公庫による災害復旧貸付の発動等実施</li> <li>● 国、被災中小企業の復旧対策融資等の実施</li> <li>● 国、被災中小企業者に対する激甚指定並融資を決定</li> <li>● 国、政府系金融機関の災害貸付の適用</li> <li>● 雇用調整助成金の特例適用</li> <li>● 失業給付の特例支給</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急災害復旧資金の創設</li> <li>● 神戸市等に総合労働相談所を設置</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 神戸市仮設工場第1期(川藻島、南駒栄、神戸インナー第4)完成</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 神戸市仮設工場第2期(興亜池公園、高塚台、神戸ハイパーク)完成</li> <li>● 「産業復興会議」が「産業復興計画」を発表</li> <li>● 「阪神・淡路産業復興推進機構(HERO)」を設立</li> <li>● 「(財)新産業創造研究機構(NIRO)」を設立</li> <li>● 県、「新産業創造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例(産業復興条例)」を制定</li> </ul>																							
市民活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築基準法(第84条)に基づき、被災地における建築制限の区域を指定(神戸市、西宮市)</li> <li>● 建築基準法(第84条)に基づき、被災地における建築制限の区域を指定(芦屋市、宝塚市、北淡町)</li> <li>● 「被災市街地復興特別措置法」公布、施行</li> <li>● 復興都市計画の決定告示</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 震災から1ヶ月間の1日平均のボランティア人数が2万人にのぼった</li> <li>● ボランティア人数が延べ100万人に達する</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県、「復興まちづくり支援事業」を創設</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 西宮マリナパークシティ着工</li> <li>● 神戸東部新都心地区着工(HAT神戸)</li> <li>● ボランティアの延べ人数が、約138万人にのぼった</li> <li>● 「被災者復興支援会議」が発足</li> <li>● 「阪神・淡路まちづくり支援機構」設立</li> <li>● 「生活復興県民ネット」が発足</li> <li>● 災害復興ボランティア活動助成受付開始</li> </ul>																							



		Ⅲ 復興前期(恒久住宅移行期)												Ⅳ 復興後期(本格復興期)																																																																							
		98年(平成10年)			99年(平成11年)			00年(平成12年)			01年(平成13年)			02年(平成14年)			03年(平成15年)			04年(平成16年)			05年(平成17年)			06年(平成18年)			07年(平成19年)																																																								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
被災者を取り巻く生活基盤	住まい	●災害復興公営住宅等全戸(38,600戸)着工済みとなる ●被災地最後の旧待機所が解消 ●神戸市、恒久住宅移行プログラムを策定 ●がれきの処理を完了												●応急仮設住宅全入居者退去 ●応急仮設住宅撤去工事了												●「被災者生活再建支援法」の一部改正(居住安定支援制度の創設) ●居住安定支援制度に対する県独自の補完制度の創設												●県、「兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)創設 兵庫県住宅再建共済制度に「マンション共用部分再建共済制度」を新設 被災者生活再建支援法の一部改正(使途を限定しない定額渡し切り方式に見直し)																																															
	インフラ	●明石海峡大橋が開通																								●神戸市営地下鉄海岸線開通												●阪神高速道路北神戸線全線開通 ●阪神高速道路神戸山手線(白川JCT~神戸長田)開通												●JR加古川線(加古川~谷川間)の電化、高速化 ●神戸空港開港 ●ポートライナー延伸												関西国際空港2期開港																							
復興体制	国													●「阪神・淡路復興対策本部」を解散 ●「阪神・淡路大震災復興関係省庁連絡会議」を設置																																																																							
	県													●県、「震災対策国際総合検証会議」を設置																								●県、「復興10年委員会」設置												●阪神・淡路大震災復興本部の廃止 ●阪神・淡路大震災復興推進会議の設置(県土整備部に「住宅復興局」を設置) ●復興フォローアップ委員会の設置 ●住宅復興局が「復興局」に改組 ●(財)阪神・淡路大震災記念協会が「(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構」に改組																																			
復興計画	●県、「阪神・淡路大震災復興計画推進方策」策定												●震災対策国際総合検証報告会で「震災対策国際総合検証事業」を発表 ●県、「阪神・淡路大震災復興計画後期5か年推進プログラム」策定												●兵庫県、「阪神・淡路大震災最終3か年推進プログラム」策定												●創造的復興フォーラムを開催し、「復興10年総括検証・提言事業」の結果を国内外に発信												●県、「復興の成果を県政に生かす3か年推進方策」策定																																				
防災・減災													●県、「西播磨広域防災拠点」の供用開始 ●「兵庫県災害対策センター」を開設 ●県、「但馬広域防災拠点」の供用開始												●「人と防災未来センター(防災未来館)」を開設 ●「人と防災未来センター(ひと未来館)」を開設												●兵庫県災害医療センター開設 ●県、「フェニックス防災システム」について、インターネットによる市民への情報提供開始 ●兵庫県広域防災センター(三木市)を開設 ●三木総合防災公園(陸上競技場、野球場)開園 三木総合防災公園(屋内防災施設(テニスコート))開園 ●三木市に「世界最大の耐震研究施設「実大三次元振動破壊実験施設(E-ディフェンス)」が完成												●県、「淡路広域防災拠点」の供用開始 ●県内の自主防災組織の組織率 95.7%																																				
くらし	●県、「生活復興支援プログラムから～ホップ・ステップ・ジャンプ元気応援プログラム～」を策定 ●「中高年自立支援金」の支給開始 ●「被災者生活再建支援法」の制定 ●「被災者自立支援金」の申請開始 ●「被災者自立支援金」の支給開始												●「まちな保健室」を開設 ●県、「生活復興協働プログラム2000～住みつけたいまちへ～」を策定 ●県、「生活復興協働プログラム2001～一人ひとりが力を活かして～」を策定 ●県、「生活復興協働プログラム2002～ともに手をたずさえて～」を策定 ●SCS(高齢世帯生活援助員)の設置 ●県立舞子高等学校に「環境防災科」を設置												●県、「災害復興公営住宅団地コミュニティ調査」を実施 ●「兵庫県こころのケアセンター」を開設												●「高齢者自立支援ひろば」の創設 ●「兵庫県立芸術文化センター」を開設																																																
経済	●神戸市中央卸売市場東部市場の復旧工事を完了 ●被災地コミュニティ・ビジネスへの支援開始																								●県、「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例(産業集積条例)」の制定 ●「ひょうご経済・雇用再活性化プログラム」を策定												●「ひょうご経済・雇用再生加速プログラム」を策定 ●阪神・淡路産業復興推進機構(HERO)が解散																																																
まちづくり	●神戸東部新都心(HAT神戸)、西宮マリナパークシティ、南芦屋浜北部地区等でまちびらき ●県、「まちづくり基本条例」の制定 ●県、「まちづくり支援事業」の創設																																				●神戸市が進めてきた人工の小川が流れる都市計画道路「松本せせらぎ通り」が全通												●県、「まちなにぎわいづくり」活動成事業」を創設																																				
市民活動	●「特定非営利活動促進法(NPO法)」の制定 ●県、「県民ボランティア活動の促進に関する条例」の施行 ●「被災者復興支援会議Ⅱ」が発足 ●NPOと行政の生活復興会議が発足												●「被災者復興支援会議Ⅲ」が発足 ●ひょうごボランティアプラザの開設												●NPOと行政の生活復興会議が、「NPOと行政の協働会議」に改組												●県、「県民の参画と協働の推進に関する条例」を施行																																																



復旧・復興のステージごとの取組の整理表（被災者を取り巻く生活基盤〔住まい・インフラ〕）

		I 緊急・応急対応期(直後から避難所期)																														II 復旧期(仮設住宅期)																																																																																
		95(平成7年)年1月										95(平成7年)年2月										95(平成7年)年3月										95(平成7年)年4月				95(平成7年)年5月				96(平成8年)年				97(平成9年)年																																																																				
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
被災者を取り巻く生活基盤	住まい	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県、災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設を表明</li> <li>●県、被災市、第1次応急危険度判定開始</li> <li>●県、応急仮設住宅の工事着工</li> <li>●第2次応急危険度判定実施</li> <li>●公営住宅への一時入居開始</li> <li>●県、「原則として希望者全員に応急仮設住宅を提供する」方針を決定(必要数30,000戸)</li> <li>●応急仮設住宅の入居開始(五色町)</li> <li>●県、被災者用公営住宅等幹線支援センター開設</li> <li>●近畿・中国・四国3ブロック各府県の公営住宅の幹線受付窓口開設</li> <li>●「総合住宅相談所」開設</li> <li>●神戸市、被災者用一時使用住宅の入居者募集を発表</li> <li>●神戸市、第1次応急危険度判定実施</li> <li>●第2次応急危険度判定実施</li> <li>●避難者数がピークに達する(1,153カ所、316,678人)</li> <li>●神戸市、建築相談ボランティアセンターを設置</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>●県、「住宅復興会議(第1回)開催</li> <li>●県、地域型仮設住宅の発注開始</li> <li>●神戸市、応急仮設住宅入居開始</li> <li>●兵庫県総合住宅相談所として、「住宅復旧相談センター」、「分譲マンション復興相談センター」を開設</li> <li>●神戸市、神戸市災害復興住宅特別融資特別融資(個人向け)を実施</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>●県、「被災マンション建替等支援事業」実施</li> <li>●県、「被災者住宅再建支援制度等の利子補給」の実施</li> <li>●二重ローン対策として、「住宅債務償還特別対策」の実施</li> <li>●シルバーハウジングへLSA(生活援助員)派遣を開始</li> <li>●神戸市、災害救助法に基づく住宅の応急修理の受付開始</li> <li>●「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法」の施行</li> <li>●神戸市、自費による解体撤去費用の清算受付開始</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>●応急仮設住宅 30,000戸完成</li> <li>●県、「被災マンション建替等支援事業」実施</li> <li>●県、「被災者住宅再建支援制度等の利子補給」の実施</li> <li>●二重ローン対策として、「住宅債務償還特別対策」の実施</li> <li>●シルバーハウジングへLSA(生活援助員)派遣を開始</li> <li>●神戸市、災害救助法に基づく住宅の応急修理の受付開始</li> <li>●「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法」の施行</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>●県の応急仮設住宅48,300戸が全て完成</li> <li>●神戸市、災害救助法に基づく避難所を廃止</li> <li>●待機所の運営解消(これにより避難所の代替施設となる待機所の運営へ移行)</li> <li>●県、災害復興公営住宅第1次一元募集開始</li> <li>●応急仮設住宅の入居世帯数ピーク(46,617世帯)</li> <li>●神戸市、避難所閉鎖、学校以外の10箇所を「待機所」に変更</li> <li>●神戸市、仮設住宅の一部解体を開始</li> <li>●神戸市、災害復興公営住宅(市営住宅)入居者募集を開始</li> <li>●神戸市、仮設住宅への移行のための総合プログラムを策定</li> <li>●県、「ひょうご県民住宅復興ローン」の受付開始</li> <li>●県、「公営住宅の家賃負担軽減策(最低家賃5,000円/月)」「公営住宅の建設増」等を発表</li> <li>●県、「恒久住宅への移行のための総合プログラム」決定</li> <li>●県、「民間賃貸住宅家賃負担軽減制度」の創設、及び「持ち家再建支援策」の拡充を決定</li> <li>●県、持家再建支援策の拡充・創設及び民間賃貸住宅家賃負担軽減事業の受付開始</li> <li>●県、「民間賃貸住宅家賃負担軽減策」の拡充を発表</li> <li>●神戸市、「避難所個別面談調査」を実施</li> <li>●住宅・都市整備公社、被災者用住宅の貸与1年間延長を決定</li> <li>●ひょうご復興コレクティブハウジングの整備開始</li> <li>●県、「ひょうご住宅マスタープラン」を策定</li> <li>●県、「住まい復興詳細プログラム」を策定</li> <li>●県、「高齢者特別融資(不動産活用型)利子補給」の実施</li> <li>●政府、住宅復興の総合プログラムを発表(住宅供給、家賃低減等)</li> <li>●神戸市、「すまい復興プラン」を発表</li> <li>●神戸市、住まいの再生推進委員会設置</li> <li>●県、災害復興公営住宅の第2次一元募集開始</li> <li>●県、災害復興公営住宅第2次一元募集の抽選</li> <li>●県、災害復興公営住宅の第3次一元募集開始</li> <li>●県、災害復興公営住宅第3次一元募集の抽選</li> <li>●県、「兵庫県災害廃棄物処理計画」策定</li> <li>●県、災害復興公営住宅の第4次一元募集開始</li> <li>●県、災害復興公営住宅第4次一元募集の抽選</li> <li>●県、「民間賃貸住宅家賃負担軽減制度」の改善策を発表</li> <li>●県、「応急仮設住宅入居者調査」を実施</li> <li>●神戸市、「災害廃棄物処理計画」策定</li> <li>●神戸市、倒壊家屋の撤去で第三者契約方式の受付開始</li> <li>●神戸市、焼失家屋の撤去について、区役所で受付開始</li> <li>●県、「ひょうご住宅5ヵ年計画」策定</li> <li>●県、「ひょうご住宅6ヵ年計画」策定</li> <li>●住宅・都市整備公社、被災者用住宅の貸与1年間延長を決定</li> <li>●住宅・都市整備公社が単独で災害復興公営住宅の募集開始</li> <li>●県、撤去後の仮設住宅の無償供与についての基準を公表</li> <li>●神戸市住宅供給公社「住宅再建ヘルパー制度」創設</li> </ul>																																																																												
	インフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電気の応急復旧完了</li> <li>●鉄道事業者による代替バス運行開始</li> <li>●電話、LPガスが復旧完了</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>●市営地下鉄全線開通</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>●JR福知山線(新三田～篠山口間)</li> <li>●JR播但線の電化高速化(姫路～寺前間)</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>●JR在来線全線開通</li> <li>●JR新幹線全線開通</li> <li>●工業用水道復旧完了</li> <li>●ガス応急復旧完了</li> <li>●バス路線の新設、変更が始まる</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>●下水道応急復旧完了</li> <li>●瓦礫搬送ルートの指定及び交通規制の実施</li> <li>●水道応急復旧完了</li> <li>●阪神、阪急、山陽、神戸電鉄全線開通</li> <li>●国道43号線と名神高速道路の交通規制解除(被災地内の交通規制が全面解除)</li> <li>●「ハーバーハイウェイ」が復旧し、全面開通</li> <li>●阪神高速道路神戸線が全線開通</li> <li>●神戸港が復旧</li> <li>●山陽自動車道全線開通</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>●国道2号線全線復旧</li> <li>●国道2号線浜手バイパス開通</li> <li>●神戸大橋が全面復旧</li> <li>●JR福知山線(新三田～篠山口間)複線化</li> <li>●JR播但線の電化高速化(姫路～寺前間)</li> <li>●「芦有ドライブウェイ」(芦屋～有馬間)復旧工事完了</li> <li>●JR東西線開業</li> <li>●神戸港が復旧</li> <li>●山陽自動車道全線開通</li> </ul>																																																																								

		III 復興前期(恒久住宅移行期)												IV 復興後期(本格復興期)																																																																																			
		98(平成10年)				99(平成11年)				00(平成12年)				01(平成13年)				02(平成14年)				03(平成15年)				04(平成16年)				05(平成17年)				06(平成18年)				07(平成19年)																																																											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
被災者を取り巻く生活基盤	すまい	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害復興公営住宅等全戸(38,600戸)着工済みとなる</li> <li>●被災地最後の旧待機所が解消</li> <li>●県、「高齢者住宅再建補助」を開始</li> <li>●県、仮設住宅の使用期限を1998年9月まで再延長することを決定</li> <li>●県、撤去した仮設住宅を中国、フィリピンなど7カ国に無償提供すると発表</li> <li>●県、災害復興公営住宅の募集開始</li> <li>●県、「災害復興グループハウス整備事業」実施</li> <li>●県住宅供給公社、1999年2月から「いきいき県民推進員制度」を開始すると発表</li> <li>●県、災害復興公営住宅の当選を発表</li> <li>●県、仮設住宅の入居期限を99年3月まで延長すると発表</li> <li>●神戸市、「恒久住宅移行プログラム」を策定</li> <li>●県、被災市町、仮設住宅を99年度中に全戸撤去する方針を固める</li> <li>●県、災害復興公営住宅の追加募集を発表</li> <li>●県、災害復興公営住宅に設置するコミュニティプラザを一般の県営住宅にも設置することを決定</li> <li>●被災地外の仮設住宅入居者が完全解消</li> <li>●がれきの処理を完了</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>●応急仮設住宅全入居者退去</li> <li>●神戸市、仮設住宅を解消</li> <li>●神戸市、仮設住宅撤去工事完了</li> <li>●県内初の都市型駐在所となる兵庫署キャナルタウン駐在所(神戸市兵庫区)が開所</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>●県、震災後に県外に移住した被災者の帰県を促進するため、県営住宅の入居募集に特別枠を設けることを発表</li> <li>●「被災者生活再建支援法」の一部改正(居住安定支援制度の創設)</li> <li>●居住安定支援制度に対する県単独の補完制度の実施</li> <li>●県、「わが家の耐震改修促進事業」を実施</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>●県、「兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)創設</li> <li>●兵庫県住宅再建共済制度に「マンション共用部分再建共済制度」を新設</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災者生活再建支援法の一部改正(使途を限定しない定額渡し切り方式に見直し)</li> <li>●公営住宅における新婚世帯、子育て世帯の優先入居の開始</li> </ul>																																																							
	インフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●明石海峡大橋が開通</li> <li>●神戸空港、起工式が実施される</li> <li>●神戸港港島トンネル開通</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>●神戸市営地下鉄海岸線開通</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>●阪神高速道路北神戸線全線開通</li> <li>●阪神高速道路神戸山手線(白川JCT～神戸長田)開通</li> <li>●西宮北有料道路延伸</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>●JR古川線(加古川～谷川間)の電化、高速化</li> <li>●JR古川線(加古川～谷川間)の電化、高速化</li> <li>●JR古川線(加古川～谷川間)の電化、高速化</li> <li>●JR古川線(加古川～谷川間)の電化、高速化</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>●関西国際空港2期開港</li> <li>●山手幹線神戸ノ内工区完成</li> <li>●阪神港誕生</li> <li>●尼崎西宮芦屋港 多目的国際ターミナル供用開始</li> <li>●尼崎西宮芦屋港 尼崎開門・高潮対策施設(厄ロック)完成</li> </ul>																																																							



復旧・復興のステージごとの取組の整理表（復興体制）

		I 緊急・応急対応期(直後から避難所期)												II 復旧期(仮設住宅期)																																																										
		95年(平成7年)1月						95年(平成7年)2月						95年(平成7年)3月						95年(平成7年)4月						95年(平成7年)						96年(平成8年)						97年(平成9年)																																		
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
国		●「兵庫県南部地震非常災害対策本部」を設置						●「阪神・淡路復興委員会」を設置																								●「阪神・淡路復興委員会」を廃止						●「阪神・淡路復興委員会」の廃止を受け、国と県と神戸市との協議会を設置																																		
復興体制		●「兵庫県南部地震緊急対策本部」を設置						●「阪神・淡路復興対策本部」を設置																																																																
県・市		●「兵庫県南部地震災害対策本部」を設置 ●「兵庫県南部地震災害対策総合本部」へ改組 ●「小里地震対策担当大臣特命室」発足						●「都市再生戦略策定懇話会」が発足 ●「外国人県民復興会議」(第1回)開催 ●県、「産業復興会議」を設置						●県、「ひょうご住宅復興会議」を設置						●県、「保健医療福祉復興県民会議」を設置						●県、「阪神・淡路大震災復興本部」を設置						●「被災者復興支援会議」が発足 ●県、「阪神・淡路震災復興計画推進委員会」会議開催						●県、「阪神・淡路震災復興計画策定調査委員会」を設置 ●県、「阪神・淡路震災復興計画推進委員会」を設置 ●「(財)阪神・淡路大震災記念協会」を設立 ●「阪神・淡路大震災復興支援館(フェニックス・プラザ)」がオープン						●(財)阪神・淡路大震災復興基金、運用財産を3,000億円増額し、基金の規模を9,000億円とする						●神戸市、復興計画検証のため、「神戸市復興推進懇話会」を設置																						

		III 復興前期(恒久住宅移行期)												IV 復興後期(本格復興期)																																																																																			
		98年(平成10年)				99年(平成11年)				00年(平成12年)				01年(平成13年)				02年(平成14年)				03年(平成15年)				04年(平成16年)				05年(平成17年)				06年(平成18年)				07年(平成19年)																																																											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
国														●「阪神・淡路復興対策本部」を解散 ●「阪神・淡路大震災復興関係省庁連絡会議」を設置																																																																																			
復興体制														●「被災者復興支援会議Ⅱ」が発足 ●「被災者復興支援会議Ⅲ」が発足																																																																																			
県・市		●「被災者復興支援会議Ⅱ」が発足 ●県、「震災対策国際総合検証会議」を設置												●県、「復興10年委員会」設置												●県、「阪神・淡路大震災復興本部」を廃止 ●県、「阪神・淡路大震災復興推進会議」を設置(県土整備部に「住宅復興局」を設置) ●県、「復興フォローアップ委員会」を設置 ●神戸市、神戸市災害対策本部が廃止												●(財)阪神・淡路大震災記念協会が「(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構」に改組																																																											

復旧・復興のステージごとの取組の整理表（復興計画）

		I 緊急・応急対応期(直後から避難所期)												II 復旧期(仮設住宅期)																																																										
		95年(平成7年)1月						95年(平成7年)2月						95年(平成7年)3月						95年(平成7年)4月						95年(平成7年)						96年(平成8年)						97年(平成9年)																																		
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
復興計画		●県、「阪神・淡路震災復興計画(仮称ひょうごフェニックス計画)策定を決定						●都市再生戦略策定懇話会が「阪神・淡路震災復興戦略ビジョン」を県に提言						●県、「阪神・淡路震災復興計画—基本構想」を策定						●県、「阪神・淡路震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)を策定						●県、「阪神・淡路都市復興基本計画」を策定						●県、「ひょうご住宅復興3か年計画」を策定						●県、「緊急インフラ整備3か年計画」を策定						●県、「産業復興3か年計画」を策定						●県、「ひょうご住宅復興3か年計画」を改定						●神戸市、「神戸市復興計画」策定						●県、「阪神・淡路大震災復興計画推進委員会」中間報告を発表										

		III 復興前期(恒久住宅移行期)												IV 復興後期(本格復興期)																																																																																			
		98年(平成10年)				99年(平成11年)				00年(平成12年)				01年(平成13年)				02年(平成14年)				03年(平成15年)				04年(平成16年)				05年(平成17年)				06年(平成18年)				07年(平成19年)																																																											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12												
復興計画		●県、「阪神・淡路大震災復興計画推進方策」策定												●震災対策国際総合検証報告会で「震災対策国際総合検証事業」を発表												●兵庫県、「阪神・淡路大震災最終3か年推進プログラム」策定												●復興10年委員会が、「復興10年総括検証・提言事業」の最終報告書をまとめる												●復興10年委員会が、「復興10年総括検証・提言事業」の最終報告書を県知事に提出												●創造的復興フォーラムを開催し、「復興10年総括検証・提言事業」の結果を国内外に発信												●神戸市復興・活性化推進懇話会、「復興の総括・検証」の報告書を神戸市長へ提出												●県、「復興の成果を県政に生かす3か年推進方策」策定											



復旧・復興のステージごとの取組の整理表（防災・減災）

	I 緊急・応急対応期(直後から避難所期)												II 復旧期(仮設住宅期)											
	95年(平成7年)1月				95年(平成7年)2月				95年(平成7年)3月				95年(平成7年)4月				95年(平成7年)			96年(平成8年)			97年(平成9年)	
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> <li>●神戸市を皮切りに、被害の把握が可能となった市町から順次、災害救助法が適用(2/1までに10市10町)</li> <li>●県、自衛隊への派遣要請、自衛隊による救助活動開始</li> <li>●警察、消防による救助活動等の開始</li> <li>●兵庫県警が「災害警備本部」を設置</li> <li>●災害対策本部長(知事)が食料や毛布の支援、被災者の救護を全国に向け発信</li> <li>●県消防学校に物資備蓄基地を開設</li> <li>●兵庫県警、「行方不明者相談所」を開設</li> <li>●兵庫県警、「救急救護所」を設置</li> <li>●「地域防災計画」による放送協定に基づき、NHKラジオ、サンテレビ、AM神戸、Kiss-FMから定期的に生活情報を発信</li> <li>●避難所緊急パトロール隊の編成</li> <li>●グリーンピア三木を物資備蓄第2基地として開設</li> <li>●県、「救護対策現地本部」を設置</li> <li>●救護所、避難所救護センターの設置</li> <li>●県、「情報センター」を設置し、情報窓口を一元化</li> <li>●県民への余震情報を提供するため、神戸市へ携帯ラジオ8,000台、阪神県民局へ5,000台を提供</li> <li>●阪神県民局へ携帯ラジオ1,000台、東播磨県民局へ500台、淡路県民局へ500台を提供</li> <li>●避難所生活者に必要な情報を盛り込んだ「震災ニュース」を発行</li> <li>●被災者を中心とした県民向け臨時災害FM局「復興通信FM796-フェニックス」を開局</li> <li>●県提供の通常のテレビやラジオの番組枠を順次復帰させ、全編震災関連情報の放送を開始(3/31まで)</li> <li>●全国紙5紙と神戸新聞に、義援金やボランティア活動への県民の感謝の気持ちを伝える知事メッセージを掲載し、一層の支援を要請した。</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>●県内の自主防災組織の組織率 27.4%(被災直後)</li> <li>●三木山森林公園基地を閉鎖</li> <li>●グリーンピア三木基地を閉鎖(4/30)</li> <li>●県、フェニックス防災システム運用開始</li> <li>●県、「災害救援ボランティア制度(HEART PHOENIX)」の創設</li> <li>●県、知事直轄の危機管理専門職として「防災監」を設置</li> <li>●県、近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定締結</li> <li>●避難所緊急パトロール隊を50隊から30隊に再編(第3次パトロール再編)</li> <li>●県、「地域防災計画」を改訂</li> <li>●県、岡山県・鳥取県と災害時相互応援に関する協定締結</li> <li>●兵庫県災害救急医療システム検討</li> <li>●神戸市と岐阜市、「災害時相互応援委員会が「兵庫県災害救急医療システム」のあり方、「県災害医療システムの具体化」についての報告を策定</li> <li>●神戸市と徳島市、災害時相互応援協定の締結</li> <li>●を含む「神戸・徳島ふれあい交流プラン」策定で合意</li> <li>●神戸市消防局、東京消防庁と「災害時の消防ヘリ相互協定」を締結</li> <li>●神戸市と静岡市が災害時相互応援協定を締結</li> <li>●各災害拠点病院の救急部長等を「災害医療コーディネーター」に指定</li> <li>●兵庫県救急医療協議会で「トリアージタグ」の県下統一様式を定め、関係機関に配布</li> <li>●神戸市、洲本市、徳島市の3市が災害時相互応援協定を締結</li> <li>●県、丹波地域全域の10町で、広域型防災総合訓練を実施</li> <li>●兵庫県警、防災情報通信ネットワークの運用開始</li> <li>●防災資機材整備補助事業(緊急育成支援事業)を実施</li> </ul>											

	III 復興前期(恒久住宅移行期)												IV 復興後期(本格復興期)																										
	98年(平成10年)				99年(平成11年)				00年(平成12年)				01年(平成13年)				02年(平成14年)				03年(平成15年)				04年(平成16年)				05年(平成17年)				06年(平成18年)				07年(平成19年)		
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県、「阪神・淡路大震災追悼式」において「1.17」宣言を発表</li> <li>●理化学研究所、「地震防災フロンティア研究センター」開所</li> <li>●兵庫県防災会議、地域防災計画修正案を策定</li> <li>●アジア防災センターが開所</li> <li>●淡路島内の1市10町、「淡路地域災害時等相互応援に関する協定」を施行</li> <li>●県、航空機を使用した総合防災訓練を但馬地域全体で実施</li> <li>●県とラジオ関西が「防災情報の提供と放送に関する覚書」を締結</li> <li>●台湾大地震の被災者支援として、兵庫県は仮設住宅、神戸市は仮設トイレを搬送</li> <li>●県と日本レスキュー協会、「災害時における災害救助犬の出勤に関する協定を締結</li> <li>●国連人道問題調整事務所(OCHA)が、アジア防災センター(神戸市中央区)内に開設</li> <li>●県、アメリカ・ワシントン州と「防災協力に関する合意書」を結ぶ</li> <li>●県、阪神地区、県庁、但馬空港で防災訓練を実施</li> <li>●神戸市、市長直属の「危機管理監」を設置</li> <li>●地域防災を考える「防災のついで～防災福祉コミュニティ全市大会」が開催</li> <li>●神戸市、2003年度防災計画をまとめる</li> <li>●県と淡路、西播磨、但馬の各市町が、南海地震による津波被害を想定した合同防災訓練を実施</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>●県、「西播磨広域防災拠点」の供用開始</li> <li>●兵庫県災害対策センター」を開設</li> <li>●「避難所管理・運営の指針」の作成</li> <li>●県、「但馬広域防災拠点」の供用開始</li> <li>●近畿府県合同防災訓練が近畿2府4県と福井、三重、徳島の各県から約9千人の参加により、奈良県で実施。</li> <li>●「人と防災未来センター(防災未来館)」を開設</li> <li>●「人と防災未来センター(ひと未来館)」を開設</li> <li>●県、新しい「広域災害・救急医療システム」を稼働</li> <li>●「兵庫県災害医療センター」を開設</li> <li>●国際防災・人道支援協議会(DRA)の設立</li> <li>●阪神・淡路大震災クラスの災害を想定した「近畿府県合同防災訓練」が神戸市内で実施</li> <li>●県、「フェニックス防災システム」について、インターネットによる市民への情報提供開始</li> <li>●防災の専門知識を持ち、災害時にリーダー的役割を担うことが期待される「防災士」が、兵庫県で初めて2人認証される</li> <li>●「兵庫県広域防災センター(三木市)」を開設</li> <li>●兵庫県防災会議が東南海・南海地震に備えた防災対策推進計画を決定</li> <li>●阪神・淡路大震災の経験と教訓を伝える取り組みについて話し合う国連防災世界会議プレシンポジウムが開催</li> <li>●三木市に世界最大の耐震研究施設「実大三次元振動破壊実験施設(E-ディフェンス)」が完成</li> <li>●県、「阪神・淡路大震災10周年追悼式典」、「ひょうごメモリアルウォーク2005」を開催</li> <li>●「ひょうご安全の日」を定める条例」が県議会で成立</li> <li>●「ひょうご防災リーダー講座」が三木市の県立広域防災センターで開講</li> <li>●内閣府、「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備に関する検討会」の設置</li> <li>●近畿府県合同防災訓練」が滋賀県で実施</li> <li>●県内の自主防災組織の組織率 95.7%</li> </ul>																										



復旧・復興のステージごとの取組の整理表(くらし)

くらし	I 緊急・応急対応期(直後から避難所期)																												II 復旧期(仮設住宅期)																																														
	95年(平成7年)1月														95年(平成7年)2月														95年(平成7年)3月						95年(平成7年)4月						95年(平成7年)		96年(平成8年)		97年(平成9年)																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	●救護所、避難所救護センターの設置 ●県、生活福祉資金の特別貸付制度創設決定 ●県、県税の期限延長の告示 ●県、緊急生活福祉資金(小口貸付)貸付開始 ●精神科救護所が設置 ●兵庫県警、「外国人相談コーナー」を開設 ●県、「被災者福祉なんでも相談」を実施 ●県立女性センターによるこころの相談の実施 ●県国際交流協会による「緊急外国人県民特別相談窓口」の開設 ●生活科学センターによる消費生活特別相談の実施 ●兵庫県南部地震災害義援金募集委員会を設置 ●義援金の第1次配分を決定 ●県、「災害弔慰金」の相談、受付開始 ●神戸市、罹災証明書発行と義援金交付申請開始 ●文部省、被災地域の児童生徒等の転入学について通知を行い、全国の学校で遠やかな受入が可能となった。 ●全ての県立学校で授業再開 ●神戸市、市立小・中学校全校再開 ●私立学校等の授業料等軽減特別対策の発表														●厚生省から、平成6年度の国民健康保険料について、減免措置を講じてもらえない旨の通知 ●災害見舞金、県災害援護資金受付開始 ●神戸市、災害救助法による災害弔慰金の受付開始 ●神戸市、災害援護資金の貸付受付開始 ●神戸市、固定資産税等の減免決定 ●義援金の第2次配分を決定 ●震災復興総合相談センターの設置 ●県、被災地域コミュニティプラザの設置・運営支援を開始 ●県、「民間防犯灯復旧費補助」を実施 ●県、被災地域コミュニティプラザの設置・運営支援を開始 ●県、「民間防犯灯復旧費補助」を実施 ●県教育委員会、「教育復興担当教員」の配置 ●県、「文化財修理費助成事業補助」実施 ●県教委、「第1回防災教育検討委員会」開催(4/25)														●ふれあいセンターの設置・運営 ●フェニックスステーションの設置 ●県精神保健協会、「こころのケアセンター」を設置 ●神戸市、「市民福祉復興プラン」策定 ●ふれあい交番相談員の設置 ●義援金の第3次配分(生活支援金)を決定 ●県、健康アドバイザー事業の実施 ●社会福祉協議会、生活福祉資金(災害援護資金)の貸付開始 ●県、「災害時地域医療マニュアル」作成 ●「生活復興県民ネット」が充足 ●「生活復興資金貸付」の受付開始 ●県、「被災者の生活支援対策」を発表 ●神戸市の生活再建支援プラン発表 ●県、「生活復興支援詳細プログラム」を発表 ●神戸市、「こうべ」の市民福祉総合計画(後期実施計画)策定 ●「生活再建支援金」の受付開始 ●「生活再建支援金」の支給開始 ●被災中高年恒久住宅自立支援制度の受付開始 ●被災地芸術文化活動補助の実施 ●国指定重要文化財「鳳見鶏の館」再開 ●「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」発足 ●「自然災害に対する国民的保障制度を求める兵庫県民会議」発足 ●社会福祉協議会で「生活福祉資金(転宅費)貸付金」受付開始 ●県、「生活支援アドバイザー」制度を開始 ●神戸市、仮設住宅での孤独死を防止するため「緊急安否実態調査」を実施 ●非営利民間団体「コミュニティサポートセンター神戸」発足 ●被災した高齢者を対象とした「いきいき仕事塾」スタート ●県、「福祉のまちづくり条例」の改正、施行 ●「県外被災者用相談フリーダイヤル」開設 ●県、県外被災者支援策「ふるさとひょうごカムバックプラン」 ●被災高齢者らに対する「生活再建支援金」給付制度創設を発表 ●県、「生活復興資金貸付制度」貸付要件を緩和 ●県、「生活復興資金貸付」の償還額の引き上げ ●生活復興相談員の配置 ●県、「県・市町生活支援委員会」を設置 ●神戸市、被災失業者などを対象に市税の減免を発表 ●こうべ市民福祉振興協会、「被災高齢者向け終身生活資金貸付制度」開始 ●県・市町生活支援委員会、「支援者ノート」を発行、配布開始 ●県、「ひょうご手話通訳センター」を設置																																														

くらし	III 復興前期(恒久住宅移行期)												IV 復興後期(本格復興期)																																																																						
	98年(平成10年)				99年(平成11年)				00年(平成12年)				01年(平成13年)				02年(平成14年)				03年(平成15年)				04年(平成16年)				05年(平成17年)				06年(平成18年)				07年(平成19年)																																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	●県、「生活復興支援プログラム～ホップ・ステップ・ジャンプ元気応援プログラム～」を策定 ●「特定非営利活動法人法(NPO法)」の制定 ●「学校防災マニュアル」が作成され、各学校へ配布 ●「中高年自立支援金」の支給開始 ●「被災者生活再建支援法」の制定 ●「被災者自立支援金」の申請開始 ●「被災者自立支援金」の支給開始 ●県、「ふるさとひょうごカムバックステイ応援事業」を開始 ●県、「県民ボランティア活動の促進等に関する条例」を制定 ●県、「コミュニティづくり移動相談チーム」派遣事業を開始 ●県、震災により生業を営めなくなった人等を対象に「臨時生活資金制度」創設 ●神戸市、税の減免、優遇措置などの延長、拡充措置 ●震災遺児の支援施設としてあしなが育英会が進める「レインボーハウス」が竣工 ●県、生活復興資金貸付制度を1年間延長、2000年3月まで受け付けると発表 ●被災者生活再建支援制度が開始 ●「特定非営利活動法人しみん基金・KOBÉ」設立 ●「生活復興資金化貸付制度」の受付終了 ●(財)阪神・淡路大震災復興基金、県外被災者について「被災者自立支援金」の申請期限を2005年3月まで延長すると発表 ●「学校防災マニュアル」の作成、各学校へ配布 ●県教育委員会、「震災・学校支援チーム(EARTH)」を創設												●県、「災害復興公営住宅団地コミュニティ調査」を実施 ●県、「生活復興協働プログラム2000～住みつづけたいまちへ～」を策定 ●県、「生活復興協働プログラム2001～一人ひとりが力を活かして～」を策定 ●県、「生活復興協働プログラム2002～ともに手をたずさえて～」を策定 ●ひょうごボランティアプラザの開設 ●県立美術館(芸術の館)が神戸東部新都心にオープン ●SCS(高齢世帯生活援助員)の設置 ●県、「県民の参画と協働の推進に関する条例」を策定 ●県、「高齢世帯生活援助員(SCS)制度」について、2005年度以降も継続する考えを発表 ●ガスメーター等を活用した高齢者見守りサービスモデル事業の実施 ●県、「コミュニティサポート支援事業」の実施 ●県教育委員会、「阪神・淡路大震災に係る心のケア担当教員」を配置 ●兵庫県立芸術文化センターを開設 ●「ひょうご家庭応援県民運動の実施」																																																																						



復旧・復興のステージごとの取組の整理表（経済）

経済	I 緊急・応急対応期(直後から避難所期)																												II 復旧期(仮設住宅期)																																																									
	95年(平成7年)1月							95年(平成7年)2月							95年(平成7年)3月							95年(平成7年)4月							95年(平成7年)			96年(平成8年)			97年(平成9年)																																																			
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	●中小企業総合相談所を明石、尼崎、淡路地区に開設							●県、市町、商工会議所等からなる復興支援チームを神戸市内の各商店街に派遣し、巡回指導を実施							●神戸市仮設工場第1期(刈葉島、南駒栄、神戸インナー第4)完成							●神戸市仮設工場第2期(興亜池公園、高塚台、神戸ハイパーク)完成																																																																
	●国、国民金融公庫による災害復旧貸付の発動等実施							●緊急災害復旧資金の創設、受付開始							●被災した全ての中小企業者に対し、無担保・無保証人の保証限度額を1,000万円まで拡充							●「地域産業活性化支援事業」の実施																																																																
	●国、被災中小企業者の復旧対策融資等の実施							●新規創設資金の受付開始							●県、「雇用維持奨励金制度」及び「被災者雇用奨励金制度」の実施							●「産業復興会議」が「産業復興計画」を発表																																																																
	●国、被災中小企業者に対する激甚指定並融資を決定							●緊急特別資金(震災貸付)の受付を開始							●県、「震災失業者雇用奨励金」の実施							●県、「産業復興3ヶ年計画」を策定																																																																
	●国、政府系金融機関の災害貸付の適用							●県、「産業復興会議」(第1回)開催							●県、「復興失業者雇用奨励金」の実施							●「阪神・淡路産業復興推進機構(HERO)」を設立																																																																
	●国、中小企業者に対する資金の融通、罹災者公営住宅建設事業に対する補助特例適用							●大企業への金融支援として、低利の災害復旧融資制度が創設							●県、「復興失業者雇用奨励金」の実施							●「(財)新産業創造研究機構(NIRO)」を設立																																																																
	●国、中小企業者に対する資金の融通、罹災者公営住宅建設事業に対する補助特例適用							●政府、商店街等の再建対策として、商店街復興組合等のアーケード等の再建に対する国庫補助と災害復旧高度化事業の拡充を発表							●県、「復興失業者雇用奨励金」の実施							●神戸ルミナリエ開幕																																																																
	●国、中小企業者に対する資金の融通、罹災者公営住宅建設事業に対する補助特例適用							●政府、商店街等の再建対策として、商店街復興組合等のアーケード等の再建に対する国庫補助と災害復旧高度化事業の拡充を発表							●県、「復興失業者雇用奨励金」の実施							●「観光ひょうご」復興キャンペーン推進協議会が設立																																																																
	●国、中小企業者に対する資金の融通、罹災者公営住宅建設事業に対する補助特例適用							●政府、商店街等の再建対策として、商店街復興組合等のアーケード等の再建に対する国庫補助と災害復旧高度化事業の拡充を発表							●県、「復興失業者雇用奨励金」の実施							●観光復興キャンペーン事業が始まる																																																																
	●国、中小企業者に対する資金の融通、罹災者公営住宅建設事業に対する補助特例適用							●政府、商店街等の再建対策として、商店街復興組合等のアーケード等の再建に対する国庫補助と災害復旧高度化事業の拡充を発表							●県、「復興失業者雇用奨励金」の実施							●神戸観光推進協議会が「ときめき神戸観光キャンペーン」を実施																																																																
	●国、中小企業者に対する資金の融通、罹災者公営住宅建設事業に対する補助特例適用							●政府、商店街等の再建対策として、商店街復興組合等のアーケード等の再建に対する国庫補助と災害復旧高度化事業の拡充を発表							●県、「復興失業者雇用奨励金」の実施							●干葉市で開催された「旅フェア'95」で被災地域の観光復興と観光客の誘致をPR																																																																
	●国、中小企業者に対する資金の融通、罹災者公営住宅建設事業に対する補助特例適用							●政府、商店街等の再建対策として、商店街復興組合等のアーケード等の再建に対する国庫補助と災害復旧高度化事業の拡充を発表							●県、「復興失業者雇用奨励金」の実施							●県、「被災地しごと開発事業」を実施																																																																
	●国、中小企業者に対する資金の融通、罹災者公営住宅建設事業に対する補助特例適用							●政府、商店街等の再建対策として、商店街復興組合等のアーケード等の再建に対する国庫補助と災害復旧高度化事業の拡充を発表							●県、「復興失業者雇用奨励金」の実施							●県、「被災者生活安定資金融資」を実施																																																																
	●国、中小企業者に対する資金の融通、罹災者公営住宅建設事業に対する補助特例適用							●政府、商店街等の再建対策として、商店街復興組合等のアーケード等の再建に対する国庫補助と災害復旧高度化事業の拡充を発表							●県、「復興失業者雇用奨励金」の実施							●神戸港復興推進協議会設立会議開催																																																																
	●国、中小企業者に対する資金の融通、罹災者公営住宅建設事業に対する補助特例適用							●政府、商店街等の再建対策として、商店街復興組合等のアーケード等の再建に対する国庫補助と災害復旧高度化事業の拡充を発表							●県、「復興失業者雇用奨励金」の実施							●県、「新産業創造キャピタル制度」受付開始																																																																
	●国、中小企業者に対する資金の融通、罹災者公営住宅建設事業に対する補助特例適用							●政府、商店街等の再建対策として、商店街復興組合等のアーケード等の再建に対する国庫補助と災害復旧高度化事業の拡充を発表							●県、「復興失業者雇用奨励金」の実施							●神戸経済復興円卓会議開催																																																																
	●国、中小企業者に対する資金の融通、罹災者公営住宅建設事業に対する補助特例適用							●政府、商店街等の再建対策として、商店街復興組合等のアーケード等の再建に対する国庫補助と災害復旧高度化事業の拡充を発表							●県、「復興失業者雇用奨励金」の実施							●兵庫県労働福祉協会、「被災地しごと開発事業」の就労希望者の募集開始を発表																																																																
	●国、中小企業者に対する資金の融通、罹災者公営住宅建設事業に対する補助特例適用							●政府、商店街等の再建対策として、商店街復興組合等のアーケード等の再建に対する国庫補助と災害復旧高度化事業の拡充を発表							●県、「復興失業者雇用奨励金」の実施							●県、神戸市、緊急災害復旧融資資金の据置期間を1年延長すると発表																																																																
	●国、中小企業者に対する資金の融通、罹災者公営住宅建設事業に対する補助特例適用							●政府、商店街等の再建対策として、商店街復興組合等のアーケード等の再建に対する国庫補助と災害復旧高度化事業の拡充を発表							●県、「復興失業者雇用奨励金」の実施							●神戸経済本格復興プラン策定																																																																
	●国、中小企業者に対する資金の融通、罹災者公営住宅建設事業に対する補助特例適用							●政府、商店街等の再建対策として、商店街復興組合等のアーケード等の再建に対する国庫補助と災害復旧高度化事業の拡充を発表							●県、「復興失業者雇用奨励金」の実施							●県、神戸市、「事業再開等支援事業」開始																																																																
	●国、中小企業者に対する資金の融通、罹災者公営住宅建設事業に対する補助特例適用							●政府、商店街等の再建対策として、商店街復興組合等のアーケード等の再建に対する国庫補助と災害復旧高度化事業の拡充を発表							●県、「復興失業者雇用奨励金」の実施							●国と神戸商工会議所との連絡会議を設置																																																																
	●国、中小企業者に対する資金の融通、罹災者公営住宅建設事業に対する補助特例適用							●政府、商店街等の再建対策として、商店街復興組合等のアーケード等の再建に対する国庫補助と災害復旧高度化事業の拡充を発表							●県、「復興失業者雇用奨励金」の実施							●県、「新産業創造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例(産業復興条例)」を制定																																																																

経済	III 復興前期(恒久住宅移行期)												IV 復興後期(本格復興期)																																																																						
	98年(平成10年)			99年(平成11年)			00年(平成12年)			01年(平成13年)			02年(平成14年)			03年(平成15年)			04年(平成16年)			05年(平成17年)			06年(平成18年)			07年(平成19年)																																																							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	●神戸市中央卸売市場東部市場の復旧工事を完了												●県、「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例(産業集積条例)」の制定																																																																						
	●神戸市復興支援工場が供用開始												●「生きがいしごとサポートセンター神戸」が神戸市長田区にオープン																																																																						
	●県、「被災商店街空き店舗等活用支援事業」を実施												●「ひょうご経済・雇用再活性化プログラム」を策定																																																																						
	●県、「県総合経済・雇用対策推進本部」を設置												●「ひょうご経済・雇用再活性化プログラム」を策定																																																																						
	●県、神戸市、「緊急災害復旧資金融資」の返済据置期間を4年から5年に、融資期間も11年から12年に延長すると発表												●神戸市、神戸市復興支援工場の入居要件を被災企業以外にも緩和し、「神戸市ものづくり復興工場」に改称する。																																																																						
	●県、「緊急経済・雇用対策会議」を創設												●県、「(財)阪神・淡路産業復興推進機構(HERO)」を2004年度末で解散する方針を発表																																																																						
	●県、連合兵庫、兵庫県経営者協会とともに「兵庫県雇用対策第三者会議」を設置												●(財)阪神・淡路産業復興推進機構(HERO)が解散																																																																						
	●中小企業庁、被災中小企業向けの災害復旧融資の受付期間を1年間延長することを発表																																																																																		
	●被災地コミュニティ・ビジネスへの支援開始																																																																																		
	●兵庫県雇用対策第三者会議、「雇用創出・安定プラン」を策定																																																																																		
	●兵庫県雇用対策第三者会議が「兵庫型ワーキングシェアリングについての合意」を発表																																																																																		
	●県、神戸市、「緊急災害復旧資金融資」の返済猶予期間、償還期間をそれぞれ1年間延長することを発表																																																																																		
	●「神戸市復興支援工場」が完成																																																																																		
	●くつのみちながた構想の核施設「シューズプラザ」が開設																																																																																		
	●県、「生きがいしごとサポートセンター」を県中央労働センターに開設																																																																																		
	●県、神戸市、「緊急災害復旧資金融資」について、元本返済の据置期間と返済期間を1年間延長することを決定																																																																																		
	●神戸市、復興支援工場に大学の研究室や企業相談所などを集めた「神戸リエゾン・ラボ」を開設																																																																																		
	●県、神戸市、「緊急災害復旧資金融資」の返済期間と元金返済の据置期間をさらに1年延長することを発表																																																																																		
	●県、神戸市、「緊急災害復旧資金融資」の返済の据置期間を1年延長することを発表																																																																																		
	●県、神戸市、「緊急災害復旧資金融資」の返済の据置期間を1年延長することを発表																																																																																		



復旧・復興のステージごとの取組の整理表（まちづくり）

	I 緊急・応急対応期(直後から避難所期)												II 復旧期(仮設住宅期)																																																																		
	95年(平成7年)1月				95年(平成7年)2月				95年(平成7年)3月				95年(平成7年)4月				95年(平成7年)			96年(平成8年)			97年(平成9年)																																																								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																											
まちづくり					●神戸市「震災復興市街地・住宅緊急整備の基本方針」を公表									●神戸市都市計画審議会、都市計画案可決													●県、「復興まちづくり支援事業」を創設									●県、「兵庫県防災都市都市マスタープラン」策定								●「防災まちづくりガイドライン」策定				●「ひょうごグリーンネットワーク」初の植樹が兵庫県公館で実施				●「神戸まちづくり協議会連合会」が設立				●神戸市鷹取東第一地区が復興土地区画整理事業の第1号として仮換地指定を実施				●「ひょうご都市づくりセンター」の設置				宝塚駅前地区(花のみち)が復興市街地再開発事業の第1号として管理処分計画決定				●(財)兵庫県都市整備協会内に「ひょうご都市づくりセンター」を設置				兵庫県耐震判定基準の制定				●既存建築物の耐震診断・改修を円滑に進めるため、「兵庫県耐震診断改修計画評価委員会」を設置			

	III 復興前期(恒久住宅移行期)												IV 復興後期(本格復興期)																																						
	98年(平成10年)			99年(平成11年)			00年(平成12年)			01年(平成13年)			02年(平成14年)			03年(平成15年)			04年(平成16年)			05年(平成17年)			06年(平成18年)			07年(平成19年)																							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12															
まちづくり				●神戸東部新都心(HAT神戸)、西宮マリナパークシティ、南芦屋浜北部地区等でまちびらき										●神戸市が進めてきた人工の小川が流れる都市計画道路「松本せせらぎ通り」が全通													●震災復興土地区画整理事業地区の「森南第3地区(神戸市東灘区)」で事業が完了										●震災復興土地区画整理事業地区の「御管西地区(神戸市長田区)」で事業が完了							●県、「まちなぎわいづくり一括助成事業」の創設				●「防災ふれあい河川」として整備を進めてきた都賀川の整備事業が完了			





## 【参考】

### これまでの審議状況

#### 平成19年

- 6/17 第1回フォローアップ委員会  
○教訓再整理の考え方、震災の教訓の内容
- 6/29 第1回ワーキングチーム  
～7/6 ○震災が我々に与えたメッセージ、教訓の洗い出し(10年総括検証等)
- 7/13 第2回ワーキングチーム  
○再整理フレームの検討(県民・被災者の視点、分かりやすくコンパクトに、メッセージ性、その後の災害でのフォロー)
- 8/3 第3回ワーキングチーム  
○その後の災害での教訓反映状況  
○各委員の教訓の柱立て案の比較検討  
○再整理フレームの検討(主体別・要素別、テーマ軸・時間軸)
- 8/24 第4回ワーキングチーム  
○委員が持ち寄った重要な教訓内容の検討  
○教訓の柱立て(素案)の検討
- 9/14 第5回ワーキングチーム  
○委員が持ち寄った①教訓の柱立て、②柱立てごとの教訓項目の協議  
○教訓の柱と教訓項目(案)の意見集約
- 10/2 第6回ワーキングチーム  
～9 ○委員会への報告のとりまとめ
- 10/12 第2回フォローアップ委員会  
○ワーキングチーム検討素案の協議
- 11/24 第7回ワーキングチーム  
○本委員会を踏まえた方針の確認、教訓の柱ごとのメッセージ協議  
○県内地域活動家との意見交換
- 12/22 県外被災地調査  
～23 ○輪島市(旧門前町含む)、長岡市(旧山古志村含む)での調査

#### 平成20年

- 1/26 第8回ワーキングチーム  
○教訓の柱ごとのメッセージ・教訓項目の内容協議
- 2/23 第9回ワーキングチーム  
○フォローアップ委員会への報告内容の協議

### 今後のスケジュール(予定)

#### 平成20年

- 3/23 第3回フォローアップ委員会  
○ワーキングチームの検討状況報告
- 6月 第4回フォローアップ委員会  
○中間とりまとめ
- 7月 震災の教訓を考えるワークショップの開催
- 9月 第5回フォローアップ委員会  
○とりまとめ

### ワーキングチームメンバー

- 座長 室崎 益輝(総務省消防庁消防研究センター所長)
- 磯辺 康子(神戸新聞社編集委員)
- 地主 敏樹(神戸大学大学院教授)
- 野崎 隆一(神戸まちづくり研究所理事)
- 牧 紀男(京都大学防災研究所准教授)
- 善積 康子(三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱主任研究員)









# 目 次

## 序 報告の趣旨

### I 高齢者自立支援ひろば

- 1 高齢者を取り巻く現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 2 「高齢者自立支援ひろば」の取り組みと検証・提言・・・・・・・・ P 6
- 参考 高齢者自立支援専門委員会 現地調査の実施状況・・・・・・・・ P 11

### II まちのにぎわいづくり一括助成事業

- 1 まちのにぎわいを取り巻く現状・・・・・・・・・・・・・・・・ P 18
- 2 「まちのにぎわいづくり一括助成事業」の取り組みと検証・提言  
・・・・・・・・・・・・・・・・ P 23
- 参考 まちのにぎわいづくり専門委員会 現地調査の実施状況・・・・ P 28

#### 〔資料〕

- 平成19年度高齢者自立支援専門委員会・まちのにぎわいづくり専門委員会の活動経過  
・・・・・・・・・・・・・・・・ P 34
- 平成19年度復興フォローアップ委員会 委員名簿・・・・・・・・ P 35



## 報告の趣旨

阪神・淡路大震災から13年余が経過し、人口の震災前水準への回復をはじめ、総生産や有効求人倍率など経済雇用情勢の回復、面的整備事業の進捗など、被災地の復興は概ね順調に推移している。

しかしながら、震災復興の残された課題である「高齢者の自立支援」と「まちなぎわいづくり」については、21世紀の社会が抱える全国的な課題であるように、効果的な対策を見いだせていないのが現状である。

被災地の災害復興公営住宅では、高齢者の加齢に伴う生活再建の困難な状況や単身高齢者の閉じこもり、自治会活動等の停滞など、高齢者を取り巻く課題が個別・多様化している。

また、一部の被災地では人口が回復しておらず、面的整備事業が現在も継続中のところもあり、これらの地域における住宅の再建や商業機能の再生、震災により失われたにぎわいの創出が今なお、課題として残っている。

そのような中、復興フォローアップ委員会では、平成17年度の活動の結果、「高齢者自立支援ひろば」と「まちなぎわいづくり一括助成事業」を提案し、兵庫県では、平成18年度から事業化を進めてきた。

「高齢者自立支援ひろば」は、高齢者ができるだけ住み慣れた地域や家庭で生活を送ることをめざすものであり、国が平成20年度予算案に盛り込んだ同趣旨の事業を先行した取り組みとして、一層効果的な運用が期待されている。

また、国では、都市再生や構造改革特区、地域再生、中心市街地活性化の各分野を統合し、地方の創意工夫を生かした自主的な取り組みを省庁横断・施策横断により一体的に支援していこうとする動きを見せており、ブロック・グラント方式の「まちなぎわいづくり一括助成事業」は、これらに先駆けた取り組みとして、一層の事業改善が求められている。

そこで、平成19年度フォローアップ委員会の報告では、「高齢者自立支援ひろば」と「まちなぎわいづくり一括助成事業」の取り組み状況を検証し、今後の改善策を提言する。

# Ⅰ 高齢者自立支援ひろば

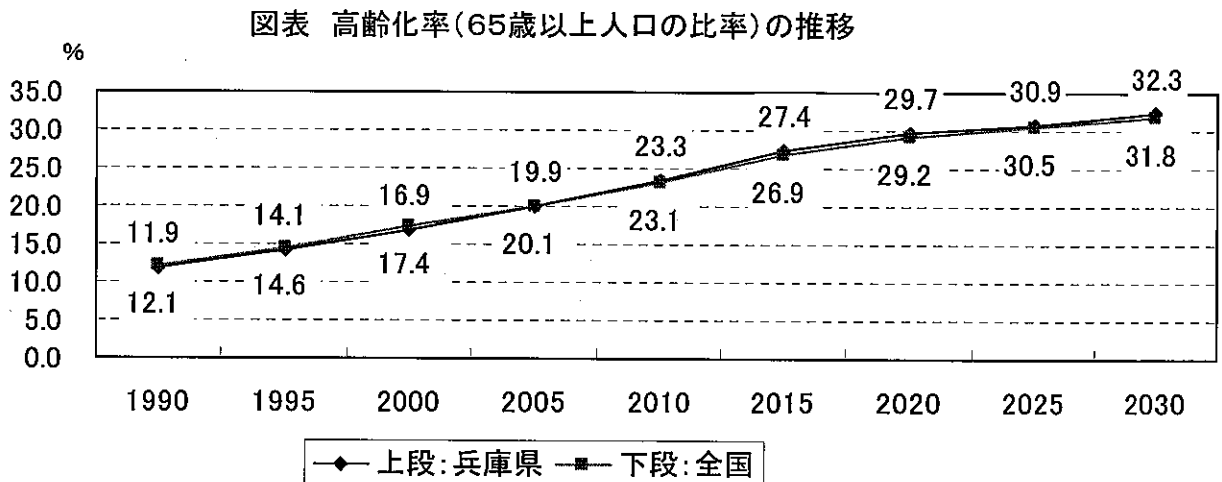
高齢者自立支援専門委員会

# 1 高齢者を取り巻く現状

高齢者を取り巻く現状について、統計指標のデータ等をもとに整理した。

## (1) 高齢化率の上昇

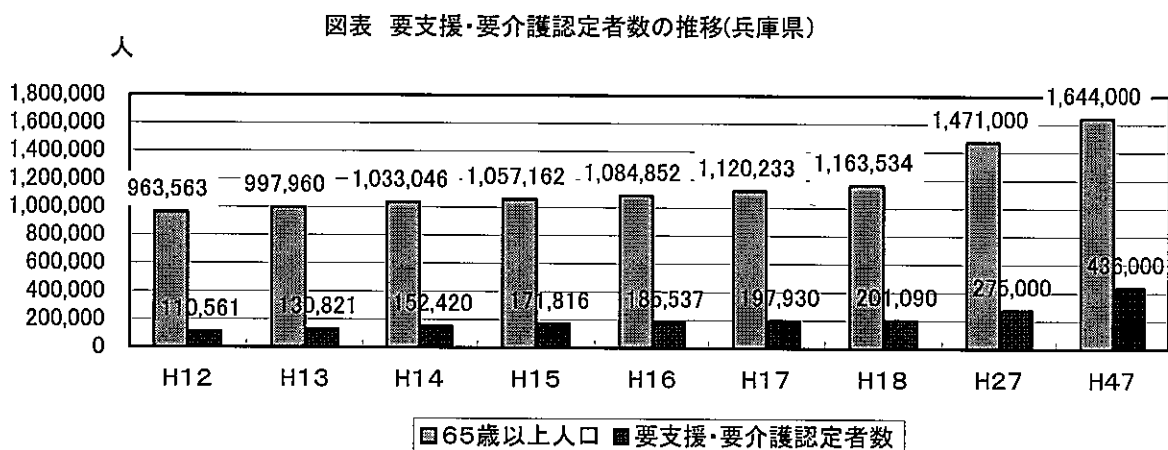
兵庫県の高齢化率は平成 17 年(2005 年)10 月時点で 19.9%と、全国水準(20.1%)と同等の水準にあり、その率は年々上昇している。



資料：国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」、「都道府県の将来推計人口(平成19年5月推計)」、「人口減少社会の展望研究報告書(平成17年3月)」(兵庫県)、「平成17年国勢調査第1次基本集計結果」(総務省統計局)

## (2) 要介護者等の増加

高齢者の絶対数の増加に伴い、認知症、寝たきりなどの要介護状態になる人も増加している。本県においても、要支援・要介護認定者数が平成 12 年度の 11 万人から平成 17 年度の 20 万人に増加し、平成 47 年度には、43 万人に達することが見込まれる。



「兵庫県老人保健福祉計画」及び兵庫県高齢社会課調べ

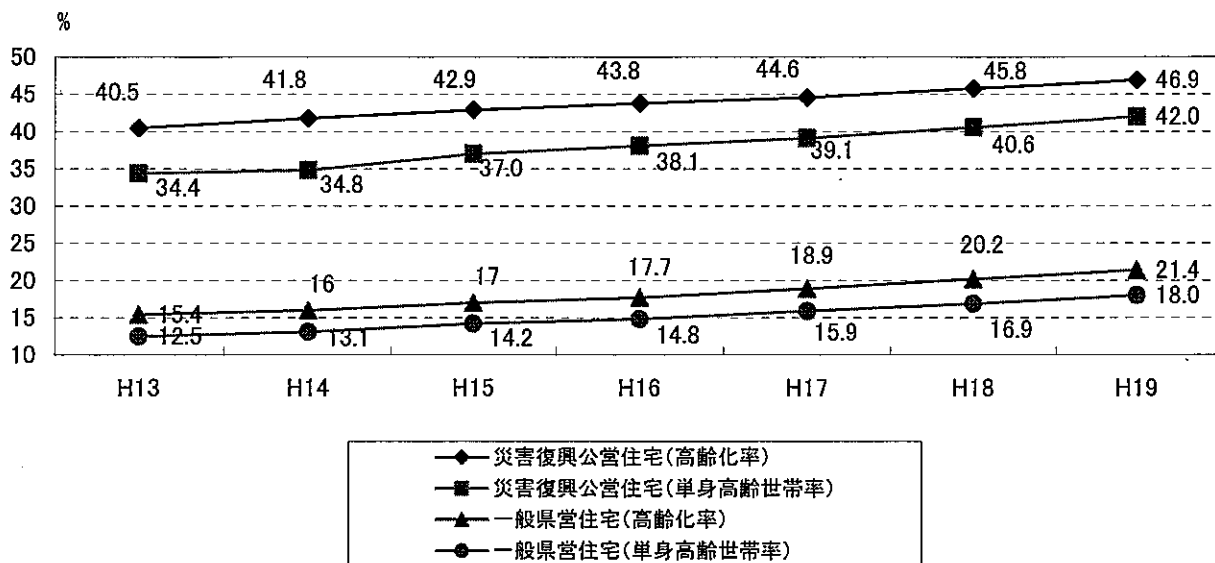


### (3) 災害復興公営住宅の高齢化の進展

災害復興公営住宅は、一般県営住宅に比べて著しく高齢化が進んでいる。平成19年11月時点で、災害復興公営住宅の高齢化率は46.9%、単身高齢世帯率は42.0%である。それに対して、一般県営住宅の高齢化率は21.4%、単身高齢世帯率は18.0%である。

認知症や精神疾患、閉じこもりの高齢者が増加するとともに、自治会活動などコミュニティの形成や維持の面でも支障が出ており、今後の加齢とともにこれらの課題の深刻化が懸念される。

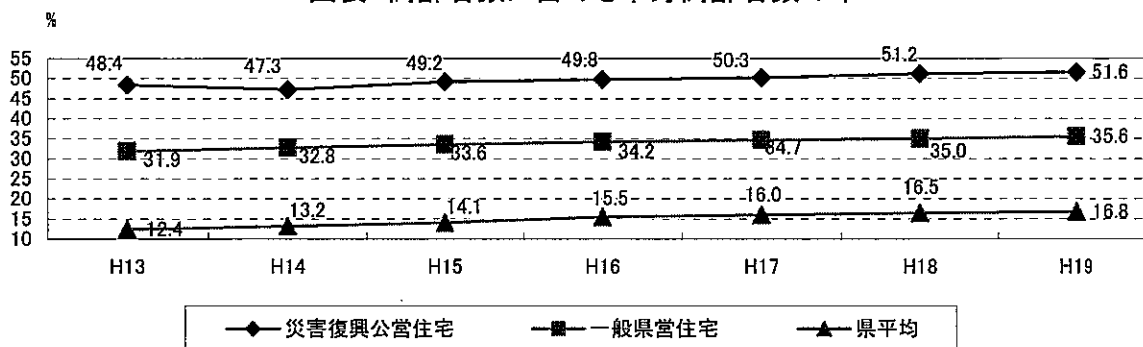
図表 災害復興公営住宅の高齢化率及び単身高齢世帯数



### (4) 災害復興公営住宅の単身高齢者の状況

災害復興公営住宅は、単に高齢化率が高いだけでなく、住宅内の高齢者に占める単身高齢者の多さも特徴といえる。単身高齢者の割合はいずれも増加傾向にあるが、平成19年は、県平均16.8%、一般県営住宅35.6%に対し災害復興公営住宅は51.6%であり、災害復興公営住宅では、はるかに高い水準で推移している。

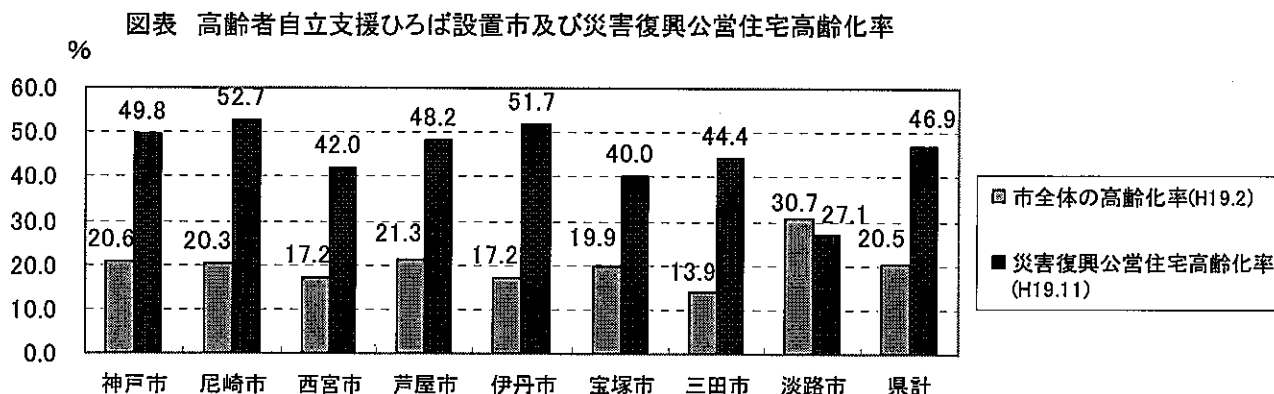
図表 高齢者数に占める単身高齢者数の率



資料：兵庫県情報事務センター「厚生統計情報」、兵庫県復興支援課調べ

### (5) 被災市及び災害復興公営住宅における高齢化の状況

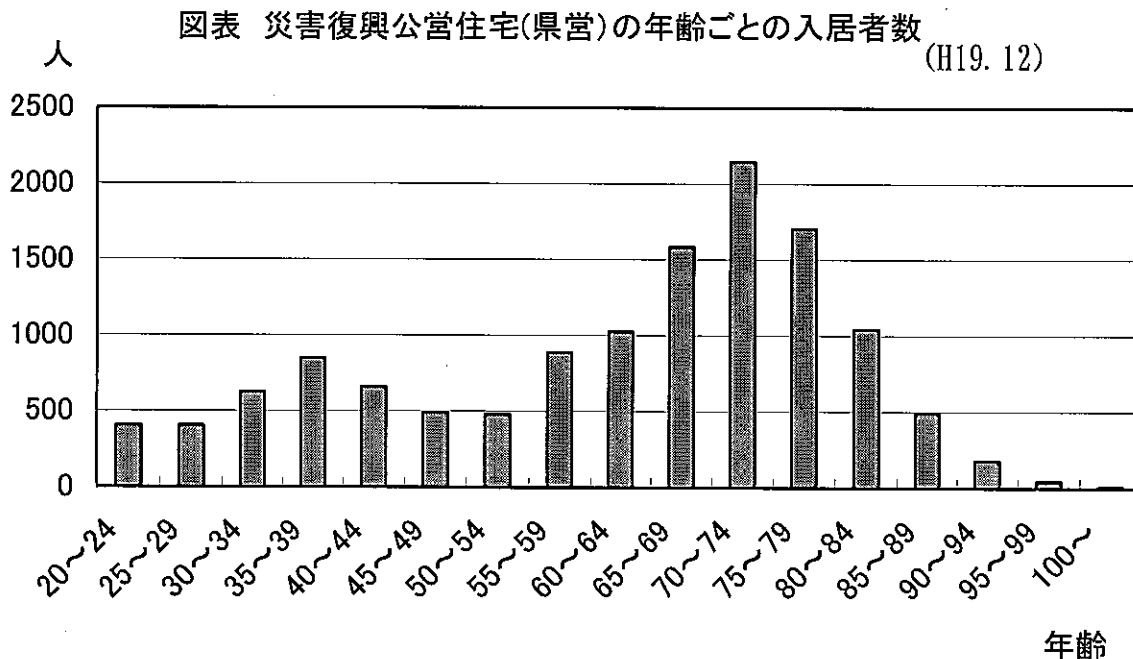
被災市ごとに市全体の高齢化率と災害復興公営住宅の高齢化率を見ると、ほとんどの市において、災害復興公営住宅の高齢化率が市全体の高齢化率の2倍以上となっており、特に伊丹市や三田市においては約3倍に達している。一方、高齢化が進んでいる淡路市では、逆に、市全体の高齢化率が災害復興公営住宅の高齢化率を上回る状況となっている。



資料：兵庫県情報事務センター「厚生統計情報」、兵庫県復興支援課調べ

### (6) 災害復興公営住宅の年齢構成

災害復興公営住宅の年齢ごとの入居者数を見ると、現在70～74歳の方々が最も多いことがわかる。今後、これらの方々が後期高齢者となっていくことから、災害復興公営住宅の高齢化の課題は、より深刻さを増していくことが懸念される。



資料：兵庫県復興支援課調べ

## (7) 高齢者見守りに係る最近の動向

社会全体の高齢化が進む中で、高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で生活を送ることができるよう、地域福祉の再構築が求められている。そのために、地域に拠点となる場所を設け、コミュニティワークを行なう人を配置するという高齢者自立支援ひろばが取り組んでいる先導的な手法は、有効な対応策として、国の施策にも広がりを見せている。

厚生労働省は、身近な地域における住民相互の支え合い活動を促進し、見守り、声かけをはじめとする福祉活動を活性化するため、地域福祉活動を調整する役割を担うコミュニティソーシャルワーカーを市町村に配置するとともに、拠点づくり・見守り活動等の事業を支援するモデル事業（地域福祉活性化事業）の実施を平成20年度予算案に盛り込むなど、地域の福祉力に注目している。

また、国土交通省、厚生労働省では、東京の多摩ニュータウンや大阪の千里ニュータウンなど急速な高齢化が進む大規模団地において、高齢者向け住宅の整備やバリアフリー化とともに、団地内の空き地や空き店舗等を利用して、医療・介護、生きがい・交流・子育て支援等のサービス拠点の確保を支援する「安心住空間創出プロジェクト」を平成20年度予算案に盛り込んでいる。

### <厚生労働省>

#### ○「地域福祉活性化事業」の概要

- 以下の事業を総合的・一体的に行なう場合に補助
- ・「拠り所」づくり事業（いきいきサロン活動等の拠点整備）
- ・コミュニティソーシャルワーカーの配置
- ・小地域ネットワーク活動（見守り、サロン等）の実施
- ・相談ネットワーク会議（中学校区エリア）等の開催

### <国土交通省・厚生労働省>

#### ○「安心住空間創出プロジェクト」の概要

- ・公営住宅等について、新築・改築時や住戸退去等にバリアフリー改修を実施
- ・新築・改築時に高齢者向けサービス拠点の一体的整備
- ・高齢者向けサービス拠点等のために空き地、空き店舗等を譲渡・賃貸
- ・介護・医療拠点や孤立予防拠点等の整備を支援 等



## 2 「高齢者自立支援ひろば」の取り組みと検証・提言

### (1) 取り組み状況

被災高齢者の自立支援施策の中心は、平成18年度に「SCS（高齢世帯生活援助員）」から「高齢者自立支援ひろば」へとシフトした。それ以降、順調に新規開設が進められており、平成20年2月末で16箇所の“ひろば”が設置されている。

#### 高齢者自立支援ひろばの事業概要

- 設置場所：災害復興公営住宅の空き住戸やコミュニティプラザ等
- “ひろば”の運営：市から社会福祉法人、NPO法人等へ委託
- “ひろば”の4つの機能

見守り機能	・ひろばを置く住宅の常駐型見守り、緊急時の対応 ・近隣の災害復興公営住宅等への巡回型見守り
健康づくり機能	・まちの保健室、ミニデイサービス、会食サービス ・料理教室など趣味の講座などの生きがいづくり事業
コミュニティ支援機能	・ふれあい喫茶、花見・夏祭りなどの季節行事、映画会など、住民同士の交流を促進しコミュニティの形成に資する事業
支援者のプラットフォームの場	・高齢者、その他の住民、支援者、専門職等の連絡会議などの情報交換の場 ・福祉相談会や情報誌の発行など高齢者への情報発信

#### ○高齢者自立支援ひろばの開設状況

市名	対象住宅	開設日	開設場所	運営団体
☆ ☆ ☆	神戸市 本山第三住宅	H18. 12. 25	空き住戸	社会福祉法人 協同の苑
	夢野	H19. 2. 19	空き住戸	社会福祉法人 海光園
	古川	H18. 12. 12	空き住戸	神戸市社会福祉協議会
	鹿の子台南	H19. 2. 26	空き住戸	社会福祉法人 翔美会
	東多聞台	H19. 10. 5	空き住戸	社会福祉法人 報恩感謝会
	房王子	H19. 10. 23	空き住戸	社会福祉法人 ぶどうの枝福祉会
	伊川谷高層	H19. 12. 24	空き住戸	社会福祉法人 神戸福生会
西宮市	甲子園口6丁目	H19. 3. 1	コミュニティプラザ	西宮市
	岡田山	H19. 3. 1	近隣福祉施設	
伊丹市	新田中野	H19. 3. 1	空き住戸	伊丹市
☆	宝塚市 福井鉄筋	H18. 12. 1	コミュニティプラザ	社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会
	安倉等	H18. 12. 1	近隣の福祉センター	
	切畑	H20. 1. 22	コミュニティプラザ	
淡路市	浅野ウイズ	H18. 7. 1	近隣の福祉センター	社会福祉法人 淡路市社会福祉協議会
三田市	武庫が丘西高層	H18. 8. 1	近隣の福祉センター	社会福祉法人 三田市社会福祉協議会
☆ 芦屋市	大東町西住宅等	H19. 4. 1	近隣の福祉施設	株式会社 アスクケア

☆は今年度新規開設

## (2)「高齢者自立支援ひろば」2年目の検証

高齢者自立支援専門委員会では、開設している“ひろば”の運営状況等を現地調査した。(11～15ページ参照)

“ひろば”がめざす4つの機能には、要支援者への見守りや健康づくりなど、個別支援を行なう側面と、高齢者を見守っていく地域を創っていくというコミュニティ支援の側面がある。それぞれの側面の取り組み状況とその前提となる災害復興公営住宅のコミュニティの状況について検証する。

### ① 災害復興公営住宅のコミュニティの状況

高齢化率の著しい上昇により、コミュニティ活動が弱体化した災害復興公営住宅では、地域として高齢者を支えていくことが困難となっている。

また、災害復興公営住宅によっては、周辺地域から孤立してしまっているところも見られる。

災害復興公営住宅の高齢化率は、平均で50%に近づき、個別には、70%にも達する住宅も少なくない。そのような住宅においては、自治会等のコミュニティ活動の担い手不足により、地域としての役割を担うべきコミュニティの活力低下が顕著であり、インナーシティにおけるいわゆる「限界集落」・「過疎集落」とも言える状況である。

具体的には、夏祭りなどの住民間の交流行事をはじめ、ゴミ出しや清掃といった生活ニーズへの対応等が困難となってきている。また、現状でそれらの活動を維持できている住宅でも、後継者の不足等により、将来的な継続性について、不安がある住宅もある。

また、災害復興公営住宅によっては、建設時のいきさつや生活レベルの相違などから、住宅という一つのコミュニティに対する社会的な排除が存在しているところもあり、周辺地域コミュニティと良好な関係を築けていない住宅も見られる。

#### ～地域が担う役割について～

介護保険制度の改正における地域密着型サービスの創設や、医療保険制度改革での在宅医療の推進など、いま、高齢者の支援は、「地域への移行」がキーワードとなっている。

ゴミ出しや買い物支援などの生活ニーズや、孤立した高齢者への声かけ・見守り、制度から排除された者を社会としていかに受け入れるかというソーシャルインクルージョンの問題など、制度として対応することが困難な課題について、地域が担う役割は大きくなっている。

## ② 個別支援の状況

見守りなどの個別支援では、成果を挙げている一方で、かえって“ひろば”への依存を強め、要支援者やコミュニティの自立を阻害している面がある。また、困難、複雑かつ膨大な個別課題がスタッフに持ち込まれ、スタッフの負担が過大となっている面も見られる。

個別支援については、スタッフが常駐しているということで、住民や家族からも「安心感がある」との声があり、確実に受け入れられている。

西宮市では、“ひろば”において「まちの保健室」を地域包括支援センターと連携して実施しており、看護師、社会福祉士、ひろばのスタッフが情報を共有し、より細やかな支援につなげようとしている。

神戸市では、“ひろば”を地域包括支援センターのランチに位置付け、地域包括支援センターを中心に、地域のボランティアや民生委員と連携しながら見守り活動を行っている。

宝塚市では、これまで取り組んできた小学校区単位でのまちづくり協議会の活動をベースに、周辺地域との連携により、見守りを行なっていくとする取り組みが見られる。

しかし、スタッフの常駐は、かえって依存を強め、それまでは要支援者が自分自身や近隣の協力でできたことにまで支援を求められ、本来の目的である「自立」を阻害している事例が見られる。また、本当に支援を要する課題も、認知症、社会的な排除を受けることによる閉じこもりやアルコール依存など、困難さを増している。そういった課題への対応にあたっては、“ひろば”のスタッフの支援で完結し、本来利用すべきサービスにつながらないというような事例も見られる。

そして、これらのことが、スタッフが膨大な業務を抱え込むことにつながっている。

## ③ コミュニティ支援の状況

コミュニティ支援では、その地域の特徴を活かした個性的な事業を実施しているところもあるが、未だ支援策を模索中のところや不十分なところがあり、実施状況に差がある。

コミュニティ支援は、その地域の特徴や個性を踏まえた支援が必要であり、開設主体（市等）及び運営団体はそれぞれの地域の福祉的な資源をもとに、特徴的な取り組みを行っている。

神戸市や宝塚市では、茶話会等の交流事業の実施に加えて、“ひろば”での相談事業を周辺地域の住民にも開放し、それをきっかけとして、周辺地域と災害復興公営住宅の交流を進めていくとする取り組みも行なわれている。

その一方で、これまでの地域住民との関係や地域福祉の取り組みの状況等から具体的なコミュニティ支援の方向を見つけられず、未だ支援策の模索を続けているところや、スタッフの個別支援にかかる業務が過大で、コミュニティ支援まで手がまわっていないところも見られた。



### ＜昨年度に現地調査を行なった“ひろば”での新たな取り組み＞

淡路市においては、見守り対象世帯が旧北淡町内に広く分散している現状を踏まえ、より細やかな見守りを行なうため、阪神・淡路大震災復興基金を活用し、見守り対象世帯と“ひろば”を結ぶ、緊急通報システムの導入を図っている。

また、三田市においては巡回見守りの対象住宅にアンケート調査を実施した。その結果、「住民同士の交流を深めたい」「住民同士の助け合いが必要」というニーズが判明し、より多くの住民が参加できる交流事業の実施に向けて、住宅の住民、周辺地域の住民、民生委員等と検討を行なっている。

### (3) 「高齢者自立支援ひろば」2年目の提言

上記検証を踏まえ、今後の取り組みについて以下のとおり提言する。

#### 提言要旨

今後、災害復興公営住宅では、後期高齢者が急増し、より困難な課題がより多く生じることが予測される。その状況に対応するためには、様々な専門職とのネットワークづくりが不可欠である。

それとともに、特に高齢化率の高い災害復興公営住宅では、コミュニティの機能維持が困難となっており、周辺地域を取り込んだコミュニティの再構築とそのための支援が求められている。

そして、“ひろば”のスタッフや運営団体が、そういった役割についての認識を深め、支援能力の向上に資する研修が必要である。

#### 提言1 <地域福祉のネットワークづくりについて>

様々な分野の専門家（職業人）が関わっていくネットワークづくりが必要である。

- 認知症、閉じこもり等の複雑で困難な災害復興公営住宅の課題へ対応するためには、社会福祉士、地域の医師、看護師、警察、消防、消費者相談など様々な分野の専門家（職業人）が適切な役割分担のもとで関与していくことが不可欠である。
- “ひろば”は、もっとも身近な支援者として、具体的な課題を吸い上げ、適切な専門家（職業人）につないでいくとともに、複雑なケースでは、“ひろば”がもつ情報を複数の専門家（職業人）が話し合う場と、チームとして支援していくことができる仕組みをつくる必要がある。
- また、専門家（職業人）のネットワークによる支援が有効に機能するためには、日常的な相互支援を行っている、住民との連携も不可欠であり、ネットワークに住民が参画していく仕組みも必要である。

## 提言2 <コミュニティ支援について>

周辺地域を巻き込んだコミュニティづくりに取り組む必要がある。

- 災害復興公営住宅単独でコミュニティの維持が困難なところもあり、周辺地域の住民も巻き込んだコミュニティを創っていかねばならない。
- 周辺地域コミュニティとの関係が必ずしも良好でないところもあるが、まずは、周辺地域の住民にも“ひろば”の役割や取り組みを理解してもらう必要があり、そのためのPRが必要である。
- そのうえで、周辺地域の住民へ災害復興公営住宅の課題に関わって欲しいと働きかけるだけでなく、周辺地域の課題にも“ひろば”が関わっていくなどの姿勢も必要である。

## 提言3 <研修の充実について>

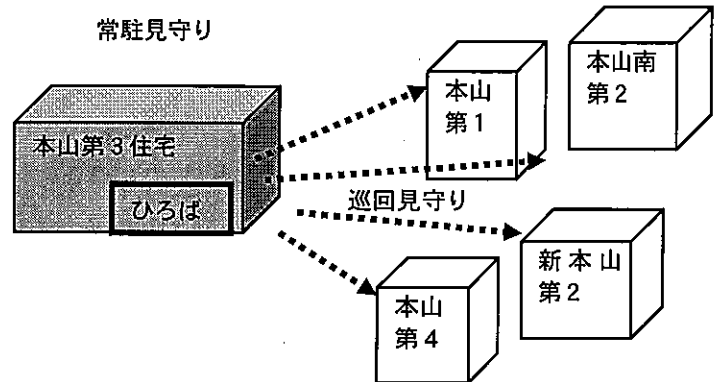
実践的な応用力を身に付けるとともに、“ひろば”の目的や価値観を共有するための研修に取り組む必要がある。

- コミュニティワークやネットワークづくりには、それぞれの地域の特性に柔軟に対応する応用力が必要である。そういった能力の向上は、実際のケースにあたって経験を積むことが必要である。
- そのため、他の“ひろば”やLSAの経験を、事例集や取り組み状況の見学などで共有することや、必要に応じて、一定期間、アドバイザーが現場に入るといようなことを通じて、実践的な応用力を養成していくことが望ましい。
- その一方、関係者が“ひろば”の目的や価値観を共有し、個別支援だけでなく、地域づくりやネットワークづくりに取り組んでいかなければならないということを共通認識し実践するためにも、スタンダードを示すガイダンスも行う必要がある。





本山第三住宅の高齢者自立支援ひろば（空き住戸）の現地調査



### <主な内容>

- 常駐することにより始めて見えてくるニーズや課題がある。
- LSA業務マニュアルをベースにした業務マニュアルを作っている。
- 健康体操には、喫茶に参加していなかった人も参加している。

## 2 西宮市・甲子園口6丁目住宅

### (1) 調査対象住宅の概要

#### <住宅・“ひろば”の概要>

【住宅】		【ひろば】	
住戸数	282戸	開設年月日	平成19年3月1日
入居の状況	274世帯、492人	設置場所	コミュニティプラザ
高齢者数	107世帯、183人	運営団体	西宮市

#### <地域性>

- ・周辺には工場等が多く住民が少ないため、コミュニティが希薄である。
- ・住居等がある程度集合している地域とは距離があるうえ、線路、幹線道路等で分断されており、孤立している。

### (2) 調査の概要

- 日時：平成19年9月11日（火）
- 出席者：高齢者自立支援専門委員 7名  
 県関係 15名  
 （復興局長・復興推進課長・復興支援課長・高齢社会課長ほか）

#### <西宮市の取り組み状況>

- ・市内の2ヶ所に“ひろば”を開設。
- ・現在は市直営で実施しているが、地域との連携強化を考えた場合、実施主体として市社会福祉協議会が適当との考えに達し、現在、市社協に委託する方向で検討している。



<甲子園口6丁目住宅での取り組み状況>

<従来のSCSによる支援>

SCS 2名  
7住宅55世帯に巡回型  
 の見守り

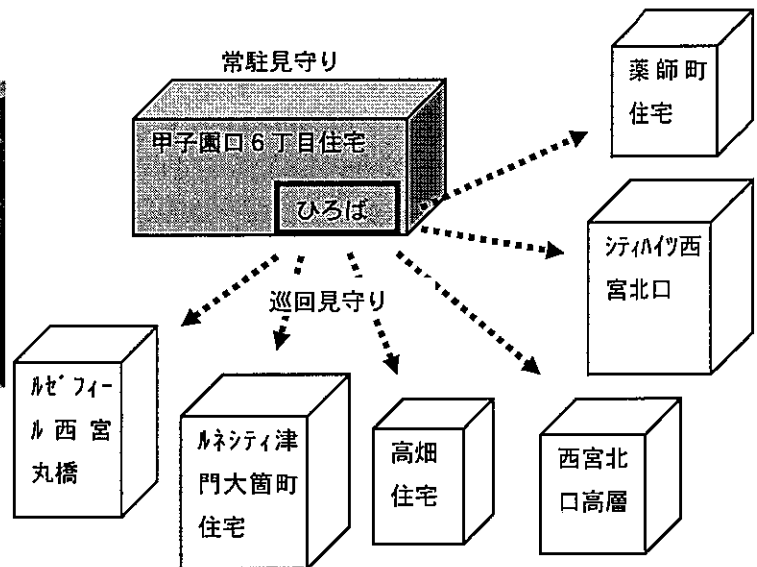


<“ひろば”による支援>

- 見守り
  - 15世帯に対して常駐型の見守り
  - 6住宅40世帯に巡回型の見守り
- 健康づくり まちの保健室を月1回開催
- コミュニティ支援
  - 自治会主催行事について企画協力等
- プラットフォームの場
  - 自治会長との日常的な連携
  - 地域包括支援センターとの情報交換



甲子園口6丁目住宅コミュニティプラザ（入口付近）



<主な内容>

- 民生委員、自治会長が集まって行うネットワーク会議は行われなくなった。
- 地域型在宅介護支援センターの業務は地域包括支援センターに引き継がれている。
- ボランティアの確保が困難である。
- 自治会の次の世代の担い手がない。
- “ひろば”が社会資源にどのようにつないでいくかが重要である。

3 宝塚市・福井鉄筋住宅

(1) 調査対象住宅の概要

<住宅・“ひろば”の概要>

【住宅】		【ひろば】	
住戸数	30戸	開設年月日	平成18年12月1日
入居の状況	27世帯、44人	設置場所	コミュニティプラザ
高齢者数	21世帯、29人	運営団体	宝塚市社会福祉協議会

<地域性>

- ・周辺は、昔からの住宅地であり、まちづくり協議会を中心にコミュニティ活動も活発である。
- ・災害復興公営住宅は小規模であるが、独立した自治会がある。しかし周辺地域の自治会との交流は少ない。周辺住民の中にはそこに災害復興公営住宅があるということ気付いていない人もいる。

(2) 調査の概要

- 日時：平成19年9月11日(火)
- 出席者：高齢者自立支援専門委員 7名  
県関係 15名  
(復興局長・復興推進課長・復興支援課長・高齢社会課長ほか)

<宝塚市社会福祉協議会の取り組み状況>

- ・小学校区単位でのまちづくり協議会を中心に地域福祉を推進している。
- ・特に高齢化率が高く、地域からも孤立しがちな災害復興公営住宅の状況を踏まえ、これまでの地域と住宅の関係やそれぞれの特性に応じて、復興住宅のニーズや課題を地域と共有できるような体制の構築を目指している。

<福井鉄筋住宅での取り組み状況>

<従来のSCSによる支援>

SCS 2名  
3住宅33世帯に巡回型  
の見守り

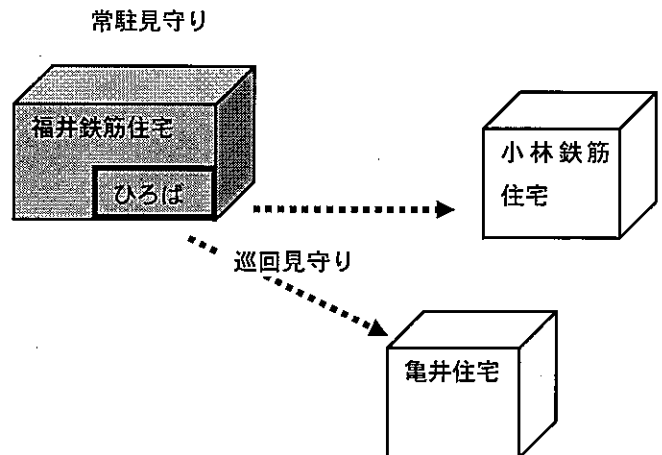


<“ひろば”による支援>

- 見守り  
19世帯に対して常駐型の見守り  
2住宅14世帯に巡回型の見守り
- 健康づくり まちの保健室を月1回開催
- コミュニティ支援  
ふれあい喫茶を月2回実施
- プラットフォームの場  
まちづくり協議会による、地域住民も対象とした福祉相談窓口「和みの場」を開設



福井鉄筋住宅コミュニティプラザにおける現地調査



<主な内容>

- 入居者が高齢者ばかりで自治会の運営が成り立たない。
- 認知症の高齢者には、自治会も対応を苦慮している。
- “ひろば”等の活動により、孤独死や犯罪被害のリスクは下げている。
- 日常的に“ひろば”には民生委員が関わっている。





## II まちのにぎわいづくり 一括助成事業

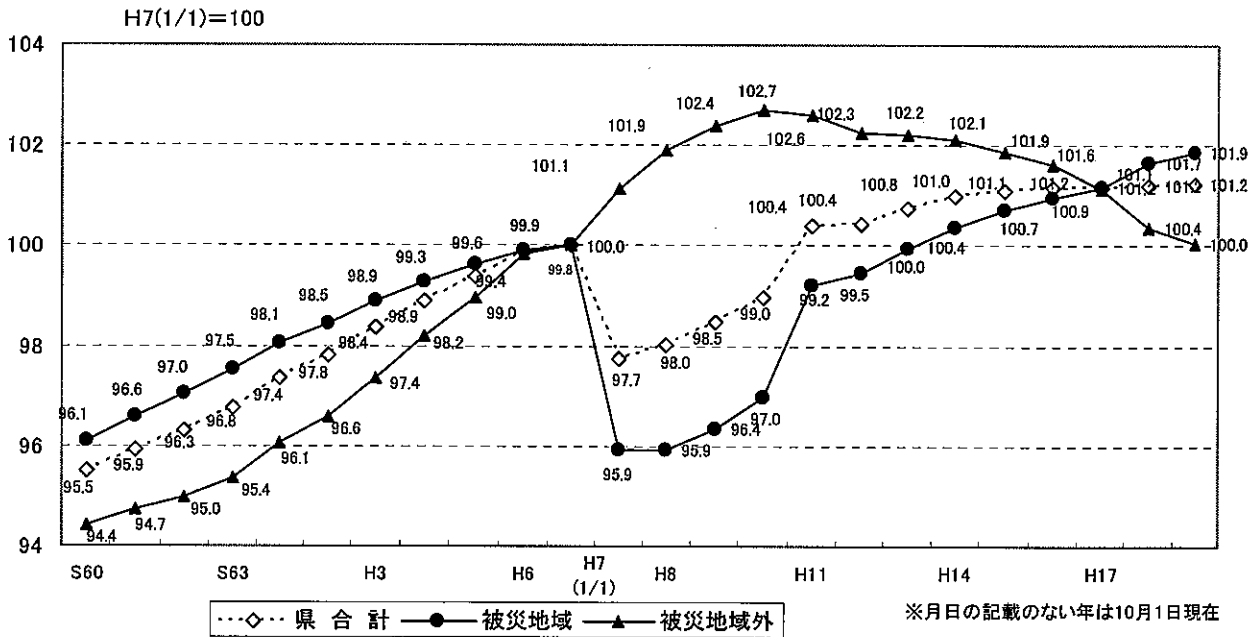
まちのにぎわいづくり専門委員会

# 1 まちのにぎわいを取り巻く現状

まちのにぎわいを取り巻く現状について、統計指標のデータ等をもとに整理した。

## (1) 人口の状況

震災の影響により、県内人口、とりわけ被災地域の人口は大きく減少したが、兵庫県全体では平成11年、被災地全体では平成13年に震災前の水準に回復した。しかしながら、神戸市長田区では、平成19年10月時点で震災前比78.8ポイントにとどまるなど、一部の地域では、人口の回復が進んでいない。



## (2) 復興市街地整備事業の状況

被災市街地復興推進地域における面的整備事業（復興市街地再開発事業・復興土地区画整理事業）は、概ね順調に進捗しているものの、一部の地区では事業が現在も継続中である。

事業名	被災市街地復興推進地域数 (面積)	事業地区数	事業		管理処分決定率 仮換地指定率 (敷地面積比)
			事業中	完了	
市街地再開発事業	6 (33.4ha)	15	7※1	8	87%
土地区画整理事業	13 (255.9ha)	20	4※2	16	98%
計	19 (289.3ha)	35	12	23	—

被災市街地復興推進地域における面的整備事業の進捗状況  
(平成20年3月1日現在・兵庫県県土整備部市街地整備課調べ)

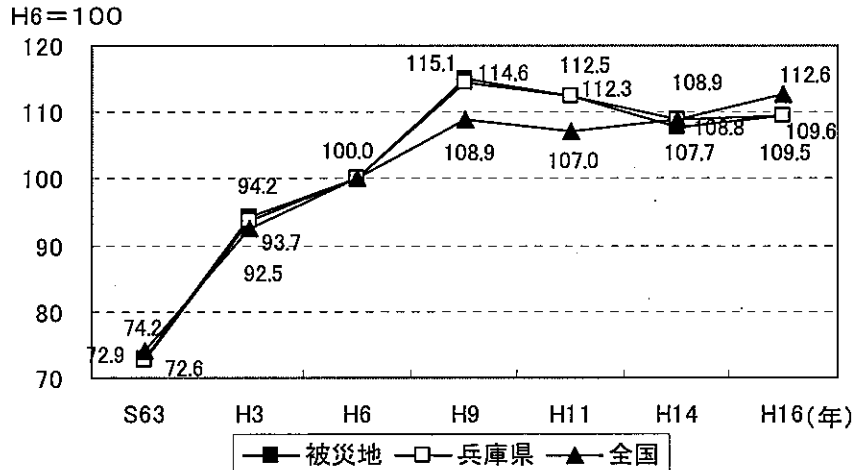
※1 新長田駅南7地区

※2 新長田駅北地区・鷹取東第2地区・西宮北口駅北東地区・富島地区

### (3) 商業の状況

小売業1店舗あたりの年間販売額の推移をみると、昭和63年から平成6年にかけては、全国、兵庫県、被災地ともにほぼ同様に推移していた。

震災後は増加しており、平成16年では震災前比109.5ポイント（全国112.6ポイント）となっている。

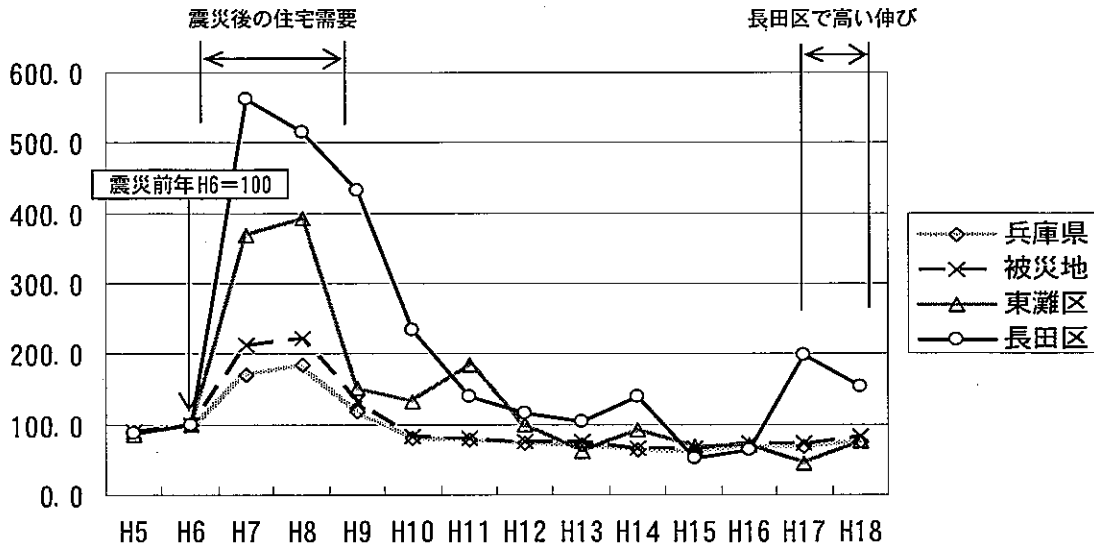


小売業1店舗あたりの販売額の推移  
出典：商業統計（経済産業省）

### (4) 新設住宅着工戸数の状況

被災地における新設住宅着工戸数では、震災前の平成6年度を100としたとき、震災発生により住宅建設需要が高まり、平成7、8年度には2倍以上の件数（約100,000戸前後）となり、その後減少した。

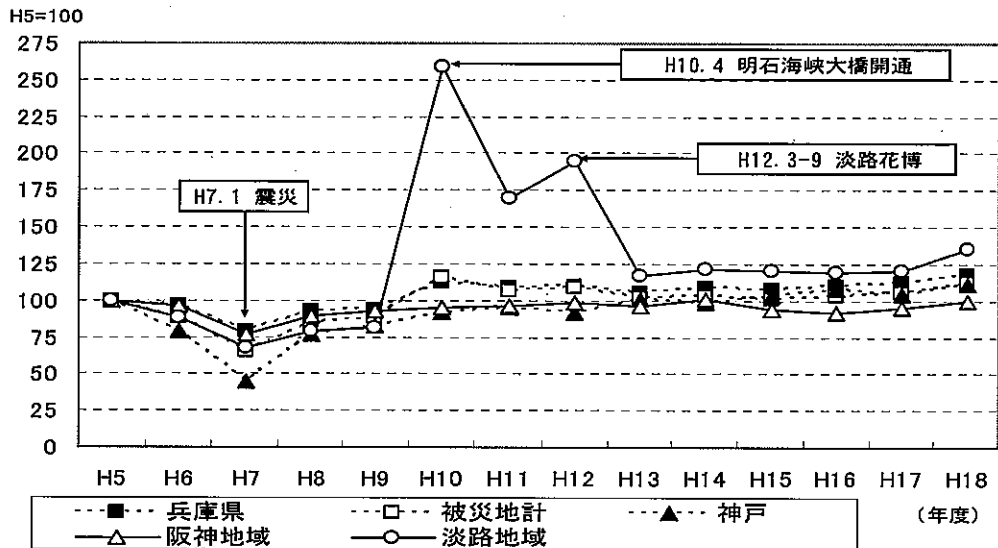
長田区においては、震災後、平成15、16年度を除き、震災前を上回る着工件数が続いており、特に平成17、18年度においては高い伸びを示している。



被災地の新設住宅着工戸数の推移  
出典：新設住宅着工統計

### (5) 観光・ツーリズムの状況

観光入込客数の推移で見ると、被災直後の平成7年度は、被災地で観光入込客数が大きく減少したが、平成8～10年度にかけて回復し、平成10年度以降は、震災前の水準を概ね上回っている。



観光入込客数の推移

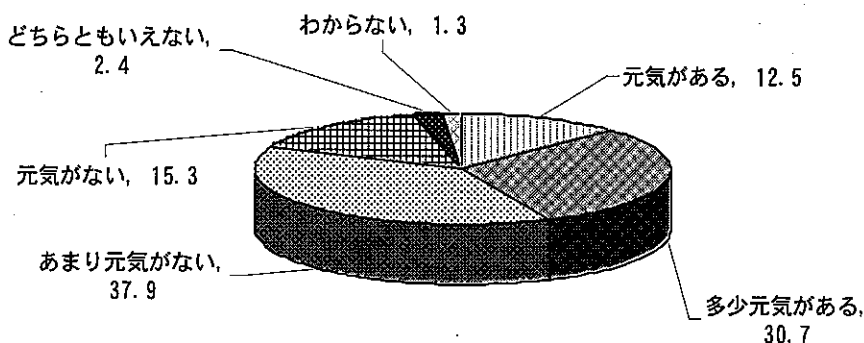
出典：観光客動態調査（兵庫県産業労働部観光政策課）

### (6) 地域再生・地域活性化に係る最近の動向

内閣府が実施した「地域再生に関する特別世論調査(平成20年1月)」によれば、「住んでいる地域に元気がない・あまり元気がない」との回答が全体の半数以上を占めている。

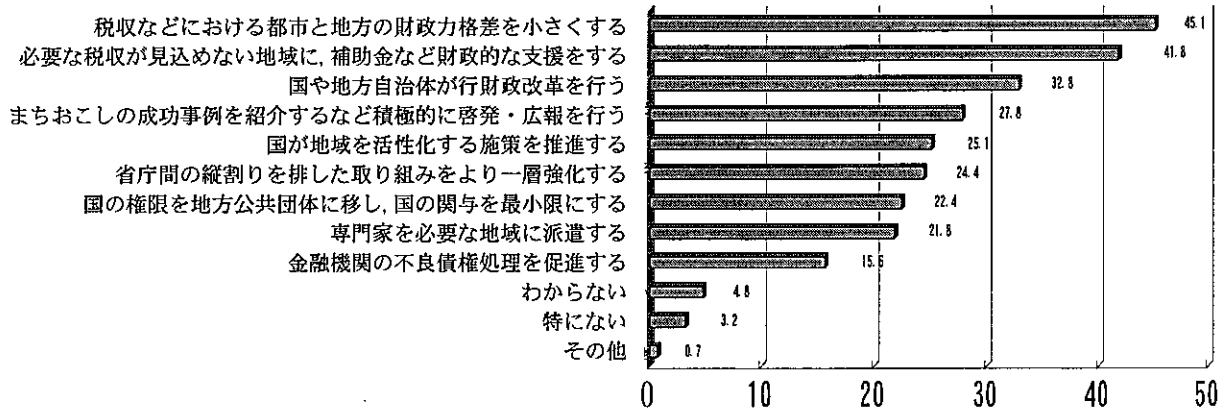
一方で、「地域が元気になるために国や地方がとる有効な手法」として期待されているのが、「税金などにおける都市と地方の財政力格差を小さくする」「必要な税金が見込めない地域に、補助金など財政的な支援をする」を挙げる人が4割以上を占めた。

問「住んでいる地域に元気があると思うか」





問「地域が元気になるために国や地方がとる有効な手法」

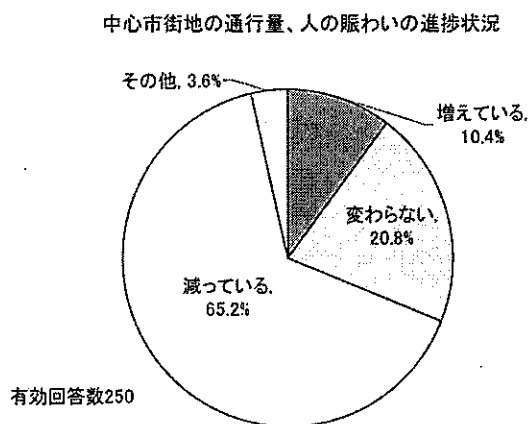
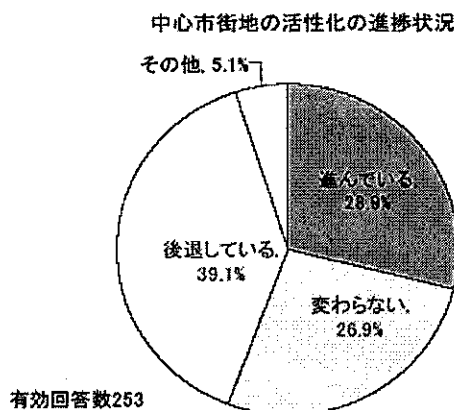


出典：地域再生に関する特別世論調査（平成20年1月・内閣府政府広報室）

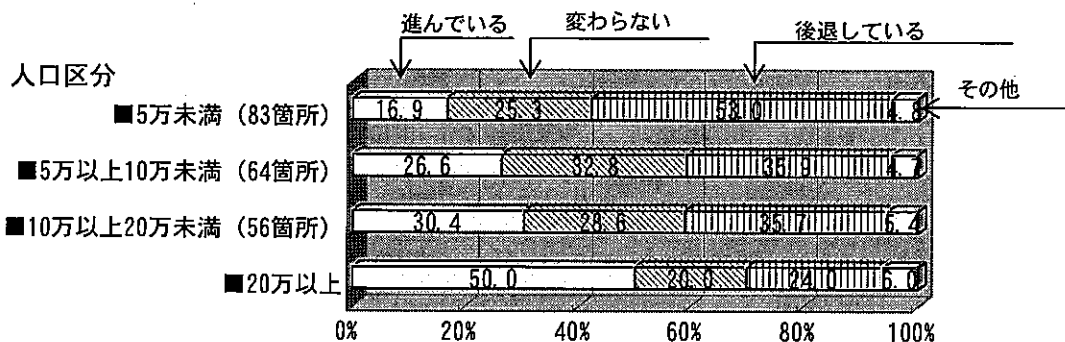
被災地に限らず、地方都市は、人口が減少に転じ、高齢化が急速に進行する中で、店舗等利便施設や市役所等公共公益施設の郊外移転による暮らしの利便性の低下や、地元経済活動の低迷等による地域産業の弱体化、中心市街地の居住人口・小売店販売額の減少に代表される都市機能の衰退や市街地の空洞化が進行していると指摘されている。

こうした状況を踏まえ、政府においては、都市再生・地域再生への取り組みや、中心市街地活性化法などいわゆる「まちづくり3法」の改正等を通じ、地域再生・地域活性化に関する取り組みを打ち出しており、現在、富山市・青森市をはじめ多くの地方都市において、中心市街地活性化基本計画が国の認定を受け、補助金などの優遇措置を受けることが可能となっている。

なお、昨年、まちづくり3法が改正されたことを踏まえ、平成19年5月に日本商工会議所が、全国517の商工会議所を対象に実施したアンケートによると、「（中心市街地の活性化が）進んでいる」と答えた商工会議所が28.9%に対して、「後退している」という回答が39.1%となっている。



## 人口規模別の中心都市街地活性化の進捗状況

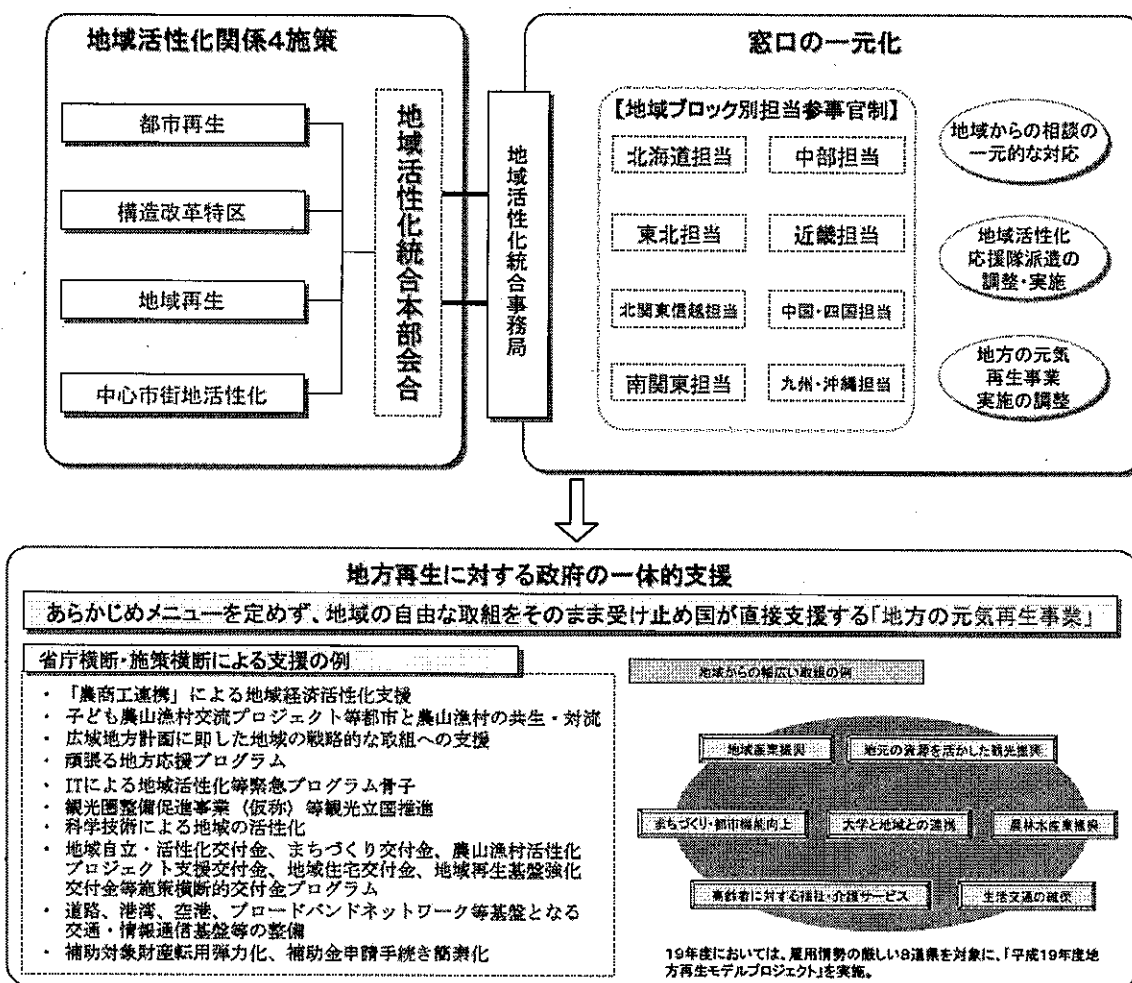


「新しいまちづくりに向けた取組みに関する調査」日本商工会議所 (平成19年10月)

また、政府は平成19年10月の閣議決定により、地域活性化関係の4本部（都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び中心市街地活性化本部）を、地域から見て分かりやすく、より効果的な取り組みを実施するため、「地域活性化統合本部」を新たに発足させた。

さらに、平成19年11月には、地方自治体の創意に基づく雇用創出や地域再生のための事業を政府が省庁横断・施策横断により一体的に支援する「地方の元気再生事業」の創設を決定した。

### ■地方再生の総合的な推進



## 2 「まちのにぎわいづくり一括助成事業」の取り組みと検証・提言

### (1) 取り組み状況

兵庫県は、地域住民の自発的で主体的なまちのにぎわいづくりへの意欲を最大限に生かし、地域の特性に応じた多彩な取り組みを包括的に支援する仕組みとして、復興フォローアップ委員会の提言を踏まえ、「まちのにぎわいづくり一括助成事業」を平成18年度に創設し、地域のにぎわいづくりの取り組みを支援している。

#### まちのにぎわいづくり一括助成事業の概要

- ・補助対象者 まちのにぎわいづくりを主体的に推進できる団体  
(まちづくり協議会・商店街振興組合等)
- ・補助対象地域 被災市内において、震災の影響を受け、まちのにぎわいづくりを推進する必要があると認められる地域
  - ①面的整備事業地区
    - ・整備事業が未完了
    - ・整備事業は完了しているが、住宅再建や商業施設等の状況から、まちのにぎわいづくりを進める必要がある
  - ②面的整備事業地区以外
- ・補助対象事業 まちのにぎわいづくりにつながる新規のソフト事業及び、関連する施設整備
- ・補助限度額 10,000千円(特認分は最高5,000千円上乗せ)
- ・補助対象期間 交付決定より最長2年間

#### 採択・実施状況

##### ①平成18年度の取り組み状況

申請件数27件に対し、13件を採択し、現在事業を展開中である。

##### <1,000万円補助：6件>

- ・新長田駅北地区東部まちづくり協議会連合会 (神戸市長田区)
- ・大正筋商店街振興組合 (神戸市長田区)
- ・西宮中央商店街振興組合 (西宮市)
- ・大日通周辺地区まちづくりを考える会 (神戸市中央区)
- ・水道筋商店街協同組合 (神戸市灘区)
- ・六間道商店街振興組合 (神戸市長田区)

##### <500万円補助：7件>

- ・真野地区まちづくり推進会 (神戸市長田区)
- ・プレ「よさこい甲子園」実行委員会 (西宮市)
- ・新開地周辺地区まちづくり協議会 (神戸市兵庫区)
- ・かわにしTMO (川西市)
- ・西北活性化連絡協議会 (西宮市)
- ・伊丹ターミナルデパート商業協同組合 (伊丹市)
- ・西宮商工会議所 (西宮市)

※西宮商工会議所については230万円を補助

## ②平成19年度の取り組み状況

申請件数15件に対し、11件を採択し、現在一部事業を展開中である。

### <1,000万円補助：6件>

- ・長田神社地域活性化協議会 (神戸市長田区)
- ・くにうみ神話のまちづくり実行委員会 (淡路市)
- ・松本地区まちづくり協議会 (神戸市兵庫区)
- ・社団法人 有馬温泉観光協会 (神戸市北区)
- ・六甲摩耶観光推進協議会 (神戸市灘区)
- ・西明石南町活性化委員会 (明石市)

※西明石南町活性化委員会については5,164千円を補助

### <500万円補助：5件>

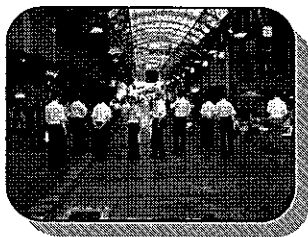
- ・六甲アイランド20年記念事業実行委員会 (神戸市東灘区)
- ・花のみち商店会 (宝塚市)
- ・湊川五連合会 (神戸市兵庫区)
- ・三ノ宮南まちづくり協議会 (神戸市中央区)
- ・野田北ふるさとネット (神戸市長田区)

## (2)「まちのにぎわいづくり一括助成事業」2年目の検証

専門委員会による現地調査(P28～P31参照)や「H18復興フォローアップ報告」を踏まえた取り組み等を通じ、本事業2年目の実施状況を検証した結果は以下のとおり。

### 現地調査からの検証

- いずれの団体も地域が主体的に一体となって事業に取り組んでいる点は評価できる。
- 空き店舗等を活用した取り組みも地域の特性を反映したものとなり、一定の評価ができるが、事業終了後も資金を工面して、引き続き継続した運営ができるか懸念される。
- 商店街とそれを取り巻く地域団体との連携が非常にうまくいっている地域とそうでない地域の格差が見受けられる。
- 本事業を契機として、マンション等に入居した新住民を巻き込んでいく取り組みが重要である。
- にぎわいづくりがうまくいくポイントは商店主以外の周辺住民を取り込む点にあり、そのために、求心力を持ったシンボルなど「まちの資源」を最大限に利用することである。



▲現地調査の状況





## H18 復興フォローアップ報告を踏まえた取り組みからの検証

- 適正な事業運営を徹底するため、透明性の確保は不可欠である。引き続き情報開示を進める必要がある。
- 交流会は団体間の情報交換を行う上で有意義であり、個々の団体が自主的に交流する場を持つことが期待される。

平成18年度復興フォローアップ報告を踏まえ、重点的に取り組んだ項目は次の3点である。

### ア 採択事業の実施状況等の公開による「開かれた取り組み」の確保

- ・ 事業の実施状況をホームページ上で公開。  
([http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd34/ikkatsujyosei\\_project.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd34/ikkatsujyosei_project.html))
- ・ 団体に対しても自身のホームページでの情報公開やパンフレット等成果物での本事業のPRを要請。
- ・ 採択団体と新たに提案を考えている団体との情報交換会「まちなにぎわいづくり公開トーク」を実施。

### イ 相談窓口の充実

- ・ 資金調達面に苦慮されている団体に対し、公的融資制度の利用について、部局横断的支援を実施。

### ウ 情報を交換する交流の「場」の提供 ～採択団体交流会の開催～

- ・ 採択団体同士が、それぞれの事業を実施するうえでの「知恵と工夫」を共有し、情報を交換することによって、今後の円滑な事業実施に資するため、「採択団体交流会」を実施。

#### <交流会での主な意見>

- まちなにぎわいづくりに対する意識がネガティブだった若い世代が、積極的・自主的に活動をはじめた。
- ソーシャル・キャピタルを総動員し、地域の各団体の得意分野をネットワーク化し、相互共有することにより、助成金に頼らない自立的な地域運営を実現できた。
- 各団体のより自主的な取り組みについて情報交換していくべき。



▲採択団体交流会の状況

#### <採択団体交流会の実施概要>

日時：平成19年11月12日（月） 14:00～16:00

参加者：10団体19名

アドバイザー1名

事務局5名 計25名

### (3)「まちのにぎわいづくり一括助成事業」2年目の提言

上記検証を踏まえ、今後以下の取り組みを行うよう提言する。

#### 提言要旨

これまで採択団体に対して行ってきたフォローアップを視野に入れつつも、今後、終了を迎える事業が出てくることを踏まえ、個々の採択団体について適切な事業評価を実施するとともに、一括助成事業の制度そのものの評価・検証を行う必要がある。

併せて、本事業の透明性をさらに高めるとともに、その取り組み内容、成果等について、被災地内外に広く発信していく必要がある。

#### 提言1 <事業評価の実施について>

先導的な取り組みを今後も定着化させていくために事業評価が必要である。

- イベント実施を中心とした「にぎわい創出」で終始しては単なる一過性のプロジェクトとなってしまう。ブロック・グラント型包括支援制度という日本では先導的な取り組みを今後も定着化させていくために、事業評価は不可避である。
- 事業実施によるにぎわい創出効果が、地域経済やコミュニティ再生に対して、どのような影響を与えたかを整理・分析する必要がある。
- 事業評価を行うことは外部への情報発信を行う上でも重要な過程であるが、事業実施に携わった関係者達にも、今後のまちづくり活動を継続していく上で欠かすことができないインセンティブとなる。
- ただし、事業実施者にとって、事業評価の作業が過度の負担になるような手法は避けねばならない。
- 評価の実施主体は、有識者等により構成される外部評価委員会等を組織し、公平・中立的な立場から客観的に判断するような仕組みづくりを検討する必要がある。

#### 提言2 <情報発信による「開かれた取り組み」について>

事業の透明性の確保と知識を共有するために情報発信に取り組む必要がある。

- 採択団体相互の「知恵と工夫」を共有するために、今年度実施した「採択団体交流会」は各団体にとって一定の成果があったと認められるが、今後は普段まちづくり活動には携わっていない一般市民の理解が深まるよう、より一層開かれた形で議論していくよう検討する必要がある。
- 取り組み内容を「事例集」としてとりまとめ、事業実施の結果を広く発信していくツールとして利用することを検討すべきである。

**提言3** <事業の成果を定着させるための継続的支援の実施>

事業の成果を定着させるために継続的支援が必要である。

- 事業の成果をしっかりと定着させるために、これまで採択団体に対して実施してきた専門委員会による現地調査や採択団体交流会の開催など、引き続き、継続した支援をしていくことにより、きめ細やかなフォローアップに努める必要がある。
- 住民主体の取り組みは一括助成事業で展開されているものの、一方で、商店街の中に空き店舗も目立っている状況を踏まえ、新たな商業の活性化等の支援を検討すべきである。

まちのにぎわいづくり専門委員会 現地調査の実施状況

平成19年度においては、まちのにぎわいづくり一括助成事業の実施状況について、現地調査（視察・ヒアリング等）を行い、「現場」の視点から見た課題の抽出を行った。

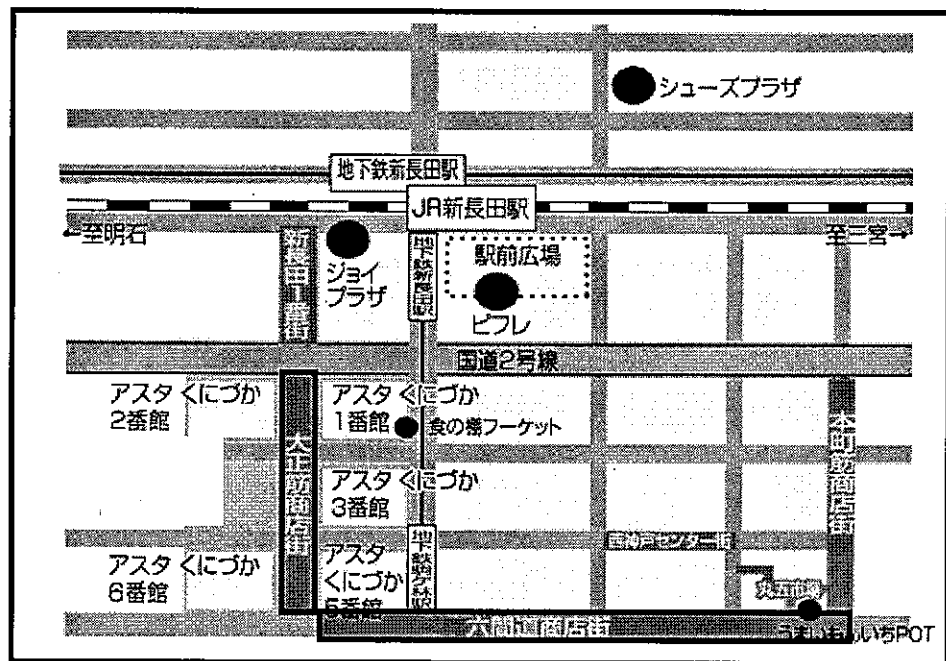
1 JR新長田駅南地区

平成18年度に「まちのにぎわいづくり一括助成事業」の採択を受けた2団体が位置するJR新長田駅南地区の取り組み内容を現地において調査した。

(1) 調査対象地区の概要

JR新長田駅南側に位置し、昭和20～30年代は神戸の副都心としてにぎわったが、地下鉄の延伸等により、多くの住民が郊外に移転し、高齢化率が高まり、空洞化が進んだ。このような状況下で、阪神・淡路大震災が発生し、建物のほとんどが倒壊し、地震で発生した火災により、商店街の大半が全焼した。

震災後、復興市街地再開発事業により建物や道路等のハード整備は概ね終了したが、人通りの減少と空き店舗の増加が目立っている。



(2) 調査の概要

<調査日時等>

日時：平成19年7月31日（火）

出席者：まちのにぎわいづくり専門委員 9名

県関係者 8名

(復興局長・復興推進課長・復興支援課長・市街地整備課長 ほか)



▲現地調査の状況  
(大正筋商店街)

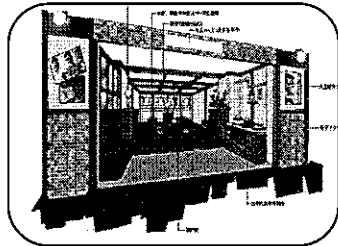


＜調査対象団体の取り組み概要＞

＜大正筋商店街＞大正筋ふるさと創出事業《補助額 1,000 万円》

「人づくり まちづくり」をテーマとし、商店主や地域住民・関係団体等により構成する「わがまちふるさとサポーター会議」を核としながら、以下のような取り組みを実施。

- 「大正ハイカラ進歩住夢亭（しんぼじゅうむてい）」の設置  
空き店舗を活用し、大正時代をモチーフとした情報発信基地を設置。  
商店主による着付け教室やそばの打ち方教室などを実施し、地域住民とのふれあい・交流の場所として活用。
- 「震災ミュージアム」の設置  
空き店舗を活用し、震災の記憶・体験・教訓を伝える拠点を設置。



▲大正ハイカラ進歩住夢亭



▲震災ミュージアム

＜六間道商店街＞森のある商店街になろう！門前町商店街になろう！六間道商店街「2つの夢」プロジェクト

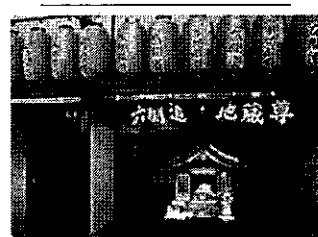
《補助額 1,000 万円》

「森」「お寺」など新たな「まちの魅力・商店街の魅力」を創出することによって、「なごみ」の場として、まちのにぎわいを取り戻すため、以下のような取り組みを実施。

- 門前町にふさわしい「地藏堂」を開設し、イベント開催時における来訪者の利用を促進。
- 空き店舗を活用し、店舗相互の協働・交流の場として「なごみサロン」を開設。来訪者に対しても「和」の場を提供。
- 神戸出身の漫画家・横山光輝氏の「三国志」をモチーフにした「三国志英雄ねぶた」を実施。



▲六間道なごみサロン



▲地藏堂

## <主な意見>

### 商業の活性化

- 商店街はイベントに頼るのではなく、良いものを売ることが大切。スター店舗をつくり、行列のできるまちづくりを行うべきである。
- 「にぎわい」だけ終わってはダメで、にぎわい創出効果が商店の経常的な売上向上につながらねばならない。

### 人材の育成

- 着実なまちづくりを推進するためには、地域のノウハウに精通した人材育成に努める必要がある。
- 地域にゆかりのある著名人を発掘し、常に情報発信してもらう等の仕掛けが必要である。また、地域のことに答えられる説明役を常駐させておくことが必要である。

### コミュニティの再生

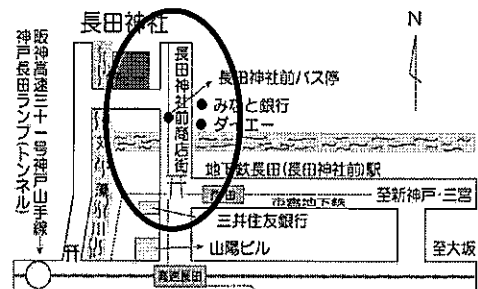
- 外からきた住民が多数を占めている状況で商店街と住民がどのように交流するかが大切。PTA等、新旧住民の垣根が低い組織を通じて連携することが必要。
- 空き店舗に高齢者の交流の場のようなものを開設する等まちのにぎわいづくりと高齢者自立支援事業をうまく絡めていくことも必要。

## 2 長田神社周辺地区

平成19年度「まちのにぎわいづくり一括助成事業」での採択事業の対象地区のひとつとして、長田神社周辺地区の現地調査を実施した。

### (1) 調査対象地区の概要

かつては長田神社の門前町としてにぎわい、その周辺には高校や大学の集まる文京地区である。しかし、近年は長田神社の参拝者も減り、商店街は震災前店舗数103店が60店に、市場は88店から26店に減少しており、空き店舗や空地が目立っている。



### (2) 調査の概要

#### <調査日時等>

- 日 時：平成19年9月19日（水）
- 出席者：まちのにぎわいづくり専門委員 7名  
県関係者 8名  
(復興局長・復興推進課長・復興支援課長・商業振興課長ほか)



## <調査対象団体の取り組み概要>

### <長田神社地域活性化協議会>福のあるまち～長田神社前プロジェクト

《補助額 1,000 万円》

地域のシンボルである長田神社をはじめとする歴史資産、地域の一店逸品、地域で活動する団体や人物、この地域ならではのイベント等を「福のあるまち～長田神社前」というコンセプトに基づき地域内外に発信することにより、まちのにぎわいを再生するため、以下の取り組みを実施予定。

- 地域活性のためにつくられた、まちのシンボルキャラクター「グージー」のモニュメントを作成し、みこしとして活用。
- 地域情報誌「万福グージー通信」の発行。
- まちのガイドブック「福のあるまち～長田神社前」の発行。
- まち検定「長田の杜 万福検定」の実施



▲シンボルキャラクター  
グージー



▲長田神社

## <主な意見>

- まちづくりにどれだけ多くの人間が関わったかという視点も一つの評価手法になる。
- 経済効果につなげるのは難しいが、一括助成を契機として、周辺の地域住民を巻き込んだ取り組みを行うことは可能である。
- まだ珍しい地域が残っている。中心市街地の魅力的な部分が残っている。この地区は商店街と福祉団体等との地域連携が最大の売りだ。
- この周辺は板宿・新長田・長田神社前のトライアングルの中にある。板宿は学校、新長田は官公庁の中心、長田神社前は神社とそれぞれ特徴がある。
- 長田神社前には商店主以外の周辺住民を取り込む力がある。それは「長田神社」という求心力だと思う。にぎわい再生にはまちのシンボルが重要で、伝統ある社寺でなくてもよい。





# 資 料

＜平成19年度高齢者自立支援専門委員会・まちのにぎわいづくり専門委員会の活動経過＞

高齢者自立支援専門委員会	まちのにぎわいづくり専門委員会
6月17日(日) 第1回復興フォローアップ委員会	
<p>8月9日(水)</p> <p><b>第1回高齢者自立支援専門委員会 及び現地調査</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○19年度高齢者自立支援専門委員会の進め方について</li> <li>○「高齢者自立支援ひろば」の現状について</li> <li>◇現地調査 神戸市 市営本山第3住宅</li> </ul>	<p>7月31日(火)</p> <p><b>第1回まちのにぎわいづくり専門委員会 及び現地調査</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○19年度まちのにぎわいづくり専門委員会の進め方について</li> <li>○「まちのにぎわいづくり一括助成事業」の現状について</li> <li>◇現地調査 JR新長田駅南地区 (大正筋商店街・六間道商店街)</li> </ul>
<p>9月11日(火)</p> <p><b>第2回高齢者自立支援専門委員会 及び現地調査</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「高齢者自立支援ひろば」の今後の取り組みについて (KJ法により課題抽出)</li> <li>◇現地調査 (1)西宮市 市営甲子園口6丁目住宅 (2)宝塚市 県営福井鉄筋住宅</li> </ul>	<p>9月19日(水)</p> <p><b>第2回まちのにぎわいづくり専門委員会 及び現地調査</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成19年度「まちのにぎわいづくり一括助成事業」の採択結果について</li> <li>○「まちのにぎわいづくり一括助成事業」の今後の取り組みについて</li> <li>◇現地調査 長田神社周辺地区 (長田神社地域活性化協議会)</li> </ul>
10月12日(金) 第2回復興フォローアップ委員会	
<p>11月28日(水)</p> <p><b>第3回高齢者自立支援専門委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○19年度復興フォローアッププロジェクト報告(案)について</li> </ul>	<p>11月12日(月)</p> <p><b>採択団体交流会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○意見交換・交流の「場」として実施</li> </ul>
<p>12月18日(水)</p> <p><b>高齢者自立支援専門委員会ワーキング</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○19年度復興フォローアッププロジェクト報告(案)について</li> </ul>	<p>12月28日(金)</p> <p><b>第3回まちのにぎわいづくり専門委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「まちのにぎわいづくり一括助成事業」の事業評価について</li> <li>○19年度復興フォローアッププロジェクト報告(案)について</li> </ul>
3月23日(日) 第3回復興フォローアップ委員会	

平成19年度復興フォローアップ委員会委員名簿

フォローアップ委員会（本委員会）〔◎：座長 ○：副座長〕

氏名	所属・職
磯辺 康子	神戸新聞社編集委員
市川 禮子	社会福祉法人きらくえん理事長
梶本日出夫	神戸市副市長
○加藤 恵正	兵庫県立大学教授
角野 幸博	関西学院大学教授
河野 昌弘	西宮市副市長
小林 郁雄	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表
立木 茂雄	同志社大学教授
地主 敏樹	神戸大学大学院教授
野崎 隆一	神戸まちづくり研究所理事
牧 紀男	京都大学防災研究所准教授
○松原 一郎	関西大学教授
◎室崎 益輝	総務省消防庁消防研究センター所長
善積 康子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)主任研究員

※\_\_\_\_\_はワーキングチームメンバー（リーダーは室崎委員）

高齢者自立支援専門委員会〔◎：委員長 ○：副委員長〕

氏名	所属・職
○市川 禮子	社会福祉法人きらくえん理事長
河合由紀子	わ・輪・W a 尼崎代表
神崎 初美	兵庫県立大学地域ケア開発研究所准教授
佐藤 寿一	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会事務局次長
○立木 茂雄	同志社大学教授
谷澤 義弘	兵庫県医師会常任理事
◎松原 一郎	関西大学教授
室崎 千重	県立福祉のまちづくり工学研究所特別研究員
山添 令子	コープこうべ執行役員兼生活文化・福祉部統括部長

まちなぎわいづくり専門委員会〔◎：委員長 ○：副委員長〕

氏名	所属・職
東 朋治	(株)神戸ながたティ・エム・オー総括マネージャー
大西 研	西宮商工会議所事務局長
◎加藤 恵正	兵庫県立大学教授
○角野 幸博	関西学院大学教授
○小林 郁雄	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表
濱田 恵三	ジア・デザイン神戸所長
樋口 信子	樋口都市設計代表
古川 潤	神戸新聞社経営本部副参与
森崎 清登	近畿タクシー(株)代表取締役社長

顧問

氏名	所属・職
新野幸次郎	神戸都市問題研究所理事長
野尻 武敏	ひょうご震災記念21世紀研究機構会長



阪神・淡路大震災

平成 19 年度復興フォローアッププロジェクト報告

平成 20 年 3 月 発行

兵庫県県土整備部復興局復興支援課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL: 078-341-7711 (代表) <高齢者自立支援> 内線 5857  
<まちのにぎわいづくり> 内線 5885・5886

URL: <高齢者自立支援>

[http://web.pref.hyogo.jp/wd34/wd34\\_000000030.html](http://web.pref.hyogo.jp/wd34/wd34_000000030.html)

<まちのにぎわいづくり>

<http://web.pref.hyogo.jp/wd34/nigiwaidukuri.html>

E-MAIL: fukkoushien@pref.hyogo.jp



## 復興の成果を県政に生かす 3 年推進方策の取組状況

全体計画H19欄の下段の( )は、H19年度末実績見込みを表す

推進方策 項目・施策目標	H18年度実績	H20年2月末時点での取組状況	全体計画			課題、今後の取組等
			H19	H20	H21	
1 復興施策と一般施策が連携した高齢者の自立支援 (まちづくり復興担当部会、健康生活部生活企画局等部会)						
高齢者自立支援ひろばの拡充						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者自立支援ひろばの開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者自立支援ひろばの開設 : 11か所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者自立支援ひろばの開設 : 16か所</li> <li>・ ひろば機能の向上をめざし、ひろばスタッフを対象とした研修会を実施 (H20.1.23)</li> </ul>	20か所 (累計) (19か所)	30か所 (累計)	40か所 (累計)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【課題・問題点】</li> <li>・ 既に開設している“ひろば”について機能の一層の向上を図るとともに、事業の効果等の事業評価をどのように行っていくかを検討する必要がある。</li> <li>【今後の取組方針】</li> <li>・ ひろばスタッフへの効果的かつ実践的な研修として、フォローアップ専門委員会の議論を踏まえ、OJTや事例研究などの研修を実施。</li> <li>・ どのような手法で事業評価を行っていくか、フォローアップ専門委員会で議論を踏まえ検討。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SCSによる支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SCSの配置 : 102人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SCSの配置 : 66人</li> </ul>	75人(累計) (62人)	55人(累計)	28人(累計)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【課題・問題点】</li> <li>・ 災害復興公営住宅においては、公的な支援者による見守りの限界、近隣住民による見守りの方が、緊急時の対応が可能、といったことから、SCS等公的な支援者による見守りから地域住民等からなる見守りグループ等による見守り体制の構築への移行を進める必要がある。</li> <li>【今後の取組方針】</li> <li>・ 高齢者自立支援ひろばの設置の推進。</li> </ul>
LSA等一般施策による高齢者支援の推進						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ LSAをすべての県営高齢者向け特定目的住宅に配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ LSAの配置 : 123人</li> <li>・ 県営住宅の建替に関しては、住戸の一部を緊急通報システムを備えた「シルバーハウジング」仕様の住戸とするともに、コミュニティサにLSA事務室を設置。</li> <li>・ 建設着手に際し、市町にLSAの派遣を依頼。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ LSAの配置 : 123人</li> <li>・ 県営住宅の建替に関しては、住戸の一部を緊急通報システムを備えた「シルバーハウジング」仕様の住戸とするともに、コミュニティサにLSA事務室を設置。</li> <li>・ 建設着手に際し、市町にLSAの派遣を依頼。</li> </ul>	140人 (累計) (123人)	150人 (累計)	160人 (累計)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【課題・問題点】</li> <li>・ 実施主体である市町は、介護保険制度の地域支援事業のうち、必須事業(介護予防事業等)に取り組みなければならず、任意事業であるLSAの配置まで余地がない市町がある。また、市町は民生委員等を活用した高齢者見守り事業を行っていること等の理由により、特定住宅へのLSA配置の必要性を感じていない市町が多い。</li> <li>・ ほとんどの市町(福祉部局)は、LSA派遣事業を拡大する意思がないのが現状。</li> <li>【今後の取組方針】</li> <li>・ 市町への働きかけ。</li> <li>・ 住宅担当部局と福祉担当部局合同プロジェクトチームを設け、合同でLSA配置についての働きかけ。</li> <li>・ 県営住宅の建替に際し、今後も「シルバーハウジング」仕様の住戸を設けるとともに、コミュニティサにLSA事務室を設置。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合的なマネジメント拠点となる地域包括支援センターの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域包括支援センターの整備 : 331か所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域包括支援センターの整備 : 340か所</li> </ul>	317か所 (累計) (340か所)	321か所 (累計)	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>【今後の取組方針】</li> <li>・ 高齢者を包括的に支援するため地域の各資源間の連携体制の構築を推進し、効果的な運営が実施できるよう支援を実施(ネットワーク構築の先進事例の研究、事例提供等)。</li> <li>・ 各地域包括支援センターの質の向上・確保(職員研修や情報交換等)。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者自立支援ひろばと一般の高齢者向け施策が連携した高齢者自立支援の仕組みづくりの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者自立支援ひろばの開設 : 11か所</li> <li>・ 高齢者自立支援ひろばの周知と各市等の取組について情報交換を行う「キックオフ・フォーラム」を開催 (H19.2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者自立支援ひろばの開設 : 16か所</li> <li>・ ひろば機能の向上をめざし、ひろばスタッフを対象とした研修会を実施 (H20.1.23)</li> </ul>	ひろばと一般高齢者向け施策との連携強化	← 高齢者自立支援ひろば機能の全県施策化について検討 等		<ul style="list-style-type: none"> <li>【課題・問題点】</li> <li>・ 基金事業終了(H22年度)後の事業方向を検討していくことが必要。</li> <li>【今後の取組方針】</li> <li>・ フォローアップ専門委員会を中心に、ひろば事業についての事業評価等の検証を行い、一般施策化を検討。</li> </ul>

推進方策 項目・施策目標	H18年度実績	H20年2月末時点での取組状況	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
2 災害復興公営住宅等における自治会等の地域活動の崩壊対策（まちづくり復興担当部会）						
災害復興公営住宅における自治会や見守り活動グループへの支援						
・自治会活動等の対応困難事例への支援等	・いきいき県住推進員の配置：30人 ・コミュニティサポート支援事業の実施：見守りグループ数(H18末累計462団地) ・高齢者自立支援ひろば運営団体、市、県、専門委員会委員の間の意見交換の場としてキックオフを開催	・いきいき県住推進員の配置：30人 ・コミュニティサポート支援事業の実施：仲間づくり交流事業(125団地) ・高齢化により自治会活動等が困難な復興住宅の現状や対応方針について県・市研究会において検討(6/8、8/30)	30人(30人)	30人	30人	【課題・問題点】 ・高齢化のためコミュニティ活動の維持が困難となっている災害復興公営住宅については、建築経緯等から周辺地域との交流が図られていない住宅もある。 【今後の取組方針】 ・高齢者自立支援ひろば等については、コミュニティ支援機能も期待されており、ひろばスタッフ研修会等での実践的な研修が必要である。 ・災害復興公営住宅元気アップ活動支援事業の補助対象の枠を拡大し、住宅と地域の交流を進めていく。 ・20年度は、いきいき県住推進員27名を配置。
3 単身高齢者対策（県民政策部会、健康生活部生活企画局等部会、産業労働部会、まちづくり復興担当部会）						
単身高齢者等の閉じこもり対策の推進	・災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業：4件交付決定 ・高齢者自立支援ひろばの開設：11か所 ・L S Aの配置：123人 ・地域包括支援センターの設置：331か所	災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業：6件交付決定 高齢者自立支援ひろばの開設：16か所 ・L S Aの配置：123人 ・地域包括支援センターの設置：340か所	災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業の実施			【課題・問題点】 ・災害復興公営住宅の高齢化率は上昇を続けており、個々の高齢者が抱える問題も多様化し、公的支援のみでは限界がある。 ・地域見守りの主体を有機的に連携させる必要がある。 【今後の取組方針】 ・高齢者自立支援ひろばやS C S、L S Aなどの公的支援者だけでなく、N P O・ボランティアグループなどの支援者が連携をとり、地域主体の高齢者の見守り活動への移行を図る。 ・県民ボランティア活動助成制度、N P O活動応援貸付制度の一層の周知とN P Oのニーズに柔軟に対応した貸付制度の実施。 ・高齢者を包括的に支援するため地域の各資源間の連携体制の構築を推進し、効果的な運営が実施できるよう支援を行う。 ・各地域包括支援センターの質の向上・確保（職員研修や情報交換等） ・多様な見守り体制の推進とコーディネート（実態調査、老人クラブによる会員への見守り強化）
単身高齢者等の生活支援	・「まちの保健室」看護師等による訪問：171件 ・県民ボランティア活動助成：助成件数 2,834件 ・N P O活動応援貸付事業：貸付件数 3件 ・コミュニティビジネス創出・育成支援事業：雇用創出 157人	・「まちの保健室」看護師等による訪問：153件 ・県民ボランティア活動助成：助成件数 3,311件 ・N P O活動応援貸付事業：貸付件数 3件	高齢者自立支援ひろばの開設等			
4 公営住宅の高齢化対策（まちづくり復興担当部会）						
子育て世帯の優先入居など公営住宅の高齢化対策の推進						
・新婚世帯・子育て世帯の優先入居枠の拡大	・「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」の改訂：H18.4改訂 ・新婚世帯・子育て世帯の優先入居実績：37戸	・新婚世帯・子育て世帯の優先入居実績：161戸	40戸(累計198戸)	60戸(累計)	80戸(累計)	【今後の取組方針】 ・定期借家制度による新婚世帯・子育て世帯の県営住宅優先入居としての拡大などにより、H20は合計100戸追加設定する。
5 県営住宅のバリアフリー化（まちづくり復興担当部会）						
県営住宅の新型改修等、高齢者向け改修等によるバリアフリー化の推進						
・県営住宅のバリアフリー化の推進	・「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」の改訂：H18.4改訂 ・県営住宅のバリアフリー化：1,751戸(累計)	・県営住宅のバリアフリー化：1,751戸(累計)	3,250戸(累計1,751戸)	4,800戸(累計)	6,350戸(累計)	【課題・問題点】 ・効果的な事業実施が必要。 【今後の取組方針】 ・新型改修事業の対象団地及び事業内容を見直し、着実かつ効果的に事業を推進していく。

推進方策 項目・施策目標	H18年度実績	H20年2月末時点での取組状況	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
6 住宅や生活に関わる悪質業者対策（県民政策部会、まちづくり復興担当部会）						
住宅改修や消費生活に関わる悪質業者対策の推進						
・消費者施策の推進	・生活科学センター等での消費生活相談の実施 相談件数：18,828件 ・地域での声かけ運動実施団体数：依頼件数 1,076団体	・生活科学センター等での消費生活相談の実施、事業者指導 相談件数：16,642件 改善指導：22件 ・地域での声かけ運動実施団体数：依頼件数 532団体	生活科学センター等での消費生活相談の実施・事業者指導 地域での声かけ運動実施団体をH22までに1,000団体に拡大 (依頼件数 550団体)			【課題・問題点】 ・消費生活相談は年々巧妙化、複雑化しており、処理困難な案件が増加。 ・悪質商法による被害の未然防止のため、地域での声かけや見守りを地域の各種団体等との協働で実施していくことが必要。 【今後の取組方針】 ・処理困難な相談事案は、専門家の協力を得て、消費者からの苦情を適切・迅速に解決。 ・地域団体・グループ等への声かけ運動への協力要請。
・住宅リフォーム対策の推進	・住宅改修業者登録制度の運用：H18.7受付開始 ・ひょうご住まいセンターにおいて、リフォームに関する電話等による一般相談のほか専門相談を実施するとともに、アドバイザーを派遣	・住宅改修業者登録制度を推進し、登録情報をインターネットや県民局等で広く県民に公開 ・ひょうご住まいセンターにおいて、リフォームに関する各種相談に対応するため、電話等による一般相談のほか専門相談を実施するとともに、アドバイザーを派遣	住宅改修業者登録制度の運用、リフォーム相談の実施等			【課題・問題点】 ・県民が安心して住宅改修業者を選択できる環境整備や住宅改修業者の資質向上をより一層推進するため、登録住宅改修業者数を増やすことが必要。 ・安全・安心な住宅ストックを増やすためには、耐震化、バリアフリー化等を行うとする県民に対して適切な情報、助言を提供することが必要。 【今後の取組方針】 ・ひょうご住まいセンターにおいて、リフォームに関する相談業務やアドバイザー派遣を行い、適切な住宅改修工事ができる環境を整備する。 ・また、各地域できめ細かい情報提供を行うため、各市町でもリフォームに関する相談窓口が設置されるよう普及啓発等を実施。
7 公共交通のバリアフリー化などユニバーサル社会づくり（健康生活部生活企画局等部会、まちづくり復興担当部会）						
公共交通、住宅、施設等のバリアフリー化などユニバーサル社会づくりの推進						
・県民、地域団体、NPO、企業、市町等幅広く参加する推進会議の設置	・「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」に基づく取り組みの実施 ・ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議参加団体数：183団体(累計)	・「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」に基づく取り組みの実施 ・ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議参加団体数：220団体(累計)	150団体 (累計) (220団体)	200団体 (累計)	-	【今後の取組方針】 ・「ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議」を中心に、ユニバーサル社会づくりに賛同する地域団体、企業などの参加を得て推進。
・事業所等の率先する率先行動の促進	・率先行動計画策定事業所数：119事業所	・率先行動計画策定事業所数：157事業所	150事業所 (累計) (158事業所)	200事業所 (累計)	-	
・利用者の多い駅舎のバリアフリー化99%作戦	・福祉のまちづくり条例に基づく公共交通のバリアフリー化 ・利用者の多い駅舎のバリアフリー化：累計141駅	・福祉のまちづくり条例に基づく公共交通のバリアフリー化 ・利用者の多い駅舎のバリアフリー化：累計141駅	88% (累計154駅) (83%) (累計145駅)	92% (累計160駅)	95% (累計166駅)	【課題・問題点】 ・スペースの問題によりエレベーター等の設置が困難なケース、用地確保等でバリアフリー化が困難な駅がある。 【今後の取組方針】 ・継続的な事業者及び地元市町への働きかけ。 ・多額の費用を要する駅舎への上限を超えた補助。 ・資金力の弱い鉄道事業者へのきめ細かい指導。
・福祉のまちづくり重点地区やあんしん歩行エリア等を重点的に歩道の段差解消	・歩道の段差解消：11,764か所	・歩道の段差解消：11,764か所(累計)	32,500か所 (累計) (32,500か所)	-	-	【課題・問題点】 ・地元関係者（地先所有者など）との調整。 【今後の取組方針】 ・予算不足などにより進捗が遅れていたが、平成18年度より公共事業による事業費の確保に努めている。

推進方策 項目・施策目標	H18年度実績	H20年2月末時点での取組状況	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
・診療所や店舗など民間の生活利便施設のバリアフリー化促進	・民間の生活利便施設のバリアフリー化 ：53施設(累計)	・民間の生活利便施設のバリアフリー化 ：63施設(累計)	100施設 (累計) (65施設)	-	-	【課題・問題点】 ・ 中小企業者の改修資金確保が困難である上、バリアフリー化のメリットが経営に反映されることが明確でない状況。 ・ 福祉のまちづくり重点地区やユニバーサル社会づくり実践モデル地区内でバリアフリー化のメリットが高い特定経路を定め、バリアフリー化を行う仕組みを設けるとともに、中小企業者への理解を求めるための制度PRが必要。 ・ 本事業の補助要綱未制定の市町があることから、制度の普及啓発が必要。 【今後の取組方針】 ・ PR用チラシの作成・配布やホームページでのPR。 ・ 県民局を通じた案件を掘り起こすため、まちづくり推進意見交換会等で資料配布等。
8 高齢者のエンパワーメント(能力向上)の支援 (県民政策部会、まちづくり復興担当部会)						
高齢者大学等による高齢者の生きがいづくりのためのエンパワーメントの支援						
・いなみ野学園4年制大学に加え大学院を開設	・県内7地域での高齢者大学の開設 ・いなみ野学園大学院の開設(H18.4)	・県内7地域での高齢者大学の開設 ・いなみ野学園大学院の開設(H18.4)	100人 (累計) (100人)	200人 (累計)	300人 (累計)	【課題・問題点】 ・ 団塊世代をはじめとする高齢者の新たな学習ニーズに対応したカリキュラムの充実が必要。 【今後の取組方針】 ・ 第7期生涯学習審議会(H19.6~)における、高齢者学習推進体制の具体的検討。
9 高齢者の知識やノウハウの社会での活用 (健康生活部生活企画局等部会、産業労働部会、まちづくり復興担当部会)						
高齢者がこれまで培ったノウハウや学んだ知識の地域社会での活用						
・県老人クラブ・市町老人クラブ連合会に青年部会の設置	・老人クラブの社会活動や健康づくり活動への支援事業の実施 ・青年部会設置数：11か所(累計)	・老人クラブの社会活動や健康づくり活動への支援事業の実施 ・青年部会設置数：21か所(累計)	21か所 (累計) (21か所)	31か所 (累計)	41か所 (累計)	【課題・問題点】 ・ 青年部会設置後も一過性で終わるのではなく、引き続き、青年部会を活用し、若手会員の活躍の場づくりや加入促進等について協議を行っていくことが必要。 【今後の取組方針】 ・ 市町老人クラブ連合会青年部会が効果的に運用されるよう県老人クラブ連合会による支援を実施。 ・ 県・市町老人クラブ連合会が行う健康づくり事業に対する支援。
・老人クラブ健康づくり事業の拡充	・老人クラブ健康づくり事業の拡充 ：13,000人	・老人クラブ健康づくり事業の拡充 ：14,000人	14,000人 (14,000人)	16,000人	16,000人	
10 持続可能な住民主体のにぎわいづくり (まちづくり復興担当部会、産業労働部会)						
まちのにぎわいづくり一括助成事業による地域の主体的な発意によるまちのにぎわい創出	・まちのにぎわいづくり一括助成事業の創設：助成団体 13団体	・まちのにぎわいづくり一括助成事業の実施：助成団体 24団体(累計)	23団体 (累計) (24団体)	33団体 (累計)	40団体 (累計)	【課題・問題点】 ・ 一過性のプロジェクトではなく、補助事業終了後も地域住民が主体的に継続して、取組を実施できるよう適切なフォローアップを行うことが必要。 【今後の取組方針】 ・ 事業の進捗状況等をホームページ上に公開するなど「開かれた取組」を確保。 ・ 専門家等を含めた採択団体に対する相談・支援体制を充実 ・ 採択団体同士の交流の場の提供による情報の共有化。 ・ 事例集の作成等による情報の発信。
地域商業の活性化とまちづくりの緊密な連携によるまちのにぎわい創出	-	・大型店出店対策事業 事業の実施に向け、県内2か所で調整中 ・商人塾実施事業 県内5か所で実施中	地域商業の活性化とまちづくりが連携したにぎわいづくり施策の展開 まちなか商業再活性化事業 ・大型店出店対策事業(新規) ・商人塾実施事業(新規) ・駐車場整備計画「ドプラン」の作成等			【課題・問題点】 ・ 改正都市計画法が本格施行されたH19.11までに大型店の出店計画が進む地域において影響が懸念される商店街に対する支援が必要。 【今後の取組方針】 ・ 「駐車場整備計画「ドプラン」」を平成19年度末を目途に策定。 ・ 市町が行う大型店対策への補助を実施。また、商人塾の開催を支援。



推進方策 項目・施策目標	H18年度の実績	H20年2月末時点での取組状況	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
11 まちづくり協議会を核としたまちづくり（まちづくり復興担当部会）						
復興まちづくり支援事業を活用したまちづくり協議会等のまちづくり活動への支援	・復興まちづくり支援事業の実施	・復興まちづくり支援事業の実施	復興まちづくり支援事業の実施			【今後の取組方針】 ・引き続き支援を行い、住民主体の市街地の健全な復興を推進。
まちづくり協議会等の持続的な発展を通じたまちづくりの推進						
・まちづくり支援事業の実施	・まちづくり支援事業の実施：38市町	・まちづくり支援事業の実施：38市町	38市町 (累計) (38市町)	39市町 (累計)	40市町 (累計)	【課題・問題点】 ・県と市町の役割分担や今後の支援施策のあり方について、再考することが必要。 【今後の取組方針】 ・県、市町の支援施策のあり方等について、市町や専門家との意見交換を行いながらコンサルト会議等で検討。
12 地域団体・NPO等によるまちのにぎわい創出（県民政策部会）						
自治会、婦人会等の地域団体やNPO等によるまちづくり活動を通じたまちのにぎわい創出						
・地域づくり活動応援事業の実施	・地域づくり活動応援事業の実施：1,901団体(累計)	・地域づくり活動応援事業の実施：2,312団体(累計)	2,430団体 (累計) (2,312団体)	2,910団体 (累計)	3,390団体 (累計)	【課題・問題点】 ・事業開始から5年が経過し、地域づくり活動支援における県・市町の役割や他の支援制度との関係から、事業のあり方を検討していくことが課題となっており、地域団体等が助成を受けた後も活動を継続できるよう支援するとともに、中間支援組織の育成を図ることが必要。 【今後の取組方針】 ・県民の発案に基づく主体的な地域づくり活動に対し、より効果的に支援できるよう事業の枠組み等についても検討していく。 ・また、地域づくり活動サポーターによる指導、助言、情報提供等を行うとともに、既存の中間支援組織のほか、広域的な活動を行う中間支援組織となる団体を支援していく。
13 大学・学生との協働によるまちづくり（まちづくり復興担当部会、神戸県民局）						
子どもたちや学生など若者の元気によるまちのにぎわい創出	・神戸大学との「まちづくり協定」（H17.12締結）に基づく共同事業等の実施 ・兵庫県立大学環境人間学部と、まちづくり支援事業を活用した連携により、これまで5地区(上郡地区(上郡町)、城南地区(姫路市)、中仁野地区(姫路市)、佐用・長尾地区(佐用町)、小代区大谷地区(香美町))を支援。	・神戸大学との「まちづくり協定」（H17.12締結）に基づく共同事業等の実施 ・兵庫県立大学環境人間学部と、まちづくり支援事業を活用した連携により、これまで5地区(上郡地区(上郡町)、城南地区(姫路市)、中仁野地区(姫路市)、佐用・長尾地区(佐用町)、小代区大谷地区(香美町))を支援。	大学と連携したまちづくりの推進等			【今後の取組方針】 ・大学との連携によるまちづくりを希望する地区において支援の要件が合致する場合は積極的に支援。
14 被災商店街のにぎわい回復（産業労働部会）						
被災商店街のにぎわいや活気の回復						
・商店街・小売市場復興イベント開催支援	・商店街・小売市場復興イベント開催支援事業等の実施：助成件数 77件/年	商店街・小売市場復興イベント開催支援事業等の実施：助成件数 83件	90件/年 (83件)	90件/年	80件/年	【課題・問題点】 ・被災商店街では店舗数、売上が減少しているなど商店街の復興は十分進んでおらず、景気の低迷による消費者購買力の低下等により、商店街の地盤は一層低下傾向にある。現在、被災商店街の支援は不可欠な状況にあり、21年度末までに復興の総仕上げを行う必要がある。 【今後の取組方針】 ・被災商店街による自己評価調査に基づき、支援する商店街の優先順位を定め、長期的な戦略に立った効果的で実効性の高い事業を展開していく。
・商店街・小売市場共同施設建設費助成事業	・商店街・小売市場共同施設建設費助成事業の実施：助成件数 19件/年	・商店街・小売市場共同施設建設費助成事業の実施：助成件数 20件	25件/年 (20件)	20件/年	20件/年	【課題・問題点】 ・被災商店街では店舗数、売上が減少しているなど商店街の復興は十分進んでいない。 【今後の取組方針】 ・窓口となる市町と協力して事業をPRし、案件を掘り起こしていく。

推進方策 項目・施策目標	H18年度の実績	H20年2月末時点での取組状況	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
15 特色ある商店街づくり (産業労働部会)						
先導的な取り組みによる被災商店街の活性化						
・元気アップ事業の展開	・元気アップ事業の展開：651件 先導的活性化事業の特色枠の創設	・元気アップ事業の展開：926件	700件 (累計 926件)	1,000件 (累計)	1,200件 (累計)	【課題・問題点】 ・まちづくりと一体となった商店街活性化に向けた取組を支援し、地域に根ざした賑わいのある商店街・商業集積の形成を推進する。 【今後の取組方針】 ・先導的活性化事業や空き店舗活用支援事業等を通じて、商店街がその活性化を目指して実施する先導的な取組を支援する。
16 残存空地の活用 (まちづくり復興担当部会)						
被災市街地における空き地の緑化等によるにぎわいづくりの推進						
・被災地空地の緑化推進助成事業の実施	・被災地花いっぱいモデル助成事業、被災地空地の緑化推進助成事業の実施 ・被災地空地の緑化推進助成事業助成件数：47件(累計)	・被災地花いっぱいモデル助成事業、被災地空地の緑化推進助成事業の実施 ・被災地空地の緑化推進助成事業助成件数：52件(累計)	60件(累計) (52件)	70件(累計)	80件(累計)	【課題・問題点】 ・1年草による同一箇所での取組みでは、いずれ助成の上限にかかるため、継続的な空地の緑化には厳しい。 【今後の取組方針】 ・多年草・低木を中心とした持続型植栽への転換を図る。
17 地域景観の形成 (まちづくり復興担当部会)						
住民の参画による景観まちづくりの推進 (まちづくり復興担当部会)						
・景観形成等基本方針改定	・「景観の形成等に関する条例」(H18.3改正)に基づく景観形成地区等の指定、街路等の緑化の推進 ・景観形成等基本方針改定(H18.3改訂) ・地域景観形成等基本計画を定めることを条例化	・「景観の形成等に関する条例」(H18.3改正)に基づく景観形成地区等の指定、街路等の緑化の推進 ・景観形成等基本方針改定(H18.3改訂) ・地域景観形成等基本計画を定めることを条例化	景観条例による魅力ある景観の創造・保全			【課題・問題点】 ・地域住民や各行政機関が共有すべき地域の景観の将来像と景観に関する具体的な取組を明確に示すことが必要。 ・地域景観形成等基本計画を示し、参画と協働による景観形成を推進。 【今後の取組方針】 ・19年度は西播磨及び丹波地域の地域景観形成等基本計画を策定し、総合的、計画的な景観施策の方向性を示す。
・景観形成地区等の指定	・景観形成地区等の指定：24市町(累計)	・景観形成地区等の指定：24市町(累計)	32市町(累計) (28市町)	38市町(累計)	41市町(累計)	
・都市地域の緑地率30%	・都市地域の緑地率：(27.9%)	・都市地域の緑地率：(6月集計)	28.2% (28.2%)	28.5%	28.7%	【課題・問題点】 ・補助事業完了後も引き続き、地域住民が主体的に継続して、緑化活動ができるよう、フォローアップを行っていくことが必要。 【今後の取組方針】 ・「花と緑のまちづくりセンター」と連携し、補助申請者への緑化指導等県民の取組を支援。
・都市部のまちなみ植樹数	・都市部のまちなみ植樹数：(20万本)	・都市部のまちなみ植樹数：(6月集計)	40万本 (累計 40万本)	60万本 (累計)	80万本 (累計)	
・全県花緑いっぱい運動の展開	・全県花緑いっぱい運動の展開	・全県花緑いっぱい運動の展開	人材・組織の育成による全県花緑いっぱい運動の展開			【課題・問題点】 ・全県花緑いっぱい運動を展開するため、「持続型花緑活動支援事業」を19年度から行っているが、今後も引き続き、住民主体的による持続可能な花緑活動を推進することが必要。 【今後の取組方針】 ・すでに持続型花壇に転換した団体をフォローアップするとともに、新たに持続性のある花壇等の整備や継続した活動を進める団体に対して支援を行い、持続可能な花緑活動のさらなる促進を図る。
・県下の花・緑活動団体数	・県下の花・緑活動団体数：2,000団体(累計)	・県下の花・緑活動団体数：2,100団体(累計)	2,100団体 (累計 2,100団体)	2,200団体 (累計)	2,300団体 (累計)	【課題・問題点】 ・全県花緑いっぱい運動を展開するため、「花いっぱいモデル助成事業」を18年度まで行ってきたが、事業終了後も引き続き、地域住民が主体的に継続的に活動できるようフォローアップすることが必要。 【今後の取組方針】 ・19年度は「持続型花緑活動支援事業」を展開し、住民主体の持続的な花緑活動への支援を実施。

推進方策 項目・施策目標	H18年度実績	H20年2月末時点での取組状況	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
18 復興市街地整備事業等の早期完成 (まちづくり復興担当部会)						
復興市街地再開発事業の早期完成に向けた取り組みの推進	・新長田駅南地区(市街地再開発事業)の事業推進	・新長田駅南地区(市街地再開発事業)の事業推進	新長田駅南地区(市街地再開発)の事業推進			<b>【課題・問題点】</b> ・新長田駅南地区の一部区域で事業計画、管理処分計画が未決定。 <b>【今後の取組方針】</b> ・まちづくり協議会や権利者等との精力的な協議・調整を進め、柔軟な対応により早期着工を図る。19年度中には3棟が工事完成予定。事業計画未決定地区については、引き続き地元等と協議。
復興土地区画整理事業の早期完成に向けた取り組みの推進	・西宮北口駅北東・富島地区等(土地区画整理事業)の事業推進	・西宮北口駅北東・富島地区等(土地区画整理事業)の事業推進	西宮北口駅北東等(土地区画整理)の事業推進			<b>【課題・問題点】</b> ・鷹取東第二地区については19年度中、西宮北口駅北東地区、富島地区については20年度換地処分を目指す。新長田駅北地区については、21年度事業完了を目指す。 <b>【今後の取組方針】</b> ・未移転物件に対して直接施行を視野に入れた対応を行い、早期完成を目指す。
19 復興市街地における住宅再建や商業機能の再生 (まちづくり復興担当部会)						
復興市街地整備事業地区等における空地・空床の利用促進	・「復興市街地再開発商業施設等入居促進事業」等の実施	・「復興市街地再開発商業施設等入居促進事業」等の実施	復興市街地再開発商業施設等入居促進事業等の実施			<b>【課題・問題点】</b> ・新長田駅南地区において、市街地再開発事業の途中でまちが未完成であることなどから、空き区画等の解消が進んでいない。 <b>【今後の取組方針】</b> ・市街地再開発事業の施行者である神戸市と連携しながら、支援制度の普及啓発に努め、入居の促進を図る。
20 中心市街地の活性化 (まちづくり復興担当部会)						
まちづくり三法の改正等を踏まえた、被災市街地における中心市街地活性化の推進						
・広域土地利用プログラムの策定	・「まちづくり三法」の改正(H18.5) ・「広域土地利用プログラム」(阪神間、東播臨海部、中播臨海部)の策定(H18.9)	・「広域土地利用プログラム」(東播内陸部、中播内陸部)の策定	広域土地利用プログラム(東播内陸部、中播内陸部)策定			<b>【課題・問題点】</b> ・改正法に基づく基本計画の内閣総理大臣認定が多くの支援措置の前提となっているが、認定のハードルは高いため、基本計画を策定する市町への支援とともに、その他の市町では中心市街地以外での大規模店舗立地を抑制する取組を推進していくことが必要。 <b>【今後の取組方針】</b> ・市町とともに「都心活性化協議会」を設置し、広域的な課題等を協議する中で、基本計画の策定とともに、商業施設等の土地利用ゾーニング策定を指導。
・改正法に基づく中心市街地活性化基本計画策定済み箇所数	・改正法に基づく中心市街地活性化基本計画の策定	・改正法に基づく中心市街地活性化基本計画の策定 国への認定申請：1市(1か所)	6か所(累計) (1か所)	12か所(累計)	18か所(累計)	
・商業施設等の土地利用ゾーニング策定市町数	・商業施設等の土地利用ゾーニング策定市町数：2市町(累計)	・商業施設等の土地利用ゾーニング策定市町数：5市町(累計)	5市町(累計) (5市町)	8市町(累計)	11市町(累計)	
・立地調整条例に基づく届出件数	・立地調整条例に基づく届出件数：19件	・立地調整条例に基づく届出件数：25件	大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の施行(毎年度30件の届出) (30件)			

推進方策 項目・施策目標	H18年度実績	H20年2月末時点での取組状況	全体計画			課題、今後の取り組み等	
			H19	H20	H21		
21 県外居住被災者の帰県支援（まちづくり復興担当部会）							
県外居住被災者の帰県の支援	・県営住宅優先入居枠の確保：80戸 ・県外居住被災者への情報提供等（帰県意向の確認等）：178世帯	・県営住宅優先入居枠の確保：102戸 ・県外居住被災者への情報提供等（帰県意向の確認等）：153世帯	県営住宅優先入居枠の確保 県外居住被災者への情報提供等			【今後の取組方針】 ・20年度募集においても、県営住宅に入居を希望する県外被災者を対象とした優先入居枠を設定（戸数未定）。	
22 災害援護資金の償還対策（健康生活部生活企画局等部会）							
未償還金の償還促進	・市町における未償還金の償還事務の促進	・市町における未償還金の償還事務の促進	市町における未償還金の償還事務の促進			償還期限の再延長等の国との協議	【課題・問題点】 ・未だ多額の未償還金があり、各市は積極的な償還指導に継続して取り組むなど償還努力を示すことが必要。 【今後の取組方針】 ・各市に対する償還指導の強化を図るとともに、取組状況等の定期報告を求める。また、償還指導員の設置経費の補助等の支援を実施。
償還期限延長の5年経過後を見据えた取り組みの推進	・国に対する免除要件の拡大等についての要望の継続	・国に対する免除要件の拡大等についての要望の継続	・国への免除要件拡大等の要望継続 ・償還期限の再延長など5年経過後を見据えた対応方針の検討				【課題・問題点】 ・各市が最大限の償還努力を行っても延長された5年間で未償還金が全額償還されることは非常に困難であることから、免除要件の拡大と償還期限の再延長を国に働きかけることが必要。 【今後の取組方針】 ・県及び関係市が協力し、国に対して要望を行うとともに、国会議員へも支援要請を実施。
23 生活福祉資金の償還対策（健康生活部生活企画局等部会）							
未償還金の償還の促進等	・県と県社協との今後の償還事務等の方針決定：H19.1 ・未償還金の償還の促進等	・未償還金の償還の促進等 ・償還免除の取り扱いについて国と協議（H19.11）	未償還金の償還の促進等			【課題・問題点】 ・今後のさらなる償還努力が必要。また、徴収困難者等について、借受人の実態把握が必要。 ・償還免除要件について国との協議の継続実施が必要。 【今後の取組方針】 ・県社協における償還事務の強化、徴収困難者等の未償還金額の確定、償還免除要件についての国への要望の継続実施。	
24 中小企業緊急災害復旧資金の償還対策（産業労働部会）							
未償還企業に対する相談、融資条件の変更や借換貸付の活用等による円滑な償還の促進等	・緊急・災害復旧資金の償還対策についての方針（H16.12）に基づく未償還金の償還の促進等	・緊急・災害復旧資金の償還対策についての方針（H16.12）に基づく未償還金の償還の促進等	未償還金の償還の促進等			【今後の取組方針】 ・引き続き、償還事務を継続して行うとともに、償還困難な企業へは条件変更等により対応する。	
25 生活復興資金の償還対策（まちづくり復興担当部会）							
未償還金の償還の促進等	・未償還金の償還の促進等（H19.3で償還終了）	・H19.3で約定償還終了	未償還金の償還の促進等			【今後の取組方針】 ・平成19年3月で償還完了済み。	
26 災害復興公営住宅の家賃対策（まちづくり復興担当部会）							
災害復興公営住宅家賃の特別減免から一般減免への円滑な移行	・特別減免から一般減免への移行の扱いについての方針決定（H18.6）	・特別減免から一般減免への移行の扱いについての方針決定（H18.6） ・一般の低所得者対策としての円滑な制度運用	公営住宅家賃の一般減免制度等の円滑な運用			【今後の取組方針】 ・特別減免から一般減免への円滑な移行を図るため、一般減免制度への移行後は、一般の低所得者対策としての円滑な制度運用を進めるなど適切かつ公平な家賃対策を推進する。	



推進方策 項目・施策目標	H18年度実績	H20年2月末時点での取組状況	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
27 震災特例住宅税制の優遇措置による支援（まちづくり復興担当部会）						
震災特例住宅税制による被災市街地における住宅建設等への支援	・震災特例税制の優遇措置による住宅建設の支援	・震災特例税制の優遇措置による住宅建設の支援	震災特例税制による住宅建設支援			【今後の取組方針】 ・本特例制度について、平成17年4月以降、被災市街地復興土地区画整理事業等の事業施行地区内は5年延長されている。平成22年度に延長期間の期限を迎えるため、21年度に被災市街地復興土地区画整理事業等の進捗状況を見ながら取組方針を検討。
28 被災自治体の震災関連地方債の償還対策（企画管理部会）						
被災市の実情を踏まえた既発債の償還延長等の措置への取り組み	・既発債の償還延長等の支援を国に要望	・既発債の償還延長等の支援を国に要望	償還延長等の支援を国に要望			【課題・問題点】 ・被災市の財政状況は依然厳しい状況が続くものと考えられ、今後、さらなる財政逼迫の状況が生じる可能性がある。 【今後の取組方針】 ・与党プロジェクトチームの方針決定に基づき、議員立法による償還延長の具体化も検討されると認識しており、引き続き、国の予算編成に対する提案を通じて要望。
29 まちの保健室の定着・発展（健康生活部生活企画局等部会）						
まちの保健室の全県展開の推進						
・まちの保健室の開設	・まちの保健室の開設：351か所	・まちの保健室の開設：493か所	520か所 (累計) (520か所) ・事業内容の拡充	520か所 (累計)	520か所 (累計)	【課題・問題点】 ・看護協会に対する目標達成に向けての支援。 ・22年度以降の「まちの保健室」のあり方について検討することが必要。 【今後の取組方針】 ・まちの子育てひろばや健康福祉事務所と一層連携を強めるとともに、政令市・市町・関係団体へ情報提供を行い、各事業とタイアップするなど、開設促進を図っていく。 ・まちの保健室特別推進委員会(県看護協会)に県職員が参加し、「まちの保健室」開設促進や運営の充実について検討するとともに、各市町の理解を求めため、説明会などを行う。 ・将来の「まちの保健室」のあり方について検討することを目的にまちの保健室検討委員会(県看護協会)及びワーキング会議において情報提供や助言を実施するとともに、「まちの保健室」の利用者等に対して聞き取り調査を行い、ニーズに対応した支援の方向を明らかにする。
H22以降の事業展開方策や県からの支援内容等の決定			H22以降の事業展開方策や県の支援内容等の検討		H22以降の支援内容等の決定	
30 シルバーハウジング、コレクティブハウジング等の推進（まちづくり復興担当部会）						
震災を契機としたコレクティブハウジング等の新しい住まいづくりの推進	・民間コレクティブハウジング整備へのアドバイザー派遣等 ・県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的実施の検討	・民間コレクティブハウジング整備へのアドバイザー派遣等 ・県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的実施	県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的実施等	県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的実施・検証、民間事業への支援の検討等		【課題・問題点】 ・コレクティブハウジングに対する県民の認識がまだ十分でないと思われるので、引き続き県民に周知していくことが必要。 【今後の取組方針】 ・ひょうご住まいセンターにおいて、引き続きコレクティブハウジングの建設等に関する相談に対応するとともに、制度の普及啓発の実施。 ・県営コレクティブハウジングにおいて、子育て世帯の入居を可能とすることにより、若年世帯と高齢者世帯との混住による子育て支援等を育成する多世代協同居住をモデル的に実施。検証を踏まえ、H22以降の対応方針を決定。

推進方策 項目・施策目標	H18年度実績	H20年2月末時点での取組状況	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
31 こころのケア対策の推進（健康生活部生活企画局等部会）						
兵庫県こころのケアセンターの活動の成果を生かした総合的なこころのケア対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県こころのケアセンターにおけるこころのケア事業の実施</li> <li>相談件数 1,363件</li> <li>診療件数 2,593件</li> <li>研修累積 21コース延べ790人受講</li> <li>研究内容 短期・長期研究各4部門</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県こころのケアセンターにおけるこころのケア事業の実施</li> <li>相談件数 1,214件</li> <li>診療件数 2,538件</li> <li>研修累積 17コース延べ638人受講</li> <li>研究内容 短期・長期研究各4部門</li> </ul>	兵庫県こころのケアセンターの活動の成果を生かした総合的なこころのケア対策の推進			<b>【課題・問題点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>こころのケアに対する正しい理解を一層広めるために、今後もこころのケアに関する啓発を行うことが必要。</li> </ul> <b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、こころのケアセンターにおいて、こころのケアに関する相談、診療、研究、研修等を実施。</li> </ul>
32 心のケア担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実（教育委員会事務局部会）						
心のケアを必要とする児童生徒に対する、スクールカウンセラー等専門家及び関係機関との連携による相談・支援体制の充実						
心のケア担当教員の配置	震災にかかる心のケア担当教員の配置：16名	震災にかかる心のケア担当教員の配置：13名	心のケア担当教員の配置の継続（～H21）			<b>【課題・問題点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>震災に係る心のケア担当教員の平成21年度までの継続配置と心のケア担当教員取り組みの成果を踏まえた相談・支援体制の充実。</li> </ul> <b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災した児童生徒が中学校を卒業する21年度まで、在籍状況を把握し、必要に応じて国に対して心のケア担当教員の継続配置を要望。</li> <li>こころのケア担当教員を対象とした研修会を実施。</li> </ul> （参考） 症状の重い児童生徒や要配慮児童生徒が10名以上在籍する学校もあるため、引き続き、国に対し心のケア担当教員の継続配置を要望している。
スクールカウンセラーの配置	全公立中学校・中等教育学校271校、小学校拠点校30校へのスクールカウンセラーの配置	全公立中学校・中等教育学校271校、小学校拠点校30校へのスクールカウンセラーの配置	スクールカウンセラー配置の継続、小学校など配置校種の拡大等			<b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>国に対して、配置校種及び基準の拡大を要望。</li> </ul>
教職員のカウンセリング・マインド研修の実施	教職員のカウンセリング・マインド研修の実施	教職員のカウンセリング・マインド研修の実施	カウンセリング・マインドを高めるための教員研修の実施			<b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>カウンセリング・マインドを高めるための教員研修を実施。</li> </ul>
33 震災を機に広がった県民ボランティア活動の推進（県民政策部会）						
ひょうごボランティアプラザを中心とした各種ボランティア活動支援の推進						
ボランティア基金による活動助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひょうごボランティアプラザ（H14.6設置）による支援事業の実施</li> <li>「平成18年度ボランティア活動元気アッププログラム」の策定（H18.4）</li> <li>ボランティア基金による活動助成：3,006件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひょうごボランティアプラザ（H14.6設置）による支援事業の実施</li> <li>ボランティア基金による活動助成：3,413件</li> </ul>	3,300件/年（3,488件）	3,300件/年	3,300件/年	<b>【課題・問題点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行助成メニュー創設から3年が経過し、助成制度が浸透してきたが、申請実績の低い助成制度等もあり、活動団体等のニーズ等を踏まえて、さらなる助成メニューの充実に努める必要がある。</li> </ul> <b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>効果的な制度活用に向けて、助成制度の一層の周知を図るとともに、実績やニーズ等を踏まえ、助成制度について検証を行う。</li> </ul>
NPOと行政の協働会議の設置	NPOと行政の協働会議の設置	NPOと行政の協働会議の開催	NPOと行政の協働による地域課題の解決に向けての協議・情報交換等の実施			<b>【課題・問題点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>NPOと行政の協働会議の実効性を一層進めるため、提言の内容充実や実効性の確保を図る必要がある。</li> </ul> <b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域課題の解決に向けての協議・情報交換等を行うため、引き続き、全体会、NPO部会等を開催するとともに、一層有効な協議を行っていただくため「専門部会」活動の充実、「全体会」の運営方法についての見直し等を行う。</li> </ul>
NPO貸付制度による支援	NPO活動応援貸付事業：貸付件数 3件	NPO活動応援貸付事業：貸付件数 2件	事業資金の貸付によるNPO活動発展の支援			<b>【課題・問題点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請時期等制度の周知を図り、NPO法人等のニーズにあったタイムリーな貸付を行っていただく必要がある。</li> </ul> <b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>手続き期間の短縮や貸付回数の増加など、より使い易い制度への改善を図ったところであるが、より一層の制度の周知に努めるとともに、審査方法の見直し等を行う。</li> </ul>

推進方策 項目・施策目標	H18年度実績	H20年2月末時点での取組状況	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
地域を舞台とした団塊世代等シニア層の地域づくり活動の促進	・ボランティア活動トライやる実施マニュアルの作成(H19.3)	・「団塊世代等地域づくり活動きっかけづくり支援事業」の実施(NPO法人6団体へ助成)	団塊世代等シニア層の地域での活動による「新しい公」の担い手の創出			<b>【課題・問題点】</b> ・団塊世代等が地域づくり活動に参加するためのきっかけづくり等の支援をNPO法人等が行っていく必要があるがノウハウが不足しており、今後有効な支援策の検討を行っていく必要がある。 <b>【今後の取組方針】</b> ・アンケート調査により、団塊世代の退職後の意向等を把握するとともに、ニーズにあった事業内容の検討を踏まえ、団塊世代等シニア層の地域づくり活動への参加を支援する。
34 文化を活かした個性ある地域づくり (県民政策部会、教育委員会事務局部会)						
芸術文化センターや県立美術館等を活用した個性ある地域づくりの推進 (県民政策部会、教育委員会事務局部会)						
・芸術文化センターにおける公演の実施	・「芸術文化振興ビジョン(H16.5策定)に基づく各種文化事業の実施 ・芸術文化センターにおける公演の実施:131事業189公演(楽団事業除く)	・「芸術文化振興ビジョン(H16.5策定)に基づく各種文化事業の実施 ・芸術文化センターにおける公演の実施:215事業339公演(楽団事業除く)	80事業 140公演 (累計) (266事業 432公演)	120事業 200公演 (累計)	160事業 260公演 (累計)	<b>【今後の取組方針】</b> ・好調な滑り出しを継続させ、さらなるファンの獲得を目指すとともに芸術文化センターの事業展開を軌道に乗せる。
・県立美術館「芸術の館」の整備・充実	・特別展等魅力ある展覧会の開催	・特別展等魅力ある展覧会の開催	特別展等魅力ある展覧会の開催			<b>【今後の取組方針】</b> ・年間5～6本の特別展等開催。また、展覧会に関連のある演奏会や映画の上映等を実施。
・庁舎ロビー等を活用した街かどパフォーマンスの応援	・庁舎ロビー等を活用した街かどパフォーマンスの応援:15件	・庁舎ロビー等を活用した街かどパフォーマンスの応援:28件	27件 (累計) (29件)	51件 (累計)	75件 (累計)	<b>【課題・問題点】</b> ・利用実態や県民需要(ニーズ)を踏まえた改善等の検討や制度の周知。 <b>【今後の取組方針】</b> ・県民需要(ニーズ)の調査研究と事業広報の充実。
ヘリテージマネージャー(歴史文化遺産活用推進員)の養成	・ヘリテージマネージャーの養成講習会の実施:95人養成	・ヘリテージマネージャーの養成講習会の実施:45人養成	ヘリテージマネージャーの養成(毎年度45人養成)(45人)			<b>【課題・問題点】</b> ・平成17年度に改正された文化財保護法により新たに保護の対象となった登録有形民俗文化財・登録記念物に対応するため、民俗文化財や記念物に対するヘリテージマネージャーの養成が望まれる。 <b>【今後の取組方針】</b> ・平成20年度 建造部門(30人)の養成 平成21年度 有形民俗文化財部門(30人)の養成 平成22年度 登録記念物部門(15人)の養成
35 青少年の体験・交流の機会づくりの推進 (県民政策部会)						
「子どもの冒険ひろば」「若者ゆうゆう広場」などによる青少年の体験・交流の機会づくりの推進						
・「子どもの冒険ひろば事業」の展開	・子どもの冒険ひろばの開設:295か所	・子どもの冒険ひろばの開設:371か所	360か所 (累計) (371か所)	-	-	<b>【課題・問題点】</b> ・情報誌の発行、関係者の交流促進等を通じて、地域に根付いた運営に結び付けていくことが必要。 <b>【今後の取組方針】</b> ・ブレイクスターの養成、子育て3ひろば地域交流会の開催、情報誌の発行による情報発信・PR。
・「若者ゆうゆう広場事業」の展開	・若者ゆうゆう広場の開設:40か所	・若者ゆうゆう広場の開設:47か所	50か所 (累計) (47か所)	60か所 (累計)	-	<b>【課題・問題点】</b> ・情報誌の発行、関係者の交流促進等を通じて、地域に根付いた運営に結び付けていくことが必要。 <b>【今後の取組方針】</b> ・子育て3ひろば地域交流会の開催、情報誌の発行による情報発信・PR、居場所づくり調整員の配置。 ・県民交流広場の機能のひとつとして、若者の居場所づくりに取り組むようPR。

推進方策 項目・施策目標	H18年度実績	H20年2月末時点での取組状況	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
36 男女が協働した取り組みの推進や家族の絆の再認識（県民政策部会）						
震災により再認識された男女が協働した取り組みや、家族の絆の大切さを、今日の多様な家族のあり方の中で尊重できる社会づくりの推進						
・地域及び企業・労働組合に男女共同参画推進員を設置	・H18.4「ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画」策定・推進 ・地域及び企業・労働組合に男女共同参画推進員を設置：1,101人（累計）	・「ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画」の推進 ・地域及び企業・労働組合に男女共同参画推進員を設置：1,138人（累計）	965人 （累計） （1,138人）	1,485人 （累計）	1,485人 （累計）	【課題・問題点】 ・地域推進員は、全地域に推進員を設置できるよう働きかけを行うことが必要。また、企業推進員は、「男女共同参画社会づくり協定締結事業所」には1名以上設置するよう働きかけを行うことが必要。 【今後の取組方針】 ・地域推進員については、市町推薦を拡大するとともに、県立男女共同参画センターの各種講座修了生等に働きかけを行う。企業推進員については、協定締結事業所などに働きかけを行う。
・県立男女共同参画センターの運営	・グループ活動支援、研修会・講演会の開催、相談業務などの実施	・グループ活動支援、研修会・講演会の開催、相談業務などの実施	グループ活動支援、研修会・講演会の開催、相談業務などの実施			【課題・問題点】 ・男女共同参画社会づくりの中核的施設として、一層の機能充実を図ることが必要。 【今後の取組方針】 ・引き続き、男女共同参画社会の形成のための取り組みを行うとともに、女性問題や男性問題を解決するための男女共同参画社会づくりの中核的施設として、一層の機能の充実を図る。
・「ひょうご家庭応援推進協議会（仮称）」による家族の絆を深める取り組みの展開	・「ひょうご家庭応援施策検討委員会」における、家族の絆を深める取り組み等の検討	・「こころ豊かな美しい兵庫推進会議」及び家庭応援団を構成する、地域団体、NPO、大学、企業、経営団体などの624団体が参画し、「ひょうご家庭応援県民運動」を推進				【課題・問題点】 ・県民主体で進める県民運動であることから、参画団体それぞれが得意分野を活かして主体的に取り組むを進めていくことが必要。 一方でそれぞれの家庭が話し合い、最もふさわしい日を「家族の日」として自主的に取り組む運動の推進支援など、各団体が協働して取り組むことが必要。 行政（県）としては、当面の間、これら各団体間の連絡調整等の事務局機能を担うことにより、「ひょうご家庭応援県民運動」が円滑に推進されるよう、支援を行う。 【今後の取組方針】 ・「ひょうご家庭応援ネットワーク会議」を開催し、「家族の日」運動を始め家庭応援県民運動の更なる普及啓発を推進。
・男女共同参画の職場づくりに取り組む事業所との協定締結	・男女共同参画の職場づくりに取り組む事業所との協定締結：124事業所（123社1団体）	・男女共同参画の職場づくりに取り組む事業所との協定締結：165事業所（163社2団体）	125事業所 （累計） （165事業所）	150事業所 （累計）	175事業所 （累計）	【課題・問題点】 ・制度の周知を図るとともに、あらゆる業種・規模の事業所に引き続き働きかけを行っていくことが必要。 【今後の取組方針】 ・引き続き、関係団体や男女共同参画推進員、市町等からの働きかけや庁内、県民局からの働きかけ、メディアを活用した啓発等を実施。



推進方策 項目・施策目標	H18年度実績	H20年2月末時点での取組状況	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
37 コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援（産業労働部会）						
コミュニティ・ビジネスを中心とした地域密着型事業の創造・普及への支援						
・高齢者の就業支援	・シニア生きがいサポートセンター（H17.6設置）による支援：相談件数3,384件	・生きがいサポートセンターによる支援：相談件数7,002件（H19.9末累計）	生きがいサポートセンターの拡充（56か所） 3,000件（累計） （7,002件）	生きがいサポートセンターによる支援 4,000件（累計）	5,000件（累計）	【課題・問題点】 ・高齢社会の進展と団塊世代の斉退職により、今後、地域における高齢者支援のニーズが高まるものと考えられる。 【今後の取組方針】 ・平成19年度から6箇所を増設した「生きがいサポートセンター」による、シニア世代、団塊世代のコミュニティ・ビジネスへの参画を積極的に促していく。
・コミュニティ・ビジネスの起業支援	・コミュニティ・ビジネス創出・育成支援事業による立ち上げ支援：21団体	・コミュニティ・ビジネス創出・育成支援事業による立ち上げ支援：21団体	コミュニティ・ビジネス創出・育成支援事業による立ち上げ支援（毎年度20団体） （21団体）			【課題・問題点】 ・制度についての一層の広報に務めることが必要。また、補助終了後も円滑な事業運営ができるような支援が必要。 【今後の取組方針】 ・平成20年度以降は「コミュニティ・ビジネス離陸応援事業」を実施。関係機関との連携を図り、幅広い層への広報を図る。
・コミュニティ・ビジネスへの助成や政労使によるワークシェアリングの推進等による雇用創出	・コミュニティ・ビジネス助成事業の実施：雇用創出3,000人	・コミュニティ・ビジネス助成事業の実施：雇用創出4,143人（H20.1末）	3,800人（累計） （4,143人）	5,000人（累計）	6,100人（累計）	【課題・問題点】 ・高齢社会の進展と団塊世代の斉退職により、今後、地域における高齢者支援のニーズが高まるものと考えられる。 【今後の取組方針】 ・平成19年度から6箇所を増設した「生きがいサポートセンター」による、シニア世代、団塊世代のコミュニティ・ビジネスへの参画を積極的に促していく。
38 ひょうご・しごと情報広場、地域労働相談・しごと情報広場の運営（産業労働部）						
ひょうご・しごと情報広場等によるきめ細かなワンストップの就職支援、職業能力開発等の相談、情報提供の実施						
・ひょうご・しごと情報広場相談者数	・ひょうご・しごと情報広場等の運営：相談者数：5,574人	・ひょうご・しごと情報広場等の運営：相談者数：5,439人	5,570人/年 （5,570人/年）	5,620人/年	5,680人/年	【課題・問題点】 ・景気回復に伴い就職環境は改善されているが、離転職者や若年者、中高年の再就職等相談者が微増。 【今後の取組方針】 ・支援メニューの充実やきめこまやかな対応を図るとともに、PRを継続。
・地域しごと情報広場利用者数	・地域しごと情報広場利用者数：2,667人/年	・地域しごと情報広場利用者数：2,055人/年	4,200人/年 （2,055人/年）	4,410人/年	4,190人/年	【課題・問題点】 ・景気回復に伴い就職環境が改善されたことや、高度な支援メニューを提供するひょうご・しごと情報広場への誘導などにより相談者数が減少。 【今後の取組方針】 ・在宅でも利用できる「ひょうごしごとネット」の機能強化と「ひょうご・しごと情報広場」での電話相談対応により、地域での相談事業は平成19年度限りで廃止。
・青少年・若者のしごと体験を推進	・青少年・若者のしごと体験を推進：体験者数 17,035人（累計）	・青少年・若者のしごと体験を推進：体験者数 24,350人（累計）	24,350人（累計） （24,350人）	30,000人（累計）	38,000人（累計）	【今後の取組方針】 ・事業のPRに努めるとともに、事業の充実を図るほか、必要に応じて見直しを行う。

推進方策 項目・施策目標	H18年度実績	H20年2月末時点での取組状況	全体計画			課題、今後の取り組み等	
			H19	H20	H21		
39 シニアしごと倶楽部等による中高年のしごとへの支援（産業労働部会）							
シニアしごと倶楽部による中高年層の再就職支援、シルバー人材センターによる生きがい就業機会の創出							
・50歳代シニアの就業支援など一貫した中高年就業支援対策	・シニアしごと倶楽部による支援：相談者数885人	・シニアしごと倶楽部による支援：相談者数731人	「シニアしごと倶楽部」の運営（相談者数600人/年） (731人)			【課題・問題点】 ・中高年求職者の雇用環境は依然厳しく、利用者数は高い水準を維持している。これは、求人開拓のための企業訪問を大幅に強化したことによる。これにより、「シニアしごと倶楽部」による就職件数は前年同月比で3倍以上となっている。 【今後の取組方針】 ・支援メニューの見直し等を随時実施し、企業訪問の強化など中高年齢者の再就職支援を強化。	
・シルバー人材センターを通じた高齢者の就業支援	・シルバー人材センターによる就業支援：42,007人	・シルバー人材センターによる就業支援：44,323人（H20.1末）	47,000人（累計） (47,000人)	49,000人（累計）	50,000人（累計）	【課題・問題点】 ・定年退職を迎える団塊世代が長年培ってきた経験や能力を生かすことができる職業機会の確保が重要。 【今後の取組方針】 ・地域貢献事業や専門的な事業の展開をPRし、団塊世代の会員確保に努める。 また、これまでの「請負又は委任」という就業形態に加え「一般労働者派遣事業」の実施による受注量、就業先の拡大を図る。	
40 震災ツーリズム等地域の特色を生かしたツーリズム振興（産業労働部会）							
人と防災未来センターなどを活用した震災ツーリズムの推進							
・ツーリズム人口	・「ひょうごツーリズムビジョン後期行動プログラム」(H18.3策定)に基づくツーリズム施策に係る267事業を実施 (ツーリズム人口 1億3,327万人/年)	・「ひょうごツーリズムビジョン後期行動プログラム」(H18.3策定)に基づくツーリズム施策の推進	1億3700万人/年 (1億3700万人/年)	1億4300万人/年	1億5000万人/年	【課題・問題点】 ・震災ツーリズム等地域の特色を生かしたツーリズムの振興には時代や環境の変化、顧客ニーズに迅速に対応したプログラムのステップアップが重要。 【今後の取組方針】 ・「ひょうごツーリズムビジョン後期行動プログラムフォローアップ委員会」を設置し、プログラムに係る事業の検証、評価また取組方策の提言等を行い、時代や環境、ニーズに応じた展開を図る。	
			地域資源の活用や近隣府県との連携など地域独自の取組みの強化				
41 潮芦屋の整備推進（企業庁部会）							
潮芦屋におけるユニバーサルデザインを基本とした安全・安心なまちづくり、ウォーターフロントを活かした魅力あるまちづくりの推進							
・潮芦屋における住宅分譲戸数	・「南芦屋浜地区土地利用基本計画」(H8.1策定)に基づく事業推進 ・マリナ周辺ゾーンの整備内容の検討  ・マリナの水質向上のため、マイクロブル工法の試験施工の実施 ・「潮芦屋県産木材使用住宅事業提案競技」を実施し事業者を決定  ・まちびらき10周年記念イベント開催に向けた検討・準備	・「南芦屋浜地区土地利用基本計画」(H8.1策定)に基づく事業推進 ・センターゾーン期施設の提案コンペを実施中 ・マリナの水質向上のため、マイクロブル工法の試験を実施 ・県産木材使用住宅をH19.5から分譲中 ・まちびらき10周年記念イベント開催に向けて準備中	・マリナ周辺ゾーン整備 ・マリナの水質向上 ・県産木材を活用した住宅の導入 ・まちびらき10周年記念イベントの実施	500戸（累計） (477戸)	550戸（累計）	650戸（累計）	【課題・問題点】 ・マリナと一体になってまちの核となるゾーンとするため、商業・文化等の集客施設の誘致に向けた取組が必要。 【今後の取組方針】 ・民間事業者と協働した住宅分譲を推進。 ・商業・文化等集客ゾーンの形成に向け事業提案競技を実施。 ・マリナの水質向上のための、マイクロブル工法の試験施工は19年度末で終了し、20年度以降は民間へ引継予定。 ・まちびらき10周年記念イベントを平成20年3月開催予定。
	・潮芦屋における住宅分譲戸数：381戸（累計）	・潮芦屋における住宅分譲戸数：477戸（累計）					

推進方策 項目・施策目標	H18年度実績	H20年2月末時点での取組状況	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
42 「尼崎21世紀の森」の推進（県土整備部会、まちづくり復興担当部会）						
21世紀の都市再生のモデルとなる「尼崎21世紀の森」づくりの推進						
・尼崎21世紀の森づくりサポーター数	・「尼崎21世紀の森構想」(H14.3策定)に基づく事業推進 ・尼崎21世紀の森づくりサポーター数：260人(累計)	・「尼崎21世紀の森構想」(H14.3策定)に基づく事業推進 ・尼崎21世紀の森づくりサポーター数：269人(累計)	270人(累計) (270人)	280人(累計)	290人(累計)	【課題・問題点】 ・中長期の森づくりに向けて、「尼崎21世紀の森構想」の理念のさらなる浸透を図り、「森づくりの輪」の一層の拡大に努めることが必要。 【今後の取組方針】 ・尼崎の森中央緑地を活用した緑地活動、運河を活用したにぎわいづくり等、これまでの市民中心の活動をより一層活発化するとともに、企業参画、企業連携を進め、工場緑化や美しい沿道景観づくりなど、企業と一体となった取組を推進。
・尼崎の森中央緑地整備進捗率	・尼崎の森中央緑地整備進捗率：35%	・尼崎の森中央緑地整備進捗率：42%	42% (42%)	48%	54%	
・尼崎の森中央緑地年間利用者	・尼崎の森中央緑地年間利用者：一部供用開始	・尼崎の森中央緑地年間利用者：19.8万人/年(上半期実績)	20万人/年 (20万人/年)	20万人/年	20万人/年	
・尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設の運営(H18～)	・尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設の開設(H18.5)	・尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設の開設(H18.5)	PFI手法による施設の運営			
43 明舞団地等オールドニュータウンの再生（まちづくり復興担当部会）						
高齢化や住宅の老朽化が進んでいる明舞団地をモデルとしたオールドニュータウンの再生						
・若年世帯と高齢者世帯との円滑な住み替えシステムの検討	・「明舞団地再生計画」(H16.3策定)に基づく事業推進 ・明舞団地再生コンペの実施(H18.8)	・意識啓発セミナー及び相談会の開催 ・アンケート調査による需要把握と課題抽出	住み替えシステムの検討	EPC事業の実施		【課題・問題点】 ・一定の需要は見込めるが、貸し手の高齢者と借り手の子育て世帯で借家契約期間やリフォームの有無などで意見の相違が明らかになった。 【今後の取組方針】 ・今年度実施した住み替え促進に係る調査結果を参考に、円滑な住み替えシステムの構築に向けた検討を行う。
44 「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進（企画管理部会）						
震災の経験と教訓を継承・発信する「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進	・「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定(H18.12) ・1.17ひょうご安全の日のつどい、「1.17防災未来賞」選奨事業、防災訓練など関連事業の実施	・1.17ひょうご安全の日のつどい、防災訓練など関連事業の実施 ・「防災力強化県民運動」の展開(H19.4～) ・「ひょうご安全の日推進事業」の実施 ・「1.17は忘れない地域防災訓練」の実施 ・「1.17防災未来賞」選奨事業	防災力強化県民運動の展開 運動内容の理解の促進   実践活動の展開   活動のフォローの実施			【課題・問題点】 ・震災の経験と教訓の風化に対する取り組みの実施と被災地外も含めた全県での取組の推進。 【今後の取組方針】 ・「ひょうご安全の日推進県民会議」が核となった防災力強化のための県民運動を展開するとともに、「ひょうご安全の日推進プログラム」に基づく1.17ひょうご安全の日のつどい、防災訓練等の実施などの取組を推進。

推進方策 項目・施策目標	H18年度実績	H20年2月末時点での取組状況	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
45 被災者生活再建支援制度（支援法）の充実（まちづくり復興担当部会）						
被災者生活再建支援法の充実に向けた取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者生活再建支援法の円滑な運用</li> <li>支援法の見直しに向けた国への提案</li> <li>居住安定支援制度補完事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年11月、被災者生活再建支援法が成立（19年12月施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国知事会との協議、国への提案</li> <li>国における被災者生活再建支援法の見直し</li> </ul>	改正支援法の運用		<b>【課題・問題点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正支援法施行後の運用実態を見極めながら、住宅再建支援に係る諸制度の総合的な見直しが必要。</li> <li>支給限度額の引き上げなど、地方負担の増につながる課題については全国都道府県の合意形成が必要。</li> </ul> <b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正支援法施行後の運用実態、全国都道府県が抛出した基金への影響なども考慮のうえ、全国知事会等と連携して対応。</li> <li>また、災害救助法に基づく住宅応急修理の支援措置は半壊世帯を対象とするなど、被災者生活再建支援法との整合性が図られておらず、複雑になっていることから、政府等に対し、住宅再建支援に係る諸制度が被災者にとってわかりやすく、効果的な支援となるよう、総合的な見直しを求める。</li> </ul>
46 住宅再建共済制度の推進（まちづくり復興担当部会）						
兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の一層の加入促進						
<ul style="list-style-type: none"> <li>フェニックス共済加入率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県住宅再建共済制度の加入促進：加入率 5.9%</li> <li>複数年一括支払割引、クレジットカード支払、インターネット申込みの導入（H18.10）</li> <li>郵便局での加入申込書の受付など郵政公社との連携（H19.2）</li> <li>全国制度化に向けた関係府県による勉強会の実施（H19.2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県住宅再建共済制度の加入促進：加入率 6.5%</li> <li>複数年一括支払割引、クレジットカード支払、インターネット申込みの導入</li> <li>郵便局での加入申込書の受付など郵政公社との連携</li> <li>全国制度化に向けた関係府県による勉強会の実施</li> <li>県単・近畿ブロック・全国知事会を通じた全国制度化の提案</li> </ul>	15% (15%)	20%	25%	<b>【課題・問題点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市部やマンション等地域の実情に応じたきめ細かな加入促進。</li> </ul> <b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市部・マンション等への加入促進策の展開。</li> <li>比較的加入状況が良い地域の一層の加入促進。</li> </ul>
全国制度化に向けた検討			全国制度化の検討（全国知事会、国との協議等）			<b>【課題・問題点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国知事会に設置した研究会の開催等。</li> </ul> <b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国知事会に設置した研究会の開催と研究会での討議を踏まえた関係自治体間での協議。</li> </ul>
47 地震保険制度の改善（まちづくり復興担当部会）						
<ul style="list-style-type: none"> <li>附帯要件の撤廃など地震保険制度の改善に向けた取り組みの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震保険料の改定（本県は最大52%引き下げ）</li> <li>附帯要件の撤廃等の国要望（H18.7）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震保険料の改定</li> <li>附帯要件の撤廃等の国要望</li> </ul>	附帯要件の撤廃等の国要望			<b>【課題・問題点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震保険料の改定により、平成19年10月から約半分程度に保険料が下がったが、火災保険に附帯していることから依然として割高である。</li> <li>地震保険料控除の制度において、兵庫県住宅再建共済制度は適用されない。</li> </ul> <b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、附帯要件撤廃等を国へ提案するとともに、兵庫県住宅再建制度における共済負担金の地震保険料控除についても併せて提案する。</li> </ul>



推進方策 項目・施策目標	H18年度実績	H20年2月末時点での取組状況	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
48 住宅の耐震化（まちづくり復興担当部会）						
耐震診断や耐震改修支援による住宅の耐震化の推進						
<ul style="list-style-type: none"> <li>地震に対し危険な住宅を半減</li> <li>新耐震基準適合率</li> <li>耐震改修済み戸数</li> <li>簡易耐震診断実施戸数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ひょうご住宅マスタープラン」改訂(H18.4)</li> <li>「兵庫県耐震改修促進計画」の策定(H19.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「わが家の耐震改修促進事業」制度活用や県民に対するPRによる住宅耐震化推進</li> </ul>	24.4万戸 (累計) (24.4万戸)  88% (88%)  6,800戸 (累計) (6,800戸)  16,700戸 (累計) (16,700戸)	20万戸 (累計)  90%  10,000戸 (累計)  23,300戸 (累計)	17.8万戸 (累計)  91%  11,000戸 (累計)  30,000戸 (累計)	<b>【課題・問題点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>県民に事業を周知するため、県、市町が連携し事業の啓発を図る必要がある。</li> <li>共同住宅の耐震化を促進するため、管理組合等の合意形成を図る必要がある。</li> </ul> <b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「わが家の耐震改修促進事業」制度活用や住宅耐震化の必要性について、引き続き県民に対するPRに努め、住宅耐震化の促進に努める。</li> </ul> <b>【課題・問題点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>県民意識の醸成。</li> </ul> <b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、市町と連携した事業の推進。</li> </ul>
49 公共施設等の耐震化（企画管理部会、まちづくり復興担当部会、教育委員会事務局部会）						
地域住民が多数利用したり、災害発生時に被災者の救護、避難所として重要な機能を担う公共施設の耐震化の推進						
<ul style="list-style-type: none"> <li>県有施設の耐震化推進</li> <li>県立学校耐震化10か年作戦</li> <li>県営住宅耐震改修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県有施設耐震化計画(H17.1改訂)による県有施設の耐震化：29施設(累計)(65%)</li> <li>県立学校耐震化10か年作戦：12校(累計)</li> <li>県営住宅耐震改修：34棟(累計)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県有施設耐震化計画(H17.1改訂)による県有施設の耐震化：29施設(累計)(65%)</li> <li>県立学校耐震化10か年作戦：12校(累計)</li> <li>県営住宅耐震改修：51棟(累計)</li> </ul>	37施設 (累計)(71%) (32施設) (累計)(72%)  27校 (累計)(29%) (26校) (累計)(28%)  54棟 (累計)(47%) (54棟)(47%)	40施設 (累計)(77%)  27校 (累計)(29%) (19校着手 :H22完了)  74棟 (累計)(64%)	43施設 (累計)(83%)  27校 (累計)(29%)  94棟 (累計)(81%)	<b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1期施設(21施設(残12施設))については、平成13～22年度に整備する。また、平成23～37年に整備予定の第2期施設(84施設)のうち、兵庫県耐震改修促進計画における目標値達成に必要な棟を平成27年度までに整備。</li> </ul> <b>【課題・問題点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震設計及び評価取得等に時間を要する。</li> </ul> <b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の進捗にあわせ、随時、各学校における耐震化着手時期の見直しを行いながら、10か年(H16～25)で全ての県立学校の耐震化に着手。</li> </ul> <b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も耐震化を推進していく。</li> <li>新行革プランに基づき、H20年度には全体計画の見直しが必要。</li> </ul>
50 防災対策の計画的推進（企画管理部会）						
震災の教訓を踏まえた防災対策の計画的推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「兵庫県地域防災計画」の修正：H19.3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ひょうご地震防災戦略プログラム」の検討</li> <li>合同防災訓練の実施</li> </ul>	兵庫県地域防災計画等に基づく総合的な防災対策の推進  「ひょうご地震防災戦略プログラム」策定 「ひょうご震災復興計画ガイドライン」策定の検討			<b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度から20年度にかけて「ひょうご地震防災戦略プログラム」を検討していく。「ひょうご震災復興計画ガイドライン」の策定については、今後、取組方針を検討する。</li> <li>阪神南、阪神北管内市町と合同で、本格的な救助訓練を実施するとともに、救援物資や応援部隊員の陸・海・空路など広域連携を想定した訓練を実施。</li> <li>平成20年度合同防災訓練は、防災関係機関や地域住民と連携して阪神南広域防災拠点を使った実践的な防災訓練を行う。</li> </ul>

推進方策 項目・施策目標	H18年度実績	H20年2月末時点での取組状況	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
51 災害時における情報発信の充実（企画管理部会）						
災害時における被害の全体像を早期に把握する仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>フェニックス防災システムの運用</li> <li>ひょうご防災ネットの運用</li> <li>消防防災ヘリコプターテレビ電送システムの構築</li> <li>兵庫衛星通信ネットワークの運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フェニックス防災システムの運用</li> <li>ひょうご防災ネットの運用</li> <li>消防防災ヘリコプターテレビ電送システムの構築：H18.8～H19.9</li> <li>兵庫衛星通信ネットワークの運用</li> </ul>	フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク、ひょうご防災ネット等の充実			<p>【課題・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひょうご防災ネットへの、独自システム開発市町及び携帯電話不感地域を多く含む市町等の参加</li> <li>災害発生が予測される地域に定点監視カメラ等を配置し、県災害対策センターにおいて、被害状況を迅速に把握できる仕組みを構築するなど情報収集手段の多様化を図る必要がある。</li> </ul> <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未参加市町への参加依頼（独自システム開発市町については相互リンク等を検討）</li> <li>ひょうご防災ネットの普及啓発・広報（防災ホットライン、ニューひょうご、県民だよりひょうご）</li> <li>南海地震等による津波災害に備え、淡路島南岸地域への津波監視カメラの配備を行う（南あわじ市阿万地区1箇所）とともに、情報収集手段の多様化、自動化、モバイル化等を検討する。</li> <li>地域衛星通信ネットワークの映像伝送のデジタル化移行に対応するため、デジタル映像送受信装置を設置する。</li> </ul>
52 家屋被害認定士の養成（企画管理部会）						
家屋被害認定士の養成の推進	・家屋被害認定士の養成：累計174人	・家屋被害認定士の養成：累計398人	家屋被害認定士の養成 目標達成 360人(累計) (398人)	家屋被害認定制度の円滑な運用		<p>【課題・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度以降の養成研修のあり方、事後研修の実施体制等について検討。</li> <li>市町間における被害調査委の統一的運用の体制整備。</li> </ul> <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町の状況なども聴取しながら調整を進める。</li> </ul>
53 被災建築物応急危険度判定制度の推進（まちづくり復興担当部会）						
被災建築物応急危険度判定士の養成の推進	・被災建築物応急危険度判定士の養成：累計1,992人	・被災建築物応急危険度判定士の養成：累計2,008人	被災建築物応急危険度判定士の養成（目標2,500人）			<p>【課題・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>判定士の高齢化による登録更新辞退者の増加。</li> </ul> <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築関係団体への働きかけや、ホームページなどにより被災建築物応急危険度判定士の新規登録者の増加を図る。</li> </ul>
54 自主防災組織の活性化（企画管理部会）						
自主防災組織の育成・活性化への支援	・自主防災組織の育成支援等：組織率95.1%(H18.4現在)	・自主防災組織の育成支援等：組織率95.7%(H19.4現在)	自主防災組織の育成・活性化への支援			<p>【課題・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災力のさらなる向上を図るため、自主防災組織等地域の様々な団体による活動を支援し、家庭や身近な地域での防災活動の取り組みを支援することが必要。</li> </ul> <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災推進会議の開催(H20.1)、地域防災活性化啓発用冊子の作成、婦人防火クラブ・幼少年消防クラブの連携を図るための交流研修会の実施。</li> </ul>

推進方策 項目・施策目標	H18年度実績	H20年2月末時点での取組状況	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
55 災害ボランティアへの活動支援（企画管理部会、県民政策部会）						
災害ボランティア支援関係機関のネットワーク化など災害ボランティアへの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>「災害ボランティア活動支援指針」の改訂：H19.3改訂</li> <li>災害ボランティアへの活動支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害救援ボランティアへの活動支援</li> <li>「災害ボランティア活動支援指針」市町説明会の実施(H19.4)</li> <li>災害ボランティア受け入れ訓練の実施(H19.10)</li> </ul>	災害ボランティア活動の支援体制の整備等	←	災害ボランティアへの活動支援の充実	<b>【課題・問題点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年10月の台風23号以降、派遣実績がないなど、制度が有効活用されていない。</li> <li>災害ボランティアへの活動支援の充実。</li> </ul> <b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>コースレターの見直し、より実践的な訓練の実施等制度の運営方法を見直すとともに制度の周知を図る。</li> <li>災害ボランティア活動の支援体制の整備。</li> <li>平常時からの災害救援ボランティアネットワークの強化。</li> <li>ひょうごボランタリープラザによる市町社協VCの機能強化支援。</li> <li>災害救援専門ボランティア制度の見直し。</li> <li>災害ボランティア受け入れ訓練の実施。</li> </ul>
56 災害時要援護者への支援（企画管理部会、健康生活部生活企画局等部会）						
高齢者や障害者など災害時における要援護者への支援の充実						
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の緊急情報発信システムの構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「災害弱者支援指針」の改訂：H19.3改訂</li> <li>災害時の緊急情報発信システムの構築（聴覚障害者災害等緊急時情報発信システム）：登録者数 548人(累計)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の緊急情報発信システムの構築（聴覚障害者災害等緊急時情報発信システム）：登録者数 739人(累計)</li> <li>「災害時要援護者支援指針」市町説明会の実施(H19.4)</li> <li>支援体制の整備促進に係る市町指導</li> <li>携帯電話による5言語での緊急情報発信システム「ひょうごEネット」の運用</li> </ul>	880人(累計)(748人)	1,170人(累計)	1,470人(累計)	<b>【課題・問題点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内の聴覚障害者への情報提供システムの周知、登録者数の拡大。</li> <li>市町における災害時要援護者支援の推進。</li> </ul> <b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県聴覚障害者協会と連携し、県、市町広報媒体の活用や県、市福祉事務所を通じた周知等の方策により、早期に聴覚障害者全員を登録。</li> <li>災害時の緊急情報発信システムの運用。</li> <li>災害時の緊急情報の14言語での提供。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の緊急情報の14言語での提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話による5言語での緊急情報発信システム「ひょうごE(耳-サイン)ネット」の構築・運用</li> <li>災害時の緊急情報の14言語での提供：登録者数 720人(累計)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話による5言語での緊急情報発信システム「ひょうごE(耳-サイン)ネット」の構築・運用</li> <li>災害時の緊急情報の14言語での提供：登録者数 831人(累計)</li> </ul>	3,600人(累計)(1,600人)	6,000人(累計)	-	<b>【課題・問題点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>より多くの外国人県民への直接的なPRが必要。</li> </ul> <b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際局との連携、多言語放送局へのPR依頼、外国人コミュニティへのPR強化。</li> </ul>
57 災害時の広域避難者への支援（企画管理部会）						
全国自治体と連携した広域避難者の所在把握の仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>他府県との相互応援協定締結も含め、広域避難者の所在把握のための効果的な方法の検討等</li> <li>「ひょうご防災ネット」を利用した広域避難者への情報発信方法の検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他府県との相互応援協定締結も含め、広域避難者の所在把握のための効果的な方法の検討等</li> <li>「ひょうご防災ネット」を利用した広域避難者への情報発信方法の検討。</li> </ul>	←	他府県との相互応援協定の締結の働きかけなど、広域避難者の所在把握の仕組みの検討	→	<b>【課題・問題点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>県外等への広域避難時に、現所在地を避難元市町に連絡する必要性の周知方法。</li> </ul> <b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひょうご防災ネットのさらなる加入登録者の促進とマスコミ(近畿圏内)を含めた広域避難者への呼びかけ方法の検討。</li> </ul>

推進方策 項目・施策目標	H18年度実績	H20年2月末時点での取組状況	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
58 災害救助法に基づく救助の見直し等 (企画管理部会)						
災害救助法の適用に係る知事の裁量幅の拡大や災害救助のあり方の見直し	・災害救助法に係る国への要望	・災害救助法に係る国への要望	災害救助法に係る国への要望等			【課題・問題点】 ・救助のあり方は漸進的に改善されてきているものの、実現されていないものが残されている。 【今後の取組方針】 ・今後とも、「国の予算編成に対する提案」において国への要望を継続。
防災に係る基本的事項の共有化・標準化の推進			県内自治体間での防災体制や資機材の規格等の標準化を検討			【課題・問題点】 ・県内自治体間での防災体制や資機材の規格等の標準化を検討。 【今後の取組方針】 ・防災に係る基本的事項の共有化・標準化の検討。
59 災害時における警察活動の推進 (警察部会)						
都市型駐在所の設置など災害時における警察活動の推進	・都市型駐在所の運用(HAT神戸等3か所) ・災害モニター、災害時等警察活動協力員の委嘱 ：委嘱人数 災害モニター 354人 警察活動協力員 652人	・都市型駐在所の運用(HAT神戸等3か所) ・災害モニター、災害時等警察活動協力員の委嘱 ：委嘱人数 災害モニター 352人 警察活動協力員 636人	都市型駐在所の運営、災害モニター等の活用等			【課題・問題点】 ・年々高齢化が進む中、ますます被災者及び高齢者に対する立ち寄り等の支援活動の重要性が増している。 ・災害時等警察活動協力員の運用開始から約11年になるが、活動機会がなく、協力員としての意識の希薄化が懸念される。 【今後の取組方針】 ・今後とも行政機関や都市再生機構と連携強化により、都市型駐在所勤務員による高齢者宅への立ち寄りやふれあい活動などの地域安全活動を実施。 ・災害時等警察活動協力員としての意識の定着化と任務の再確認を図るため、研修会等を通じて指導啓発を推進していく。
60 災害救急医療の取り組み (健康生活部生活企画局等部会)						
兵庫県災害医療センターを核とした災害救急医療の取り組みの推進	・災害救急医療システムによる災害救急医療の取り組みの実施 ・兵庫県版DMATの体制整備	・災害救急医療システムによる災害救急医療の取り組みの実施 ・兵庫県版DMATの体制整備	災害医療センターを核とした災害救急医療の取り組みの充実			【課題・問題点】 ・災害拠点病院の中には医師不足等により、災害直後に他圏域や他府県での対応は困難と考える病院があり、対応可能な災害拠点病院が所在する圏域に偏りがある。 【今後の取組方針】 ・兵庫県医療審議会救急医療部会で基本方針について協議、承認を得ており、具体的な運用方法について、関係機関との調整を実施。
61 「兵庫の防災教育」の推進 (教育委員会事務局部会)						
阪神・淡路大震災の教訓を生かした「兵庫の防災教育」の推進	・防災教育推進連絡会議や防災教育研修会の実施等 ・県立舞子高校環境防災科の取り組み	・防災教育推進連絡会議や防災教育研修会の実施等 ・県立舞子高校環境防災科の取り組み	防災教育推進連絡会議、防災教育研修会の実施 学校等における防災教育の充実			【課題・問題点】 ・震災の記憶が風化していく中で、震災の教訓を教職員や子供達に震災・学校支援チーム(EARTH)等を活用して語り継ぐ活動を展開することが必要。 【今後の取組方針】 ・震災のみならず、様々な自然災害にも対応し、これまでの取組を生かした防災教育を推進するとともに、地域と連携した学校防災体制の充実を図るため、防災教育推進連絡会議を開催。 ・学校における防災体制の整備充実、防災教育副読本や地域素材等を活用した防災教育実践や心のケアなどについて、各学校の防災教育担当者を対象に防災教育研修会を実施。



推進方策 項目・施策目標	H18年度実績	H20年2月末時点での取組状況	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
62 震災・学校支援チーム（EARTH）の取り組みの推進（教育委員会事務局部会）						
EARTHによる災害被災地への支援活動や各種研修活動等への指導助言の推進	・震災・学校支援チームの運営 ：インドネシア（スマタラ島沖地震被災地）各種研修活動等への専門家派遣	・震災・学校支援チームの運営 ：新潟県中越沖地震状況調査、各種研修活動等への専門家派遣	← EARTHの運営（災害被災地への支援、各種研修活動等への指導助言） →			【課題・問題点】 ・震災の記憶が風化していく中で、震災の教訓を教職員や子供達に語り継ぐ活動を展開することが必要。 【今後の取組方針】 ・防災教育指導者養成講座や新EARTH員の養成のための養成講座を実施。 ・実践的対応能力の向上のための全EARTH員を対象とした訓練・研修会を実施。 ・学校での防災教育を実施するため、震災の記憶や教訓を語り継ぐための教材等を作成。
63 人と防災未来センターの積極的な活用（企画管理部会）						
人と防災未来センターによる震災の経験と教訓の継承・発信	・人と防災未来センターの運営 ：18年度来館者数 520,016人 ・災害被災地への専門家派遣 ：鹿児島県北部豪雨災害、石川県能登半島	・人と防災未来センターの運営 ・災害被災地への専門家派遣 ：新潟県中越沖地震	← 人と防災未来センターの運営 災害被災地への専門家派遣 → ← 人と防災未来センターの展示 リニューアルの検討・実施 →			【課題・問題点】 ・当該施設は年々来館者数が減ってきていることから、防災未来館の展示リニューアルを行い、展示内容の充実や情報発信機能を強化し来館者数の増に努めることが必要。 【今後の取組状況】 ・引き続き、来館者数の増に努める。
64 国際防災復興協力機構（IRP）への運営支援（企画管理部会）						
国内外の災害へのIRPによる支援活動の推進	・国際防災復興協力機構（IRP）の運営（パキスタン等への専門家派遣）	・国際防災復興協力機構（IRP）の運営（ソロモン諸島への専門家派遣）	← IRPによる国内外の災害被災地への支援 →			【課題・問題点】 ・近年、国内外で大規模な災害が多発している現状で、被災地への支援活動を行う国際防災復興協力機構（IRP）の活動が円滑に行えるよう支援を継続することが必要。 【今後の取組方針】 ・国際防災復興協力機構（IRP）の運営に対する支援を引き続き実施（調査研究、セミナーの開催）。
65 国際防災・人道支援協議会に対する支援（企画管理部会）						
国際防災・人道支援拠点の形成に向けた取り組みの推進	・関係機関による連携事業（H19.1 フォーラム開催等）への支援	・関係機関による連携事業	← 国際防災・人道支援協議会による取り組みの推進 →			【課題・問題点】 ・近年、国内外で大規模な災害が多発している現状で、防災関係機関の相互連携を図り、総合的な防災協力の方策を検討し、成果を国内外に発信することで、世界の減災対策を推進することが必要。 【今後の取組方針】 ・引き続き、国際防災・人道支援関係機関による連携事業（フォーラムの開催）への支援を実施。
66 国際的な防災研修専門機関の整備（企画管理部会）						
国際的な防災専門研修機関の設立に向けた取り組みの推進	・国際防災専門研修機関の設立支援	・国際防災専門研修機関の運営支援	← 国際防災研修センターの設立（H19.5.17） →	← 国際防災研修センターの運営 →	【課題・問題点】 ・わが国の防災分野の技術協力を効率的に促進し、その実施体制の強化を図り、防災分野に関する開発途上国のニーズの多様化と高度化に応えるため、人材の研修など国内活動を総合的に調整する拠点である国際防災研修センターの運営について、積極的な支援が必要。 【今後の取組方針】 ・同センターの運営（シンポジウム開催等）への支援の実施。	

推進方策 項目・施策目標	H18年度実績	H20年2月末時点での取組状況	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
67 三木総合防災公園、地域防災公園等の整備（企画管理部会、まちづくり復興担当部会）						
広域防災拠点、三木総合防災公園、地域防災公園の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本方針」に基づく防災公園等の整備</li> <li>淡路広域防災拠点の整備：H19.2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三木総合防災公園は96.8haを開園</li> <li>地域防災計画、地震防災緊急事業5ヵ年計画に位置付けられている市町立都市公園の整備率 96.3%</li> </ul>	広域防災拠点、三木総合防災公園、地域防災公園等の整備			<b>【課題・問題点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>震災の教訓を踏まえ、災害時には全県的な応急活動拠点となる「三木総合防災公園」の早期全面開園が緊急の課題となっている。また、地域防災計画等に沿い、計画的に防災公園の整備を進めていくことが必要。</li> </ul> <b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>三木総合防災公園については、園路、広場等の整備を推進し、体育館を除き、平成21年度事業完了を目指す。</li> <li>地域防災公園については、引き続き国庫補助を活用し整備を推進していく。</li> </ul>
68 大阪湾岸道路西伸部の推進（県土整備部会）						
大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド～名谷JCT）の早期事業化に向けた取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>六甲アイランド～駒ヶ林南の環境影響評価及び都市計画決定手続等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>六甲アイランド～駒ヶ林南の環境影響評価及び都市計画決定手続等</li> </ul>	都市計画決定・環境影響評価手続・事業化			<b>【課題・問題点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>早期の都市計画決定と事業スキームの検討（事業手法、段階整備等）</li> </ul> <b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>国と神戸市の協力を得ながら、環境影響評価審査会での審議等を進め、20年度早期の都市計画決定を目指す。</li> <li>都市計画決定後速やかに事業化が図られるよう、事業手法について国・神戸市等と協議を進める。</li> </ul>
69 六甲山系グリーンベルト整備事業の推進（県土整備部会）						
表六甲山麓を土砂災害から守る六甲山系グリーンベルト整備事業の推進						
<ul style="list-style-type: none"> <li>六甲山系グリーンベルト整備事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「六甲山系グリーンベルト整備基本方針」（H8.3策定）に基づく事業推進：のべ公有地化面積 927ha</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「六甲山系グリーンベルト整備基本方針」（H8.3策定）に基づく事業推進：のべ公有地化面積 935ha</li> </ul>	918ha (累計) (952ha)	943ha (累計)	968ha (累計)	<b>【課題・問題点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業目的である「土砂災害の防止」を図るとともに、「自然環境の保全」や「健全なレクリエーションの場の提供」を具体化するため、防災樹林地の利活用を図ることが必要。</li> </ul> <b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民が六甲山を地域の里山として、適正に管理、利活用し、防災意識の醸成と住民主体による森づくりを推進。</li> <li>公有地化した区域を適正に管理するため、関係職員によるワーキンググループを立ち上げ、住民参加の森づくりと連携する六甲山系グリーンベルト公有地管理要領を早期に策定する。</li> <li>防災学習、自然観察、森づくり学習など、一般県民に開かれた里山としての利活用の推進。</li> </ul>
70 阪神疎水構想の推進（県土整備部会）						
河川、公園、緑地等が連携する水と緑のネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源確保の見通しが不確定な状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源確保の見通しが不確定な状況</li> </ul>	中長期的な課題として対応			<b>【課題・問題点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>構想に対する地域（国、府県、市、地域住民）の合意形成。</li> <li>水源の確保。</li> <li>事業評価・環境への影響の把握。</li> </ul> <b>【今後の取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>阪神疎水の水源となる淀川については、水源確保の見通しが立っていない。</li> <li>国では、水源確保の見通しが立った段階で阪神疎水検討協議会において事業評価や実現性について検討。</li> <li>県では、国の動向を見ながら対応。</li> </ul>

推進方策 項目・施策目標	H18年度実績	H20年2月末時点での取組状況	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
71 災害時における食料の安定供給等（農林水産部会）						
災害時における食料の安定供給やため池の管理、災害に強い漁港づくりなどの推進						
・農地等の保全 警戒ため池の解消	・警戒ため池の解消 ：警戒ため池の箇所数 156箇所 (累計)	・警戒ため池の解消	133か所 (累計) (133か所)	93か所 (累計)	63か所 (累計)	<p>【課題・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ため池の決壊による災害を未然に防止するためには、ため池の整備を一層進める必要があるが、対象となるため池数が多く、膨大な経費と時間が必要となる。</li> <li>また、農家の減少、高齢化等の影響で、地元負担を伴う整備事業に対する農家の意識が消極的になってきており、事業実施箇所数が減少している。</li> </ul> <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急に整備の必要な部分のみの整備で効率的に安全度の向上を図る整備手法を採用。</li> <li>県と市町が連携して説明会を行い、ため池管理者の意識改革を図るなど、啓発活動を強化。</li> </ul>
・災害に強い漁村づくり 海岸保全施設の整備完了	・海岸保全施設の整備完了：2地区 (累計)	・海岸保全施設の整備完了：2地区 (累計)	4地区 (累計) (4地区)	5地区 (累計)	6地区 (累計)	<p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、推進方策策定時の計画に基づき、海岸保全施設の整備を推進。</li> </ul>

## 平成20年度 震災復興関連施策について

I 施策体系 .....	1
--------------	---

### [高齢者自立支援・まちのにぎわいづくり関連事業]

II 高齢者自立支援 .....	9
------------------	---

III まちのにぎわいづくり .....	16
----------------------	----





# 1 施策体系

## (復興の成果を県政に生かす3か年推進方策)

【全177事業、48,420,454千円】

[ H20当初予算額：千円]

・ ☆は、H20新規・拡充事業  
・ 既定経費対応等の事業は  
(-) で表示

### 1 被災地固有の個別課題への対応 (87事業、21,371,222千円)

#### (1) 高齢者の自立支援

##### ①復興施策と一般施策が連携した高齢者の自立支援 **推進方策1**

○高齢者自立支援ひろばの開設[復興基金]	(175,788)	[復興支援課]
○SCS(高齢世帯生活援助員)による支援[復興基金]	(124,245)	[復興支援課]
○LSA(生活援助員)による支援	(-)	[高齢社会課]
		[公営住宅課]
○LSA(生活援助員)活動強化事業	(696)	[高齢社会課]
○民生委員・児童委員による支援	(348,336)	[社会援護課]
○保健師・栄養士による支援	(-)	[健康増進課]
○地域包括支援センターの運営支援	(1,190,755)	[高齢社会課]
○介護予防事業支援事業	(1,336)	[高齢社会課]
○地域支援事業(介護予防事業)	(421,127)	[高齢社会課]
○アルコール関連問題対策事業	(900)	[障害福祉課]
○老人クラブによる健康づくり活動支援事業	(15,362)	[高齢社会課]
○地域リハビリテーション支援体制の推進	(10,873)	[高齢社会課]

##### ②高齢者を包み込むコミュニティづくり **推進方策2**

##### ア 災害復興公営住宅等における自治会等の地域活動の崩壊対策

○コミュニティサポート支援事業[復興基金]	(13,500)	[復興支援課]
○いきいき県住推進員による支援	(69,530)	[住宅管理課]
○地域づくり活動応援事業	(-)	[参画協働課]
○地域づくり活動サポーター設置事業	(26,499)	[参画協働課]

##### イ 単身高齢者対策 **推進方策3**

○夜間・休日「安心ほっとダイヤル」の開設[復興基金]	(22,176)	[復興支援課]
○ガスメーター等を活用した見守りシステムの普及促進 [復興基金]	(21,800)	[復興支援課]
○災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業[復興基金]	(11,100)	[復興支援課]
○所有不動産を担保とした貸付の実施	(4,858)	[社会援護課]
○コミュニティ・ビジネス等生きがいしごと支援事業	(58,451)	[しごと支援課]
○NPOコミュニティ・ビジネス等活動応援貸付事業	(18,137)	[参画協働課]
○コミュニティ・ビジネス離陸応援事業	(21,519)	[経営支援課]
○被災高齢者自立生活支援事業	(35,446)	[高齢社会課]
○県民ボランティア活動助成[ボランティア基金]	(90,000)	[参画協働課]
○高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅の登録	(-)	[住宅計画課]

##### ウ 公営住宅の高齢化対策 **推進方策4**

○新婚世帯・子育て世帯に対する県営住宅への優先入居	(-)	[住宅管理課]
○特定公共賃貸住宅への入居支援	(-)	[住宅管理課]
○県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル 的实施	(-)	[住宅管理課]

③高齢者に優しい環境づくり **推進方策 5**

ア 県営住宅のバリアフリー化

- 県営住宅の高齢者向け改修の実施 (16,448) [公営住宅課]
- 建替・新型改修等バリアフリー化の推進 (7,767,547) [公営住宅課]

イ 住宅や生活に関わる悪質業者対策 **推進方策 6**

- 住宅改修業者登録制度の推進 (600) [住宅計画課]
- 住宅リフォーム相談体制等の整備 (1,500) [住宅計画課]
- くらしの安全・安心サポート体制の強化 (28,631) [消費生活課]
- 地域のくらし安全強化対策事業 (4,181) [消費生活課]

ウ 公共交通のバリアフリー化などユニバーサル社会づくり **推進方策 7**

- ユニバーサル社会づくり実践モデル地区整備の推進 (6,975) [都市政策課]
- 公共交通のバリアフリー化の促進 (271,693) [都市政策課]
- ユニバーサル社会づくり兵庫県率先行動計画の推進 (1,405) [ユニバーサル課]
- ユニバーサル社会づくり情報発信事業 (586) [ユニバーサル課]
- 人生80年いきいき住宅改造助成事業 (313,490) [都市政策課]

④高齢者の生きがいづくりのための能力向上、社会参加の支援 **推進方策 8**

ア 高齢者のエンパワーメント（能力向上）の支援

- いきいき仕事塾Ⅱの開設 [復興基金] (11,443) [復興支援課]
- いなみ野学園大学院の運営 (6,355) [生活創造課]
- いなみ野学園の運営 (58,361) [生活創造課]
- 阪神シニアカレッジの運営 (54,888) [生活創造課]
- 地域高齢者大学の運営 (8,953) [生活創造課]
- 生涯学習情報プラザの運営 (2,965) [生活創造課]

イ 高齢者の知識やノウハウの社会での活用 **推進方策 9**

- いきいき仕事塾修了生への支援 [復興基金] (1,071) [復興支援課]
- 団塊世代等地域づくり活動きっかけづくり支援事業 [ボランティア基金] (3,000) [参画協働課]
- 産業施策連携職業紹介・シニアしごと倶楽部事業 (12,476) [しごと支援課]
- 老人クラブ活動強化推進事業 (199,548) [高齢社会課]
- 老人クラブ助成事業 (133,291) [高齢社会課]
- シルバー人材センター事業 (18,780) [しごと支援課]

(2) まちのにぎわいづくり

①多様な主体が参画した「まちのにぎわい創出」の支援 **推進方策 10**

ア 持続可能な住民主体のにぎわいづくり

- まちのにぎわいづくり一括助成事業 [復興基金] (77,208) [復興支援課]
- まちなか商業再活性化事業 (15,500) [商業振興課]

イ まちづくり協議会を核としたまちづくり **推進方策 11**

- 復興まちづくり支援事業 [復興基金] (44,550) [都市政策課]
- まちづくり支援事業 (16,859) [都市政策課]

ウ 地域団体・NPO等によるまちのにぎわい創出 **推進方策 12**

- 団塊世代等地域づくり活動きっかけづくり支援事業 [ボランティア基金] (再掲) [参画協働課]
- 地域づくり活動応援事業 (再掲) [参画協働課]
- 県民ボランティア活動助成 [ボランティア基金] (再掲) [参画協働課]
- 行政・NPO協働事業助成 [ボランティア基金] (19,500) [参画協働課]

エ 大学・学生との協働によるまちづくり **推進方策 13**

- 大学との連携によるまちづくりの推進 (－) [都市政策課]

②商店街によるまちのにぎわい創出

ア 被災商店街のにぎわい回復 **推進方策 14**

- 商店街・小売市場復興イベント開催支援事業補助 [復興基金] (116,000) [商業振興課]
- 商店街・小売市場共同施設建設費助成事業 [復興基金] (50,000) [商業振興課]
- 小規模事業者事業再開支援事業補助 [復興基金] (1,000) [商業振興課]

イ	特色ある商店街づくり <u>推進方策15</u>		
	└○先導的活性化事業	(49,000)	〔商業振興課〕
	└○空き店舗を活用した多様な事業展開による商店街の活性化	(29,649)	〔商業振興課〕
③地域の景観の保全・創造や空き地等の活用			
ア	残存空地の活用 <u>推進方策16</u>		
	└○被災地空地の緑化推進助成事業〔復興基金〕	(4,200)	〔都市政策課〕
イ	地域景観の形成 <u>推進方策17</u>		
	└○持続型花緑活動応援事業	(40,602)	〔都市政策課〕
	└○景観形成支援事業	(32,190)	〔まちづくり課〕
	└○県民まちなみ緑化事業	(560,000)	〔都市政策課〕
④復興市街地整備事業の早期完成とにぎわい再生			
ア	復興市街地整備事業等の早期完成 <u>推進方策18</u>		
	└○復興市街地再開発事業	(-)	〔市街地整備課〕
	└○復興土地区画整理事業	(-)	〔市街地整備課〕
イ	復興市街地における住宅再建や商業機能の再生 <u>推進方策19</u>		
	└○復興市街地再開発商業施設等入居促進事業〔復興基金〕	(192,151)	〔復興支援課〕
	└○被災市街地復興土地区画整理事業地区内土地利用促進事業〔復興基金〕	(157,686)	〔復興支援課〕
	└○被災者住宅再建・購入支援事業補助〔復興基金〕	(69,010)	〔住宅計画課〕
	└○住宅債務償還特別対策〔復興基金〕	(90,545)	〔住宅計画課〕
	└○高齢者住宅再建支援事業補助〔復興基金〕	(9,780)	〔住宅計画課〕
	└○被災マンション建替支援利子補給〔復興基金〕	(164,197)	〔住宅計画課〕
ウ	中心市街地の活性化 <u>推進方策20</u>		
	└○広域土地利用プログラムによる大規模集客施設の立地の誘導・抑制	(-)	〔まちづくり課〕
	└○中心市街地商業活性化基金による助成	(17,000)	〔商業振興課〕
	└○まちなか空きビル再生支援事業	(2,833)	〔まちづくり課〕
(3) その他の個別課題への対応			
①	県外居住被災者の帰県支援 <u>推進方策21</u>		
	└○県外居住被災者に対する支援〔復興基金〕	(2,881)	〔復興支援課〕
	└○県外居住被災者の県営住宅優先入居枠の確保	(-)	〔住宅管理課〕
②	未償還の貸付金等対策		
	└○災害援護資金の償還対策 <u>推進方策22</u>	(11,790)	〔社会援護課〕
	└○生活福祉資金の償還対策 <u>推進方策23</u>	(9,340)	〔社会援護課〕
	└○緊急災害復旧資金の償還対策 <u>推進方策24</u>	(7,894,730)	〔地域金融課〕
	└○生活復興資金の償還対策 <u>推進方策25</u>	(86,400)	〔復興支援課〕
③	災害復興公営住宅の家賃対策 <u>推進方策26</u>		
	└○被災者に対する公営住宅家賃の一般減免制度への移行	(-)	〔住宅管理課〕
④	震災特例住宅税制の優遇措置による支援 <u>推進方策27</u>		
	└○被災地市街地の震災特例税制の取扱い	(-)	〔住宅計画課〕
⑤	被災自治体の震災関連地方債の償還対策 <u>推進方策28</u>		
	└○既発債の償還延長等の国への要望	(-)	〔市町振興課〕

2. 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展 (36事業、10,271,146千円)  
 (今後の成熟社会を切り拓くための先導的取り組みの定着・発展)

(1) まちの保健室の定着・発展 **推進方策29**

- 「まちの保健室」事業・「まちの保健室」キャラバン隊訪問事業(復興基金) (18,500) [健康増進課]
- 「まちの保健室」推進事業の実施 (5,440) [健康増進課]

(2) シルバーハウジング、コレクティブハウジング等の推進 **推進方策30**

- 県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施 (再掲) [住宅管理課]
- ひょうご住まいサポートセンター住まいづくりの支援事業による民間コレクティブハウジング建設の支援 (450) [住宅計画課]
- 県営シルバーハウジング、コレクティブハウジングの推進 (一) [住宅計画課]  
[公営住宅課]  
[住宅管理課]

(3) こころのケアの推進

①こころのケア対策の推進 **推進方策31**

- こころのケア相談室の設置 (11,245) [障害福祉課]
- こころのケアセンターの運営 (191,750) [障害福祉課]

②心のケア担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実 **推進方策32**

- 心のケア担当教員の配置 (一) [教育企画課]
- ☆スクールカウンセラーの配置(拡充) (415,265) [義務教育課]
- 教職員のカウンセリング・マインド研修の実施 (一) [義務教育課]  
[高校教育課]

(4) ボランティア活動や芸術文化活動などへの支援 **推進方策33**

①震災を機に広がった県民ボランティア活動の推進

- ボランティア活動支援の推進 (94,125) [参画協働課]
- 〔・ボランティア活動資源マッチングシステムの構築・運営  
・ひょうごボランティアプラザの運営等〕
- 市町ボランティア活動支援事業の実施 (87,000) [福祉法人課]
- ひょうご勤労者ボランティアシステムの推進 (10,395) [しごと支援課]
- のじぎくボランティアネットの運営 (112) [参画協働課]

②文化を活かした個性ある地域づくり **推進方策34**

- 芸術文化センターの運営 (1,496,726) [芸術文化課]
- 〔・創造・公演事業の展開  
・兵庫芸術文化センター管弦楽団の運営〕
- 地域アーティスト情報発信支援事業 (4,400) [芸術文化課]
- 青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～の実施 (130,538) [義務教育課]  
[教育課]
- 芸術文化活動支援事業 (35,945) [芸術文化課]
- 県立美術館“芸術の館”の運営 (917,633) [社会教育課]
- 尼崎青少年創造劇場・ピッコロ劇団の運営 (340,239) [芸術文化課]
- 歴史文化遺産活用活性化事業の実施 (541) [文化財室]

③青少年の体験・交流の機会づくりの推進 **推進方策35**

- 子どもの冒険ひろば事業 (33,078) [青少年課]
- 若者ゆうゆう広場事業 (7,812) [青少年課]

④男女が協働した取り組みの推進や家族のきずなの再認識 **推進方策36**

- 男女共同参画社会づくりの推進 (86,300) [男女家庭課]
- 家庭応援施策の推進 (4,290) [男女家庭課]

(5) 新しい働き方や雇用就業への支援 推進方策37

①コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援

- コミュニティ・ビジネス等生きがいしごと支援事業 (再掲) [しごと支援課]
- コミュニティ・ビジネス離陸応援事業 (再掲) [経営支援課]

②ひょうご・しごと情報広場等による雇用就業対策の推進

ア ひょうご・しごと情報広場、地域労働相談・しごと情報広場の運営 推進方策38

- ひょうごしごと情報広場の運営 (91,264) [しごと支援課]
  - ・就職・職業能力開発に関する情報提供、相談、セミナーの実施
  - ・就職活動実践プログラムの実施
  - ・出張方式の就職支援セミナーの実施
  - ・産業施策連携職業紹介事業
  - ・若者しごと倶楽部の運営

イ シニアしごと倶楽部等による中高年のしごとへの支援 推進方策39

- 産業施策連携職業紹介・シニアしごと倶楽部事業 (再掲) [しごと支援課]
- ☆団塊世代雇用就業支援ネットワークの構築(新規) ( - ) [しごと支援課]

(6) ツーリズム振興と新しい都市づくり

①震災ツーリズム等地域の特色を生かしたツーリズム振興 推進方策40

- 「ひょうご」の観光地活性化支援事業 (21,786) [観光振興課]
- 兵庫県大型観光交流キャンペーンの実施 (63,000) [観光政策課]
- 体験・交流型観光の推進 (2,500) [観光振興課]
- ファッションイベントの開催 (8,000) [工業振興課]
- 神戸ルミナリエの開催支援 (25,000) [神戸県民局]
- 人と防災未来センターの活用 (553,644) [企画課]
- 国際フロンティア産業メッセの開催 (8,000) [産業政策課]

②被災地における新都市づくり

ア 潮芦屋の整備推進 推進方策41

- ☆阪神地域整備事業による潮芦屋の整備推進(拡充)(5,582,448の内数) [臨海整備課]
  - ・マリーナ周辺ゾーンの整備
  - ・まちの付加価値の高まりを活かした良好な住宅分譲の推進

イ 「尼崎21世紀の森」の推進 推進方策42

- 「尼崎21世紀の森」の推進 (23,720) [21世紀の森課]
  - ・森づくり協議会の運営
  - ・尼崎21世紀の森拠点地区バス対策費補助
  - ・環境大臣会合等関連イベント運営
  - ・尼崎中央緑地植栽事業助成

ウ 明舞団地等オールドニュータウンの再生 推進方策43

- 明舞団地再生推進事業 ( - ) [住宅計画課]
  - ・円滑な住み替えシステムの検討
  - ・多世代共生ステーションの整備



3. 震災の経験と教訓の継承・発信 (54事業、16,773,086千円)  
 (今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりの推進)

(1) 「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進 推進方策44

○防災力強化県民運動の展開	(600)	[企画課]
○ひょうご安全の日推進県民会議の運営	(890)	[企画課]
○「ひょうご安全の日のつどい」の開催	(9,000)	[企画課]
○「ひょうご安全の日宣言」の発信	(-)	[企画課]
○災害メモリアルkobeの開催	(1,500)	[企画課]
○「1.17は忘れない」地域防災訓練等の実施	(8,600)	[災害対策課]
○「1.17防災未来賞」選奨事業の実施[震災記念基金]	(3,500)	[企画課]
○ひょうご安全の日推進事業の実施[震災記念基金]	(70,000)	[企画課]

(2) 自助・公助・共助が一体となった住宅再建への支援

①被災者生活再建支援制度(支援法)の充実 推進方策45

○住宅再建支援の総合的な見直し	(-)	[復興支援課]
-----------------	-----	---------

②住宅再建共済制度の推進 推進方策46

○兵庫県住宅再建共済制度の推進	(69,118)	[復興支援課]
-----------------	----------	---------

③地震保険制度の改善 推進方策47

○地震保険制度の改善	(-)	[復興支援課]
------------	-----	---------

(3) 住宅や公共施設等の耐震化の推進

①住宅の耐震化 推進方策48

☆宅地耐震化の推進(新規)	(5,229)	[まちづくり課]
○わが家の耐震改修の促進	(231,321)	[建築指導課]
<ul style="list-style-type: none"> <li>・わが家の耐震改修促進事業</li> <li>・簡易耐震診断推進事業</li> </ul>		
○住宅耐震改修支援事業	(7,410)	[住宅計画課]
○構造計算適合性判定経費	(14,238)	[建築指導課]

②公共施設等の耐震化 推進方策49

○県有施設耐震化の推進	(998,059)	[災害対策課]
○県立学校施設の耐震化の推進	(8,150,000)	[施設課]
○学校、病院、福祉施設(民間)に対する耐震診断助成	(10,000)	[建築指導課]

(4) 総合的な減災対策の推進

①防災対策の計画的推進 推進方策50

☆地域防災計画の策定(拡充)	(2,821)	[防災計画課]
○津波重点対策の推進	(657,000)	[港湾課]
○E-ディフェンスを活用した減災対策の研究	(43,419)	[防災計画課]
○防災訓練の実施	(12,321)	[災害対策課]
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合防災訓練の実施</li> <li>・地域防災訓練の実施</li> <li>・「1.17は忘れない」地域防災訓練の実施</li> </ul>		
☆情報トリアージ手法の導入検討(新規)	(2,000)	[防災計画課]
☆全庁的な危機管理対応力の充実強化(新規)	(5,000)	[防災情報課]

②災害時における情報発信の充実 推進方策51

○ひょうご防災ネットの運営	(1,470)	[災害対策課]
○フェニックス防災システムの運営	(201,589)	[防災情報課]
○兵庫衛星通信ネットワークの運営	(110,846)	[防災情報課]

③防災に係る専門人材の養成

ア 家屋被害認定士の養成 推進方策52

○家屋被害認定士制度の実施	(-)	[災害対策課]
---------------	-----	---------

イ	被災建築物応急危険度判定制度の推進 <u>推進方策53</u>		
	└○被災建築物の応急危険度判定制度の推進	(531)	[建築指導課]
	┌・被災建築物応急危険度判定士の養成		
	┌・実施体制の整備		
	┌・広域支援体制及び判定基準等の整備		
	┌・研修会、訓練等の実施		
④	自主防災組織の活性化 <u>推進方策54</u>		
	└○自主防災活性化事業の推進	(868)	[消防課]
⑤	災害ボランティアへの活動支援 <u>推進方策55</u>		
	└○災害ボランティアへの活動支援		
	┌・災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議の運営	(271)	[参画協働課]
	┌・災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施	(-)	[防災計画課]
	┌・災害救援専門ボランティア制度の運営	(663)	[企画課]
⑥	災害時要援護者への支援 <u>推進方策56</u>		
	└○聴覚障害者災害等緊急時情報発信システムの運用	(1,260)	[障害者支援課]
	└☆災害時要援護者支援モデル事業の実施(新規)	(75,000)	[防災計画課]
⑦	災害時の広域避難者への支援 <u>推進方策57</u>		
	└○災害時の広域避難者への支援	(-)	[災害対策課]
⑧	災害救助法に基づく救助の見直し等 <u>推進方策58</u>		
	└○災害救助法に基づく救助の見直し	(298,502)	[災害対策課]
	└○防災に係る基本的事項の共有化・標準化の推進	(-)	[災害対策課]
⑨	災害時における警察活動の推進 <u>推進方策59</u>		
	└○都市型駐在所の設置・運用	(-)	[県警・地域企画課]
	└○災害モニターの委嘱	(-)	[県警・災害対策課]
	└○災害時等警察活動協力員の委嘱	(-)	[県警・災害対策課]
⑩	災害救急医療の取り組み <u>推進方策60</u>		
	└○DMAT(災害派遣医療チーム)の体制整備	(-)	[医務課]
	┌・西日本地区DMAT研修事業		
	└○救急医療体制の整備	(327,041)	[医務課]
	┌・救命救急センター運営費補助		
	┌・救急医療機関等確保事業		
	┌・広域災害・救急医療情報システム、災害医療システムの運営		
	└○救急業務の高度化	(94,380)	[消防課]
(5)	「兵庫の防災教育」の推進と、人と防災未来センターの積極的な活用		
①	新たな防災教育と学校防災体制の充実 <u>推進方策61</u>		
	ア 「兵庫の防災教育」の推進		
	└○兵庫の防災教育の推進	(556)	[教育企画課]
	┌・防災教育推進連絡会議の開催		
	┌・防災教育専門推進員の配置		
	┌・防災教育研修会の開催		
	┌・防災教育推進指導員養成講座の実施		
	┌・阪神・淡路大震災に係る心のケア担当教員研修会の開催		
	イ 震災・学校支援チーム(EARTH)の取り組みの推進 <u>推進方策62</u>		
	└○震災・学校支援チーム(EARTH)の運営	(625)	[教育企画課]
②	人と防災未来センターの積極的な活用 <u>推進方策63</u>		
	└○人と防災未来センターの活用	(再掲)	[企画課]

(6) 国際防災協力の推進

① 国際防災・人道支援拠点の形成の推進 推進方策64

ア 国際防災復興協力機構（IRP）への運営支援

└○国際防災復興協力機構への支援 (28,988) [企画課]

イ 国際防災・人道支援協議会に対する支援 推進方策65

└○国際防災・人道支援拠点構想の推進 (600) [企画課]

② 国際的な防災研修専門機関の整備 推進方策66

└○国際防災研修センターの設立 (25,300) [企画課]

(7) 災害に強い基盤整備等の推進

① 三木総合防災公園、地域防災公園等の整備 推進方策67

└○三木総合防災公園の整備 (244,000) [公園緑地課]

└○地域防災公園の整備 (901,800) [公園緑地課]

② 大阪湾岸道路西伸部の推進 推進方策68

└○大阪湾岸道路西伸部の推進 (-) [道路計画課]

③ 六甲山「水と緑の回廊」構想の推進

ア 六甲山系グリーンベルト整備事業の推進 推進方策69

└○六甲山系グリーンベルト整備事業 (984,500) [砂防課]

イ 阪神疏水構想の推進 推進方策70

└○阪神疏水構想の推進 (-) [河川計画課]

④ 災害時における食料の安定供給等 推進方策71

└○ため池保全機能の強化 (3,170,708) [農村環境課]

└┌・警戒ため池の早期整備（県営・団体営）の推進

└┌・ため池等改修事業の受託実施

└○農村ボランティア活動支援の実施 (6,562) [総合農政課]

## II 高齢者自立支援

(表中)  
☆ : 新規・拡充事業  
[カッコ内]: 平成20年度当初予算額

### 1. 高齢者が安心して暮らせるしくみづくり

#### (1) 高齢者の見守り体制の構築ときめ細かな生活支援

平成20年度実施事業	担当課室
<p>○高齢者自立支援ひろばの開設 [復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復興公営住宅内にひろばを設け、社会福祉法人やNPO法人等が、自治会や他の支援者と連携して、常駐型の見守りとコミュニティ支援などのサービス提供を実施。</li> <li>・見守り支援者の資質向上を図る実践的な研修を実施するとともに、専門家グループによる相談・指導を実施。</li> </ul> <p>※ 新規開設予定 12箇所(累計31箇所) (平成21年度末までに40箇所を目標に開設)</p> <p style="text-align: right;">【175,788千円】</p>	<p>県土整備部 復興支援課 (内線5857)</p>
<p>○SCS(高齢世帯生活援助員)による支援 [復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復興公営住宅に居住する高齢者の安否確認や生活指導、相談対応を実施するとともに、コミュニティづくりの支援を実施。</li> </ul> <p>※ 順次、高齢者自立支援ひろばに移行</p> <p style="text-align: right;">【124,245千円】</p>	<p>県土整備部 復興支援課 (内線5857)</p>
<p>○LSA(生活援助員)による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバーハウジングに居住する高齢者等を対象に、生活相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応などの支援を実施。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【-】</p>	<p>健康生活部 高齢社会課 (内線2947) 県土整備部 公営住宅課 (内線4777)</p>
<p>○LSA(生活援助員)活動強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LSA活動を支援するため、LSA等に対する専門相談会及び研修・交流会を開催。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【696千円】</p>	<p>健康生活部 高齢社会課 (内線2947)</p>
<p>○民生委員・児童委員による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等福祉サービスを必要とする人の生活上の悩みや困りごとの相談活動を、各市町の区域単位で実施。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【348,336千円】</p>	<p>健康生活部 社会援護課 (内線2925)</p>
<p>○夜間・休日「安心ほっとダイヤル」の開設 [復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LSA、SCSによる見守り対象世帯等の夜間・休日の不安解消のため、フリーダイヤルによる電話相談窓口を開設。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【22,176千円】</p>	<p>県土整備部 復興支援課 (内線5857)</p>
<p>○ガスメーター等を活用した見守りシステムの普及促進 [復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者による見守り活動を補完・強化するため、ガスメーターや熱センサー等のITを活用した見守りシステムの普及促進。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【21,800千円】</p>	<p>県土整備部 復興支援課 (内線5857)</p>

平成 20 年度 実施事業	担当課室
○被災者に対する公営住宅家賃の一般減免制度への移行 ・公営住宅家賃の特別減免制度（入居後 10 年間）の適用期間が満了した 11 年目を迎える低額所得の被災入居者に対し、県・被災市町が、それぞれの一般減免制度を適用し支援。 【-】	県土整備部 住宅管理課 (内線4775)
○所有不動産を担保とした貸付の実施 ・一定額以上の不動産を有する要保護世帯について所有不動産を担保とした貸付を実施。 【4, 858千円】	健康生活部 社会援護課 (内線2925)
○県外居住被災者に対する支援 [復興基金] ・帰県を希望する県外被災者について、個別に必要な支援につなぐ登録制度を実施するとともに、電話訪問相談員による相談・情報提供や住宅情報の送付を実施。 ・帰県を希望する県外被災者の希望地近傍の県営住宅に県外被災者優先枠を設定。 【2, 881千円】	県土整備部 復興支援課 (内線5857) 県土整備部 住宅管理課 (内線4775)

(2) 高齢者を包み込むコミュニティづくり

平成 20 年度 実施事業	担当課室
○新婚世帯・子育て世帯に対する県営住宅への優先入居 ・新婚世帯・子育て世帯の公営住宅への優先入居枠を実施し、公営住宅における入居者の世代間バランスを図り、良好なコミュニティづくりを推進。 【-】	県土整備部 住宅管理課 (内線4775)
○特定公共賃貸住宅への入居支援 ・新婚世帯及び子育て世帯に対し、優先入居や家賃減免による入居支援を実施。 【-】	県土整備部 住宅管理課 (内線4775)
○県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施 ・県営コレクティブハウジングにおいて若年世帯と高齢者世帯の混住による子育て支援、良好なコミュニティ、相互扶助システムを育成する多世代協同居住をモデル的に実施。 【-】	県土整備部 住宅管理課 (内線4775)
○いきいき県住推進員による支援 ・いきいき県住推進員による災害復興県営住宅等における自治会の設立・運営に係る支援や入居者と地域住民との交流事業への支援などコミュニティづくりを支援。 【69, 530千円】	県土整備部 住宅管理課 (内線4775)
○コミュニティビジネス等生きがいしごと支援事業 ・生きがいしごとをコミュニティビジネスとして定着させ、地域社会に貢献するため、起業支援ゼミナールや職業紹介事業等を実施。 【58, 451千円】	産業労働部 しごと支援課 (内線3776)
○コミュニティサポート支援事業 [復興基金] ・災害復興公営住宅等におけるコミュニティ形成を支援するために、仲間づくり・生きがいづくり事業を実施。 ※ 順次、高齢者自立支援ひろばに移行 【13, 500千円】	県土整備部 復興支援課 (内線5857)



平成20年度実施事業	担当課室
<p>○被災高齢者自立生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復興公営住宅に入居している高齢者を対象に、生きがい交流事業等を通じて良好なコミュニティを形成し、生きがいを持って安心して自立生活が営めるよう支援を実施。【35,446千円】</li> </ul>	健康生活部 高齢社会課 (内線2947)
<p>○災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業【復興基金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO・ボランティアグループが自治会等と連携・協力して行うふれあい交流事業に対して助成。</li> <li>・社会福祉協議会等の行う復興住宅と周辺地域の住民との相互理解を促進する事業に対して助成。【11,100千円】</li> </ul>	県土整備部 復興支援課 (内線5857)
<p>○県民ボランティア活動助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉、環境創造、国際交流等、特定非営利活動促進法に規定する17分野のボランティア活動に対して助成。【90,000千円】</li> </ul>	県民政策部 参画協働課 (内線2842)
<p>○NPOコミュニティ・ビジネス等活動応援貸付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で幅広く展開されているNPOの活動が、さらに継続、発展していくよう、NPOを対象とした貸付を実施。【18,137千円】</li> </ul>	県民政策部 参画協働課 (内線2842)
<p>○地域づくり活動応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域団体の創意工夫による地域特性を生かした取り組みや、地域団体の連合組織等による広域的な取り組みなどに対して助成を行い、地域づくり活動のノウハウを形成・共有。【-】</li> </ul>	県民政策部 参画協働課 (内線2789)
<p>○コミュニティ・ビジネス離陸応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・ビジネスの事業の立ち上がりを支援。【21,519千円】</li> </ul>	産業労働部 経営支援課 (内線3548)
<p>○地域づくり活動サポーター設置事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の様々な地域づくり活動を効果的に支援するため、県民の身近なアドバイザーとして、地域づくり活動サポーターを設置。【26,499千円】</li> </ul>	県民政策部 参画協働課 (内線2789)

(3) 高齢者に優しい環境づくり

平成20年度実施事業	担当課室
<p>○ユニバーサル社会づくり実践モデル地区整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサル社会づくり実践モデル地区を指定し、地域住民、民間事業者行政が一体となって、ハード・ソフト両面からまちづくりを重点的に実施し、ユニバーサル社会の早期実現を推進。【6,975千円】</li> </ul>	県土整備部 都市政策課 (内線4729)
<p>○公共交通のバリアフリー化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を図るため、鉄道駅舎へのエレベーター等の設置及びノンステップバスの購入を支援。【271,693千円】</li> </ul>	県土整備部 都市政策課 (内線4730)

平成20年度実施事業	担当課室
<p>○ユニバーサル社会づくり兵庫県率先行動計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体験型職員研修等の実施や県主催の会議、大会、イベント等への磁気ループシステム（難聴者補聴支援システム）の導入など、行政が提供するサービスの向上を推進。 【1,405千円】</li> </ul>	健康生活部 ユニバーサル課 (内線2833)
<p>○ユニバーサル社会づくり情報発信事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサル社会づくりの理念の普及や実践活動の参考となる先導的事例等の情報を提供。</li> <li>・県立施設、公共交通機関等のバリアフリー情報をデータベース化し、インターネットで情報発信。 【586千円】</li> </ul>	健康生活部 ユニバーサル課 (内線2833)
<p>○住宅改修業者登録制度の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪質リフォーム事業者によるリフォームトラブルを防止するため、住宅改修事業者の登録制度により、高齢者等が安心して住宅改修事業者を選択できる環境を整備。 【600千円】</li> </ul>	県土整備部 住宅計画課 (内線4637)
<p>○住宅リフォーム相談体制等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひょうご住まいサポートセンターにおいて、高齢者が安心してリフォームができる環境整備を図ることを目的として、相談業務及び安全・安心住宅改修アドバイザーの派遣を実施。 【1,500千円】</li> </ul>	県土整備部 住宅計画課 (内線4637)
<p>○高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅の登録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が安心して円滑に賃貸住宅に入居できるように、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅や専ら高齢者が入居する賃貸住宅について登録を行い、その情報を広く提供する。 【-】</li> </ul>	県土整備部 住宅計画課 (内線4637)
<p>○人生80年いきいき住宅改造助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等に配慮した既存住宅の改造や共用部分のバリアフリー化工事等に対して助成。 【313,490千円】</li> </ul>	県土整備部 都市政策課 (内線4730)
<p>○県営住宅の高齢者向け改修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の居住に配慮して、浴槽埋込、手すりの設置、床の段差解消等の改修を実施。 【16,448千円】</li> </ul>	県土整備部 公営住宅課 (内線4750)
<p>○くらしの安全・安心サポート体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者からの相談に迅速・的確に対応するため、消費生活・食の安全安心、製品の安全性に関する相談に迅速・的確に対応。 【28,631千円】</li> </ul>	県民政策部 消費生活課 (内線2790)
<p>○地域のくらし安全強化対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くらしのクリエイターや地域団体と協働で悪質商法に関する情報提供や地域住民への声かけ運動を展開。 【4,181千円】</li> </ul>	県民政策部 消費生活課 (内線2790)

## 2. 高齢者の元気づくり

### (1) 高齢者の健康づくり

平成20年度実施事業	担当課室
<p>○地域包括支援センターの運営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護高齢者やその家族からの在宅介護等に関する相談に応じ、利用者のニーズに応じた介護サービスをはじめとする各種保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう、市町やサービス実施機関等との調整等を実施。 【1,190,755千円】</li> </ul>	健康生活部 高齢社会課 (内線2947)
<p>○介護予防事業支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防給付及び地域支援事業、地域包括支援センターの運営状況について調査・検証し、市町への助言を行うなど、効果的な事業の実施を支援。 【1,336千円】</li> </ul>	健康生活部 高齢社会課 (内線2947)
<p>○「まちの保健室」事業・「まちの保健室」キャラバン隊訪問事業 【復興基金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災高齢者等が心身の不安や悩みを身近なところで気軽に看護師等に相談できる場を、コミュニティプラザ等で開設。</li> <li>・SCS等とともに閉じこもりがちな人への訪問活動を実施。 【18,500千円】</li> </ul>	健康生活部 健康増進課 (内線3250)
<p>○「まちの保健室」推進事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等が心身の不安や悩みを看護師等に相談できる場を、公民館やスーパーなど地域の身近な場所で開設。 【5,440千円】</li> </ul>	健康生活部 健康増進課 (内線3250)
<p>○保健師・栄養士による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者世帯などの支援を要する世帯への訪問指導や健康相談健康づくりのための住民相互による声かけなどコミュニティづくりへの支援を実施。 【-】</li> </ul>	健康生活部 健康増進課 (内線3250)
<p>○地域支援事業（介護予防事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査等に併せて生活機能評価を実施し、発見された特定高齢者（虚弱高齢者）に対し、訪問や通所により筋力向上や認知症予防等の介護予防サービスを提供。</li> <li>・全高齢者に対し、介護予防に関する普及啓発を行い、その自発的な取り組みを支援。 【421,127千円】</li> </ul>	健康生活部 高齢社会課 (内線2947)
<p>○アルコール関連問題対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコール依存症の回復者の自助グループによる専門相談窓口「アルコールホットライン」を設置し、アルコール関連問題の相談を実施。 【900千円】</li> </ul>	健康生活部 障害福祉課 (内線3293)
<p>○こころのケア相談室の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康福祉事務所に「こころのケア相談室」を設置し、精神保健福祉センター、兵庫県こころのケアセンター等と連携して、相談指導や普及啓発を実施。 【11,245千円】</li> </ul>	健康生活部 障害福祉課 (内線3293)

平成20年度実施事業	担当課室
<p>○こころのケアセンターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラウマ(心的外傷)やPTSD(心的外傷後ストレス障害)など、こころのケアに関する研究、研修、診療等を実施。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【191,750千円】</p>	健康生活部 障害福祉課 (内線3293)
<p>○老人クラブによる健康づくり活動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーダー養成研修会やニュースポーツ講習会などの健康づくり活動を行う県老人クラブ連合会及び市町老人クラブ連合会の支援。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【15,362千円】</p>	健康生活部 高齢社会課 (内線3111)
<p>○地域リハビリテーション支援体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者や高齢者が、住み慣れた地域で、それぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションを継続的に受けることができるシステムを構築。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【10,873千円】</p>	健康生活部 高齢社会課 (内線2947)

(2) 高齢者に対する学びの場の提供

平成20年度実施事業	担当課室
<p>○いきいき仕事塾Ⅱの開設 [復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地に住む高齢者を対象として、生きがいづくりや仲間づくりにつながる知識等を習得するための講座を開設。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【11,443千円】</p>	県土整備部 復興支援課 (内線5857)
<p>○いなみ野学園大学院の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の学習意欲に応えるとともに、地域課題の複雑化・高度化に対応した人材を育成。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【6,355千円】</p>	県民政策部 生活創造課 (内線2754)
<p>○いなみ野学園の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に生きがいのある充実した生活の基盤を確立するための学習機会を総合的・体系的に提供。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【58,361千円】</p>	県民政策部 生活創造課 (内線2754)
<p>○阪神シニアカレッジの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・阪神地域の高齢者に対して、地域の特性や課題に対応した地域活動やボランティア活動等を行うために必要な知識や技能を、総合的・体系的に身につける学習機会を提供。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【54,888千円】</p>	県民政策部 生活創造課 (内線2754)
<p>○地域高齢者大学の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立文化会館など県内5箇所において、「4年制大学講座」及び「地域活動実践講座」を運営し、学習を通じた高齢者の生きがいづくりを推進することにより、地域づくり・生きがいづくり活動の裾野を拡大。</li> <li>・高齢者大学OB会等のコーディネートにより、高齢者の地域づくり活動を支援。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【8,953千円】</p>	県民政策部 生活創造課 (内線2754)

平成 20 年度 実施事業	担当課室
○生涯学習情報プラザの運営 ・県内の学習機関の連携のもとで、県民への学習情報の提供や学習相談、学習グループや学習指導者の育成、学習機関相互の連携・調整などの全県的な学習支援を実施。 【2,965千円】	県民政策部 生活創造課 (内線2754) 神戸生活創造 センター (360-9015)

(3) 高齢者の社会参加の促進

平成 20 年度 実施事業	担当課室
○産業施策連携職業紹介・シニアしごと倶楽部事業 ・中高年求職者の再就職を支援する「シニアしごと倶楽部」事業の実施。 【12,476千円】	産業労働部 しごと支援課 (内線3717)
○いきいき仕事塾修了生への支援 [復興基金] ・いきいき仕事塾修了生が行う自主的活動への支援。 【1,071千円】	県土整備部 復興支援課 (内線5857)
○老人クラブ活動強化推進事業 ・子育て支援活動や、地域見守り活動を行う単位老人クラブへの支援。 【199,548千円】	健康生活部 高齢社会課 (内線3024)
○老人クラブ助成事業 ・単位老人クラブ及び市町老人クラブ連合会の活動を支援するほか、老人クラブ青年部の設置等により、若手会員の活躍の場づくりや加入促進を実施。 【133,291千円】	健康生活部 高齢社会課 (内線3111)
○シルバー人材センター事業 ・県下全域でシルバー人材センター事業を推進する(社)兵庫県シルバー人材センター協会の管理運営費及び事業費に対して助成。 【18,780千円】	産業労働部 しごと支援課 (内線3778)
☆団塊世代雇用就業支援ネットワークの構築(新規) ・「シニアしごとサポートデスク」の設置等による団塊世代の雇用就業ニーズに対する相談機能の強化。 【-】	産業労働部 しごと支援課 (内線3778)



### Ⅲ まちのにぎわいづくり

〈表中〉  
 ☆ : 新規・拡充事業  
 [カッコ内]: 平成 20 年度当初予算額

#### 1. まちの「元気」の創出 ～多様な主体の参画と協働によるまちのにぎわい創出～

##### (1) 地域の主体的な発意によるまちのにぎわい創出への包括的支援

平成 20 年度 実施事業	担当課室
<p>○まちのにぎわいづくり一括助成事業 [復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちのにぎわいづくりに向け、地域が主体的な発意に基づき行う、地域の特色を生かした取組みに対し包括的な支援を実施。</li> </ul> <p>(補助対象者)                  まちのにぎわいづくりを主体的に推進できる団体                  (まちづくり協議会・商店街振興組合等)</p> <p>(補助対象地域)                  被災市内において、震災の影響を受け、まちのにぎわいづくりを推進する必要があると認められる地域</p> <p>(補助対象事業)                  まちのにぎわいづくりにつながる新規のソフト事業及び、関連する施設整備</p> <p>(補助限度額)                  10,000 千円 (特認分は最高 5,000 千円上乗せ)</p> <p>(補助対象期間)                  交付決定より最長 2 年間</p> <p style="text-align: right;">【77,208 千円】</p>	<p>県土整備部                  復興支援課                  (内線 5886)</p>

##### (2) 商業振興とまちづくりの連携によるまちのにぎわい創出

平成 20 年度 実施事業	担当課室
<p>○まちなか商業再活性化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関による「まちなか商業再活性化調整会議」を開催。</li> <li>・大型店出店に伴い影響を受けると認められる中心的な商店街を支援</li> </ul> <p style="text-align: right;">【15,500 千円】</p>	<p>産業労働部                  商業振興課                  (内線 3579)</p>

## (3) まちづくり協議会等によるまちのにぎわい創出

平成20年度実施事業	担当課室
○復興まちづくり支援事業 [復興基金] ・被災市街地における住民主体の市街地復興のまちづくりを支援するため、アドバイザーやコンサルタントの派遣、まちづくり活動への助成を実施。 【44,550千円】	県土整備部 都市政策課 (内線 4665)
○まちづくり支援事業 ・県下全域における住民主体のまちづくりを支援するため、アドバイザーやコンサルタントの派遣、まちづくりに関する情報や相互交流機能を有した情報バンク『ひょうご・まちづくりネットワーク』を構築・運営。 【16,859千円】	県土整備部 都市政策課 (内線 4665)

## (4) やる気のある商店街等によるまちのにぎわい創出

平成20年度実施事業	担当課室
○先導的活性化事業 ・まちづくりの観点から実施する先導的な複数の活性化事業への助成を実施。 【49,000千円】	産業労働部 商業振興課 (内線 3579)
○商店街・小売市場復興イベント開催支援事業補助 [復興基金] ・商店街等が、復興をアピールし来街者の増加を図るために開催する復興イベント事業に対し助成。 【116,000千円】	産業労働部 商業振興課 (内線 3579)
○空き店舗を活用した多様な事業展開による商店街の活性化 ・空き店舗活用の支援策拡充を行い、商店街の活性化を推進。 【29,649千円】	産業労働部 商業振興課 (内線 3579)
○商店街・小売市場共同施設建設費助成事業 [復興基金] ・被災した商店街等が建設する共同施設の建設費の一部を補助。 【50,000千円】	産業労働部 商業振興課 (内線 3574)
○小規模事業者事業再開支援事業補助 [復興基金] ・震災によって仮設営業中又は未再開の小規模事業者が事業再開する際の店舗・事務所等の賃借料等の一部を補助。 【1,000千円】	産業労働部 商業振興課 (内線 3579)
○緊急災害復旧資金の償還対策 ・緊急災害復旧資金の条件変更や借換貸付などにより、償還が円滑に進むようきめ細かな対応を実施。 【7,894,730千円】	産業労働部 地域金融課 (内線 3546)

(5) 地域団体やNPO等によるまちのにぎわい創出

平成20年度実施事業	担当課室
<p>○団塊世代等地域づくり活動きっかけづくり支援事業</p> <p>・団塊世代等の活力を地域づくりに活かすため、地域づくり活動に取り組む「きっかけ」を提供する取り組みを支援。</p> <p style="text-align: right;">【3,000千円】</p>	<p>県民政策部 参画協働課 (内線 2841)</p>
<p>○地域づくり活動応援事業</p> <p>・地域団体の創意工夫による地域特性を生かした取組みや、地域団体の連合組織等による広域的な取組みなどに対して助成を行い、地域づくり活動のノウハウを形成・共有。</p> <p style="text-align: right;">【—】</p>	<p>県民政策部 参画協働課 (内線 2789)</p>
<p>○県民ボランティア活動助成</p> <p>・福祉、環境創造、国際交流等、特定非営利活動促進法に規定する17分野のボランティア活動に対し助成。</p> <p style="text-align: right;">【90,000千円】</p>	<p>県民政策部 参画協働課 (内線 2842)</p>
<p>○行政・NPO協働事業助成</p> <p>・NPOと行政が協働して実施する、地域の課題解決や活性化に向けた取組みに対し助成。</p> <p style="text-align: right;">【19,500千円】</p>	<p>県民政策部 参画協働課 (内線 2842)</p>

(6) 学生との協働によるまちのにぎわい創出

平成20年度実施事業	担当課室
<p>○大学との連携によるまちづくりの推進</p> <p>・まちづくり支援事業を活用し、地域と大学の連携を支援。</p> <p style="text-align: right;">【—】</p>	<p>県土整備部 都市政策課 (内線 4665)</p>

2. まちの「資源」の活用

～地域資源を活かしたまちのにぎわいづくり～

(1) 地域の文化を活かしたまちのにぎわいづくり

平成20年度実施事業	担当課室
<p>○地域アーティスト情報発信支援事業</p> <p>・「ひょうごアーティストサロン」の運営等を通じ、若手芸術家等の育成支援や地域における芸術文化活動を活性化。</p> <p style="text-align: right;">【4,400千円】</p>	<p>県民政策部 芸術文化課 (内線 2776)</p>
<p>○芸術文化活動支援事業</p> <p>・芸術文化団体等が実施する芸術文化事業に対し助成。</p> <p style="text-align: right;">【35,945千円】</p>	<p>県民政策部 芸術文化課 (内線 2850)</p>

平成20年度実施事業	担当課室
<p>○尼崎青少年創造劇場・ピッコロ劇団の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の自由な創造活動を促進する尼崎青少年創造劇場を運営し、多彩な事業を開催するとともに、ピッコロ劇団による公演やアウトリーチ活動を展開。</li> <li>・ピッコロ劇団による芸術文化センターでの公演を実施。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【340,239千円】</p>	<p>県民政策部 芸術文化課 (内線 2760)</p>
<p>○芸術文化センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら創造し、県民とともに創造する「パブリックシアター」をめざす芸術文化センターを運営し、多彩な創造・公演事業を展開。</li> <li>・兵庫芸術文化センター管弦楽団を運営し、定期演奏会など多彩な活動を展開。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【1,496,726千円】</p>	<p>県民政策部 芸術文化課 (内線 2760)</p>
<p>○青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術文化センターにおいて、県内すべての中学校1年生に芸術文化センター管弦楽団の演奏を鑑賞する機会を提供。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【130,538千円】</p>	<p>教育委員会 義務教育課 (内線 5724) 企画管理部 教育課 (内線 2526)</p>
<p>○県立美術館“芸術の館”の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立美術館“芸術の館”を運営し、県民の期待に応える魅力ある展覧会を開催するとともに、新たなにぎわいを創出するため、県内各地での展覧会や学校団体や親子での美術鑑賞を推進する活動等を実施。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【917,633千円】</p>	<p>教育委員会 社会教育課 (内線 5756)</p>

(2) 地域の景観や空き地等を活用したまちなぎわいづくり

平成20年度実施事業	担当課室
<p>○景観形成支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成地区内での修景事業等に助成を行うとともに、住民等の景観形成に関する活動等に対するアドバイザーを派遣。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【32,190千円】</p>	<p>県土整備部 まちづくり課 (内線 4660) まちづくり センター (367-1263)</p>
<p>○持続型花緑活動応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続型花壇の質の向上と団体活動の継続を図るため、住民団体等による持続型の花緑活動に対する支援を実施。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【40,602千円】</p>	<p>県土整備部 都市政策課 (内線 2757)</p>
<p>○県民まちなみ緑化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市地域の防災性向上や環境改善を図るため、県民緑税を活用し、住民団体等による緑化活動に対する支援を実施。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【560,000千円】</p>	<p>県土整備部 都市政策課 (内線 2758)</p>

平成20年度実施事業	担当課室
○被災地空地の緑化推進助成事業【復興基金】 ・震災に起因した空地において、住民団体等が実施する緑化活動等に助成。 【4,200千円】	県土整備部 都市政策課 (内線4665)

(3) ツーリズムによる地域の集客・まちのにぎわいづくり

平成20年度実施事業	担当課室
○「ひょうご」の観光地活性化支援事業 ・地域ぐるみの誘客、交流人口の拡大による先導的な活性化策を講じようとする観光地を支援。 【21,786千円】	産業労働部 観光振興課 (内線3529)
○兵庫県大型観光交流キャンペーンの実施 ・兵庫県の持つ豊富で多彩な観光資源を全国に広く発信するキャンペーンの実施準備。 【63,000千円】	産業労働部 観光政策課 (内線3561)
○体験・交流型観光の推進 ・県内外からの旅行者の受入のため、地域資源を活用した各種体験、ガイドツアー等の企画、開発、実施に取り組む団体の活動に対し支援。 【2,500千円】	産業労働部 観光振興課 (内線3529)
○ファッションイベントの開催 ・「神戸コレクション」を核として、周辺イベントや市内小売、飲食、観光関連業界等を巻き込んだ「神戸ファッションウィーク」を設定し、協賛イベントの開催等を通じ、効果的な集客や情報発信、地域経済への波及を促進。 【8,000千円】	産業労働部 工業振興課 (内線3580)
○神戸ルミナリエの開催支援 ・震災犠牲者の鎮魂と街の復興・再生への希望を託して開催する「神戸ルミナリエ」への支援を実施。 【25,000千円】	神戸県民局 商工労政課 (361-8607)
○人と防災未来センターの活用 ・阪神・淡路大震災の経験と教訓を後世に継承し、国内外の災害による被害の軽減に貢献するため、人と防災未来センターによる展示、研修、情報発信などを推進。 【553,644千円】	企画管理部 防災企画局 企画課 (内線3161)
○国際フロンティア産業メッセの開催 ・ナノ、情報通信・エレクトロニクス、健康・医療、環境・エネルギー、ロボット(人工知能)などをターゲットにした総合産業見本市を開催し、国際的な技術・ビジネス交流の基盤を強化。 【8,000千円】	産業労働部 産業政策課 (内線3640)



### 3. まちの「再生」の促進

#### ～復興市街地整備事業の早期完成とにぎわいの再生～

##### (1) 復興市街地整備事業の早期完成

平成20年度実施事業	担当課室
○復興市街地再開発事業 ・道路・公園等の公共施設の整備や不燃化共同建築物の建設を行うことにより、快適・健全で防災性の高い都市環境を整備。 【－】	県土整備部 市街地整備課 (内線 4676)
○復興土地区画整理事業 ・防災空間ともなるゆとりある生活空間や公共施設等を整備し、住環境を向上。 【－】	県土整備部 市街地整備課 (内線 4673)

##### (2) 復興市街地における住宅再建や商業機能の再生

平成20年度実施事業	担当課室
○復興市街地再開発商業施設等入居促進事業 【復興基金】 ・商業施設等として保留床を取得するための資金融資に対する利子補給や賃借に対する家賃補助、NPO等による空床を活用した公益的事業に対する助成等を実施。 【192, 151 千円】	県土整備部 復興支援課 (内線 5885)
○被災市街地復興土地区画整理事業地区内土地利用促進事業 【復興基金】 ・対象地区内に新たに住宅建設等をする者に対し、利子補給による支援を実施。 【157, 686 千円】	県土整備部 復興支援課 (内線 5885)
○被災者住宅再建・購入支援事業補助 【復興基金】 ・住宅金融公庫(平成19年4月より住宅金融支援機構)の災害復興住宅融資等を受け、面的整備事業地区内に新たに住宅を建設または購入する被災者に対し、利子補給を実施。 【69, 010 千円】	県土整備部 住宅計画課 (内線 4721)
○住宅債務償還特別対策 【復興基金】 ・既存の住宅ローンの償還を行いながら、被災者向け住宅資金融資を利用し、面的整備事業地区内に住宅を建設等する被災者に対し、助成金を交付。 【90, 545 千円】	県土整備部 住宅計画課 (内線 4721)
○高齢者住宅再建支援事業補助 【復興基金】 ・高齢を理由に住宅融資が受けられずに、自己資金で面的整備事業地区内に住宅再建等した65歳以上の被災者に対し、助成金を交付。 【9, 780 千円】	県土整備部 住宅計画課 (内線 4721)

平成 20 年度 実施事業	担当課室
<p>○被災マンション建替支援利子補給 [復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅金融公庫（平成 19 年 4 月より住宅金融支援機構）の災害復興住宅融資等を受け、被災した分譲マンションを再建する区分所有者等に対し、利子補給を実施。 【164, 197 千円】</li> </ul>	<p>県土整備部 住宅計画課 (内線 4721)</p>
<p>○被災者に対する公営住宅家賃の一般減免制度への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅家賃の特別減免制度（入居後 10 年間）の適用期間が満了した 11 年目を迎える低額所得の被災入居者に対し、県・被災市町が、それぞれの一般減免制度を適用し支援。 【-】</li> </ul>	<p>県土整備部 住宅管理課 (内線 4775)</p>
<p>○広域土地利用プログラムによる大規模集客施設の立地の誘導・抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商業施設等の大規模な集客施設の立地を誘導・許容する広域商業ゾーン等を設定。これに基づき、市町が都市計画等により立地の誘導・抑制を実施。 【-】</li> </ul>	<p>県土整備部 まちづくり課 (内線 4666)</p>